

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和４年６月30日
【発行者名】	シティグループ・ファースト・インベストメント・ マネジメント・リミテッド (Citigroup First Investment Management Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 ソン・リ (Song Li, Director)
【本店の所在の場所】	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、 チャンピオン・タワー50 / F (50 / F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong)
【代理人の氏名又は名称】	辯護士 三 浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	辯護士 三 浦 健 同 飯 村 尚 久 同 中 野 恵 太

【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）外国レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト - ア 投資信託受益証券に係るファンドの名ルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド 称】	（ Red Arc Global Investments （ Cayman ） Trust - Algebris Financial Hybrid Securities Fund ）
【届出の対象とした募集（売出）外国アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド - 豪ドル受益 投資信託受益証券の金額】	証券 50億豪ドル（約4,585億円）を上限とする。 アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド - ユーロ受益 証券 50億ユーロ（約6,792億円）を上限とする。 アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド - 円受益証券 5,000億円を上限とする。 アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド - 米ドル受益 証券 50億米ドル（約6,443億円）を上限とする。 （注）豪ドル、ユーロおよび米ドルの円換算額は、便宜上、2022年4月28日現在における株式 会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１豪ドル＝91.70円、１ユーロ＝135.83 円、１米ドル＝128.86円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト - アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド

（Red Arc Global Investments (Cayman) Trust - Algebris Financial Hybrid Securities Fund）

（注１）アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド（以下「ファンド」または「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。なお、サブ・ファンドは、トラストの名称を省略して表記されることがある。2022年４月末日現在、トラストは、25本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

（注２）用語の定義については、本書別紙Ａ「定義」を参照のこと。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

豪ドル受益証券、ユーロ受益証券、円受益証券および米ドル受益証券（以下、総称して、「受益証券」という。）は、いずれも記名式無額面受益証券で、４種類である。

受益証券について、サブ・ファンドの発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはサブ・ファンドの発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券はいずれも追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド - 豪ドル受益証券
50億豪ドル（約4,585億円）を上限とする。

アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド - ユーロ受益証券
50億ユーロ（約6,792億円）を上限とする。

アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド - 円受益証券
5,000億円を上限とする。

アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド - 米ドル受益証券
50億米ドル（約6,443億円）を上限とする。

（注１）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、豪ドル受益証券は豪ドル建て、ユーロ受益証券はユーロ建て、円受益証券は円建て、および米ドル受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り、それぞれ豪ドル、ユーロ、円または米ドルのいずれかをもって行う。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

クラスの受益証券１口当たりの申込価格は、当該取得日における当該受益証券のクラスに適用ある受益証券１口当たり純資産価格である（当該受益証券のクラスの単数処理に従う。）。

（注）「取得日」とは、各営業日、および／または管理会社が随時書面で指定する当該他の日をいう。

（５）【申込手数料】

申込手数料は2.75パーセント（税抜き2.50パーセント）を上限とする。

申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

（６）【申込単位】

ファンドの申込単位については、関連する日本における販売会社に照会のこと。日本における販売会社の連絡先については下記に照会のこと。

（７）【申込期間】

2022年 7 月 1 日（金曜日）から2023年 6 月30日（金曜日）まで

（注１）日本における申込受付時間は、原則として、販売会社の日本における営業日（以下「日本における営業日」という。）の午後 3 時（日本時間）までとする。申込期間中の上記時刻以降の申込みは、翌申込日の申込みとして取り扱われる。

（注２）日本において発注を取り扱うことが適当でないと代行協会員（以下に定義する。）が判断する日においては、例外的に発注の取扱いが行われないことがある。

（８）【申込取扱場所】

販売会社については、以下の連絡先に照会することができる。

シティグループ証券株式会社

住所：東京都千代田区大手町 1 - 1 - 1 大手町パークビルディング

電話番号：03-6776-8800

URL：<https://www.citigroup.jp/jp/about/cgmj/index.html>

（９）【払込期日】

投資者は、適用ある取得日の 3 営業日後までに適用あるクラス基準通貨にて申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとする。なお、販売会社では、通常申込の日に適用あるクラス基準通貨にて申込金額等の引き落としを行う。

（１０）【払込取扱場所】

前記「（８）申込取扱場所」に同じ。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

販売会社は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で、日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約を締結している。

管理会社は、シティグループ証券株式会社をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券 1 口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売会社に送付する等の業務を行う会社をいう。

（ハ）申込みの方法

投資者は、適用ある取得日の 3 営業日後までに適用あるクラス基準通貨にて申込金額および申込手数料（ただし、日本における販売会社が日本における投資者との間で別途取り決める場合を除く。）を販売会社

に支払うものとする。なお、販売会社では、申込の日に適用あるクラス基準通貨にて申込金額等の引き落としを行うことがある。

（二）日本以外の地域における発行

サブ・ファンドの受益証券は、日本国外において募集されることはない。

サブ・ファンドは、欧州経済領域（「EEA」）または連合王国（「英国」）における一般投資者に対して、募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされることはない。かかる規定の目的における用語の意義は、以下のとおりである。

（a）「一般投資者」との用語は、（1）（EEAの目的のため）次に掲げる（ ）から（ ）のいずれかである者（またはこれらの複수에該当する者）ならびに（2）（英国の目的のために）2018年欧州連合離脱法に基づく英国国内法の一部を形成する、規則（EU）1286 / 2014（その後の改正を含む。）をいう。

（ ）指令2014 / 65 / EU（その後の改正を含み、以下「第二次金融商品市場指令」という。）第4（1）条第11号において定義される一般顧客。

（ ）指令（EU）2016 / 97（その後の改正を含み、以下「保険販売業務指令」という。）の意味における顧客（かかる顧客が第二次金融商品市場指令第4（1）条第10号において定義される専門投資家の資格を有していない場合に限る。）。

（ ）規則（EU）2017 / 1129（その後の改正を含み、以下「目論見書規則」という。）において定義される適格投資者でない者。

（b）「募集」との用語は、投資者をして、受益証券を買い付け、または取得することを決定することを可能とさせるような募集の要項および募集される受益証券に係る一切の形式および一切の方法による十分な情報の通信を含む。

英文目論見書および関連する補遺の交付および受益証券の募集または購入は日本の居住者に限定される。「日本の居住者」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号において定義され、日本に住所または居所を有する自然人および日本に主たる事務所を有する法人をいい、非居住者の日本の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなされる。

英文目論見書および関連する補遺は、募集もしくは勧誘が非合法である法域または募集もしくは勧誘を行う者が資格がないまたは募集もしくは勧誘を行うことが非合法である者に対して行われる、募集または勧誘を構成しない。情報を取得し関連する法域における適用ある法令を確認することは、英文目論見書および関連する補遺を保有する者および英文目論見書および関連する補遺に従って受益証券の申込みを希望する者の責任である。

（ホ）米国の課税

受益証券を買付けることにより、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人ではないことおよび各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しないことを表明する。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的、信託金の限度額

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社の間で2008年10月21日に締結された信託証書（2015年3月10日付修正・再録信託証書により変更・再録済。）（以下、総称して、「信託証書」という。）に基づき設立されたオープン・エンドのアンプレラ型ユニット・トラストである。

トラストは、アンプレラ型ユニット・トラストとして設立されている。関連するサブ・ファンドに帰属する資産および債務が適用される個別ポートフォリオまたはサブ・ファンドが設定、設立されることができる。各サブ・ファンドに限定的に係る受益証券が発行される。

本書に基づき受益証券の募集を行うサブ・ファンドは、アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンドである。

サブ・ファンドの機能通貨は、米ドルとする。

豪ドル受益証券は豪ドルで表示され、ユーロ受益証券はユーロで表示され、円受益証券は円で表示され、および米ドル受益証券は米ドルで表示される。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足する追補信託証書に定める条項の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。（a）本書に定める条件と（b）当該サブ・ファンドに係る信託証書および追補信託証書に定める条件との間に不一致がある場合は、後者の条件が優先する。

サブ・ファンドは、投資適格または投資不適格の格付けの優先株式およびハイブリッド資本商品を含む、世界中の金融セクターの非劣後債務証券または劣後債務証券に間接的に投資することで、緩やかな資本の成長を提供することを投資目的とする。サブ・ファンドは、投資先ファンドの、(a)豪ドル受益証券に帰属するものはクラスI豪ドル投資証券に、(b)ユーロ受益証券に帰属するものはクラスIユーロ投資証券に、(c)円受益証券に帰属するものはクラスI円投資証券に、および(d)米ドル受益証券に帰属するものはクラスI米ドル投資証券（以下「投資先ファンド投資証券」と総称する。）に、サブ・ファンドのほぼすべての資産を投資することにより、その投資目的の達成を目指す。したがって、サブ・ファンドは、投資先ファンドのフィーダー・ファンドを務め、その資産のほぼすべてが投資先ファンドに投資される。

サブ・ファンドの資産の大半は投資先ファンドに投資されるため、サブ・ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドの投資ポートフォリオのパフォーマンスに依拠する。

サブ・ファンドは、為替レートの変動に対して実質的なエクスポージャーを有していないため、サブ・ファンドのレベルでの通貨ヘッジは行わない。投資先ファンドは、(a)（投資先ファンドの基準通貨である）ユーロに対する投資先ファンドの資産の通貨建ての通貨の変動に対する投資先ファンドのエクスポージャーを減少させ、(b)ユーロ以外の通貨建てのヘッジ投資先ファンド投資証券については、ユーロと当該ヘッジ投資先ファンド投資証券の通貨建ての通貨との間の通貨エクスポージャーリスクをヘッジするために、通貨ヘッジの手法を使用する。投資先ファンドのレベルで行われる通貨ヘッジ取引の詳細については、下記の「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（１）投資方針、投資先ファンド、通貨取引」を参照のこと。

サブ・ファンドの資産の特定の部分は、サブ・ファンドの日々の現金必要性が生じた際にはこれを斟酌しつつ、現金または短期金融商品等の現金等価物・短期金融証券として留保される。サブ・ファンドのキャッシュ・ポリシーの詳細は、後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（１）投資方針、現金方針」の項において記載されている。

サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして組成されている。サブ・ファンドは、トラッカーファンドとして設定されていない。したがって、サブ・ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドのパフォーマンスとは異なることがある。

管理会社は、(i)受益証券の購入申込みまたは買戻請求が大量になされると単独で判断する場合、(ii)サブ・ファンドが投資する市場または投資対象の急激または大幅な変動を単独の裁量により予期する場合または管理会社の合理的な支配を超えるその他の事由が存在する場合、(iii)管理会社が新たに拠出された資産の初期投資を行っている始動期間、および/または(iv)その逸脱が管理会社の単独の裁量により(a)サブ・ファンドを終了する準備を行うためまたは(b)サブ・ファンドの資産の規模の結果として合理的に必要な場合、本書に記載される投資方針、制限およびガイドラインから一時的に逸脱することを決定することができる。当該逸脱を認識した場合、管理会社は、受益者の利益を考慮し、合理的に実務上可能な限り当該逸脱を是正することを目指す。

サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。

b. ファンドの基本的性格

サブ・ファンドは、信託証書および2020年11月13日付追補信託証書（以下「追補信託証書」という。）に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。管理会社は、各サブ・ファンドに関して一定の管理事務業務（受益証券の割当て、発行、譲渡および買戻しの調整を含む（ただし、これらに限られない。）。）を実行する責任を有する。

受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。さらに、受託会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当する。管理事務代行会社は、受益証券1口当たり純資産価格を計算する責任を負う。

後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5)その他、(イ)トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い、または本書に記載するその他の状況において早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは、(i)いずれかの評価日において純資産価額が2,000万米ドルを下回り、当該日またはそれ以降に管理会社がサブ・ファンドを償還することを決定する場合または()管理会社がその単独の裁量において、受益者に3か月を下回らない事前通知を行うことでサブ・ファンドを終了すると決定した日および()償還日のうち、最も早く到来する日に終了する。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。

また、管理会社が(i)ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または()サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実現不可能であり、もしくは実現不可能となる見込みであるとして、管理会社がその単独の裁量により決定する場合（投資先ファンドへのエクスポージャーの獲得が不可能となったと管理会社が決定する状況を含む（ただし、これらに限られない。）。）、管理会社は、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができる。

受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産を、当該サブ・ファンドの信託期間中、当該サブ・ファンドの受益者の利益のために個別のサブ・ファンドとして、信託証書（関連する追補信託証書を含む。）の条件において、またその権限および規定に従って、個別の独立した信託としてかつケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「信託法」という。）に基づき保有するものとする。

受託会社は（管理会社と協議の上）、サブ・ファンド決議または受益者決議による承認を得ることなく、大要追補信託証書の様式による共同宣言を行うことにより、随時サブ・ファンドを設定および設立すること

ができる。当該サブ・ファンドは、信託証書（関連する追補信託証書を含む。）の条項に基づき、またその権限および規定に従い行使されるものとする。

各受益証券は無額面とする。

いずれのサブ・ファンドの受益証券も、その保有者に対して、当該サブ・ファンドの信託財産の特定部分における利益または不可分の持分を付与しないものとする。疑義を避けるために付言すると、あるサブ・ファンドの受益証券の保有者は、当該受益証券を保有していることを理由として、他のサブ・ファンドに対して利益を有さないものとする。

いずれかの信託財産の一部を構成する一切の金銭は、信託証書の規定に従い保有または投資されるものとする。

受託会社は、サブ・ファンドに関して、書面による決議をもって、当該サブ・ファンドの受益証券について1以上の独立したクラスおよび/またはシリーズを参照して、随時受益証券を設定し、指定し、発行することができ、また受託会社は、管理会社と協議の上、以下に掲げる方法などを含むかかるクラスまたはシリーズの受益証券を当該サブ・ファンドのその他のクラスまたはシリーズの受益証券と差別化するものとする。

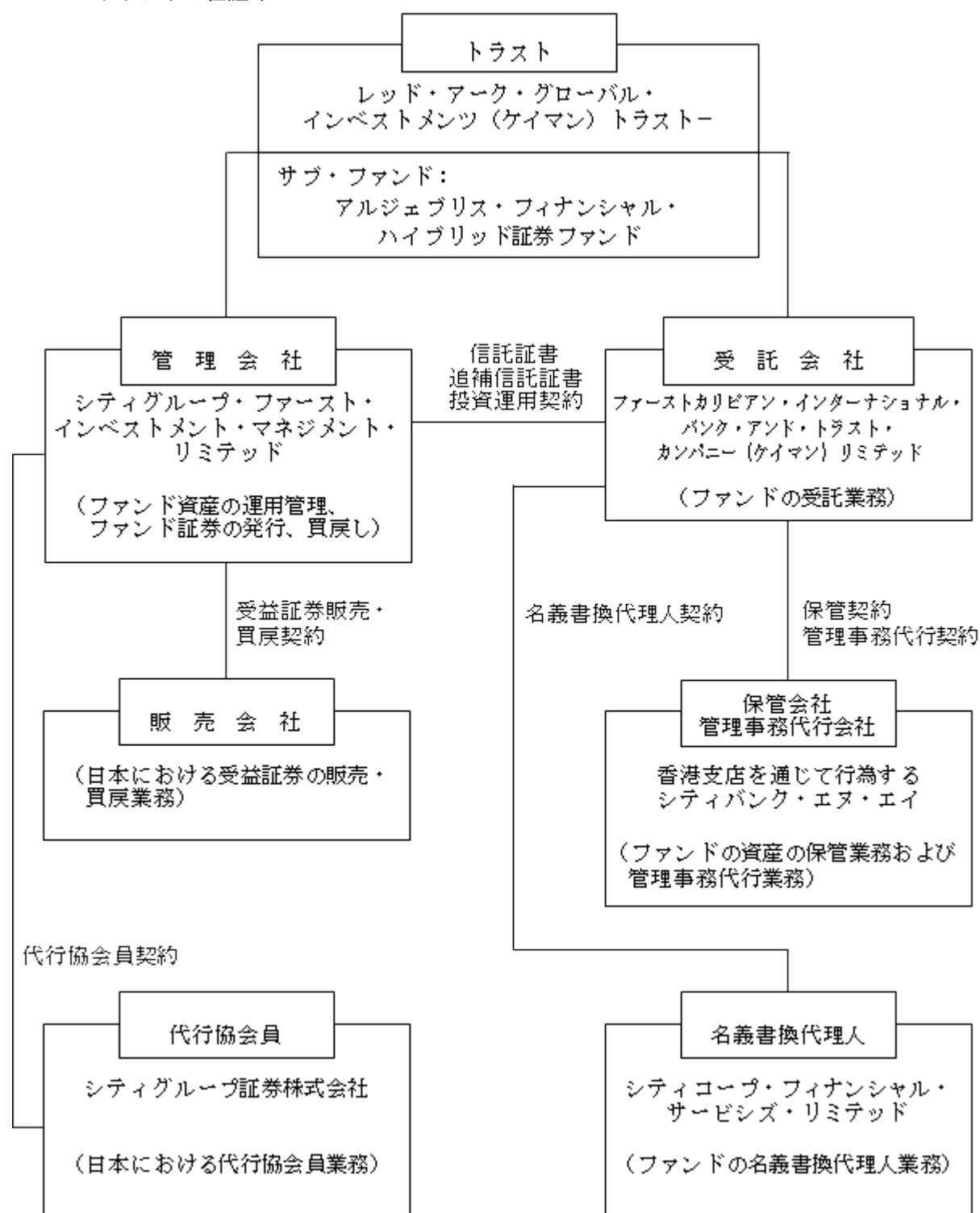
- （a）資産、債務、経費および費用を当該クラスおよび/またはシリーズ間で割り当てる方法
- （b）当該クラスまたはシリーズの純資産価額を計算する方法
- （c）受託会社または管理会社によって選任されたサービス提供者に支払うべき報酬（管理報酬、業績報酬および買戻手数料などを含むが、これらに限られない。）を当該各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法
- （d）為替ヘッジに起因する費用および損益を当該各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法
- （e）かかるサブ・ファンドの信託財産に関するその他資産または債務を当該各クラスまたはシリーズに帰属させ、負担させる方法

（2）【ファンドの沿革】

1971年1月15日	管理会社設立
2008年10月21日	信託証書締結
2015年3月10日	修正・再録信託証書締結
2015年5月12日	修正・再録信託証書効力発生
2020年11月13日	追補信託証書締結
2021年1月4日	サブ・ファンドの申込開始
2021年1月29日	サブ・ファンドの運用開始（設定日）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
シティグループ・ファースト・イン ベストメント・マネジメント・リミテッ ド (Citigroup First Investment Management Limited)	管理会社	受託会社との間で信託証書および追補信託証書を、 2015年3月10日付で投資運用契約（注1）を締結 （2015年5月12日効力発生）。管理会社はサブ・ ファンドの資産の運用管理および受益証券の発行を 行う。
ファーストカリビアン・インターナ ショナル・バンク・アンド・トラス ト・カンパニー（ケイマン）リミテッ ド (First Caribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で信託証書および追補信託証書を、 2015年3月10日付で投資運用契約（注1）を締結 （2015年5月12日効力発生）。受託会社はサブ・ ファンドの資産の受託会社としての業務を提供す る。
香港支店を通じて行為するシティバン ク・エヌ・エイ (Citibank, N.A. through its Hong Kong Branch)	保管会社 管理事務代行会 社	2020年12月頃付で受託会社との間で保管契約（注2） を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管 を行う。 2020年12月頃付で受託会社との間で管理事務代行契 約（注3）を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業 務について、委任されている。
シティコープ・フィナンシャル・サー ビシズ・リミテッド (Citicorp Financial Services Limited)	名義書換代理人	2020年12月頃付で受託会社との間で名義書換代理人 契約（注4）を締結。サブ・ファンドの名義書換代理 人業務を委任されている。
シティグループ証券株式会社	代行協会員	2020年12月15日付で管理会社との間で代行協会員契 約（注5）を締結。日本において代行協会員業務を行 う。
日本における販売会社	販売会社	管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を 締結。日本において販売・買戻業務を提供する。

（注1）投資運用契約とは、受託会社がサブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびにサブ・ファンドに関する投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲する契約である。

（注2）保管契約とは、受託会社によって資産の保管会社として選任された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管口座の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

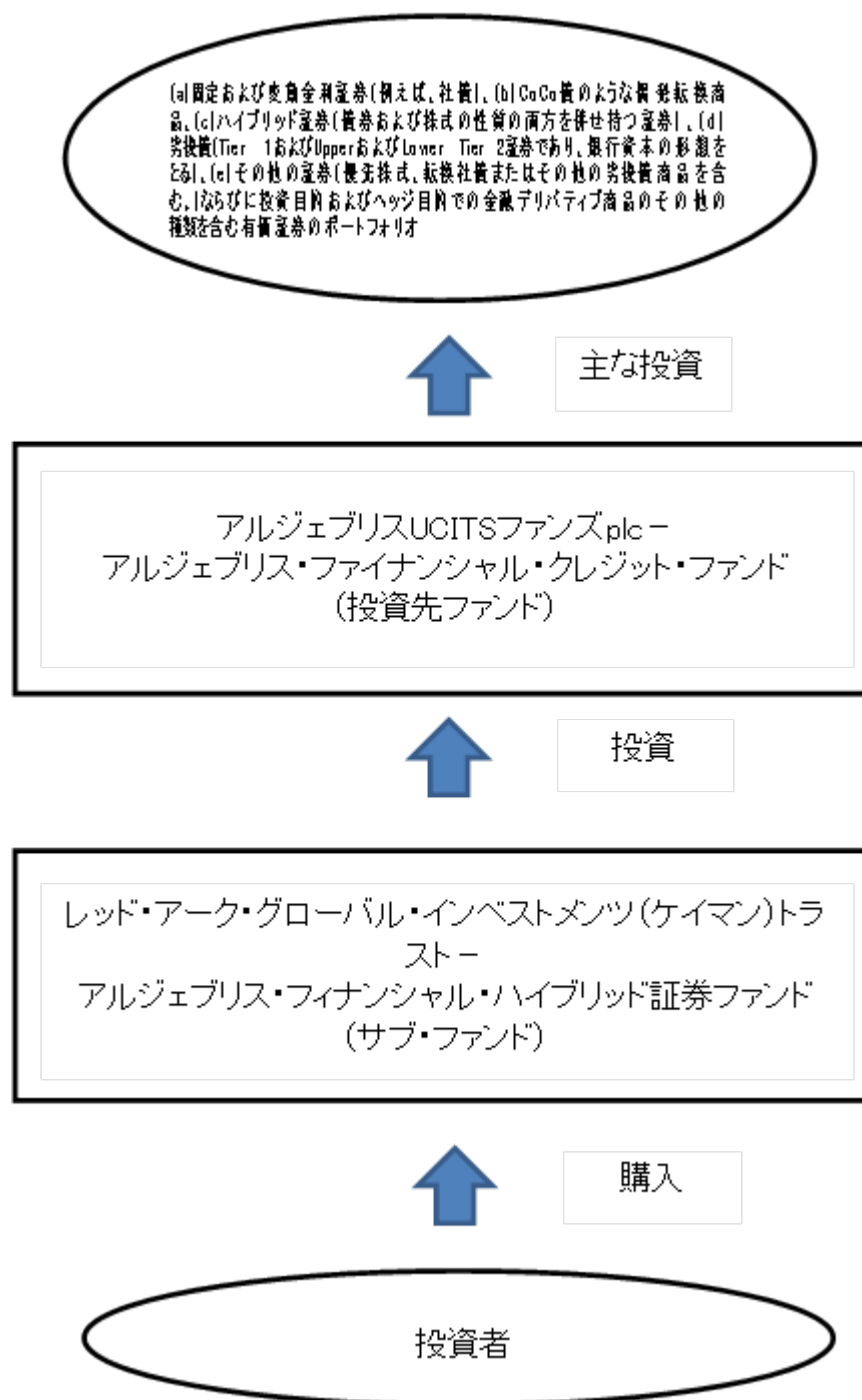
（注3）管理事務代行契約とは、受託会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授權する契約である。

（注4）名義書換代理契約とは、名義書換代理人が受益証券の発行、譲渡および買戻しに関して登録名義書換事務を提供することを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の販売会社への送付等を行うことを約する契約である。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

ファンドの投資の仕組み



管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、香港の法律に基づき設立された。

() 会社の目的

管理会社の目的は、投資ファンドを運営、管理することである。香港法第571章の証券先物法（以下「SF0」という。）第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

() 株式資本の額

管理会社の資本金は200万200香港ドル（約3,284万円）で、2022年4月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約1,642円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2022年4月末日現在、290,818,687香港ドル（約48億円）であった。

（注）香港ドルの円換算額は、便宜上、2022年4月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場（1香港ドル＝16.42円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。

（ ）会社の沿革

1971年1月15日設立。

管理会社は、2007年2月16日香港の証券先物委員会からタイプ4および9の認可を受けた。

（ ）大株主の状況

（2022年4月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
シティグループ・グローバル・マーケット・ホンコン・ホールディングス・リミテッド (Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited)	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、チャンピオン・タワー50/F (50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong)	2万2株	100%

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、信託法に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制される。

準拠法の内容

（ ）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、かつ信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受益者たる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、（限られた一定の場合を除き、）受益者としめない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（6）監督官庁の概要」の記載を参照。

（ ）一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わなければならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の業務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（もしくはブライムブローカー）を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の業務提供者に通知しなければならない。「同等の法律が存在する法域」とは、ケイマン諸島犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「ケイマン諸島犯罪収益に関する法律」という。）5（2）（a）項に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域をいう。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければならない。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされている。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁（CIMA）への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド規則の要求する情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- ・ 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。

- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を行い、または行おうとしていること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法（改正済）、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）または受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

トラストの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島である。サブ・ファンドの会計監査は、香港において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、毎年6月30日までには前年12月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、（a）サブ・ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社もしくは管理会社とその設立文書または目論見書に定める規定に従って、サブ・ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（ ）当該事実を受託会社に書面で報告し、（ ）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、サブ・ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、（a）サブ・ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（b）サブ・ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにサブ・ファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、サブ・ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- （a）すべての旧名称を含むサブ・ファンドの名称
- （b）投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- （c）前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- （d）純資産価額
- （e）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （f）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- （g）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、（a）受託会社が知る限り、サブ・ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（b）サブ・ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

サブ・ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

（ロ）受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了する。サブ・ファンドの第一期の会計年度は、2021年1月29日に開始し、2021年12月31日に終了する期間とする。監査済年次計算書類および未監査の半期計算書類は、香港において一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成され、通常、監査済計算書類については各会計年度の末日から6か月以内に受益者に送付され、未監査の計算書類に関しては、中間期間

の末日から3か月以内に受益者に送付される。最初の報告書は、2021年1月29日に開始し、2021年6月30日に終了する期間に関する半期報告書であった。

また、名簿書換代理人は、各月の末日時点の受益者に保有されている受益証券の残高ならびに保有されるクラス受益証券の適用ある1口当たり純資産価格を記載した月次報告書を受益者に提供し、さらに、受益証券の申込みまたは買戻しのいずれかを行った受益者のそれぞれに対しては、当該申込みまたは買戻しの後に追加の残高証明書を提供する。

年次報告書を含む、サブ・ファンドに関する更なる情報については、申込みに応じて管理会社および受託会社から入手可能である。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各特定期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会であるシティグループ証券株式会社のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ミューチュアル・ファンド法

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制される。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、CIMAに対する年次の所定の事項の報告および監査済年次財務書類の提出を規定する。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも、受託会社に対し、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する

一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。これらのCIMAの指示を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服することがあり、また、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、受託会社の適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

マナー・ロンダリング規制

マナー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するために、受託会社は、マナー・ロンダリング防止手続を採用し、維持する必要がある、そして申込者に対して、その身元、それらの実質的所有者および支配者の身元（該当する場合）ならびに資金源を証明する証拠の提出を要求することができる。許可された場合、一定の条件に基づき、受託会社はまた、そのマナー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の維持を適切な者に委託することができる。

また、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込者または譲受人の身元、それらの実質的所有者および支配者の身元（該当する場合）ならびに資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を留保する。ただし、場合によっては、受託会社およびその適式に選任された委託先は、随時改正または変更されるケイマン諸島のマナー・ロンダリング防止規則（改正済）またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合で、完全なデュー・ディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。

申込者が証明の目的で要求される情報の提出を遅延するか、または怠った場合、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込みの受理を拒絶することができ、その場合、受領された資金は利息を付することなく、当該資金の送金元口座に返金されるものとする。

受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先は、受益者に対する買戻代金の支払いまたは分配金の支払いが適用ある法律もしくは規制に従っていない疑いがあると受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先が判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、またはかかる支払いの拒絶が、受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するのに必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒絶することができる。

ケイマン諸島における者が、他の者が犯罪行為に従事しまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくはそのような疑惑を抱き、またはこれらを知り、もしくは疑惑を抱くことについて合理的な根拠を得た場合、またかかる認識もしくは疑惑に関する情報を規制を受ける部門における業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行の過程で知った場合、当該者は、上記の確信または疑惑を、（ ）その通報が犯罪行為またはマナー・ロンダリングに関するものである場合はケイマン諸島犯罪収益に関する法律に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、または（ ）その通報がテロ行為またはテロリストの資金提供および資産への関与に関するものである場合はケイマン諸島のテロリズム法（改正済）に基づき巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して報告する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされない。

ケイマン諸島データ保護法

ケイマン諸島政府は、2017年5月18日にデータ保護法（改正済）（以下「DPA」という。）を施行した。DPAにより、国際的に受け入れられたデータ・プライバシー原則に基づいた受託会社の法令上の要求を導入する。

受託会社は、管理会社と共に、DPAの下での受託会社のデータ保護義務および投資者（および投資者と関連する個人）のデータ保護権利を概説する書類（以下「サブ・ファンド・プライバシー通知」という。）を準備してきた。サブ・ファンド・プライバシー通知は、本書の別紙Eに含まれている。

潜在的投資者は、サブ・ファンドへの投資ならびに受託会社およびその関連会社および／またはその委託先との関連するやり取り（申込フォームの記入、および（適用ある場合には）電磁的方法でのやり取りまたは電話通話の記録を含む。）の観点から、または受託会社に投資者と関連する個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、クライアント、実質的受益者または代理人）の個人情報を提供する観点から、当該個人は受託会社ならびにその関連会社および／または委託者（管理事務代行会社を含むが、これに限られない。）に対しDPAにおいて個人データを形成する一定の個人情報を提供することに留意すべきである。個人データについてデータ管理者として行為する受託会社ならびに管理事務代行会社、管理会社およびその他のような受託会社の関連者および／または委託者は、データ処理者（または一定の場合に自身の権利においてデータ管理者）として行為する場合がある。

サブ・ファンドへの投資によりおよび／またはサブ・ファンドへの投資を続けることにより、投資者は、サブ・ファンド・プライバシー通知を熟読し理解したこと、およびサブ・ファンド・プライバシー通知はサブ・ファンドへの投資に関連する投資者のデータ保護権利および義務の概略を提供することを承知したものとす。申込書類には関連する表明保証が含まれている。

DPAの監視はケイマン諸島のオンブズマン・オフィスの責任である。受託会社によるDPAの違反は、治癒命令、金銭ペナルティまたは犯罪訴追への紹介を含む、オンブズマンの執行行為を招く可能性がある。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および方針

サブ・ファンドは、投資適格または投資不適格の格付けの優先株式およびハイブリッド資本商品を含む、世界中の金融セクターの非劣後債務証券または劣後債務証券に間接的に投資することで、緩やかな元本の成長を提供することを投資目的とする。サブ・ファンドは、投資先ファンドの、(a)豪ドル受益証券に帰属するものはクラスⅠ豪ドル投資証券に、(b)ユーロ受益証券に帰属するものはクラスⅠユーロ投資証券に、(c)円受益証券に帰属するものはクラスⅠ円投資証券に、および(d)米ドル受益証券に帰属するものはクラスⅠ米ドル投資証券（以下「投資先ファンド投資証券」と総称する。）に、サブ・ファンドのほぼすべての資産を投資することにより、その投資目的の達成を目指す。したがって、サブ・ファンドは、投資先ファンドのフィーダー・ファンドを務め、その資産のほぼすべてが投資先ファンドに投資される。

サブ・ファンドの資産の大半は投資先ファンドに投資されるため、サブ・ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドの投資ポートフォリオのパフォーマンスに依拠する。

サブ・ファンドは、為替レートの変動に対して実質的なエクスポージャーを有していないため、サブ・ファンドのレベルでの通貨ヘッジは行わない。投資先ファンドは、(a)（投資先ファンドの基準通貨である）ユーロに対する投資先ファンドの資産の通貨建ての通貨の変動に対する投資先ファンドのエクスポージャーを減少させ、(b)ユーロ以外の通貨建てのヘッジ投資先ファンド投資証券については、ユーロと当該ヘッジ投資先ファンド投資証券の通貨建ての通貨との間の通貨エクスポージャーリスクをヘッジするために、通貨ヘッジの手法を使用する。投資先ファンドのレベルで行われる通貨ヘッジ取引の詳細については、下記の「投資先ファンド、通貨取引」を参照のこと。

サブ・ファンドの資産の特定の部分は、サブ・ファンドの日々の現金必要性が生じた際にはこれを斟酌しつつ、現金または短期金融商品等の現金等価物・短期金融証券として留保される。サブ・ファンドのキャッシュ・ポリシーの詳細は、後記「現金方針」の項において記載されている。

サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして組成されている。サブ・ファンドは、トラッカーファンドとして設定されていない。したがって、サブ・ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドのパフォーマンスとは異なることがある。

管理会社は、(i)受益証券の購入申込みまたは買戻請求が大量になされると単独で判断する場合、(ii)サブ・ファンドが投資する市場または投資対象の急激または大幅な変動を単独の裁量により予期する場合または管理会社の合理的な支配を超えるその他の事由が存在する場合、(iii)管理会社が新たに拠出された資産の初期投資を行っている始動期間、および／またはその逸脱が管理会社の単独の裁量により(a)サブ・ファンドを終了する準備を行うためまたは(b)サブ・ファンドの資産の規模の結果として合理的に必要な場合、本書に記載される投資方針、制限およびガイドラインから一時的に逸脱することを決定することができる。当該逸脱を認識した場合、管理会社は、受益者の利益を考慮し、合理的に実務上可能な限り当該逸脱を是正することを目指す。

サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。

投資先ファンド

サブ・ファンドは、投資先ファンドのフィーダー・ファンドを務めるため、その資産のほぼすべてが投資先ファンドに投資される。サブ・ファンドの資産の大半は投資先ファンドに投資されるため、サブ・ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドの投資ポートフォリオのパフォーマンスに依拠する。サブ・ファンドおよび／または投資先ファンドが、投資目的を達成し、または相当額の損失を回避するとの保証はない。潜在的投資者は、サブ・ファンドへ投資するか否かを決定する前に、本書および投資先ファンドの英文目論見書の全体（「投資目的および投資方針、投資先ファンド」および「3 投資リスク、（１）リスク要因」を含むが、これらに限られない。）を注意深く確認すべきである。

投資先ファンドは、投資先ファンド・アンブレラの別個の資産ポートフォリオであり、投資先ファンドの英文目論見書に記載されている投資目的および方針にしたがって投資され、投資先ファンド・アンブレラのすべての負債、収入および費用は、投資先ファンドに帰属するか、または投資先ファンドに割り当てられたものが適用され、課されることとなる。投資先ファンド・アンブレラは、登録番号509801のアイルランドの変動資本オープン・エンド型アンブレラ投資法人であり、2011年欧州共同体（譲渡可能証券への集団投資事業）規則（改正済）にしたがって、分別された責任を有するアンブレラファンドとして設立された。

投資先ファンド・アンブレラおよび投資先ファンドに関連するさらなる情報について、投資予定者は、管理会社から請求に応じて入手可能な投資先ファンドの英文目論見書を確認すべきである。本書と投資先ファンドの英文目論見書との間に齟齬がある場合、投資先ファンドの英文目論見書が優先する。

投資目的および投資方針

投資先ファンドの目的は、高水準の金利収入を提供し、安定したキャピタル・ゲインを生み出すことである。サブ・ファンドは、収益の分配を行わない投資先ファンド投資証券に投資する。投資先ファンド投資証券に帰属する投資先ファンドの純利益は、投資先ファンドの資本に再投資され、したがって、投資先ファンド投資証券に帰属する純利益がサブ・ファンドまたは受益者に分配されることは予定されていない。

投資目的を達成するため、投資先ファンドの資産は、世界中の金融セクター、主に固定および変動金利証券（例えば、ムーディーズ、スタンダード&プアーズ、フィッチまたはその他の格付機関が格付した投資適格、投資不適格または無格付の社債）、偶発転換社債（以下「CoCo債」という。）、ハイブリッド証券（債券および株式の性質の両方を併せ持つ証券）、Tier 1ならびにUpperおよびLower Tier 2証券（銀行資本の形態）、トラスト型優先証券（一種のハイブリッド証券）、優先株式、転換証券（例えば、転換社債または転換優先株式）、以下に詳述されるその他の劣後債、ならびに上場投資証券（以下「ETN」という。）、投資先ファンドの投資運用会社が投資を希望する特定の資産クラスにエクスポージャーを提供する上場投資信託（以下「ETF」という。）および預金に投資される。投資先ファンドは、市場のボラティリティが高い時に信用機関の預金に相当の投資を行うことがある。

投資先ファンドは、普通株式に直接投資する予定はないが、投資先ファンドが保有する他の証券から転換によって当該普通株式を取得した場合、投資先ファンドは、普通株式を取得し、保有することがある（例えば、CoCo債は、以下に詳述されるとおり、特定の状況において自動的に発行体の株式に転換される。）。疑義を避けるために付言すると、投資先ファンドは、このように取得された普通株式を売却またはその他の方法で処分するよう要求されないものとする。その結果、普通株式が投資先ファンドの資産ポートフォリオの重要な部分を占める場合がある。

投資先ファンドの投資運用会社は、一般的に、（ ）収益成長率の見通しの変化、（ ）営業費用の見込みの変化、（ ）貸借対照表の質の変化、（ ）売却、処分または取得の可能性に関する投機、（ ）経営陣の変更による執行能力および/または戦略的指示の変更、（ ）資本規律の変化、（ ）規制の変更、（ ）全体的なリスク選好度の変化または（ ）評価方法の変更のうちまたは複数の特性を有する企業にポジションを取ることを追求する。

投資ポートフォリオの構築およびポジショニングは、実勢市況ならびに規制上、業界上、事業上およびその他のリスクを考慮して投資先ファンドの投資運用会社が決定する。投資ポートフォリオの構成および分散化を決定するために、ボトムアップの選定プロセスを適用する。ボトムアップ・アプローチは、個々の証券のファンダメンタル分析、投資先企業の短期・長期の経済見通しおよび投資先企業の内在的価値の評価を含む。

投資先ファンドの投資は、ユーロ建てまたは他の通貨建ての資産にグローバル・ベースで行われる。

投資先ファンドは、アイルランド中央銀行が定める要件に従い、投資、効率的なポートフォリオ運用、およびヘッジ（例えば、通貨リスク管理）目的のためにデリバティブ要素を組み込む金融デリバティブ商品（以下「FDI」という。）および証券を利用することができる。レバレッジおよび/またはデリバティブを組み込むサブ・ファンドが投資する証券には、ETNならびに転換証券およびCoCo債等のハイブリッド証券が含まれるものとする。投資先ファンドは、投機目的または投資目的でこれらの証券に投資することができる。投資先ファ

ンドは、投機目的または投資目的ではなくヘッジ目的および効率的なポートフォリオ管理目的のためにのみ本書に言及される他のFDIを使用することができる。これらのFDIには、スワップ、オプション、先物および先渡契約が含まれる。投資先ファンドは、直接投資によるロング・ポジションに加え、これらのFDIそれぞれの使用により合成的にロング・ポジションおよびショート・ポジションの双方を取る。投資先ファンドのネット・ロング・ポジションの総額は、（コミットメント・アプローチに従って計算される）投資先ファンドの純資産価額の130パーセントを超えないと予想される。投資先ファンドは純資産価額の100パーセントまでをショート・ポジションに投資することができるが、投資先ファンドはネット・ショートにはならない（すなわち、ショート・エクスポージャーの合計は、コミットメント・アプローチに従って計算されたロング・エクスポージャーの合計を超えない。）。

例えば、（ ）債務証券およびETFに関するスワップは、投資先ファンドが保有する証券の将来の価値の下落をヘッジするもしくは防ぐためまたは市場全般の不利な動きに対して保護するために利用することができ、（ ）クレジット・デフォルト・スワップは、ヘッジおよび既存の信用エクスポージャーの管理のために購入することができ、（ ）金利スワップ、金利先物、金利オプションおよび金利先物オプションは、ヘッジおよび投資先ファンドの金利エクスポージャーの管理のために使用することができ、（ ）株式、債務証券、ETF、適格指数および先物のプット・オプションは、「ロッキング・イン」ゲインのための効率的、流動的および効果的なメカニズムを提供するため、投資先ファンドが保有する証券の将来の価値の下落を防ぐためまたは市場全般の不利な動きを防ぐために購入することができ、（ ）プット・オプションおよびコール・オプションは、ヘッジおよびリスク軽減のために債券、ETF、適格指数および先物に対して売却することができ、（ ）通貨スワップおよび通貨オプションは、ヘッジおよび投資先ファンドの通貨エクスポージャーの管理のために使用することができ、（ ）債務証券の先物および先渡契約は、信用エクスポージャーおよび金利リスクに対して利用することができ、（ ）為替先渡契約（FX先渡取引としても知られる。）はヘッジおよび通貨リスク管理のために利用することができる。

投資先ファンドの投資運用会社はまた、投資先ファンド投資証券がユーロ以外の通貨建てである場合に生じる投資先ファンドのすべての非ユーロエクスポージャーをヘッジするために実務上可能な場合、FDIを使用することができる。さらに、投資先ファンドの投資はユーロまたはその他の通貨建ての資産で行われるため、投資先ファンドの投資運用会社は、外国為替（以下「FX」という。）リスクを最小化するために、非ユーロ建ての保有をユーロに対してヘッジすることができる。投資先ファンドは、ヘッジおよび通貨リスク管理目的でスポットおよびFX先渡取引を利用することができる。

当該FDIの利用は、コミットメント・アプローチに基づく投資先ファンドの純資産価額の100パーセントを上限とするレバレッジになるものとし、投資先ファンドのリスク特性に合致する。

投資先ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的として、アイルランド中央銀行UCITS規則においてアイルランド中央銀行が定めた条件および制限に従い、レボ契約およびリバース・レボ契約を締結することができる。

上記に記載される投資先ファンドの投資対象（許可されている非上場投資を除く。）は本書別紙Bに記載される市場に上場または当該市場で取引されるものとする。

投資先ファンドは、投資先ファンドに上記に定める資産クラスに対するサブ・ファンドのエクスポージャーを付与するために、他のUCITS（フィーダーUCITSを除く。）および適格非UCITSに投資することができる。オープン・エンド型ETFを含むこれらの投資は、投資先ファンドの純資産価額の10パーセントを超えてはならない。裏付けとなる集合投資スキームは、レバレッジをかけられることがある。

一般

投資先ファンドは、本規則に従い、譲渡性のある証券および流動金融資産（金融デリバティブ商品を含むが、これに限らない。）への投資を通じて投資リスクを分散させながら、その投資目的を達成するために運営を行う。規制ある市場で取引されない他の証券に投資先ファンドの純資産価額の10パーセントを上限に投資す

ることができるという点を除き、投資先ファンドが投資することができる譲渡性のある証券および流動金融資産は、通常、規制ある市場で相場付けまたは取引されなければならない。

投資先ファンドは、別紙Cに定める制限に従って、UCITSまたは適格非UCITSである集団投資スキームに投資することができる。かかる集団投資スキームへの投資には、投資先ファンド・アンブレラの他のサブ・ファンドへの投資が含まれる。ただし、投資先ファンドは、投資先ファンド・アンブレラの他のサブ・ファンドの投資口を保有している投資先ファンド・アンブレラの別のサブ・ファンドに投資することはできない。投資先ファンドが投資先ファンド・アンブレラの別のサブ・ファンドに投資する場合、当該ファンドに投資された資産に関して、年次管理報酬、投資運用報酬、販売報酬または成功報酬を請求することはできない。

新規発行証券

投資先ファンドは、随時修正、補足および解釈される米国金融取引業規制機構（以下「FINRA」という。）規則5130（以下「FINRA規則5130」という。）に定義される「新規発行証券」に随時投資することができる。FINRA規則5130は、FINRA会員が、一定の免除を条件に、FINRA規則5130に定義される「被制限者」（以下「規則5130被制限者」という。）が受益権を有する勘定（例えば、投資先ファンド等の民間投資ファンド）に対して、新規発行証券を販売することを一般に禁止している。

さらに、随時修正、補足および解釈されるFINRA規則5131（以下「FINRA規則5131」といい、FINRA規則5130と合わせて、以下「新規発行証券規則」と総称する。）のセクション（b）は、「スピニング」の慣行を禁止している。「スピニング」は、ブローカー・ディーラーが会社の執行役員または取締役が新規発行証券を割り当て、当該執行役員または取締役がその後会社の投資銀行業務のニーズに対してそのブローカー・ディーラーを使用することによって便宜を図る際に発生する。FINRA規則5131は、規則5131被制限者（以下に定義される。）の会社がFINRA会員と投資銀行業務関係を有しているまたは有することが予想される場合に、さらなる一定の免除を条件に「公開会社」（FINRA規則5131で定義される。）または「対象非公開会社」（FINRA規則5131で定義される。）の執行役員もしくは取締役または当該執行役員もしくは取締役により実質的に支援を受ける者（以下それぞれ「規則5131被制限者」という。）が利害関係を有する勘定に対してFINRA会員が新規発行証券を割り当てることを一般的に禁止することによりスピニングを禁止する。

上記にかかわらず、FINRA会員は、規則5130被制限者および／または規則5131被制限者が利害関係を有する勘定が（ ）非米国規制当局から一般への販売を許可された米国外の法域の法律に基づき組織された投資会社（投資先ファンド等）であり、（ ）当該投資会社の投資口の5パーセントを超える所有者が規則5130被制限者でない場合、当該勘定に対して新規発行証券を販売することが許可される（以下「投資会社免除」という。）。

各投資者は、投資先ファンドが新規発行証券にどの程度参加することができるかを判断するために、質問表に回答することが求められる。投資先ファンド・アンブレラは、上記の投資会社免除の遵守を確保するために規則5130被制限者および／または規則5131被制限者である投資先ファンドの投資主の投資証券の全部または一部を強制的に買い戻す権利を行使することができる。

とりわけ「新規発行証券規則」の既存の解釈および変更ならびに管理事務上の負担および公平と公正の原則を含む実務上の勘案事項に照らして、投資先ファンドまたは投資先ファンドの投資運用会社が、投資先ファンドまたは投資先ファンド・アンブレラ全体にとって適切とみなす場合、上記は、投資先ファンドまたは投資先ファンドの投資運用会社が投資会社免除以外の新規発行証券規則に基づく免除に随時依拠する権限をいかなる方法でも制限しないものとする。

投資先ファンドの投資目的が達成される保証はない。

投資家は、投資先ファンドへの投資が投資ポートフォリオの大きな割合を占めるべきではなく、すべての投資家にとって適切でない可能性があることに留意すべきである。

投資家は、投資先ファンドの投資証券は、銀行預金ではなく、いかなる政府、政府機関または銀行預金の保有者を保護するその他の保証スキームによっても付保されまたは保証されるものではないことに留意すべきである。投資先ファンドの保有する資産の価値は、銀行預金よりも変動することが予想される。

転換証券

転換証券とは、通常、社債権者の裁量により、存続期間中の一定の時期に、発行会社のあらかじめ決められた額の普通株式に転換することができる証券である。転換証券とは、債券を株式に交換するオプションを組み込んだ証券である。投資先ファンドは、発行体に対するエクスポージャーを得るためまたは投資先ファンドの投資方針に沿った当該発行体の株式を取得するために転換証券を使用することができる。発行体の信用状態および金利等のその他の要因も、転換証券の投資価値に影響を与えることがある。転換証券の転換価額は、裏付けとなる株式の市場価格によって決まるため、裏付けとなる株式と同じリスクに広くさらされる。転換証券は、発行者の選択により、転換証券の設定書類に定められた価格で買い戻されることがある。

CoCo債

CoCo債は、経済上かつ規制上効率的な資本調達手段として、主に金融機関によって発行される。これらは、通常は劣後債である偶発ハイブリッド証券の形態であり、通常は債務証券のように機能するが、特定の「トリガー」事由が発生した場合には、株式に転換するかまたは持分評価損（全部または一部）の吸収メカニズムを有する。評価損は、CoCo債の元本の一部が減額されることを意味する。トリガー事由は、例えば、機械的な規則（例えば、発行体の自己資本規制比率）または規制監督当局の裁量に基づく場合がある。CoCo債は、比較的新しい複雑な商品であり、ストレス下にある市場環境下では、どのようなパフォーマンスを上げるかを予測することが困難なリスクの高い投資対象である。CoCo債は、主に金融機関が発行するが、異なる種類の企業が発行することがある。CoCo債は、比較的新しい形態のハイブリッド資本であり、転換事由および／またはその他のトリガー事由（ならびにその他の重要な条件）が時間と共に発展する可能性がある。投資先ファンドが投資するCoCo債は、デリバティブを組み込むことも組み込まないこともある。さらなる情報については、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、投資先ファンドに関連するリスク、偶発転換証券」も参照されたい。

ハイブリッド証券

ハイブリッド証券は、一般的に債券と株式の両方の特性を併せ持つ。「株式」の特性には、（ ）満期が存在しない、（ ）債務不履行につながる恐れがある継続的な支払いが存在しない、（ ）破産時の損失吸収が含まれる。逆の特性が「債券」の特性として考えられる。ハイブリッド証券は、特定の証券発行体と投資家の双方の利益に沿ってアレンジ可能であることから、収益志向の投資家および発行体の双方にとって潜在的な利益がある商品である。2つの方法で記載することができるハイブリッドの特性を有している場合には、証券は「ハイブリッド」として扱われる。第一に、証券は債券と株式の一部の特性を同時に有する。例えば、コール・オプション付優先株式は、通常、満期日が定められている（「株式」の性質とは対照的である。）が継続的な支払いがないことおよび損失吸収ツール（典型的な「株式」）のような特徴を含む。第二に、債券から株式へと変化する転換証券もまた、ハイブリッドの特徴を有している可能性がある。例えば、転換事由の発生時または転換日において、発行体または保有者の選択によりエクイティ商品に転換可能な債務証券は、株式と債券の両方の特徴を有すると言える。

劣後債

劣後債とは、当該債務が他の債務の次に順位付けされるように明示的な取決めが債権者との間で締結された債務の一種である。通常、投資先ファンドはTier 1、upper Tier 2および/またはlower 2資本を保有するが、当該資本は他の優先債に契約上および/または構造上劣後する場合がある。劣後債は通常、優先債よりも信用格付が低く、したがって利回りも高い。

株式

会社の株式は出資金である。出資金の総額は、会社の資本金である。会社（例えば、金融証券セクターの会社など）の事業に投資された永続的な金銭の総額があるという事実に基づいて、株式には額面金額として知られる特定の宣言された額面を有する。額面金額とは、事業が発行することができる最低金額である。会社の株式は、会社のそれぞれの事業における所有権の一部を表す。会社によっては、それぞれ固有の所有ルール、特権または株式価値を有する異なるクラスの株式（例えば、普通株式または優先株式）が存在することがある。

ETNs

ETNIは、一般には銀行によって発行される債務証券である。投資先ファンドは通常、規制ある市場に上場または規制ある市場で取引されるETNに投資する。投資先ファンドは、投資方針に従い、適格指数、市場または資産クラスに対するエクスポージャーを得るためにETNを利用することがある。これらは、裏付けとなる市場指数またはその他のベンチマークから手数料を差し引いたトータル・リターンを追跡することを目的とし、株式、債券および通貨に連動する指数を含む様々な市場指数のトータル・リターンに対するエクスポージャーを投資家に提供する。ETNの価値は、株価指数または時には個別株式の動きに依存する。投資家がETNを購入する場合、発行者は指数に反映された金額から満期時の手数料を差し引いた金額を支払うことを約束する。ETNは、他の種類の投資ではコスト効率の高い方法では達成が困難な市場セクターおよび資産クラスへの投資エクスポージャーを提供することができる。

投資手法および商品

金融デリバティブ商品

アイルランド中央銀行は、FDIを利用するすべてのUCITSファンドに、FDIに関連する様々なリスクを正確に管理、測定および監視することができるリスク管理プロセスを採用することを義務付けている。投資先ファンドによる使用が提案されるその他のFDIで、投資先ファンドの英文目論見書に定められておらず、リスク管理プロセスに含まれないものは、英文目論見書補遺が更新され、改定されたリスク管理プロセスがアイルランド中央銀行に提出され、事前に承認されるまで使用されない。

投資先ファンドは、投資目的、効率的なポートフォリオ管理目的およびヘッジ目的のために、アイルランド中央銀行が随時定める条件および制限に基づき、投資手法および商品を採用することができる。これらの手法および商品には、FDIの利用が含まれる可能性がある。FDIは、取引所で取引されるまたは店頭（以下「OTC」という。）で取引されることがある。投資先ファンドは、スワップ、オプション、先物および先渡契約といったFDIを利用することができる。投資先ファンドは、レバレッジまたはデリバティブの要素が埋め込まれた転換証券、Co-Co債およびETNIに投資することができる。

金融デリバティブ商品が値付けまたは取引される規制ある市場のリストは、別紙Bのとおりである。

金融デリバティブ商品に関連するアイルランド中央銀行による現在の条件および制限の記載は、別紙Cおよび別紙Dのとおりである。

スワップ

投資先ファンドは、債務証券、ETF、通貨および金利に関するスワップを締結することができる。スワップ契約は個別に交渉され、様々な種類の投資および市場要因へのエクスポージャーを含むように組成することが

できる。スワップ契約とは、定められた期間の一連の将来のキャッシュ・フロー債務を交換するために二者間で締結されるデリバティブ契約である。

投資先ファンドはまた、単一または複数の発行体（企業および政府の発行体の両方を含む。）および／または単独または複数の債務を参照するクレジット・デフォルト・スワップ（クレジット・デフォルト・スワップ指数が含まれる。）を使用することができる。投資先ファンドはクレジット・デフォルト・スワップ取引における買主である。クレジット・デフォルト契約の「買主」は、裏付けとなる参照債務の不履行が発生しないことを条件に、契約期間にわたって定期的な一連の支払いを「売主」に行う義務がある。

スワップ契約は、資産の売買を伴うものではなく、単にその価格の変動を受け取るまたは支払う契約である。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップ（以下「TRS」という。）はSFTRに定める意味を有するものとし、投資先ファンドが、他の取引相手に対する参照債務のスワップの期間にわたり、金利や手数料からの収入、価格変動による損益、信用損失などの経済的パフォーマンスを表す支払いと引き換えに、合意された金利に基づく一連の支払いを支払うことに同意する店頭デリバティブ契約である。

オプション

投資先ファンドは、プットおよびコールの上場オプションの売買を行うことができ、またはOTCで取引されるオプションを締結することができる。オプション契約では、保有者は原証券を所定の価格で売買することができる。投資先ファンドは、債券、ETF、適格指数、通貨、金利、先物、金利先物のプット・オプションおよびコール・オプションを、ヘッジおよび効率的なポートフォリオ管理を目的として売買することができる。投資先ファンドはまた、株式のプット・オプションを購入することもできる。

投資先ファンドは、株式のプット・オプションの購入者として、オプションの売主に対し、裏付けとなる株式を特定の時点で合意した価格（以下「権利行使価格」という。）で売主に売却する権利のためにプレミアムを支払う。当該オプション契約は、オプション契約の裏付けとなる株式の権利行使価格が、株式の現在の市場価格に支払ったプレミアムを加えた価格よりも高い場合、「イン・ザ・マネー」と表現される。

投資先ファンドは普通株式に直接投資する予定はなく、投資先ファンドが購入する普通株式のオプションのうち、現物決済され、「イン・ザ・マネー」であるオプションが、最終行使日またはそれ以前に売却または手仕舞いされることを全般的な意図としている。ただし、投資先ファンドが所有する普通株式に対するオプションを現物決済するために必要とされる普通株式を購入することができる状況がある場合がある。投資先ファンドは、（ ）オプション契約がイン・ザ・マネーである場合、（ ）オプション契約が現物決済される場合、および（ ）投資先ファンドの投資運用会社がその方法でオプションを行使することが投資先ファンドの最善の利益であると納得する場合に限り、この目的のために普通株式を購入または取得することを意図している。

先物

投資先ファンドは、債務証券および金利に関する先物を締結することができる。先物契約とは、契約で要求される金融商品の特定量を将来の時点であらかじめ決められた価格で売買することを二者間で合意する契約である。先物は、現物決済と同様に現金決済も可能である。

先物契約の購入はロング・ヘッジとして機能し、先物契約の売却は限定的なショート・ヘッジとして機能することができる。先物契約により、投資先ファンドは市場リスクをヘッジすることができる。これらの契約は毎日値洗いされるため、投資先ファンドはポジションを手仕舞いすることにより、契約の引渡日より前に原資産を売買する義務から脱却することができる。

先渡契約

投資先ファンドは、債務証券および通貨に関する先渡契約を締結することができる。先渡契約は、契約が締結された時点で合意される価格で、将来の定められた時期に資産を売買する二者間の標準化されていない契約である。先渡為替契約とは、ある通貨を他の通貨に対して事前に合意した価格で、将来の特定の引渡日に売買することに当事者が合意するFDIである。

投資先ファンドが使用する上場FDIが相場付けまたは取引される規制ある市場の一覧は、本書別紙Bに記載される。

FDIに関してアイルランド中央銀行が定めている現在の条件および制限は、本書別紙CおよびDに記載される。投資家は、下記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、投資先ファンドに関連するリスク」に記載されるFDIの使用に伴うリスクの説明に留意すべきである。

担保管理方針

店頭デリバティブ取引または投資先ファンドに関連する効率的なポートフォリオ管理手法から生じる担保に適用される方針は、本書別紙Dに定める要件を遵守することである。これは、許可される担保の種類、必要担保水準、ヘアカット方針および現金担保の場合には、本規則に従いアイルランド中央銀行が規定する再投資方針を定めたものである。投資先ファンドが担保を受領する場合、投資先ファンドが受領することができる担保のカテゴリーには、現金および株式、債券、短期金融商品等の非現金資産が含まれる。随時、かつ、別紙Dの要件に従い、必要担保水準およびヘアカットに関する方針は、特定の取引相手方、担保として受領した資産の特性、市況またはその他の状況に照らして適切であると判断される場合には、投資先ファンドの投資運用会社の裁量により、調整することができる。投資先ファンドの投資運用会社が適用するヘアカット（もしあれば）は、信用状態および／または価格ボラティリティ等の資産の特性ならびに別紙Dの要件に従って実施されたストレステストの結果を考慮に入れて、担保として受領した資産の各クラスに適合させる。一定のクラスに特定のヘアカットを適用するかまたはヘアカットを適用しないかの各決定は、この方針に基づいて、正当化されるべきである。投資先ファンドが受領した現金担保が再投資される場合、投資先ファンドは当該投資の損失のリスクにさらされる。当該損失が発生した場合、担保の価値は減少し、取引相手方が債務不履行に陥った場合には、投資先ファンドはより少ない保護を受けることになる。現金担保の再投資に関連するリスクは、投資先ファンドの他の投資に適用されるリスクと実質的に同じである。詳細については、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、投資先ファンドに関連するリスク」を参照されたい。

一般

効率的なポートフォリオ管理手法から生じる直接的および間接的な費用および経費は、投資先ファンドに引き渡される収益から控除することができる。これらの費用および経費は隠れた収益を含まず、含むべきではない。当該効率的なポートフォリオ管理手法から生じるすべての収益は、直接的および間接的な費用を控除した後、投資先ファンドに返還される。直接的および間接的な費用および経費が支払われる事業体には、銀行、投資会社、ブローカー・ディーラーまたはその他の金融機関もしくは仲介業者が含まれ、投資先ファンド・アンブレラ、投資先ファンドの管理会社、投資先ファンドの投資運用会社または保管受託銀行の関連当事者である場合がある。関連する報告期間における当該効率的なポートフォリオ管理手法から生じる収益は、発生した直接的および間接的な費用および経費、ならびにこれらの効率的なポートフォリオ管理手法の取引相手方（もしあれば）の身元と共に、投資先ファンド・アンブレラの年次報告書および半期報告書において開示される。

証券金融取引およびTRS

上記に定めるとおり、投資先ファンドは、その利用がリスクをヘッジすること、ならびに／または投資先ファンドが負担するコストを削減すること、もしくは投資先ファンドのリスク特性および本規則に定めるリスク分散規則に一致する追加資本もしくは収益を生み出すことを目的とする場合にのみ、効率的なポートフォリオ管理を目的として、レボ契約およびリバース・レボ契約を締結することができる。

上記に定めるとおり、投資先ファンドはまた、SFTRの意味におけるTRSを締結することができる。

投資先ファンドがその投資目的および投資方針に従って保有する可能性のあるすべての種類の資産は、証券金融取引またはTRSの対象となる可能性がある。

証券金融取引および／またはTRSの対象となりうる投資先ファンドの資産の最大割合は、投資先ファンドの純資産価額の100パーセントである。

ただし、証券金融取引および／またはTRSの対象となる投資先ファンドの資産の予想割合は、投資先ファンドの資産の純資産価額の0パーセントから50パーセントの間である。投資先ファンドの資産のうち、いずれかの時点において、証券金融取引および／またはTRSの対象となる割合は、実勢市況および関連する投資対象の価値に依存する。各種類の証券金融取引およびTRSに関与する資産の金額は、絶対額および投資先ファンドの資産に対する割合として表示され、証券金融取引および／またはTRSの利用に関するその他の関連情報は、投資先ファンド・アンブレラの年次報告書および半期報告書において開示されるものとする。

証券金融取引およびTRSに関するさらなる情報は、下記「証券金融取引」に記載される。

証券金融取引

上記のように、投資先ファンドは、アイルランド中央銀行UCITS規則およびSFTRに定められた限度および条件に従って、効率的なポートフォリオ管理目的において、レポ契約、リバース・レポ契約および／または証券貸付契約を含む証券金融取引を締結することができる。

レポ契約とは、一方の当事者が、指定された将来の日に指定された価格で証券を買い戻す約束に基づき、他方当事者に証券を売却する契約である。リバース・レポ契約とは、一方の当事者が指定された将来の日に指定された価格で関連する証券を他方当事者に再度売却する約束に基づき、他方当事者から証券を購入する契約である。証券貸付契約とは、一方の当事者が、指定された将来の日にまたは証券を譲渡する当事者から請求された際に、同等の証券を返還する旨の約束に基づき、他方当事者に証券を譲渡することをいう。

投資先ファンドが取引相手方に証券を売却するレポ契約を締結する場合、投資先ファンドは、関連する取引相手方に支払われるこの取引への参加による資金調達コストを負担する。レポ契約に基づき投資先ファンドが受領する現金担保は、通常、投資先ファンドが負担する資金調達コストを上回るリターンを生み出すために再投資される。かかる状況において、投資先ファンドは市場リスクおよび現金担保が投資された関連する証券の発行体の破綻または債務不履行のリスクにさらされる。さらに、投資先ファンドは、取引相手方に売却した証券の経済的リスクおよび便益を保持しているため、取引相手方から当該証券を事前に決定された価格（当該証券の価値よりも高い価格）で買い戻す場合に市場リスクにさらされる。

リバース・レポ契約を締結した結果として投資先ファンドが生み出すグローバル・エクスポージャーは存在せず、取引相手方に対して投資先ファンドが課した金融手数料を通じて生み出された追加収益が再投資された場合（この場合、投資先ファンドは当該投資に関して市場リスクを負う。）を除き、当該契約はいかなる追加的な市場リスクをもたらすものでもない。

株式貸付契約に基づき投資先ファンドが受領した金融手数料は、追加収益を生み出すために再投資されることがある。同様に、投資先ファンドが受領した現金担保も、追加収益を生み出すために再投資されることがある。どちらの状況においても、投資先ファンドは当該投資に関する市場リスクにさらされる。

上記の手法の利用は、投資先ファンドを「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、投資先ファンドに関連するリスク、証券金融取引に係るリスク」において開示されるリスクにさらす可能性がある。

トータル・リターン・スワップ

上記のように、投資先ファンドは、投資先ファンドの投資目的および投資方針に従って収益もしくは利益を生み出すため、経費を削減するため、または投資先ファンドが直面するリスクをヘッジするために、投資目的でSFTRに定義されるトータル・リターン・スワップを締結することができる。

トータル・リターン・スワップとは、一方の取引相手方が、参照債務の金利および手数料からの収入、価格変動による損益ならびに信用損失を含む経済的パフォーマンスの総額を、他方の取引相手方に移転するデリバティブ契約である。トータル・リターン・スワップの参照債務は、投資先ファンドがその投資目的および投資方針に従って投資することを許可される証券またはその他の投資である。トータル・リターン・スワップの利用は、投資先ファンドを「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、投資先ファンドに関連するリスク、証券金融取引に係るリスク」において開示されるリスクにさらず可能性がある。

適格取引相手方

トータル・リターン・スワップまたはその他のOTCデリバティブ契約の取引相手方は、本書別紙Dの第2条に記載されるカテゴリーのいずれかに該当するものとする。

OTCデリバティブ契約または証券金融取引の取引相手方については、他の勘案事項のうち、とりわけ、取引相手方の外部信用格付、関連する取引相手方に適用される規制上の監督、取引相手方の設立国、取引相手方の法律上の地位を含む、投資先ファンド・アンブレラが行う適切な内部評価を受けるものとする。

関連する証券金融取引契約またはOTCデリバティブ契約の取引相手方がアイルランド中央銀行UCITS規則第7条に定めるカテゴリーのいずれかに該当する信用機関である場合を除き、当該取引相手方が本書別紙Dの第3条に記載されるカテゴリーのいずれかに該当する場合、取引相手方に対して投資先ファンドによる新たな信用評価が遅滞なく行われるものとする。

担保管理

(a) 投資先ファンドが受け取ることができる担保の種類

必要に応じて、投資先ファンドは、取引相手方リスク・エクスポージャーを軽減するために、証券金融取引またはOTCデリバティブ取引の取引相手方から現金担保および非現金担保の両方を受け取ることができる。

投資先ファンドが受領する非現金担保は、以下に概説される特定の基準を満たす株式、債務証券および短期金融商品で構成することができる。取引相手方が設定する必要がある担保のレベルは、取引相手方によって異なり、また、EMIRの範囲に含まれる非中央清算OTCデリバティブに関して、担保の交換が当初証拠金または変動証拠金に関係する場合、担保のレベルはEMIRの要件を考慮して決定される。他のすべてのケースにおいて、取引相手方に対する規制上のエクスポージャー制限の違反があった場合には、当該取引相手方から担保が要求される。

投資先ファンドが受領する担保の満期に関する制限はない。

取引相手方から受領する担保は、本書別紙Dの第22条に定める基準を満たすものとする。

取引相手方によって差し入れられる担保に適用されるヘアカットは、取引相手方毎に交渉され、本書の別紙Dの第29条に開示される要因および該当する場合はEMIRの要件を考慮した上で、投資先ファンドが受領した資産のクラスによって異なる。

(b) 担保の評価

投資先ファンドが受領する担保は、本書の別紙Dの第22条()に従って評価される。非中央清算OTCデリバティブ契約の場合、投資先ファンドが受け取る非現金担保は、担保の必要流動性を考慮して、時価評価される。

投資先ファンドが受領する担保の保管

投資先ファンドが受領した担保は、本書の別紙Dの第24条に従って保有されるものとする。

投資先ファンドによる担保の再利用

投資先ファンドが受領した担保の再利用は、本書の別紙Dの第25条から第27条に従う場合に限り行うことができる。

投資先ファンドによる担保の設定

投資先ファンドから取引相手方に提供される担保は、関連する取引相手方と合意されるものとし、その投資目的および投資方針に従って投資先ファンドが保有する現金または資産から構成され、該当する場合にはEMIRの要件を遵守するものとする。担保は、権利移転ベースで投資先ファンドから取引相手方に譲渡されることがあり、この場合、資産は保管ネットワークに移転され、保管受託銀行またはその副保管会社はもはやこれを保有しない。かかる場合、SFTRの要件に従い、取引の取引相手方は、その絶対的な裁量において、これらの資産を使用することができる。関連する証券の権原が投資先ファンドに残る証券担保契約に基づき、投資先ファンドによって取引相手方に担保が差し入れられる場合、当該担保は、保管受託銀行またはその副保管会社によって安全に保管されなければならない。取引相手方による当該資産の再利用は、SFTRおよび関連する場合は中央銀行UCITS規則に従って行われなければならない。担保の再利用に伴うリスクについては、下記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、担保管理に係るリスク」に記載される。

通貨取引

投資先ファンドの投資対象は、幅広い通貨で取得することができる。投資先ファンドのクラスが関連する「ヘッジ」型として指定されている場合、投資先ファンドは為替ヘッジ手法を使用するものとする。

ヘッジ投資先ファンド投資証券は「ヘッジ」型として指定され、非ヘッジ投資先ファンド投資証券は「非ヘッジ」型として指定される。

為替ヘッジは、ユーロである投資先ファンドの基準通貨に対する投資先ファンドの資産の表示通貨の変動に対して、投資先ファンドのエクスポージャーを減らすために行われるものとする。投資先ファンドは、ユーロ以外の通貨建ての資産への投資から生じる通貨エクスポージャーをヘッジするものとする。投資先ファンドは、ユーロ以外の通貨建てのクラスで構成されることがある。かかる場合、投資先ファンドの投資運用会社は、ユーロと基準通貨以外の通貨建ての投資先ファンドのクラスの表示通貨との間の為替エクスポージャーリスクのヘッジを追求するものとする。

投資先ファンドは、クラスの表示通貨と投資先ファンドの資産の表示通貨との間の為替変動リスクをヘッジするために当該ヘッジ・クラスに関するデリバティブ取引を実行することもできる。

意図しないにもかかわらず、投資先ファンドの投資運用会社の支配の及ばない要因により、オーバー・ヘッジまたはアンダー・ヘッジのポジションが生じる可能性がある。オーバー・ヘッジのポジションはクラスの純資産価額の105パーセントを超えることは認められず、アンダー・ヘッジのポジションは、為替リスクに対してヘッジされるクラスの純資産価額の95パーセントを下回らないものとする。オーバー・ヘッジまたはアンダー・ヘッジのポジションが、上記に示された許容水準を上回らない／下回らないこと、かつ、翌月に繰り越されないことを確保するために、ヘッジ・ポジションは継続的に見直される。また、この見直しには、クラスの純資産価額の100パーセントを実質的に超えるポジションが翌月に繰り越されないことを確保する手続きが組み込まれる。クラス通貨取引は、明確に特定のクラスに帰属する（したがって、投資先ファンドは、異なるクラスの為替エクスポージャーを合算または相殺しないものとし、投資先ファンドの資産の為替エクスポージャーは、別のクラスに割り当てることができない。）。

通貨ヘッジ・クラスのヘッジ取引に関連する費用および損益は、関連する通貨ヘッジ・クラスにのみ発生する。これらのヘッジ戦略は、当該クラスの通貨またはユーロ以外の通貨建て資産の通貨がユーロに対して下落した場合に、投資主の投資に対する損失を軽減するよう企図されているが、クラス・ヘッジ戦略を利用することにより、関連するクラスの投資証券の保有者は、当該クラスの通貨がユーロに対して下落した場合に利益を得ることを大幅に制限される可能性がある。

投資証券クラス為替ヘッジ

上記のように、外国為替取引は、クラス通貨ヘッジ目的で使用する事ができる。ヘッジ投資先ファンド投資証券は、投資証券クラスの表示通貨とユーロとの間の為替レート変動リスクに対してヘッジされる。当該ヘッジ戦略は、アイルランド中央銀行が定めた条件および制限に従い、以下の状況では実施することはできない。

- () 投資先ファンドの純資産価額が10,000,000米ドルまたは投資先ファンドの投資運用会社が通貨エクスポージャーを効率的な方法でヘッジすることができないと考えるその他の水準を下回った場合
- () 外国為替市場が閉鎖されている場合
- () 不要摩擦取引コスト（一般的には50bps）を回避するために、投資証券クラスのヘッジにヘッジ規模の重大な許容度を適用する場合

この為替リスクを軽減するヘッジ戦略の実行の成功は、厳密には保証できないことに留意すべきである。

非ヘッジ投資先ファンド投資証券については、通貨転換は、申込み、買戻し、転換および分配に対して、実勢為替レートで行われる。かかる状況では、クラス通貨で表示された非ヘッジ投資先ファンド投資証券の価値は、原資産の表示通貨に関する為替レートリスクにさらされる。

借入れ

投資先ファンドは、以下の場合を除き、金銭を借り入れることができない。

- (a) 投資先ファンドは、「バック・トゥー・バック」ローンにより外貨を取得することができる。
- (b) 投資先ファンドは、かかる借入れが一時的なものであることを条件に、その純資産価額の10パーセントを限度として借入れを行うことができる。

上記（ a ）に基づき取得した外貨は、相殺されるデポジットが外貨貸付残高の価値に等しいかまたはそれを上回ることを条件に、本規則に含まれる借入制限の目的上、借入金として分類されない。ただし、外貨借入れがバック・トゥー・バック・デポジットの価値を上回る場合には、本規則の規則103および上記（ b ）の目的上、超過分は借入金とみなされる。

投資目的および投資方針の遵守

投資先ファンドの投資目的の変更および投資方針の重大な変更は、投資主全員の書面による承認または投資主総会における投票の過半数を条件とし、アイルランド中央銀行に通知されるものとする。投資目的および／または投資方針を変更する場合、当該変更の実施前に投資先ファンドの投資主が自己の投資証券を買い戻すことができるよう合理的な通知期間が投資主に与えられる。アイルランド中央銀行の要件に従い、投資先ファンドの英文目論見書の内容の重大な変更は、次の定期報告書において投資主に通知されるものとする。

投資制限

投資先ファンドの投資対象は、本書別紙Cに記載されるとおり、本規則により許可される投資対象に限定される。本規則が投資先ファンドの存続期間中に改定された場合、当該改定を考慮して投資制限を変更することができるが、当該変更は、アイルランド中央銀行の要件に従うものとする。本規則の改正が投資先ファンドの投資方針の重大な変更を必要とする場合、当該投資方針の変更は、投資主総会において投じられた票の過半数に基づいてまたは投資先ファンドの投資主全員の事前の書面による承認をもってのみ行うことができ、当該変更の実施前に投資主が自己の投資証券を買い戻すことができるよう合理的な通知期間を投資先ファンドの投資主に提供するものとする。

投資先ファンド・アンブレラの取締役は、投資主が所在する国の法律および規則を遵守する目的を含め、投資主に適合するまたは投資主の利益になる追加投資制限を随時課することができる。

投資制限およびポートフォリオ投資の格付に関する投資先ファンドの方針は、投資対象の購入時にのみ適用される。これらの制限が投資先ファンドの支配の及ばない理由により超過された場合には、当該投資先ファン

ドは、投資先ファンドおよびその投資主の利益を考慮に入れて、その状況を改善することをその売買取引の優先目的として採用するものとする。

投資先ファンドの投資運用会社

投資先ファンド・アンブレラは、投資先ファンド・アンブレラの管理会社として、投資先ファンドの管理会社を選任し、投資先ファンドの管理会社は、投資運用契約にしたがって投資先ファンドに対して投資一任業務を提供するために投資先ファンドの投資運用会社を選任した。

投資先ファンドの投資運用会社は、2016年8月2日にイングランドおよびウェールズにおいて非公開有限責任会社として設立された。投資先ファンドの投資運用会社は、FCAによる認可および規制を受ける。さらに、投資先ファンドの投資運用会社は現在、1940年米国投資顧問法（その後の改正を含む。）に基づく登録免除報告業者として米国証券取引委員会に登録されている。投資先ファンドの投資運用会社に関する追加情報は、米国証券取引委員会のウェブサイト（www.adviserinfo.sec.gov）で入手可能である。米国証券取引委員会への登録または州の証券当局への登録は、一定の水準の技能または訓練を意味するものではない。

重要情報 - 投資リスク

投資先ファンド投資証券の価値およびその収益は上昇するだけでなく下落する可能性があり、それに伴いサブ・ファンドは投資額の全額を回収できない可能性があることを認識しておく必要がある。希釈化調整は、投資先ファンド投資証券の正味申込みおよび正味買戻しにも発生する可能性がある。投資先ファンド投資証券の申込価格と買戻価格の差は、投資を中長期的なものと見なすべきであることを意味する。投資先ファンド投資証券への投資に関連する特定の投資リスクの詳細は、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、投資先ファンドに関連するリスク」に記載される。投資先ファンドへの投資は、投資家の投資ポートフォリオの大部分を占めるべきではなく、すべての投資家にとって適切ではない可能性がある。

投資証券クラスの入手可能性

投資先ファンド・アンブレラの取締役は、中央銀行の要件に従い、その絶対的な裁量において、投資先ファンドの一部または全部の投資証券クラスを、既存投資主および／または新規投資主（サブ・ファンドを含む。）からの申込みに対して閉鎖することができる。中央銀行の要件に従い、投資先ファンド・アンブレラの実行役は、その絶対的な裁量において、その後、投資先ファンドの一部または全部の投資証券クラスを、既存投資主および／または新規投資主からのさらなる申込みに対して再度受け付けることができ、その後、当該取締役が随時決定するように、投資証券クラスの閉鎖および潜在的に再度受付のプロセスが繰り返されることがある。

強制買戻し

投資先ファンド・アンブレラは、以下のいずれかの場合に、投資主に書面通知を行った上で当該投資主の投資証券（投資先ファンド投資証券を含む。）の全部または一部をいつでも買い戻す権利を留保する。

- （a）投資先ファンド・アンブレラの実行役が、当該投資主による投資証券の所有により、投資先ファンドが1974年米国従業員退職所得保障法（改正済）または1986年内国歳入法（改正済）に定める意味の範囲内の「プラン資産」を保有していると考えられることとなると判断する理由を有している場合
- （b）投資先ファンド・アンブレラの実行役が、当該投資主が投資先ファンド・アンブレラに参加を続けることにより、投資先ファンド、投資先ファンド・アンブレラまたはその他一切の投資主に重大な悪影響が及ぶであろうと合理的に判断した場合
- （c）当該投資主の投資先ファンド・アンブレラへの継続的な参加により、投資先ファンドまたは投資先ファンド・アンブレラが何らかの法律、規則、規制または判断に違反する結果となるであろう場合

- (d) 当該投資主が、投資先ファンド・アンブレラから受領した、情報に関する合理的な請求（疑義を避けるために付言すると、投資先ファンド・アンブレラの取締役、投資先ファンドまたは投資先ファンド・アンブレラが従うマネー・ロンダリング防止またはテロ資金供与防止に係る義務、法律、規則または規制に係るか、または、これから生じる請求を含む。）に従うことを拒否した場合
- (e) 当該投資主が、投資先ファンド・アンブレラと投資主との間で締結された契約の条項に違反（当該投資主がその投資証券の申込みに関して記入した申込文書において投資先ファンド・アンブレラの実業取締役、投資先ファンドまたは投資先ファンド・アンブレラに対して行った表明、保証または約束の一切の違反を含むが、これに限らない。）した場合

希薄化調整

投資先ファンドの投資対象の実際の購入費用または売却費用は、投資先ファンド投資証券の関連するクラスの投資証券1口当たり純資産価格の計算に用いられる最終仲値を上回るか、または、下回る場合がある。投資先ファンドが投資先ファンドの投資証券の発行または買戻しの請求に応じて投資対象を購入または売却した場合、投資先ファンドは通常、取引コスト（税金を含む場合がある。）および投資主によって、または、投資主に対して支払われる申込価格または買戻価格に反映されていない可能性がある投資対象の購入価格と売却価格の間のスプレッドで構成される費用を負担する。取引コストおよび取引スプレッドの影響は、投資先ファンドの価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

投資先ファンド・アンブレラは、「希薄化」として知られるかかる影響を回避するために、投資先ファンドの投資運用会社が決定する、投資証券の正味申込みおよび投資証券の正味買戻しの投資証券1口当たり純資産価格の1.50パーセントを上限とする希薄化調整を請求することができる。したがって、投資先ファンドの投資証券の価格は、最終仲値に起因して生じるであろう価格を上回るか下回る価格となる。しかしながら、特定の取引日に希薄化が行われるか否かを正確に予想することはできない。ただし、投資先ファンドが大部分の取引日に希薄化調整を行うことが見込まれている。したがって、希薄化調整を請求することにより、投資先ファンドの投資証券の買戻価格が下がるか、または、申込価格が上がる可能性がある。希薄化調整が行われた場合、投資先ファンドが正味申込みを受けた場合に投資先ファンド投資証券の関連するクラスの投資証券1口当たり純資産価格が上がり、また、投資先ファンドが正味買戻しを受けた場合に投資先ファンド投資証券の関連するクラスの投資証券1口当たり純資産価格が下がることとなる。

希薄化調整は、実行可能な限りにおいて、投資先ファンドのすべての投資主にとって公正な方法によってのみ行われる。

投資先ファンドに対する希薄化の影響を最小限にするため、方針が策定される。

特に、希薄化調整は、以下の状況において適用される。

() 投資先ファンドが正味申込み（すなわち、申込みが買戻しを上回る）を経験している場合

() 投資先ファンドが正味買戻し（すなわち、買戻しが申込みを上回る）を経験している場合

サブ・ファンドは、受益証券の関連するクラスのすべての保有者の利益のために混合ポートフォリオとして投資先ファンド投資証券の各クラスを保有するため、投資先ファンド投資証券の申込みに課される希薄化調整は、当該受益証券クラスの受益証券のすべての保有者により負担される。

利益相反

投資先ファンドの投資運用会社、投資先ファンドの保管受託銀行および管理事務代行会社は、投資先ファンドの投資目的と同様の投資目的を有する、投資先ファンド以外の当事者らが設定するその他の投資信託に関して、随時管理会社、保管受託銀行、登録事務代行会社、管理事務代行会社、販売会社、投資顧問会社またはディーラーとして行為するか、その他の関与をすることがある。したがって、投資先ファンドの投資運用会社、投資先ファンドの保管受託銀行および管理事務代行会社のいずれかは、業務の過程において、投資先ファンドと潜在的な利益相反を有する可能性がある。投資先ファンドの投資運用会社、投資先ファンドの保管受託銀行および管理事務代行会社はそれぞれ、常に、かかる利益相反が生じた場合に投資先ファンドに対する自己

の義務を考慮し、そのような相反状態が公平に解決されることを確保するよう努力する。さらに、上記の投資先ファンドの投資運用会社、投資先ファンドの保管受託銀行および管理事務代行会社のいずれかは、本人または代理人として投資先ファンドと取引を行う場合がある。ただし、かかる取引が対等に、かつ、投資主の最善の利益で行われることを条件とする。

責任分離

投資先ファンド・アンブレラは、サブ・ファンド（投資先ファンドを含む。）間で責任を分離したアンブレラファンドであり、各サブ・ファンドは投資先ファンド・アンブレラの1種類以上の投資証券から構成される。投資先ファンド・アンブレラの取締役は、中央銀行の事前の承認を得た上で、取締役が決議した条件で1種類以上の別個の投資証券を発行して、さらなるサブ・ファンドを設立することができる。取締役は、中央銀行の要件に従い、取締役が決議した条件で、各サブ・ファンド内に1種類以上の別個の投資証券を設定することができる。

サブ・ファンドのために発生した、またはサブ・ファンドに帰属する責任は、そのサブ・ファンドの資産からのみ支払われるものとし、投資先ファンド・アンブレラ、取締役、受取人、審査官、清算人、仮清算人、その他の者は、他のサブ・ファンドのために発生した、または他のサブ・ファンドに帰属する責任を満たすために、そのサブ・ファンドの資産を充てないものとし、また充てる義務を負わないものとする。

解散

投資先ファンド・アンブレラは、以下の場合にすべての投資証券またはクラスのすべての投資証券を買い戻すことができる。

- （ ）投資先ファンド・アンブレラの投資主総会において、投資先ファンド・アンブレラ、投資先ファンドまたはクラスの通常決議による承認を得た場合。
- （ ）投資先ファンド・アンブレラの実業家がそのように決定した場合。ただし、投資先ファンドまたはクラスの投資証券の保有者に対して、30日以上前の書面通知が行われることを条件とする。
- （ ）保管受託銀行が、投資先ファンド・アンブレラに対して、投資先ファンド・アンブレラ、投資先ファンドもしくはクラスに関して保管受託銀行を退任する希望を通知した日付から90日の期間が経過した場合または保管受託銀行が、アイルランド中央銀行から保管受託銀行として認可されなくなり、後任の保管受託銀行が任命されていない場合。

投資先ファンド・アンブレラが何らかの理由で投資先ファンド投資証券の一部または全部を買い戻した場合に、管理会社は、その裁量において決定する数の受益証券クラスの受益証券を強制的に買い戻す場合がある。これにより、ある受益証券クラスのすべての受益証券が強制的に買い戻され（当該受益証券のクラスの受益証券が申込みにより取得できなくなる場合がある。）、またはある受益証券クラスのすべての受益証券が強制的に買い戻される（後者の場合はサブ・ファンドが解散する。）ことがある。

サブ・ファンドが投資目的を達成し、または相当額の損失を回避するとの保証はない。サブ・ファンドは、実質的にすべての資産を投資先ファンドに投資する。その結果、受益者は、投資先ファンドへの投資に伴うリスクに間接的にさらされる。投資先ファンドが投資目的を達成し、または相当額の損失を回避するとの保証はない。投資予定者は、サブ・ファンドへ投資するか否かを決定する前に、本書および投資先ファンドの英文目論見書の全体を注意深く確認すべきである。

投資先ファンド・アンブレラおよび投資先ファンドに関連するさらなる情報について、投資予定者は、管理会社から請求に応じて入手可能な投資先ファンドの英文目論見書を確認すべきである。本書と投資先ファンドの英文目論見書との間に齟齬がある場合、投資先ファンドの英文目論見書が優先する。

現金方針

管理会社は、サブ・ファンドが常にその支払債務を履行できる状態にあることを確保するため、現金または現金同等の有価証券に対するサブ・ファンドの配分を管理することについて責任を負う。したがって、受益証券の収益の一部が投資先ファンドに対して投資されず、またこれに代わり、かつ、管理会社の裁量において、保管会社に開設した銀行預金口座において留め置かれる（以下「現金留保」という。）ことがある。現金留保は、サブ・ファンドの継続的費用に用いられる。現金留保に加え、管理会社は、必要な場合において、サブ・ファンドのキャッシュ・フローの必要性に応じる十分な流動性を提供するため、（必要に応じて、投資ファンド投資証券の一部もしくは全部を売却することにより）随時サブ・ファンドの資産の一定割合を現金に配分することがある。サブ・ファンドの通常の支払債務は、買戻代金ならびに管理会社およびサブ・ファンドの他のサービス提供者に対して支払われるべき他の通常の報酬および費用を含む（ただし、これらに限られない。）。

管理会社の運用上の原則は、サブ・ファンドがその支払債務の履行期が到来するときは常にその支払債務を充足する状態にあることを確保する一方、サブ・ファンドの現金保有を最低限に維持することである。通常の状態の下（疑義を避けるために附言すると、サブ・ファンドの早期償還または任意の清算を除く。）、管理会社は、純資産価額の10パーセント以下を現金留保で保有することを想定しているが、随時（当初申込代金を受領する際または買戻請求の手段中を含むが、これらに限られない。）10パーセント超を保有することもある。

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」の項を参照のこと。

純資産総額の10パーセントを超えて投資する投資対象ファンドは、以下のとおりである（2022年6月30日現在）。

投資対象ファンドの名称	アルジェブリスUCITSファンズplcのサブ・ファンドであるアルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンド
運用の基本方針	高水準の金利収入を提供し、安定したキャピタル・ゲインを生み出すことであり、その詳細は前記「(1) 投資方針」に記載される。
投資対象	投資目的を達成するため、投資先ファンドの資産は、世界中の金融セクター、主に固定および変動金利証券（例えば、ムーディーズ、スタンダード&プアーズ、フィッチまたはその他の格付機関が格付した投資適格、投資不適格または無格付の社債）、偶発転換社債（以下「CoCo債」という。）、ハイブリッド証券（債券および株式の性質の両方を併せ持つ証券）、Tier 1ならびにUpperおよびLower Tier 2証券（銀行資本の形態）、トラスト型優先証券（一種のハイブリッド証券）、優先株式、転換証券（例えば、転換社債または転換優先株式）、その他の劣後債に投資され、その詳細は前記「(1) 投資方針」に記載される。
管理会社（または投資運用会社）	管理会社として行為するアルジェブリス・インベストメント（アイルランド）リミテッドおよび投資運用会社として行為するアルジェブリス（UK）リミテッド

(3) 【運用体制】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を（関連するサブ・ファンドの費用で）委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- (a) 管理会社は、各委託先が信託証書の規定（適用ある範囲において）を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- (b) 適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト（いずれかのサブ・ファンドを含む。）が被った損失について一切責任を負わない。
- (c) 当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- （a）管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- （b）管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が選任されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および／または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を選任している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担しまたは被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担しまたは被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社

が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。SF0第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて27年を超える投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよびその後香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティ・グループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

（４）【分配方針】

サブ・ファンドは、投資先ファンドの収益を分配しない投資証券クラスに投資する。その結果、サブ・ファンドが分配を行う予定はない。

（５）【投資制限】

投資制限

管理会社は、サブ・ファンドの計算において、サブ・ファンドの総資産の50パーセント超を金融商品取引法に定義される「有価証券」（社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など）（有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。）および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資する。

管理会社は、サブ・ファンドに関して以下に掲げることを行わない。

- （a）取得の結果として管理会社が運用するすべての集団投資信託が保有する投資会社ではないいづれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること。
- （b）サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象

を取得すること（ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書もしくはサブ・ファンドに関する補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとする。）。

- （c）自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。
- （d）管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む（ただし、これらに限らない。）受益者の利益を害し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。
- （e）空売りの結果、サブ・ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合において、空売りを行うこと。
- （f）後記「借入れ方針」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。
- （g）信用リスク（サブ・ファンドの計算において保有される有価証券または他の資産について取引の相手方の債務不履行の結果により、もしくはこれに関係して、またはその他の理由により発生し得るリスクをいう。）を適切かつ適正に管理および統制する方法としてあらかじめ管理会社によって定められた合理的方法に反し、またはこれに違反する取引を行うこと。
- （h）日本証券業協会の規則の意味におけるデリバティブ取引等を行うこと。

前記投資制限（g）の目的において、サブ・ファンドは、投資先ファンドのフィーダー・ファンドを務めるため、実質的に受益証券の販売による手取金のすべてが投資先ファンドに投資され、ならびに投資先ファンドは、UCITSに係る欧州連合の適用ある指令および規則に準拠した信用リスク管理手続を適用している。UCITSに対して適用ある欧州連合の指令および規則において規定されるリスク管理手法に従い、投資先ファンドの信用リスクが管理されており、かつ、管理される予定であり、かかるリスク管理手法は、管理会社によって、適切かつ適正な方法とみなされる。

管理会社は、上記の投資制限に係る適用ある制定法または規則が修正されまたはその他新たなものとなり、管理会社の意見において投資制限が適用ある法律および規則に違反することなく修正できる場合、受託会社と協議の上、受益者の同意を得ることなく、上記の投資制限のいずれについても、追加、修正または削除（該当する方）を行う権限を有するものとする（ただし、当該修正または削除について受益者に対し21日前の事前の通知を行うものとする。）。

借入れ方針

管理会社は、借入残高の総額が純資産価額の10パーセントを超える結果とはならないことを条件として、サブ・ファンドの計算において金銭を借り入れることができる。ただし、合併等の特別緊急事態により、一時的にかかる10パーセントを超える場合はこの限りではない。

レバレッジ

コミットメント・アプローチ（簡便法）による受益証券の各クラスの総エクスポージャーは、実物資産の市場価額にデリバティブの性質に係る原資産の市場価額を加えたものを受益証券の各クラスに帰属する純資産価額で除し、ネットtingの取決めおよびヘッジの取決めにより調整したものをを用いて計算される。受益証券の各クラスのレバレッジは、受益証券の関連するクラスの総エクスポージャーから100パーセントを差し引いたものに相当する。総エクスポージャーが100パーセントであるということは、レバレッジがないことを意味する（0パーセントのレバレッジ）。

通常の市況のもとでは、受益証券のクラスの予想最大レバレッジは、10パーセントである。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

各投資者は、自らの投資アドバイザーおよび／独立専門家から独立した投資助言（法律上、規制上、税務上、財務上および／または会計上の助言を含む。）を得るべきである。

これらのリスク要因は、投資アドバイザーまたは投資者が利用する銀行による独立した助言に代わるものではなく、各投資者は、これらの助言をいかなる場合においても受益証券の買付けの決定前に得るべきである。本書に含まれる情報は、投資者の要件、投資目的、経験、知識および状況に合わせてなされる独立した助言に代わるべきものとはなり得ないため、投資決定は、これらのリスク要因のみに依拠して行われるべきではない。

サブ・ファンドへの投資には重大なリスクが伴い、多くの予測不可能な要因に影響を受ける。サブ・ファンドのリスク特性の急激な変化は、受益証券の価値に重大な悪影響を及ぼしうる。受益証券に流通市場が存在する可能性は低い。投資者は、サブ・ファンドにおけるその投資の相当部分または全部を損失する場合もある。したがって、各投資者は、サブ・ファンドへの投資のリスクに耐えることができるか否かを慎重に考慮すべきである。以下に掲げるリスク要因の記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。

サブ・ファンドに関連するリスク

投資目的および取引リスク

サブ・ファンドは、緩やかな元本の成長を達成することを目指し、中・長期の投資期間における中程度のボラティリティを受け入れる準備のある投資者に適している。

サブ・ファンドの投資目的が、一定期間（特に短期）において、達成される保証はない。投資者は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落する可能性があることを認識すべきである。

市場価格、金利、指数、ボラティリティ、相関性または流動性等の要因の変動の結果、サブ・ファンドに損失が発生するリスクがある。

特に、サブ・ファンドの主な投資目的は、実質的にすべてのサブ・ファンドの資産を投資先ファンドに投資することであることから、投資先ファンドの価値が市場要因によって下落した場合、著しい損失を被る場合がある。

価格変動リスク

投資先ファンドへの投資には、証券の価格変動等の様々なリスクが伴う。サブ・ファンドは、金利動向、一般的な経済状況、金融市場の状況、特定業種の動向や傾向、発行体の財務状況、需給関係の変動、取引・財務・金融産業および為替に関わる規制および政府の方針、ならびに国内外の政治的・経済的事由および方針の影響を受ける。株価の下落、発行体の破綻や財務状況の悪化等の市場環境により、受益証券1口当たり純資産価格が下落し、投資元本を割り込み損失を被ることがある。

流通市場の不在

受益証券に関して流通市場が形成されることは予定されない。したがって、受益者は、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し」の項に定める手続および制限に基づく買戻方法によってのみその受益証券を処分することができる場合もありうる。関連する買戻通知の日付から関連する買戻日までの期間中にその受益証券の買戻しを請求する受益者によって保有される受益証券に帰属する純資産価額の減少に関するリスクは、買戻しを請求する受益者が被る。さらに、受益者が自らの受益証券を買い戻され得ない場合もありうる。

分配

サブ・ファンドに関する方針は、受益者に対して分配を行わず、その代わりにサブ・ファンドのすべての純収益および実現したキャピタル・ゲインを再投資することである。したがって、サブ・ファンドへの投資は、当期利回りを求める投資者には適していない。

サブ・ファンドの実績

管理会社が運用するサブ・ファンドまたはその他の投資ファンドの過去の実績は、必ずしもサブ・ファンドの将来の結果を示唆するものではない。

買戻し与える影響

受益者による受益証券の大量の買戻し請求が行われる場合、買戻しに必要な現金を調達するために、望ましい時機よりも早期に不利な価格で管理会社にサブ・ファンドの投資対象の清算を余儀なくさせる可能性がある。

決済の不履行

受益証券は、取得日を参照することにより申込みが行われ、発行される。ただし、受益証券の申込者は、当該取得日から3日目の営業日に申込みを決済することのみ要求される。投資者が、申込金額を支払日に決済することができなかった場合（以下「不履行投資者」という。）、管理会社は、決済不履行の対象である当該不履行投資者の受益証券を取り消すことがある。当該不履行投資者が受益証券クラスの受益証券の申込みを行った取得日と不履行投資者の受益証券が取り消された日との間に同じ受益証券クラスの受益証券の申込みを行う投資者および既存の受益者は、その受益証券について、不履行投資者の受益証券に対する申込みが受け付けられていなかった場合に支払ったであろう金額と比較してより高い1口当たりの申込金額を支払うことになる可能性がある。または、その受益証券について、1口当たりの申込金額の支払いが少なくなることによる恩恵を受ける可能性もある。この場合、既存の受益者は、その保有する受益証券の価値が希薄化する。同様に、当該期間中に同じ受益証券クラスの受益証券の買戻しのために受益証券を呈示する受益者は、受領する1口当たりの買戻価格が低くなる可能性がある。または、当該決済の不履行が発生していなかった場合に受領したであろう金額と比較して、より高い1口当たりの買戻価格を受領する可能性もある。後者の場合、残存する同じ受益証券クラスを有するすべての受益者の保有する受益証券の価値が希薄化する。決済の不履行が発生した場合、発行済受益証券数、買戻受益証券数、受益者が支払う1口当たりの申込金額または受領する買戻金額は調整されないため、決済の不履行は受益者に対して悪影響を及ぼす可能性がある。

停止リスク

管理会社は、信託証書の条件に基づき、特定の状況において、受益証券の申込みおよび買戻しを停止することに加え、純資産価額の算定を停止することができる。投資者は、停止が実行された場合、受益証券の申込みまたは買戻しを行うことはできない。投資者は、純資産価額の算定が停止されている場合、自らの投資対象の市場価格を取得することはできない。この点に関するさらなる情報については、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項を参照されたい。

無保証

サブ・ファンドへの投資は、政府、政府機関もしくは機関または銀行保証ファンドにより保証されていない。そのため、受益者が当初投資の総額を取り戻すことができる保証はない。受益者は、投資総額を上限とする損失を被る準備をしておくべきである。

早期償還リスク

サブ・ファンドは、特定の状況において、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（５）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に記載されるとおり、予定の償還日の前に償還する場合がある。

クラス間債務

あるクラスの受益証券保有者は、他のクラスの資産に関していかなる権利も有しない。ただし、特定のクラス受益証券の債務が当該クラスに帰属する資産を超過した場合、サブ・ファンドの債権者は、他のクラス受益証券に帰属する資産に遡求することができる。したがって、受益証券のあるクラスに帰属する債務は、その特定の受益証券クラスに限定されず、一または複数の他の受益証券クラスに帰属する資産から支払うことを要求される場合があるリスクがある。

投資戦略に関連するリスク

マスター・フィーダー・ファンド構造

サブ・ファンドは、受益証券の発行による手取金およびその他サブ・ファンドの資産の実質的にすべてを、「マスター・フィーダー」ファンド構造により、投資先ファンドに投資する。「マスター・フィーダー」ファンド構造は、特に、同一のポートフォリオに投資する複数の投資ピークルが存在する場合、投資者に対して一定の特有のリスクを生じさせる。投資先ファンドに投資する小型の投資ピークルは、投資先ファンドに投資する大型の投資ピークルの投資活動により重大な影響を受けることがある。例えば、大型の投資ピークルが投資先ファンドから撤退した場合、残った投資ピークルは、より高い運営費用を按分して負担することがあり、それによりリターンが減少する。投資先ファンドの投資者が短期間に元本の多額の換金を行う場合、投資先ファンドに経済的に最も有利ではない時期および方法で有価証券のポジションを一度に清算する必要がある可能性があり、これにより投資先ファンドの資産の価格、ひいては純資産価額に悪影響を与える可能性がある。

集団投資スキーム

投資先ファンドの管理者により採用される戦略または投資先ファンドの性質は、時間の経過により変化することがあり、これが、投資先ファンドが投資する投資対象のリターンや条件に悪影響を及ぼす可能性がある。投資先ファンドがうまく運用されない、または管理会社の期待に沿って運用されない可能性があるというリスクがある。

投資の集中

サブ・ファンドは、受益証券の売却代金の実質的にすべてを投資先ファンドに投資するため、投資先ファンドが被る損失は、サブ・ファンドの財務ポジション全体に重大な悪影響を及ぼす。

投資先ファンドへの依拠

サブ・ファンドの投資目的の達成は、投資先ファンドの継続的な利用可能性に依拠する。投資先ファンドは、終了または解散する場合があります、サブ・ファンドが投資先ファンドにより発行された投資証券に投資することができなくなるその他の理由がある場合がある。いずれの場合においても、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドを終了することを決定することができる。

投資先ファンドの投資および取引リスク

投資先ファンドへの投資には、投資元本の全額を失うというリスクも含めた高いリスクがある。投資先ファンドは、本書に記載されたリスクを含む、リスク特性を有する戦略および投資技術を用いて金融商品に投資し、積極的に取引を行うことができる。投資先ファンドの投資プログラムが成功するか、または投資先ファンドのポートフォリオの組合せ、リスク管理およびヘッジが成功するという保証または表明はない。投資先ファンドがすべての資本を投資するに適切な投資機会を見出すことができるかどうかの保証はない。投資先ファン

ドに関して投資先ファンドの投資運用会社が行うすべての投資には、投資元本を失うリスクがある。投資結果は、時間の経過とともに大きく変化することがある。投資元本の一部またはすべてを失う可能性があるため、投資予定者は、かかる損失の結果に容易に耐えうる場合以外は、投資先ファンド投資証券を購入すべきでない。

投資先ファンドの運用実績の欠如、関連ファンドの過去の実績

投資先ファンドは、投資予定者がパフォーマンスの可能性を評価するもとなりうる運用実績は限られたものしか有しない。投資先ファンドの投資運用会社が運用するその他の投資信託またはアカウントの実績は、現在または過去において投資先ファンドの投資プログラムと類似しまたは異なる投資プログラムを持っているが、投資先ファンドが達成する結果を示すものではない。投資先ファンドの投資運用会社は、投資先ファンドに関して、異なる有価証券のポートフォリオに投資し、かかるその他の投資信託およびアカウントとは異なる投資プログラムおよび投資技術を利用することがある。よって、投資先ファンドの結果は投資先ファンドの投資運用会社ならびにかかる投資信託およびアカウントが過去に示した結果とは異なることがあり、それらとは独立したものである。さらに、過去の実績は、将来のリターンを保証とはならない。

投資先ファンドの投資運用会社およびそのスタッフへの依存、投資先ファンドの投資主が投資先ファンドの運営に参加しないこと

投資先ファンドの成功は、とりわけ、投資先ファンドの投資運用会社が投資先ファンドの投資プログラムを開発し、首尾よく実施する能力にかかっている。投資先ファンドの投資運用会社がこれを実行できるという保証はない。投資先ファンドの投資運用会社が行った決定により、投資先ファンドに損失が生じること、または、そうでなければ投資先ファンドが投資できた収益獲得の機会を逃すこともある。

さらに、投資先ファンドの投資運用会社またはそのスタッフのいずれかが投資先ファンドに対し助言を継続し、投資先ファンドに関する取引を継続するという保証はない。投資先ファンドが投資先ファンドの投資運用会社またはその主要スタッフのサービスを受けられなくなる場合、投資先ファンドは悪影響を受ける場合があり、最終的に投資先ファンドの解散に至る可能性がある。

投資先ファンドの投資主（受託会社を含む。）は、投資先ファンドの日々の事業経営または管理に参加する権利または権限はなく、投資先ファンドが行った特定の投資、またはかかる投資の条件につき評価する機会はない。

投資先ファンドの戦略リスク

戦略リスクは、投資先ファンドの投資運用会社が活用する投資プログラムの経済上の実行可能性の悪化に関連する。量的およびファンダメンタルな投資分析が正確であり、かかる戦略に基づく投資プログラムが成功するという保証はない。

費用水準

投資先ファンドが支払う報酬は、追加の報酬およびサブ・ファンドによる直接投資に関連するものよりも高い費用になる。サブ・ファンドの費用は、ファンド・オブ・ファンズ・アプローチを用いないその他の投資主体に関連する費用よりも高い割合のサブ・ファンドの純資産を構成することがある。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、サブ・ファンドの計算において適時に投資対象を売却する管理会社の能力に関連する。相対的に流動性が低い有価証券の市場は、より流動性が高い有価証券の市場よりも価格変動性が高い傾向にある。サブ・ファンドが相対的に流動性が低い有価証券に投資する場合、管理会社がサブ・ファンドの投資対象を希望する価格・時期に取引できない可能性がある。ポートフォリオは、相対的に少数の銘柄に集中投資することがあり、これはサブ・ファンドの流動性に影響を及ぼしうる。さらに、当該投資対象の処分は、契約上の条項に

より制限を受けることがあり、これ自体、当該投資対象の価格に影響を及ぼしうる。取引所は、特定の商品もしくは契約の取引の停止、特定の商品もしくは契約の即座の清算および決済の要求、または特定の商品もしくは契約の取引が清算のためにのみ行われることの要求を行う可能性がある。非流動性のリスクは、店頭取引にも発生する。当該商品または契約には規制市場がない場合があり、買呼値および売呼値は、これらの商品または契約のディーラーによってのみ決定される可能性がある。市場性が低い有価証券への投資は流動性リスクを伴う。さらに、当該有価証券は、評価が困難であり、その発行体は、投資者保護に関する規制市場の規則に常に従うわけではない。

流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを効果的に管理するための方策を整備する。（適用性／適切性に応じて）管理会社または管理会社のリスク管理機能は、日次方式により、流動性リスク管理方針の実施を監視する。また、管理会社は、管理会社が買戻しを整然と処理することができ、またすべての投資者が公平に取り扱われることを可能ならしめることができるような流動性リスク管理の手法（後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」および「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し、買戻しの繰延べ」に記載するもの等）を構築している。

継続的に、管理会社は、内部の流動性指標に対するサブ・ファンドの流動性のポジションを評価している。管理会社は、流動性評価に至る一定の範囲の定量的基準および定量的要素を斟酌する。管理会社がポジションを換金するために必要となる期間および費用を算定することができるように、管理会社は、換金のための平均日数または合計日数に基づき、投資対象に内在する流動性を分析することができる。潜在的に有価証券の日次の数量を超過することおよびこれによる有価証券の価格への影響を避けるため、取引前の分析を実施することができる。管理会社はまた、継続的にサブ・ファンドの流動性ストレス・テストも履行する。流動性リスク管理方針および流動性リスク管理手続は、定期的かつ必要に応じて見直される。

サブ・ファンドが指標を満たすことができない場合、リスク管理機能は、追加の分析を履行することが必要であるか否か、およびサブ・ファンドの流動性リスクを管理するため追加の措置を講じるべきか否かを斟酌する。管理会社は、評価に係る記録を保存する。

取引相手方リスク

サブ・ファンドおよび投資先ファンドは、契約の条件に関する紛争（正当な主張であるとは限らない。）を理由としてまたは信用もしくは流動性の問題から取引相手方が取引の条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、その結果、サブ・ファンドまたは投資先ファンドが損失を被ることになる場合がある。当該「取引相手方リスク」は、決済を妨げる事象が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について増大する。受託会社、管理会社または投資運用会社のいずれも、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を特定の取引相手に集中させることを制限されていない。さらに、管理会社は、取引相手方の信用度を評価する内部信用評価機能がない。受託会社および／または管理会社が一または複数の取引相手方と取引を行う能力および当該取引相手方の財政的能力について有意義な独立した評価が欠如していることで、サブ・ファンドが損失を被る可能性が増大する場合がある。

サブ・ファンドおよび投資先ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行う取引相手方の信用リスクにさらされる場合があるが、これは、取引所決済機関の履行保証等組織化された取引所におけるデリバティブの取引参加者に適用されるのと同様の保護が、それらの非上場デリバティブの取引には与えられないことによる。非上場デリバティブの取引相手方は、公認取引所ではなく、取引に従事する特定の会社または企業であるため、取引相手方の支払不能、非流動性、破産または債務不履行および取引相手方との契約の条件に関する紛争は、投資先ファンドおよび／またはサブ・ファンドに多額の損失をもたらす可能性がある。受託会社および管理会社は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく

債務不履行に関して契約上の救済を得られることがある。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない場合、うまく機能しない可能性がある。そのため、投資先ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、投資先ファンドおよび／またはサブ・ファンドの取引が規制取引所に限定された場合よりも不履行による大きな損失リスクにさらされる。取引相手方が債務不履行に陥らないとの保証はなく、サブ・ファンドが結果として取引による損失を被らないとの保証もない。

為替相場リスク

各クラスの受益証券は、関連するクラス基準通貨（以下「受益証券通貨」という。）建てである。これにより、受益証券クラスの投資者が、財務活動を主に受益証券通貨以外の通貨または通貨単位（以下「投資者通貨」という。）建てで行う場合、外国為替に関して、一定のリスクを伴うことになる。これには、為替相場が著しく変動するリスク（受益証券通貨の切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動を含む。）および受益証券通貨または投資者通貨（いずれか場合による。）の管轄当局が為替管理を行い、またはこれを変更するリスクが含まれる。投資者通貨の価値が受益証券通貨に対して上昇した場合、（a）純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨での換算価値および（b）支払われるべき分配金（もしあれば）の投資者通貨での換算価値は、減少することになる。

将来的な規制上の変更は予測不可能であること

証券市場およびデリバティブ市場には、広範囲にわたる法律、規制および証拠金要件が適用される。さらに、米国証券取引委員会および取引所は、市場に緊急事態が生じた場合に臨時措置（例えば、投機的ポジション制限またはより高額な証拠金要件の遡及的实施、日々の価格制限の設定および取引の停止を含む。）を講じる権限を付与されている。米国内外における有価証券およびデリバティブに関する規制は、変化の激しい法律分野であり、政府および司法機関の措置により変更される場合がある。将来的な規制上の変更がサブ・ファンドおよび投資先ファンドに及ぼす影響は、予測不可能であるが、重大かつ不利なものとなるおそれがある。

異例かつ予測不可能な事由

異例かつ予測不可能な事由に起因して生じる、例えばインフレ率を含む経済状況、産業の状況、競争、技術開発、政治上および外交上の事由および傾向、税法ならびにその他多数の要因の変化は、サブ・ファンドおよび／または投資先ファンドのリターンに多大な悪影響を及ぼす可能性がある。これらの状況のいずれも、受託会社または管理会社の支配の及ばないものである。サブ・ファンドおよび／または投資先ファンドが直接または間接的にポジションを保有する市場における予期せぬ変動性または流動性は、管理会社および／または投資先ファンド投資運用会社のサブ・ファンドおよび／または投資先ファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、サブ・ファンドに損失を被らせる可能性がある。経済上および／または政治上の不安定は、資産価格に悪影響を及ぼす可能性があり、法律上、財政上および規制上の変更をもたらすことがある。

コロナウイルス

2020年3月11日、世界保健機関は、新型コロナウイルス感染症の拡大がパンデミックであると宣言した。新型コロナウイルス感染症の多くの症例が世界中で記録されている。

新型コロナウイルス感染症の影響を完全に予測することは不可能であるが、この流行は、世界経済に重大な影響を及ぼす可能性が高い。過去において、伝染病の広範囲にわたる拡大は、投資感情に影響を及ぼし、世界市場において散発性の変動性を生じさせてきた。当該影響は、特に新型コロナウイルス感染症の検出された症例の世界的な分布に応じて、セクター、事業および国家経済の間で不均等に分布される。航空、製造、小売りおよび観光を含む一部のセクターが現時点において最も悪影響を受けているとみられるが、新型コロナウイルス感染症を抑制することができない場合、その他のセクターも間違いなく影響を受けることになる。

影響を受ける地域において行われ、またはかかる地域の供給者もしくは顧客に依存している事業に対する新型コロナウイルス感染症の財務上の影響が広く報告されている。影響を受ける事業は、さまざまな財務上の影響に直面することがある。事業活動の低迷は、流動性に悪影響を及ぼすことがある。また、運転資金の調達先が停止され、財務制限条項への違反が生じ、不履行事由が発生し、および／または、終了時支払金もしくは不履行に関するその他の偶発債務が発動される状況となった場合、支払能力に関する懸念が悪化する可能性がある。

したがって、世界の金融市場またはいずれかの投資先が事業を行う国家もしくは地域の経済における当該マイナスの変化は、サブ・ファンドの事業またはいずれかの投資先の事業に重大な悪影響を及ぼすことがある。

特に、世界保健機関または地域もしくは国家の当局は、サブ・ファンドまたはいずれかの投資先の事業運営に重大な中断を生じさせる可能性のある措置を勧告し、または発動することがある。

新型コロナウイルス感染症の発生、その期間、強度および影響の全貌は不確実であり、結果として生じる経済の減速および／または市場におけるマイナス方向の企業の業況感は、受託会社、管理会社、サブ・ファンドおよび投資先自体の事業運営および財務状態に長期にわたる悪影響を及ぼすことがある。

法的リスクおよび法令遵守リスク

国内および／または外国の法律または規制は、サブ・ファンドおよび／または投資先ファンドに悪影響を及ぼす形で変更されることがある。政府または規制当局は、管理会社および／または投資先ファンドの投資運用会社の投資戦略を実行する能力に影響する法律を可決し、規則を設け、または規制を実施する場合がある。当該行為は、特定の取引形態または市場に、および特定の国家または世界的に影響する。当該変更は、サブ・ファンドの投資目的の達成を失敗させる結果となる場合がある。各国間または各法域間の法律の差異により、受託会社または管理会社がサブ・ファンドに関して締結された法的契約を執行することが困難となることがある。受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの投資方針または投資目的を変更することを含む法律またはその解釈の変更によって悪影響を制限または防止するための措置（ただし、これらに限られない。）を講じる権利を留保する。

デリバティブ規制

ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）は、その包括的なデリバティブに係る新しい規制制度を通じて、多くのデリバティブ取引（かつては規制されていなかった店頭デリバティブを含む。）に対し、強制清算、取引所における取引および証拠金の要件を課すものである。ドッド・フランク法は、「スワップ・ディーラー」および「主要スワップ参加者」などの規制対象となる市場参加者の新たな区分も創設しており、かかる市場参加者は、重大かつ新たな資本、登録、帳簿記録、報告、開示、業務運営および他の規制に関する要件に服する。これらの要件の詳細の一部は、未だ米国商品先物取引委員会、米国証券取引委員会、米国連邦準備制度理事会およびその他の規制当局による規則の制定および解釈を通じて明らかにされていない。しかしながら、本書の日付現在において入手可能な情報に基づく、ドッド・フランク法に基づくデリバティブ規制が及ぼしうる可能性のある影響は、サブ・ファンドの費用全般の増加である。特に、新たな証拠金要件、ポジション制限および資本に対する賦課は、サブ・ファンドに直接適用されない場合であっても、サブ・ファンドの計算において約定されるデリバティブ取引の費用の上昇をもたらすことがある。登録、帳簿記録、報告および法令遵守などの新たな要件に起因する管理事務費用も、サブ・ファンドに直接適用されない場合であっても、デリバティブ価格の値上がりに反映されることがある。新たな商品取引および取引報告の要件は、デリバティブ取引の流動性の低下を招き、一定のデリバティブの不利な価格決定もしくは利用可能度の低下、または裁定機会の減少に至ることがあり、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

ボルカー・ルール

ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法第619条は、一定の適用除外のもと、一定の銀行事業体（シティグループおよびその関連会社を含む。）が自己勘定取引に参加すること、特定のプライベート・ファンド（以下「対象ファンド」という。）の所有権を取得もしくは保有すること、対象ファンドのスポンサーとなることまたは対象ファンドと特定の関係を持つことを原則として禁止する、いわゆる「ボルカー・ルール」を米国銀行法に追加した。ボルカー・ルールの対象である銀行事業体は、2015年7月21日（以下「適合期限」という。）までに、既存の活動および投資をボルカー・ルールに準拠させなければならない（当該銀行事業体の適切な米国連邦監督機関の裁量により、1年間の延長が2回まで認められる。）。米国連邦準備制度理事会が発した適合期間を2015年7月21日まで延長する命令により、銀行事業体は、適合期間が終了するまでに、禁止された活動を終了させ、容認されない投資を処分する遵守計画を作成し、実施する必要がある。銀行は、「実務上可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においても適合期間が終了するまでに」遵守計画を設定するよう期待される。

管理会社は、サブ・ファンドが対象ファンドに分類されないようまたは対象ファンドの定義からの適用除外に適合するように設計された、一定の変更（サブ・ファンドが設立された条件を含む。）を適合期限より前にトラストに対して行った。しかしながら、ボルカー・ルールについては、いまだに、規制当局がその条件をどのように解釈し、執行するかに関する情報または指針はほとんど存在しない。したがって、サブ・ファンドは当該変更の結果、対象ファンドの範囲外になり、また、対象ファンドの定義からの適用除外の対象になる保証はない。

管理会社が単独の裁量により、サブ・ファンドが対象ファンドであり、管理会社がボルカー・ルールに従いサブ・ファンドを運営し続けることが合理的に実現可能ではない、または実現可能でなくなると判断する場合、サブ・ファンドは終了されることがある。後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項を参照のこと。当該終了が行われない場合であっても、サブ・ファンドが対象ファンドと判断された場合には、シティグループおよびその関連会社は、サブ・ファンドとの間の一定の取引を認められないことがある。これは、サブ・ファンドおよび管理会社が自らの投資対象を管理する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

サイバー犯罪およびセキュリティ侵害

サブ・ファンドの業務に関連してインターネットとテクノロジーの使用が増えるにつれて、サブ・ファンドはサイバーセキュリティの侵害を通じて、より大きな業務上および情報セキュリティ上のリスクにさらされやすくなっている。サイバーセキュリティ侵害には、資産または機密情報の取得、データの破壊、または業務の中断を目的として、コンピュータウイルスによる感染、「ハッキング」またはその他の手段によるサブ・ファンドのシステムへの不正アクセスを含むが、これに限定されない。サイバーセキュリティ侵害はまた、DoS攻撃や、サブ・ファンドのシステムに保存された機密情報を意図的または意図せずに公開する状況など、不正アクセスを取得する必要のない方法で発生する可能性がある。サイバーセキュリティ侵害は、混乱を引き起こし、サブ・ファンドの事業業務に影響を与える場合があり、その結果、財産上の損失が生じる可能性があり、サブ・ファンドの純資産価額の算定不能、適用される法令違反、規制上の罰則および／または罰金、コンプライアンスおよびその他の費用を発生させることとなる可能性がある。サブ・ファンドおよびその投資者は、結果としてマイナスの影響を受ける可能性がある。さらに、サブ・ファンドは第三者である業務提供者と緊密に連携しているため、当該第三者である業務提供者における間接的なサイバーセキュリティ侵害は、サブ・ファンドとその投資者に対して直接的なサイバーセキュリティ侵害に伴うものと同じリスクを課す場合がある。サブ・ファンドは、サイバーセキュリティ侵害に伴うリスクを軽減するために設計されたリスク管理体制を確立しているが、当該措置が成功する保証はない。

OECD共通報告基準

OECDは、FATCAを実施するための政府間アプローチを広く活用し、オフショアによる脱税の問題に世界規模で取り組むため、OECDの金融口座情報の自動交換に関する基準 - 共通報告基準（以下「CRS」という。）を策

定した。金融機関の効率性を最大化し、コストを削減することを目的として、CRSは、デュー・デリジェンス、報告および金融口座情報の交換のための共通の基準を提供している。CRSに従い、参加法域は、共通のデュー・デリジェンスおよび報告手順に基づいて、金融機関が特定する報告対象口座についての金融情報を報告金融機関から入手し、および交換パートナーと毎年自動的に交換する。ケイマン諸島は、CRSを実施することを約束している。その結果、サブ・ファンドは、ケイマン諸島が採用するCRSデュー・デリジェンスおよび報告要件を遵守することが求められることになる。投資者は、サブ・ファンドがCRSに基づく義務を満たすことができるようにするために、管理事務代行会社に追加情報を提供することを要求される場合がある。要求された情報を提供しない場合には、投資者がFATCAに関連して要求された情報を提供しない場合と類似の方法で、罰則または他の課徴金および／またはサブ・ファンドの受益証券の強制買戻しの責任を負うこととなる場合がある。投資者は、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（5）課税上の取扱い、（B）ケイマン諸島、ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換」を確認すべきである。

訴訟および規制当局の措置

サブ・ファンドは、その活動および管理会社の活動から生じる訴訟または規制上の措置の対象となる場合があり、防御の費用を負担し、不成功の結果となるリスクがある。

利益相反

管理会社および受託会社（ならびにこれらの関連会社）は、随時、サブ・ファンドと類似の投資目的を有する他のファンドおよび顧客に関連して随時要求されるところに従い、受託者、管理事務代行者、登録機関、管理者、保管者、投資運用者または投資顧問、代理人その他として行為し、またはその他の方法でサブ・ファンドと類似の投資目的を有する他のファンドおよび顧客に関与することがある。したがって、これらのいずれの者も、業務の過程において、サブ・ファンドと潜在的な利益相反を生じる可能性がある。これらの者は、かかる場合には常にサブ・ファンドに対する自己の義務を考慮し、かかる利益相反を公正に解決するよう努める。いかなる場合も、管理会社は、すべての投資機会が公正に配分されることを確実にする。

サブ・ファンドのための取引は、管理会社の関係者との間で、または同者を通じて行われる予定である。当該関係者との間でまたはこれを通じて行われる取引の量に制限はない。当該関係者に支払われる報酬または手数料は、当該取引の当該時点の実勢市場料率で支払われる報酬または手数料を上回ることがある。

管理会社は、一定の制限された環境において、サブ・ファンドの資産の価格決定に関与することがある。かように管理会社が関与する限りにおいて、評価額が管理会社に支払われる管理報酬に直接影響するため、管理会社は利益相反を有する。

営業日

営業日の定義は、公休日またはその他の理由によりケイマン諸島が休業している日を考慮していない。したがって、受託会社は、すべての営業日にその裁量を行使することができない場合がある。

郵便物の取扱い

受託会社および／またはサブ・ファンドに宛てられ、その登録上の事務所で受領された郵便物は、処理のために受託会社により提供された転送先住所に未開封のまま転送される。受託会社、その取締役、役員、顧問またはサービス提供者（ケイマン諸島において登録上の事務所のサービスを提供する組織を含む。）のいずれも、郵便物が転送先住所に到着する際に何らかの理由で生じる遅延について責任を負わない。特に、受託会社の取締役は、（受託会社またはサブ・ファンドのみに宛てられた郵便物とは異なり）個人的に自己に宛てられた郵便物のみを受領し、開封し、または直接処理する。

情報の請求

ケイマン諸島に住所を有する受託会社またはその取締役もしくは代理人のいずれかは、適用法に基づき規制当局、規制機関、政府当局または政府機関により行われる情報の請求に従い、やむを得ず情報を提供することがある。例えば、金融庁法（改正済）に基づき、ケイマン諸島金融庁によって、同庁自身のためもしくは承認された海外の規制当局のために行われる場合または税務情報庁法（改正済）ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づき税務情報庁により行われる場合が挙げられる。当該法律に基づく秘密情報の開示は、守秘義務違反とはみなされないものとし、一部の案件において、受託会社およびその取締役または代理人は、請求が行われた旨を開示することを禁止されることがある。

運用リスク

サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、管理会社のサービスに実質的に左右される。管理会社の行為が、不正行為、何らかの規則もしくは規制の違反を理由として規制当局による調査を受けていること、管理会社の主要人物の死亡、無能力、離職、支払不能もしくは退任、または管理会社に影響を及ぼす企業再編を含む（ただし、これらに限られない。）特別な事由が発生した場合、サブ・ファンドのパフォーマンスは、悪影響を受けることがある。管理会社は、サブ・ファンドの投資パフォーマンスを保証しない。

受益証券の追加クラスの費用

将来、受益証券の追加クラスが発行される場合がある。それらの受益証券の追加クラスの設定に係る費用の一部または全部は、それらの受益証券のクラスのみが負担するのではなく、例えば、全体としてサブ・ファンドの負担となる場合がある。その場合、当該受益証券の追加クラスの設定前に発行されていた受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

投資先ファンドに関連するリスク

投資先ファンドへの投資にはリスクがある。投資先ファンドに投資することにより、サブ・ファンドがその資金（投資額全額を含む。）を失う可能性がある。投資先ファンドへの投資は銀行預金ではなく、したがって政府、政府機関もしくは機関または銀行保証ファンドにより保護または保証されているものではない。

本項は、投資先ファンドに適用されるリスクの一部について説明するものである。本項は、完全な説明を意図しているものではなく、その時々においてその他のリスクも関連することがある。特に、投資先ファンドのパフォーマンスは、市況および／または経済状況および政治状況の変化、ならびに法律上、規制上および税務上の要件の変更による影響を受けることがある。投資プログラムが成功するとの保証または表明は行われず、投資先ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。また、過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスの指針となるものではなく、投資対象の価値は、上昇することもあれば、下落することもある。通貨間の為替レートの変動により、投資先ファンドの投資対象の価値は上昇することもあれば、下落することもある。

投資先ファンドへの投資リスクは、投資先ファンド・アンブレラの構造に関連するリスク、投資先ファンドに対する業務提供者に関連するリスク、および投資先ファンドの投資目的達成の能力に関連するリスクおよび投資運用会社により引き受けられる限度のヘッジ活動から生じる。投資予定者はそれぞれ投資先ファンドへの間接投資が当該投資予定者に適した投資であるかどうかの決定に際し、かかるリスクを注意深く検討すべきである。かかるリスクには、以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

一般的なリスク

投資先ファンドの限られた運用歴

投資先ファンドの運用歴は限られている。投資先ファンドの投資運用会社の投資専門家（以下「投資チーム」と総称する。）は、投資先ファンドが追求する種類の機会に投資する多くの経験を有しているが、投資先ファンドが過去に投資チームが生み出した成果と同等のパフォーマンス成果を生み出す（または損失を回避する）保証はない。市況および取引手法は絶えず変化しており、投資チームが過去に一定のプラスのパフォーマンスを達成したという事実は、投資先ファンドの収益性の見通しとはほとんど関係がないことがある。過去の結果は必ずしも将来のパフォーマンスを示唆するものではない。利益が達成される保証または多大な損失が発生しないという保証はない。

投資リスク / 潜在的な投資損失

投資証券の価格は上昇する場合も下落する場合もある。投資先ファンドがその投資目的を達成する保証または投資主が投資先ファンドに投資された全額を回収する保証はない。特定の法域への投資に関する制限は、投資先ファンドの投資の流動性を制限する可能性がある。投資先ファンドのキャピタル・リターンおよび収益は、保有する投資に対するキャピタル・ゲインおよび収益から発生費用を控除した額に基づく。したがって、投資先ファンドのリターンは、当該キャピタル・ゲインまたは収益の変化に応じて変動することが予想される。投資先ファンド・アンブレラの取締役は、投資先ファンドの投資は、投資家によって中長期の投資とみなされるべきであると考えている。

投資先ファンドへの投資が全部または一部失われるリスクがある。投資先ファンドは、投資プログラムの全てではなく、投資家のポートフォリオ管理戦略の一部のみを表すものでなければならない。

経営陣への依拠

投資先ファンドへの投資判断は、投資先ファンドの投資運用会社が投資先ファンドについて行う。投資先ファンドの成功は、投資先ファンドの投資運用会社が適切な投資対象を特定し、当該投資対象を利益を得て処分する能力に左右される。また、期間にかかわらず、投資先ファンドの投資運用会社のすべての職員が投資先ファンドの投資運用会社と関係を持ち続けるという保証はない。投資先ファンドの投資運用会社の一または複数の従業員またはメンバーによる役務提供の喪失は、投資先ファンドの投資目的を実現する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

時間の提供

投資先ファンドの投資運用会社、その関連会社およびその職員は、投資先ファンドに加えて勘定および資金を現在管理しており、また、将来、追加の勘定および資金を管理する可能性があり、投資先ファンドに対する責務を遂行しながら、他の資金および勘定に多大な時間および資源を費やす可能性もある。

投資先ファンドの投資運用会社が運用する資産を増やすことは、パフォーマンスに悪影響を与える可能性がある

運用資産が増加するにつれて、アドバイザーが達成する収益率は悪化する傾向があるようである。投資先ファンド・アンブレラの取締役は、その単独の裁量により、一または複数のクラスの投資証券の追加申込みの受付を閉鎖することまたは既存の投資主に資本を返還することができるが、投資先ファンドのために受け入れることのできる申込総額に制限はない。さらに、投資先ファンドの投資運用会社は、類似のまたは異なる戦略を有する他のピークルまたは勘定の管理を妨げられない。

新興市場の一般的ナリスク

新興市場証券への投資は、先進国に本拠を置く発行体の証券への投資よりも、リスクが大きい。とりわけ、新興市場証券への投資は、先進国に本拠を置く発行体の証券への投資よりも、一般に入手可能な情報が少なく、市場変動がより激しく、証券市場規制が緩やかで、税制が不利であり、インフレ懸念が深刻で、通貨が不安定であり、戦争および個人資産の収用の可能性が高いというリスクを有する。さらに、特定の新興市場における投資機会は、現地の証券に対する外国投資に対する法的規制により制限されることもある。

一般に新興市場は、先進国の市場に比べ非効率である。証券市場が国内に存在せず、近隣の取引所で取引しなければならない場合もある。新興市場の取引高および流動性の水準は、先進国よりも低い。新興市場証券を売却しようとした場合、かかる証券の市場がほとんどまたは全くないことがある。さらに、新興市場に本拠を置く発行体は、一般に、先進国に本拠を置く発行体に適用されるものに匹敵するような統一的な会計および財務報告基準、実務慣行および要件に服さない。よって、詐欺またはその他の不正行為のリスクが増加する可能性がある。また、新興市場の政府または証券取引所が発表する公式データの質および信頼性は、報告されている実際の状況を正確に反映していないことがある。

新興市場証券の発行体は、先進国の発行体の場合よりも、緩やかな規制にしか服さないことがあり、そのため、リスクの可能性は高くなる。新興市場証券のポートフォリオの保管費用は、一般に先進国を本拠とする発行体の証券ポートフォリオよりも高額となる。

法的リスクおよび政治的リスク

特定の国、特に発展途上国において、民間および外国投資、株式取引およびその他の契約関係を規定する法律の多くは、新規のものであり、また、大部分は未検証のものである。その結果、投資先ファンドは、不十分な投資家保護、矛盾した法律、不完全、不明確および変化する法律、他の市場参加者側の規制に対する無知または違反、確立されたまたは効果的な法的救済の欠如、先進市場に特徴的な標準慣行および秘密保持慣習の欠如および既存の規制の執行の欠如を含む、多くの異常ナリスクにさらされることがある。さらに、投資先ファンドの資産が投資されている特定の国では、判決を取得し、執行することが困難な場合がある。権利の保護および執行におけるこの困難が投資先ファンドおよびその業務に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。さらに、投資先ファンドの収益および利得は、投資口保有者が外国税額控除を全額受け取ることができない外国政府によって課される源泉徴収税の対象となることがある。さらに、アイルランド国外の裁判所で判決を取得し、執行することは困難な場合がある。

一部の発展途上国における規制上の統制およびコーポレート・ガバナンスは、少数投資口保有者に対してほとんど保護を与えないことがある。詐欺防止およびインサイダー取引防止法は、多くの場合、初歩的なものである。また、役員および取締役による投資口保有者に対する受託者責任の概念は、欧米市場における概念と比較して限定されている。一部の発展途上国の企業の経営陣が、投資口保有者の同意なしに重大な措置を講じる場合があり、また、希薄化防止も限定される場合がある。

投資先ファンドのパフォーマンスは、経済状況および市況の変化、政治的發展、軍事紛争および市民暴動、政府の政策変更、資本の移転に関する制限の賦課等の不確実性ならびに法律上、規制上および税制上の要件の変更によって影響を受ける可能性がある。

世界の経済状況および市況

投資先ファンドの投資運用会社は、新興市場、フロンティア市場または発展途上市場を含め、世界中の様々な市場で取引されている通貨および証券に投資することができるが、その一部は政府当局により高度に支配されている。当該投資では、先進市場の通貨または証券への投資とは一般的に関係のない特定のリスクを考慮する必要がある。当該リスクはとりわけ、取引の均衡および不均衡ならびに関連する経済政策、為替レートの不利な変動、政府による為替管理規則の賦課、源泉徴収税、資金またはその他の資産の移動に関する制限、業界の国有化の可能性に関する政府の政策、資産の接收、没収課税および外国における社会的、経済的または政治的不安定を含む政治的困難を含む。これらの要因は、証券価格の水準およびボラティリティならびに投資先ファンドの投資対象の流動性に影響を及ぼす可能性がある。予期せぬボラティリティまたは非流動性は、投資先ファンドの収益性を損なうまたは損失をもたらす可能性がある。

各国の経済は、国内総生産の成長、インフレ率、通貨下落、資産再投資、資源自給および国際収支ポジションの点で異なる。さらに、一定の経済は国際貿易に大きく依存しており、したがって、貿易障壁、為替管理、相対通貨価値の管理された調整および貿易相手国によって課されるまたは交渉されるその他の保護貿易政策によって不利な影響を受けており、今後も受け続ける可能性がある。一定の国の経済は、主としてごく少数の産業に基づいており、取引状況の変化に対して脆弱で、より高い水準の債務またはインフレを有している可能性がある。

英国のEU離脱

英国（以下「英国」という。）は、欧州理事会に対し、欧州連合からの離脱の意向を通知した。継続中の離脱プロセスは、英国のみならず、欧州連合、欧州経済地域および世界全体に長期にわたる不確実性および市場ボラティリティを引き起こす可能性がある。FCAによって承認され規制された投資運用者として、投資先ファンドの投資運用会社は現在、英国法に組み込まれているか、または英国で直接影響を有する一定の欧州指令および規則（例えば、UCITS指令、MiFID IIおよびEMIR）の規定の対象となっている。EU離脱の決定が英国の規制枠組みに及ぼす長期的な影響は、部分的には、将来英国がEUとの間で確立しようとする関係に左右される。特に、EU指令を組み込んだ英国の法律が将来変更されるか否かおよびどのように修正されるか、また英国企業（投資先ファンドの投資運用会社等）がEU内でクロスボーダー事業を行う一定の権利の恩恵を今後も享受できるか否かは不透明である。英国のEU離脱が経済的、金融的、規制的観点から投資先ファンド・アンブレラ（投資先ファンドを含む。）または投資先ファンドの投資運用会社に与える正確な影響を確定することはできないが、当該影響が投資先ファンドの投資運用会社および／または投資先ファンド・アンブレラに重大な影響をもたらす可能性がある。

特定の証券市場

特定の国の株式市場では、取引量が相対的に少ないことがある。また、当該市場における企業の証券は、他の市場の同等企業の証券よりも流動性が低く、変動性が高い場合もある。特定の国では、証券取引所、ブローカーおよび上場企業に対する政府の規制の水準が低いことがある。さらに、一部の市場では、取引の決済が遅く、不履行が生じることがある。

一部の商品取引所は、取引者が商品契約を締結した個々のメンバーのみがそのパフォーマンスに責任を有し、取引所またはその清算機関はその責任を負わない「プリンシパル市場」である。かかる場合、投資先ファンドは、取引相手方が当該契約を履行することができないリスクまたは履行を拒否するリスクにさらされる。また、特定の商品取引所における先物および先渡契約の取引には、価格変動制限が課される可能性がある。

評価方針

投資先ファンドの評価方針は、国際会計基準（IFRS）に準拠していないことがあり、当該乖離により、特定の状況において、投資先ファンドの年次監査済財務諸表について限定付適正意見が付される可能性がある。かかる状況において、投資先ファンドは財務報告目的でIFRSに準拠した変更を行うことを決定することができる

が、投資先ファンドの純資産価額の算定の目的で、評価方針を使用することができる。IFRSに準拠した変更が財務報告目的のみのために投資先ファンドの財務諸表に行われる場合、投資先ファンドの会計年度末の純資産価額といずれかの年度の投資先ファンドの財務諸表で報告される純資産価額の間には、相違が生じる。

投資戦略の利用可能性

投資先ファンドの投資活動の成功は、金融市場に影響を及ぼす可能性のある報道および出来事の意味を評価する能力に加え、投資機会を特定する投資先ファンドの投資運用会社の能力に左右される。投資先ファンドが追求する投資戦略を見極め活用することには、大きな不確実性が伴う。投資先ファンドの投資運用会社が、投資先ファンドの全資産を配置するまたは証券およびデリバティブ市場の相違を利用する適切な投資機会を見つけることができる保証はない。

システム障害により取引または報告ができなくなる可能性

投資先ファンドの投資運用会社の戦略は、社内外のコンピュータ・システムが適切に機能するか否かに大きく依存することになる。したがって、当該システムが依存する第三者による障害によるものであるかまたは投資先ファンドの投資運用会社のハードウェアもしくはソフトウェアの障害によるものであるかを問わず、システム障害により、当該障害が是正されるまで、取引中断または取引不能に陥るおそれがある。（例え短期間でも）当該障害および結果的な取引不能により、特定の市況において、投資先ファンドは重大な取引損失を被るまたは有益な取引の機会を逃す可能性がある。また、当該障害が発生した場合、投資主への報告が一時的に遅延する可能性がある。

サイバーセキュリティ・リスク

投資先ファンドおよびそのサービス提供者は、サイバーセキュリティ事故のオペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよび関連するリスクの影響を受けやすい。一般的に、サイバー事故は、故意の攻撃または故意ではない事象により生じる可能性がある。サイバーセキュリティ攻撃には、資産または機密情報の悪用、データの破壊または業務の妨害を目的とした（例えば「ハッキング」または悪意あるソフトウェア・コーディングを通じて）デジタル・システムへの不正アクセスを得ることが含まれるが、これらに限らない。また、サイバー攻撃は、ウェブサイト上でサービス拒否攻撃（すなわち、意図されるユーザーに対してサービスを利用不可能にする試み）を引き起こす等、不正なアクセスを得ることを必要としない方法で行われることもある。投資先ファンド、投資先ファンドの投資運用会社、投資先ファンドの管理事務代行会社もしくは保管受託銀行または金融仲介業者等のその他のサービス提供者に影響を与えるサイバーセキュリティ事故は、混乱を発生させ、事業運営に影響を及ぼす可能性があり、投資先ファンドの純資産価額の計算の妨害、投資先ファンドのポートフォリオの取引の妨害、投資先ファンドに関連する事業を投資主が取引できないこと、適用あるプライバシー、データセキュリティまたはその他の法律の違反、規制上の課徴金および制裁、評価の損害、払戻しまたはその他の補償または是正費用、弁護士報酬または追加のコンプライアンス費用を含む財務上の損失を結果としてもたらす可能性がある。投資先ファンドが投資する証券の発行体、投資先ファンドのために投資先ファンド・アンブレラが取引を行う取引相手方、政府当局およびその他の規制当局、取引所およびその他の金融市場運営者、銀行、ブローカー、ディーラー、保険会社およびその他の金融機関ならびにその他の当事者に影響を与えるサイバーセキュリティ事故によっても同様の悪影響が生じる可能性がある。サイバーセキュリティに関するリスクを低減することを目的とした情報リスク管理システムおよび事業継続計画が構築されているが、サイバーセキュリティ・リスク管理システムまたは事業継続計画には、一定のリスクが特定されていない可能性を含め、固有の限界が存在する。

オペレーショナル・リスク

投資先ファンドのために投資先ファンドの投資運用会社が採用する戦略は、情報システムおよび技術に大きく依存する。人為的ミス、データ送信障害またはその他の原因によりこれらのシステムまたは技術が障害または崩壊が生じた場合、投資先ファンドの業務に重大な混乱が生じるおそれがある。

災害、または投資先ファンドもしくは投資先ファンドと事業を行う第三者が使用する電子通信もしくはその他のサービスに関わる中断、もしくはそのオフィスもしくは施設に直接影響を及ぼす中断を含む投資運用会社の事業を支えるインフラの崩壊は、投資運用会社が事業を中断せずに継続する能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。投資先ファンドの投資運用会社およびその関連会社は、技術および事業継続プログラムに加え、情報システムのバックアップ設備を整備しているが、これらが当該災害またはインフラの崩壊から生じる損害を軽減するのに十分である保証はない。

投資先ファンドの投資運用会社は、その事業の一定の側面について、第三者のサービス提供者に依存している。当該その他の第三者のパフォーマンスが中断または悪化した場合、投資先ファンドの業務の質が損なわれ、投資運用会社が投資先ファンドのために採用する投資戦略に悪影響が生じるおそれがある。

訴訟のリスク

通常の事業の過程において投資先ファンドは随時訴訟の対象になる可能性がある。訴訟は、投資先ファンドの投資運用会社の多大な時間および注意を消費する場合があります、その時間およびこれらの資源を訴訟に費やすことは、時には訴訟での係争金額と不相応になる可能性がある。投資先ファンド・アンブレラに対していかなる法的手続きまたは仲裁手続きも係争中ではなく、または投資先ファンド・アンブレラの知る限りにおいて、そのおそれはない。

追加的政府規制または市場規制

近年、規制当局が、様々な形式で長年実施されてきた戦略を禁止する規制変更または解釈を突然発表する特定の出来事が広く報道されている。例えば、2008年9月には、様々な規制機関が様々な株式の空売りを一時的に禁止すると共に、一定の場合に空売りをより困難にするまたはコストを高くする影響がある永久的な規制を採択した。これらの措置は、空売りを行う者が証券を購入することによってポジションの手仕舞いを行う際に、一般的には、市場のファンダメンタルズを混乱させ、様々な発行体の株価に予期せぬ不安定な上昇を引き起こすとみなされた。2008年のクレジット・ドリブンのエクイティ市場崩壊で経験したような市場の混乱および近年の資産管理戦略に配分される資本の劇的な増加は、ヘッジ・ファンド業界全般に対する政府および自主規制当局による監視の増加につながっている。

さらに、業界のより大きな規制を提案する特定の法案が世界中の政府によって現在積極的に検討されている。クレジット・ドリブンのエクイティ市場の崩壊に対する世間の反応は、近い将来、プライベート・ファンド業界に対する規制の強化を承認する可能性を高める可能性がある。

限定的な米国規制監督

投資先ファンド・アンブレラは、投資会社法または同等の米国の規制上の要件に基づく「投資先ファンド」として登録されておらず、また、登録する予定もない。したがって、当該規制の規定は投資先ファンドへの投資には適用されない。

投資先ファンドの投資運用会社は、米商品先物取引委員会（CFTC）規則4.13（a）（3）に基づく投資先ファンドに関し、とりわけ投資証券の私募、投資先ファンドの投資主の資格および投資先ファンドによる商品利益の限定的使用に基づいて、「商品プール運用者」としてのCFTCへの登録の免除を主張してきた。CFTC規則4.13（a）（3）は、投資先ファンドが参加することを認められている商品利益取引の量を制限している。したがって、投資先ファンドは、CFTC規則4.13（a）（3）に基づく免除を主張するためには、本来 望まれるものよりも多くの商品利益取引を制限しなければならないことがある。さらに、免除を主張した結果、投資先ファンドの投資運用会社は、CFTCの要件を満たすことを目的とした開示書類および認証年次報告書の投資家へ

の配布を含む、登録商品プール運用者に一般的に適用される開示、報告および記録の要件を遵守するように要求されない。

財務・経済報告の完全性への依存

投資先ファンドの投資運用会社は、企業、政府機関、格付機関、取引所、専門サービス会社、各中央銀行および投資先ファンドが投資する発行体が利用することができる財務、経済、および政府の政策の情報に依拠することができる。特定の企業およびプロジェクトに関する情報、失業率、消費者信頼感指標、基準金利の決定、債券発行予定表ならびにその他の多くの要因が、投資先ファンドの投資運用会社が投資先ファンドのために取る投資ポジションに重大な影響を与える可能性がある。一方、投資先ファンドの投資運用会社には一般的に、そのような財務、経済および／または経済政策の情報を独立した立場で検証する能力がない。投資先ファンドの投資運用会社は、そのような情報を作成する個人およびプロセスの双方の誠実さに依拠している。投資先ファンドは、このような個人の不正行為もしくは不完全性、および／または当該情報の作成における失策もしくは正確度の相当な欠如の結果として重大な損失を被る可能性がある。投資先ファンドのポジションに関する企業の不正経営、詐欺行為および不正会計の結果、重大な損失が発生することがある。株価は企業の不正経営に対して特に脆弱である。

投資ポジションの保有期間

投資先ファンドの投資運用会社は通常、開始時点において特定のポジションの最大デュレーションを知ることではなく、多くの場合において（最適デュレーションに対する）予想デュレーションさえも知らない（ただし、償還日があらかじめ決まっている特定のオプションまたはデリバティブ・ポジションの場合を除く。）。ポジションを維持する期間の長さは、利益を増やすかまたは損失を減らすためにポジションを解消すべき適切な時点における取引モデルの結果に応じて、大きく変動する。

大量の買戻し

限られた期間内に大量の買戻しが行われる場合、投資先ファンドが不適切な時期にまたは好ましくない条件でポジションを早期に清算することなしで、そのような買戻し請求に応じるために十分な資金を拠出することが難しいことがある。

潜在的な強制買戻し

投資先ファンド・アンブレラは、投資主に対し、一定の状況下で自己の投資証券のすべてまたは一部を投資先ファンドに買い戻させることを義務付けることができる。強制買戻しの結果、当該投資主にとって不利な税務上のおよび／または経済的な影響が及ぶことがある。

現物による買戻し

投資先ファンドは、買戻しを行う投資主に現金を分配する予定であるが、買戻しを行う投資主（サブ・ファンドの口座のための受託会社を含む。）は、現金に代えて投資先ファンドが保有する証券を受け取ることがある。そのように渡される投資対象は市場で容易に売買できないことがあり、サブ・ファンドの口座のための受託会社が無期限に保有しなければならないことがある。このような証券の清算における損失および遅延のリスクはサブ・ファンド（および究極的には受益者）により負担され、その結果、サブ・ファンドの口座のための受託会社が受け取る現金の金額が、買戻代金が現金で支払われた場合に買戻日に受け取るはずだった金額に比べて少なくなることがある。

受託会社は、投資先ファンドから現金に代えて分配されて受託会社が保有する証券について、その裁量において、当該証券の換金に要する費用を考慮して、当該証券の流動性が低くまたは十分な価格での換金ができないと合理的に判断する場合には、管理会社と協議の上、評価損を計上してゼロとして、評価日における純資産価額の計算の目的において除外することを決定することができる。

成功報酬のリスク

成功報酬は、投資先ファンドの投資運用会社に対し、投資先ファンドの運用実績のみに基づく報酬がない場合に比べて、投資先ファンドのためにリスクの高い投資を行う動機を与えることがある。成功報酬は正味実現損益に加えて正味未実現利益に関しても計算される。したがって、その後実現される可能性がない未実現利益に対して成功報酬が支払われることがある。

金融サービス業

投資先ファンドの投資プログラムは、金融サービス業界に従事する発行体の証券への投資を中心にする。したがって、投資先ファンドの投資対象の価値およびその投資パフォーマンスは、証券市場全般に影響を及ぼす一般的な市場および経済状況に加えて金融サービス業界に特有のリスク要因から影響を受ける。金融サービス企業は政府による厳しい規制に服している。この規制により、金融サービス企業が行うことができる融資およびその他の金融コミットメントの金額および種類ならびに請求することができる金利および報酬の双方が制限されることがある。これらの制限が金融サービス企業の収益力に重大な影響を及ぼすことがあるが、これは収益力が少なくとも部分的には融資等の財政上のコミットメントを行う発行体の能力に起因するためである。金融サービス企業の収益力は当該企業の資金の調達力およびコストに大きく左右され、金利が変動すると大幅に変化することがある。借主が金融サービス企業からの融資を返済できない可能性がある範囲において、当該借主の財政難が業界に悪影響を及ぼすおそれがある。

全般的な市場リスク

投資先ファンドの投資運用会社の戦略は、市場リスクの一定の側面（方向性のある価格推移、過去の価格決定の関係性からの乖離、規制環境の変化、市場のボラティリティの変化、「質への逃避」および「信用収縮」を含むがこれらに限られない。）に左右される。したがって、投資先ファンドはこのような市場のイベントの結果として突然かつ劇的な損失を被ることがある。

投資先ファンドが損失を被るか、または予想外のパフォーマンスの変動に見舞われる可能性のある具体的または一般的な種類の市況を予測することができないため、投資先ファンドは実質的に同一の投資目的および投資アプローチを有する他の投資信託のパフォーマンスを大きく下回ることがある。

投資先ファンド・アンブレラのアンブレラの構造およびクロス・ライアビリティ・リスク

投資先ファンド・アンブレラの各サブ・ファンドはその収益力の水準とは無関係にその手数料および経費を支払う義務を負う。投資先ファンド・アンブレラは各サブ・ファンド間で分離された負債を負担するアンブレラ型の投資信託で、投資先ファンド・アンブレラはアイルランドの法律に基づき一般的には第三者に対して全般的に責任を負うことはなく、一般的にはサブ・ファンド間で相互に負債を負担し合うことはない。上記にかかわらず、他の法域の管轄裁判所から投資先ファンド・アンブレラに対して訴訟が提起される場合には、サブ・ファンドの負債分離の特性が必ず存続するとの保証はない。

投資先ファンドの投資運用会社のリスクおよび潜在的利益相反

投資先ファンドの投資運用会社は投資先ファンドと類似の投資目的を有する他の投資運用の顧客を有している。ただし、投資先ファンドのための投資判断は当該投資先ファンドの目的およびガイドラインに基づいて行われ、この点において投資先ファンドの投資運用会社が運用する他の勘定のための目的およびガイドラインから独立している。投資先ファンドの投資運用会社は投資先ファンドと類似の投資目的を有する他の顧客およびその他の勘定を保有し、今後もそれらを保有し続ける。

投資先ファンドの投資運用会社の任命は投資先ファンド・アンブレラにより行われ、一方の当事者により終了されない限り、終了まで継続する。投資先ファンドの投資主には一般的に、投資先ファンドの投資運用会社または投資先ファンドに対するその他の業務提供会社を任命、選出、投票もしくは解任する権利、または投資

先ファンドに関して投資および運用の決定に他の方法で参加する権利がないため、これらの事項に関しては投資先ファンド・アンブレラの取締役の能力に左右されることになる。

投資先ファンドの投資運用会社は、異なるサブ・ファンドにわたって投資先ファンド・アンブレラの資本構成の様々な部分に投資することができる。例えば、投資先ファンドは、別の投資先ファンド・アンブレラのサブ・ファンドが株式を保有している企業の発行する債券に投資することができる。このような場合およびその他の場合に、投資先ファンド・アンブレラの異なるサブ・ファンド間で表面的なまたは実際の利益相反が発生することがある。投資先ファンドの投資運用会社は、このような利益相反およびその他の潜在的な利益相反（または表面的な利益相反）を軽減するための方針および手続きを整備している。

誤取引のリスク

ソフトウェア、ハードウェアおよび通信モードのコード化またはプログラミングのエラーに加えて、第三者から提供される誤ったまたは不正確な価格設定情報（「テクニカル・エラー」）により、取引が誤って発注されたり執行されたりすることがある。また、取引執行時にキーボードのタッチ、スペリングもしくはドラフト時の不注意なミスまたはその他の人為的なミス（「執行エラー」）により取引が不正確に執行されることもある。多くの取引所では、当該取引所における当該時の最善の買呼値および売呼値から一定の金額差を超えた取引の入力および成立を未然に防止する「明らかな誤発注防止」規則が採用されている。ただし、投資先ファンドの投資運用会社が投資先ファンドのために取引を行う取引所において当該規則が設けられていないことがあり、有効であったとしても強制力があるとは限らない。さらに、市場価格に近い価格であるが誤った数量で入力された取引の入力および成立については、当該規則が未然に防止しないであろう。

モデル・リスク

投資先ファンドの投資運用会社が採用する戦略の一部は、投資先ファンドの投資運用会社が投資機会を評価するために使用する定量的な価格理論および評価モデルに大きく依存している。これらのモデルは一般的に、限られた数の要因およびインプットに基づいて将来の価格推移を予測しようとする。これらのモデルから導かれる予測が実際に実現された将来の価格と大幅に異なることがあり、その結果として大きな損失が生じることがある。投資先ファンドの投資運用会社が投資先ファンドのために利用するモデルが効果を発揮するとの保証はない。さらに、投資先ファンドの投資運用会社が投資先ファンドの戦略を効果的に実行するためのモデルを開発、維持および更新し続けるとの保証はない。

投資先ファンドの投資運用会社が利用するモデルは、第三者である業務提供会社によるファンダメンタルズの調査を含む様々な情報源からのインプットに依存し、そのようなインプットが正確でない場合に予想外の損失が発生することがある。

GDPR

EU一般データ保護規則(規則 2016/679)（以下「GDPR」という。）によって導入されたEUデータ保護体制は、2018年5月25日からすべてのEU加盟国に対して直接的に発効し、現行のEUデータプライバシー法に代わるものとなる。GDPRの下では、情報管理者は、特に情報管理者が負う説明責任および透明性要件を含む追加的な義務を負い、GDPRに規定された情報処理に関する規則の遵守を実証できなければならず、また、個人情報の処理に関するより詳細な情報を情報主体に提供しなければならない。情報管理者に課せられるその他の義務には、情報の同意に関するさらに強化された要件および個人情報に関するあらゆる違反を該当する監督当局宛に不当な遅延なく報告する義務が含まれる。GDPRの下では、情報主体には、不正確な個人情報を是正する権利、一定の状況において情報管理者が保有する個人情報を消去する権利、および多くの状況においてプロセスを制限し、またはプロセスに異議を申し立てる権利など、追加の権利が与えられる。

GDPRが施行された結果、投資先ファンド・アンブレラが直接的または間接的に負担する運営および法令遵守のコストが増大することがある。また、当該措置が投資先ファンド・アンブレラまたはその業務提供会社により正しく実施されないことがある。投資先ファンド・アンブレラまたはその業務提供会社のいずれかがこれら

の措置に違反した場合、投資先ファンド・アンブレラまたはその業務提供会社は、多額の過料を科され、ならびに／または、その運営および財政状況に重大な悪影響を及ぼす可能性のある風評被害を被った投資先ファンド・アンブレラに加え、結果的に重大なもしくは重大ではない損害を被った情報主体を補償することを義務付けられることがある。

課税リスク

以下の税務リスクは、受託会社、管理会社またはその委託先による独立した検証を経ることなく投資先ファンドの英文目論見書から抽出されたものであり、受託会社、管理会社またはその委託先は、当該情報の適切性、正確性または完全性について責任を負わない。投資予定者は、投資先ファンドへのエクスポージャーを保有することが、その特定の状況において適切であるかどうかを判断する必要がある、また、投資先ファンドへのサブ・ファンドの投資の結果を決定するために、法律、ビジネスおよび税務アドバイザーに相談する必要がある。

アイルランドまたはその他における税法の変更は、（ ）投資先ファンド・アンブレラもしくは投資先ファンドの投資目的を達成する能力、（ ）投資先ファンド・アンブレラの価値もしくは投資先ファンドの投資対象の価格または（ ）投資主に対しリターンを支払うか、もしくはかかるリターンを変更する能力に影響を及ぼす可能性がある。（遡及効を有しうる）一切のかかる変更は、現在の税法および税務慣行に基づき記載されている投資先ファンドの英文目論見書の情報の有効性に影響を及ぼす可能性がある。投資予定者および投資主は、投資先ファンドの英文目論見書に記載されている課税に関する記述が、関連する法域において投資先ファンドの英文目論見書の日付現在で有効となっている法律および慣行に関し投資先ファンド・アンブレラが取締役が受けた助言に基づくものであることに留意されたい。一切の投資の場合と同様に、投資先ファンド・アンブレラへの投資が行われた時点で適用のある税務ポジションまたは予定される税務ポジションが無期限に持続するとの保証はない。

投資主の事情により、投資先ファンド・アンブレラまたは投資先ファンドがある法域において税金（かかる税金に関する一切の利息または罰金を含む。）を計上する義務を負うこととなった場合、投資先ファンド・アンブレラまたは投資先ファンドは、投資主に生じる支払いからかかる税額を控除するか、または投資主もしくは投資証券の実質的保有者により保有される投資証券のうち、義務を履行するに十分となる価額を得る目的で投資証券を強制的に買い戻すか、または消却する権利を有する。関連する投資主は、納税義務を発生させる事由が生じた場合（かかる控除、充当または消却が行われなかった場合を含む。）に投資先ファンド・アンブレラまたは投資先ファンドが税金およびかかる税金に関する一切の利息または罰金を計上する義務を負うこととなったことに起因して投資先ファンド・アンブレラまたは投資先ファンドに生じる一切の損失につき、投資先ファンド・アンブレラまたは投資先ファンドを補償し、これらを補償し続けるものとする。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金対策

投資先ファンド・アンブレラの管理事務代行会社および投資先ファンド・アンブレラは、投資者の身元、住所、資金源、該当する場合には実質的受益者に関する情報や書類を投資先ファンド・アンブレラの管理事務代行会社が要求したにもかかわらず、申込者から提供されなかったか、または不完全な形式で提供された場合、申込者の投資証券の申込みまたは買戻請求を処理できなかった結果として生じる損失について、投資証券の申込者（サブ・ファンドの口座のための受託会社を含む。）から、損害を与えられず、また補償されなければならないものとする。当該損失は、サブ・ファンドの資産から支払われ、受益者が負担するものとする。

その他の強制買戻しリスク

投資先ファンドの投資証券が投資先ファンド・アンブレラが取締役会が課す制限に違反していずれかの者により直接的にもしくは受益者として保有されていること、または宣言もしくは情報（特にマネー・ロンダリング防止もしくはテロリストのための資金供与防止に従い義務づけられる宣言もしくは情報を含む。）が不足していることを取締役会が知るに至る場合、またはそのように信じる合理的な理由がある場合、取締役会は、

（投資先ファンド・アンブレラの定款に基づく適切な権限に従うことを条件に）当該者の投資証券を強制的に買い戻す意思を（取締役が適切とみなす形式により）通知する権利を有するものとする。取締役は（投資先ファンド・アンブレラの定款に基づく適切な権限に従うことを条件に）当該投資主に対して、かかる強制的買い戻しに関連する法律上、会計上または管理上の費用を請求することができる。

過剰な取引のリスク

投資予定者への過剰な取引に関するリスクへの注意である。

投資先ファンドへの投資は、中長期的な投資のみを目的とする。投資先ファンドは、短期売買を防止するために合理的な措置を講じる。投資先ファンドへの過度の短期での購入および売却取引（もしくは市場タイミング取引）またはその他の乱用的な取引慣行は、ポートフォリオの投資戦略を混乱させる可能性があり、これらのコストを生じさせない長期的な投資主を含むすべての投資先ファンドの投資主にとって、費用を増加させ、投資リターンに悪影響を及ぼす可能性がある。投資先ファンド・アンブレラは、投資家または投資家グループによる投資先ファンドの投資証券の申込みを、事前の通知なしに、理由を問わず（特に、取引行為が投資先ファンドに混乱をもたらすと投資先ファンド・アンブレラが判断した場合を含む。）、拒否する権利を留保する。例えば、投資先ファンドの投資運用会社が投資先ファンドの投資方針に従って資金を効果的に投資することができないと判断した場合や、取引の規模、取引の頻度、その他の要因により投資先ファンドに悪影響を及ぼすと判断した場合には、申込の効力発生（または譲渡請求の実行）を拒否することがある。

共通の所有権または支配下にある口座の取引履歴は、これらの方針を実施する際に考慮されることがある。同一の金融仲介業者を通じてオムニバススペースで発注された取引は、この方針の目的上、グループの一部とみなされる場合があり、投資先ファンドによってその全部または一部が拒否される場合がある。

投資先ファンド・アンブレラの過剰な取引防止方針に違反して金融仲介業者に受け入れられた取引は、投資先ファンド・アンブレラが受け入れたものとはみなされず、受領の投資先ファンド・アンブレラの翌営業日に取消または撤回される場合がある。投資先ファンドの営業日は、投資先ファンド・アンブレラ取締役が異なる決定をして投資主に事前に通知されない限り、アイルランドおよび英国で小売銀行が業務を行っている日である。

投資家は、長期的な投資家の利益のために適切な方針を決定する上で、また、その方針を適用し、実施する上で、実務的な制約があることを認識すべきである。例えば、投資家がオムニバス口座を利用して行う秘密の取引や短期取引を特定し、防止する能力は限定される。また、ファンド・オブ・ファンズやアセット・アロケーション・ファンドなどの投資家は、自らの投資マニデートや投資戦略に応じて、投資先ファンド・アンブレラや投資先ファンドに投資する資産の割合を変更する。投資先ファンド・アンブレラは、これらの投資家の利益と長期的な投資家の利益とのバランスを一致させるように努めるが、投資先ファンド・アンブレラがすべての状況においてこれを成功させるという保証はない。例えば、金融仲介業者に利用されるまたは金融仲介業者によるオムニバス口座の利用により発見が困難になっている過剰な取引を、特定したり、合理的に発見することは必ずしも可能ではない。

投資先ファンド・アンブレラは、分析を支援するために管理事務代行会社から提供される報告書に基づき可能な限り、「ラウンドトリップ」の監視に努める。「ラウンドトリップ」とは、（あらゆる手段で）ファンドから買い戻された後、（あらゆる手段で）同じファンドを再購入することである。投資先ファンド・アンブレラは、投資主が行うラウンドトリップの回数を制限することができる。

投資証券のクラスの種類の法主体でないこと

投資先ファンド・アンブレラ（投資先ファンドを含む。）の各サブ・ファンドが1つの資産ポートフォリオのみを維持するものの、投資先ファンド・アンブレラ（投資先ファンドを含む。）のいずれかのサブ・ファンドのクラスに帰属する評価益および評価損は当該クラスのものに割り当てられる。

特定の投資先ファンドのクラスのものに帰属する費用は当該投資先ファンドのクラスのものに配分される。ただし、投資先ファンドの債権者は一般的に、特定の投資先ファンドのクラスからのみ賠償を受けるよう拘束されない。むしろ、そのような債権者は一般的に、投資先ファンド全体の資産から賠償を受けることができる。さらに、投資先ファンドのあるクラスに帰属する損失（例えばヘッジによる損失）がその価値を上回る場合、当該損失が他のクラスの価値にマイナスの影響を与える可能性がある。

分配金の影響

分配金は、投資先ファンド・アンブレラの取締役会の裁量により、一定の状況において、資本から支払われることがある。投資先ファンドの資本から分配が行われる場合、投資者は投資額全額を受け取ることができないことがある。将来の利益および運用実績は、為替レートの変動を含む多くの要因の影響を受ける可能性があり、必ずしも投資先ファンド・アンブレラ、その取締役会またはその他の者が制御できるものではない。投資先ファンド・アンブレラまたは投資先ファンドの将来のパフォーマンスまたは将来の収益について、投資先ファンド・アンブレラ自身、またはいかなる投資先ファンド・アンブレラの取締役、投資先ファンドの投資運用会社、またはその関連会社、取締役、役員もしくは従業員も、一切保証を行うことはできない。

純資産価額の留意事項

投資先ファンド投資証券の関連するクラスの投資証券1口当たり純資産価格は、投資先ファンドの投資対象の実績に応じ、時間の経過とともに変動すると予想される。投資先ファンドの投資主が自身の保有する投資証券の買戻しを選択した場合、または強制買戻しの場合において、当該買戻時の投資証券1口当たり純資産価格が当該投資主の支払った申込価格を下回る場合には、当該投資主は自己の当初投資額の全額を回収できない。

投資信託の事業上および規制上のリスク

投資先ファンド・アンブレラに悪影響を及ぼす可能性のある法務上、税務上、規制上の変更が発生する可能性がある。投資信託に対する規制環境は変化しつつあり、投資信託の規制の変更が、投資先ファンド・アンブレラが保有する投資対象の価格、および本来であれば得られるであろうレバレッジの獲得、または取引戦略を遂行する投資先ファンド・アンブレラ的能力に悪影響を与える可能性がある。さらに、証券市場および先物市場は、包括的な法令、規制、および証拠金規制の対象となっている。規制機関および自主規制機関ならびに取引所は、市場の緊急時において特別措置を実施する権限を有する。デリバティブ取引および当該取引を行うファンドの規制は、法律が変化し続ける分野であり、政府および司法機関の措置により変更される可能性がある。将来の規制変更が投資先ファンド・アンブレラに及ぼす影響は、重大かつ不利なものとなる可能性がある。

市場混乱

投資先ファンドは、市場の混乱および過去の価格形成の関係が著しく歪められているようなその他特別な状況が発生した場合、重大な損失を被る可能性がある。価格形成の歪みによる損失リスクは、混乱市場では多くのポジションが流動性を失っているために複雑化し、市場動向に対応してポジションを手仕舞うことが困難、または不可能になる。

市場が混乱している場合、投資先ファンドが利用可能な銀行、ディーラーおよびその他のカウンターパーティーからの融資は、制限される可能性が高い。予期せぬ政治的、軍事的、およびテロ事件による市場の混乱は、随時、投資先ファンドに多大な損失をもたらす可能性があり、さらにこうした事象が、これまでにないボラティリティとリスクを伴う歴史的な低リスク戦略の遂行につながる可能性がある。

金融取引所は、随時、取引を停止または制限することができる。このような一時停止により、投資先ファンドがポジションを清算できなくなり、損失を被る可能性がある。また、「店頭」市場において、投資先ファンドがポジションを手仕舞いできるだけの流動性が維持されるという保証もない。

現在、市場は混乱リスクにさらされている—政府による介入

世界の金融市場は現在、前例のない混乱の中にあり、これが広範な政府介入を招いている。このような介入は、「緊急事態」に基づき実施される場合もあり、市場参加者が特定の戦略を継続して実行すること、または未決済ポジションのリスクを管理する能力が突然かつ著しく排除されることもあった。さらに、これらの介入は、予測が困難であり、範囲および適用が流動的な場合もあった。その結果混乱および不確実性が生じ、それ自体が、市場および投資戦略の機能に重大な悪影響を及ぼしてきた。

2008年9月のリーマン・ブラザーズ破綻後に一時的に課せられた一部銘柄の空売り禁止およびその他の緊急空売り規制は、特定の戦略に重大な悪影響を与えた。金融市場にどのような暫定的または恒久的な政府の追加規制が課されるか、および／または、投資先ファンドの投資運用会社が投資先ファンドのために採用する戦略に当該規制が及ぼす影響を予測することは不可能である。しかしながら、これらの市場におけるさらなる開発、政府による介入および／または規制の強化は、投資先ファンドに重大な損害を与える可能性がある。

インフレ

政府および中央銀行が拡大する「金融危機」の解決に向けて提供してきた膨大な金額の金融支援は、最終的には、特に開発途上国において、著しいインフレにつながる可能性がある。

インフレおよびインフレ率の急激な変動は、経済および様々な経済の証券市場にマイナスの影響を及ぼしており、引き続き影響を及ぼす可能性がある。将来、インフレが深刻な問題とならず、投資先ファンドのリターンに悪影響を与えないという保証はない。

投資証券クラスの発行通貨

投資先ファンドは、ユーロおよびユーロ以外の通貨建て、および／または投資先ファンドの資産の発行通貨である通貨建ての投資証券を募集することができる。あるクラスの当初募集価格は、とりわけ、為替レートの違いにより、必ずしも他のクラスの当初募集価格と経済的に同一とはならない。よって、投資者が異なる通貨クラスに同一の経済的金額を投資する場合、異なる口数の投資証券を受け取る可能性があり、したがって、投票に際しては、必ずしも保有する議決権が投資先ファンドに対する経済的持分を反映するとは限らない。

ユーロおよび当該表示通貨間の為替レートの変動、または投資先ファンドの資産が発行されている表示通貨およびあるクラスの表示通貨間の為替レートの変動が、表示通貨で表示される当該投資証券の価格の下落につながる可能性がある。

投資主は、通常、投資先ファンドのクラス間においては資産および負債の分離が存在しないことに留意しなければならない。したがって、ヘッジ・クラスに関して締結されたデリバティブ取引のカウンターパーティーは、ヘッジ・クラスに帰属する資産が債務の支払いに不十分である場合には、投資先ファンドのその他のクラスに帰属する投資先ファンドの資産に対して遡及することができる。投資先ファンド・アンブレラは、デリバ

ティブ取引の利用により投資先ファンドにもたらされる追加リスクは、関連するクラスの投資主のみが負担することを確実にするために、クラス間の波及リスクを確実に軽減するための措置を講じているが、当該リスクを完全に排除することはできない。

投資の集中

投資ポートフォリオを分散することが投資先ファンドの方針であるが、投資先ファンドの英文目論見書に規定される場合を除き、義務ではなく、比較的少数の投資対象を保有する場合もある。投資先ファンドが、価値が下落したか、またはその他の理由（発行体の債務不履行を含む。）で悪影響を受けた特定の投資対象に多額のポジションを有していた場合、多大な損失を被る可能性がある。

清算機関の保護

多くの取引所では、清算機関がセントラル・カウンターパーティーとしての役割を担っている限り、ブローカー（または投資先ファンド・アンブレラのために取引している第三者）による取引の実施は、取引所または清算機関によって「保証されている」。ただし、かかる「保証」は、投資先ファンド・アンブレラが依然として清算ブローカーに対する信用リスクを負っており、清算ブローカーの債務不履行時の損失リスクを負っているため、投資先ファンド・アンブレラのすべての損失がカバーされる可能性は低い。

金融デリバティブ商品リスク

デリバティブ

投資先ファンドの英文目論見書に明記されるように、投資先ファンドは、転換証券、オプション、先物、先渡しおよび金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップおよびエクイティ・スワップならびに差金決済取引等の様々なデリバティブ商品を利用することができる。デリバティブ商品の利用には、当該商品に随時組み込まれる極めて高い水準のレバレッジを含む、様々な重大リスクが伴う。デリバティブ市場は、しばしば流動性が限定されているとみられており、よって利益の実現または損失の限定のいずれのためであれ、建玉を清算することが困難かつ高コストとなる可能性がある。デリバティブと当該デリバティブの原資産間の価格の相関性は、過去のパターンと関連せず、その結果、予想外の損失を被る可能性がある。

ヘッジ目的での空売り等のデリバティブおよびその他の手法の使用には、（i）ヘッジされた証券の価格変動を予測する能力への依存、（ ）デリバティブが基準とする証券の動向および原資産ポートフォリオの資産の動向間の相関が不完全であること、ならびに（ ）債務支払いのため分離されたポートフォリオ資産比率を理由に効果的なポートフォリオ運用が妨げられる可能性または 短期債務履行能力など、特定の追加リスクが伴う。さらに、特定のポジションをヘッジすることで、当該ポジションの価格の上昇から得られる潜在的利益が、限定される可能性もある。

ポジション（市場）リスク

投資先ファンドの投資運用会社の支配できない事由、例えば、破産、後発的不能、または契約締結時における当該取引に関連した税法もしくは会計法の変更の結果、現行の金融デリバティブ商品が予想外に終了する可能性もある。一般的な業界の慣行に従い、投資先ファンドの投資運用会社は投資先ファンドのカウンターパーティーに対するエクスポージャーをネットリングする方針である。

流動性リスク

流動性リスクとは、特定のデリバティブ商品の購入または売却が困難な状況の発生をいう。デリバティブ取引が特に多額であるか、または関連市場が流動性に欠ける場合（多くの非公開の相対デリバティブ取引の場合等）、有利な時期または価格で取引を開始したり、ポジションを清算できない可能性がある。

決済リスク

投資先ファンドは、当該商品が取引されている取引所のいずれか、またはその清算機関のいずれかの不履行リスクにもさらされている。

相関性リスク

デリバティブは、追従するよう設計された証券、金利または指数の価値と、必ずしも完全にまたは高度に相関しもしくは追従するとは限らない。よって、投資先ファンド・アンブレラがデリバティブ手法を使用することは、必ずしも投資先ファンドの投資目的を達成するための有効な手段とは限らず、損失をもたらす可能性もある。デリバティブのポジションの不利な価格変動により、投資先ファンド・アンブレラが変動証拠金を現金で支払わなければならないことがあり、ポートフォリオに十分な現金がない場合、その後これにより不利な条件で投資先ファンドの投資対象を売却せざるを得ない可能性がある。

法的リスク

金融デリバティブ商品の利用には、予期せぬ法律もしくは規制の適用、または契約が法的に強制力を有しない、もしくは正確に文書化されていないことにより損失を被る法的リスクがある。

レバレッジ

適用される規制上の制限および投資先ファンドの英文目論見書に含まれるあらゆる投資制限に従い、投資先ファンドは投資を行う際にレバレッジを利用することができる。投資先ファンドは、特に、オプション、先物、先渡契約およびスワップ（差金決済取引を含む。）等の本質的にレバレッジを利用しているデリバティブ商品を購入し、または締結することにより、レバレッジを得ることができる。レバレッジの利用はリスクを増大させ、多額の利払いを生じる。投資先ファンドがレバレッジおよびデリバティブ商品を利用することは、特定の追加的リスクをもたらす。レバレッジを利用した投資は、その性質上、投資者に当該投資の価値の低下による損失の可能性を増大させる。その結果、レバレッジをかけた商品を投資対象とする証券の価格変動が比較的小さい場合でも、多額の損失を被る可能性がある。さらに、レバレッジを利用することで、投資先ファンドは、カウンターパーティーが証拠金レバレッジ・ポジションに利用された担保について担保実行するリスクにさらされる。この場合、当該ポジションに多額の損失が生じる。レバレッジおよび資金調達の利用は、市場原理または規制の変更を含む多くの要因によって損なわれる可能性があり、投資先ファンドが十分なレバレッジまたは資金調達を確保または維持できる保証はない。

シンセティック・ショート・セリング

投資先ファンドは、実際に空売りを行うことは認められていない。しかしながら、投資先ファンド、投資先ファンドの投資目的を促進するため、かつ本規則に従い、株式またはその他の投資先資産に関して、デリバティブ（スワップ（差金決済取引を含む。））、上場および店頭オプション、ならびに上場および店頭先物、ならびに先渡契約等（ただしこれらに限定されない。）を通じて、ショート・ポジションを取ることができる。通常、空売りとは、市場価格の下落を見越して売り手が所有していない資産を売却し、買い手に引き渡すために同じ資産を借入れ、後日借入れた資産を返却する義務を負うことである。空売りでは、投資者は資産の市場価格の下落から利益を得ることができるが、これは、当該下落が取引費用と証券の借入れコストを上回る場合に限られる。空売りでは、原資産の価格は理論的には無限に上昇するため、ショート・ポジションをカバーするために当該証券を購入する費用も無限に上昇し、無限の損失のリスクが生じる。ショート・ポジションをカバーするのに必要な資産が購入可能であるという保証はない。ショート・ポジションを手仕舞うための資産の購入そのものが、当該証券の価格をさらに上昇させ、損失を悪化させることがある。

デリバティブを通してショート・ポジションをとる場合、投資先ファンドは実際に空売りを行っている場合と同一の市場リスクにさらされ、同一の金銭収益を追求している。デリバティブを通じてショート・ポジショ

ンをとることは、証拠金取引を伴うため、ロング・ポジションに基づく投資よりも大きなリスクを伴うことがある。

最近の世界的な金融市場のボラティリティの結果、世界中の規制当局による規制上または立法上の措置により、特定の資産に対するショート・ポジションが制限されている。制限の程度は法域によって異なり、短中期的に変更される可能性がある。かかる制限により、多数の市場参加者が自身の投資戦略を継続したり、保有するオープン・ポジションのリスクを管理したりすることが難しくなったり、不可能になることもある。よって、投資先ファンドの投資運用会社は、特定の資産、企業またはセクターに関してネガティブな見方を完全に表明するポジションではなく、投資先ファンドの投資運用会社が投資先ファンドの投資目的を達成することができない可能性がある。

証券金融取引に係るリスク

概要

レポ契約、リバース・レポ契約、および貸株契約の締結により、投資先ファンド・アンブレラおよびその投資者にいくつかのリスクが生じる。投資先ファンドは、証券金融取引のカウンターパーティーが、投資先ファンドが提供するものと同等の資産を返還する義務を履行できなくなるリスクにさらされている。また、カウンターパーティーの債務不履行を補うために提供された担保を現金化できない場合の流動性リスクにもさらされる。また、このような取引は、証券金融取引を標準契約を使用して実施することで、当事者の意思を正確に反映していないか、当該契約がカウンターパーティーに対してその設立された法域では強制力を持たない可能性がある等の法的リスクに投資先ファンドをさらす可能性がある法的リスクを伴う。また、当該取引には、証券金融取引の利用および担保の管理が、内部の手続き、人員およびシステムの不備もしくは欠陥、または外部要因により生じる損失リスクにさらされているという運営上のリスクも含む。また、下記「担保管理に係るリスク」に記載されるあらゆるカウンターパーティーの担保の再利用権に関してもリスクが生じる可能性がある。

証券貸付

主要な投資戦略ではないが、投資先ファンドの英文目論見書に開示される場合、投資先ファンドは投資先ファンドのために追加的な収益を得るために、保有するポートフォリオ証券をブローカー・ディーラーおよび銀行に貸し出すことができる。ポートフォリオ証券の借り手が破産またはその他の不履行に陥った場合、投資先ファンドは、貸出担保の現金化または貸出証券の返却の遅延、ならびに（a）投資先ファンドがその権利行使可能な期間に担保価値または貸出証券の価値が下落する可能性、（b）当該期間に収益が標準を下回ることおよび収益が得られない可能性、ならびに（c）権利行使の費用を含む損失の両者を経験する可能性がある。証券の借り手が、証券貸付取引に基づき支払不能または債務不履行に陥った場合、当該取引に関連して提供された担保が実行される。担保の価値は、当該取引相手方に対するエクスポージャーが、中央銀行UCITS規則の下で課されているリスク分散規則に確実に違反しないように、一定の水準に維持される。ただし、担保の価値が譲渡した証券の価値を下回る可能性があるリスクがある。さらに、投資先ファンドは、中央銀行UCITS規則に規定された要件に従い、証券貸付契約に基づき受領した現金担保を投資することができるため、投資先ファンドは、発行体または関連する証券の支払不能または不履行等の当該投資に伴うリスクにさらされる。内部格付がないため、投資先ファンドの投資運用会社は、当該リスクを軽減するため、投資先ファンドが証券を貸し出す企業の信用力を監視する。

レポ取引

レポ取引では、投資先ファンドは、カウンターパーティーに売却した証券の経済的リスクおよび利益を保持しており、カウンターパーティーから事前に決定した価格（当該証券価格より高い金額）で買い戻さなければならない場合の市場リスクにさらされる。レポ取引に基づき受領した現金担保の再投資を選択した場合、当該投資に関して生じる市場リスクにもさらされる。

リバース・レボ取引

投資先ファンドの英文目論見書に記載されている場合、投資先ファンドはリバース・レボ契約を締結できる。リバース・レボ契約に基づき、投資先ファンドに証券を売却した者が、破産またはその他の結果として、原証券を買い戻す義務を履行できない場合、投資先ファンドは当該証券の処分先を探すことになるが、かかる行為には費用または遅延が伴う可能性がある。当該売主が支払不能となり、適用される破産またはその他の法律に基づく清算もしくは再編の対象となった場合、投資先ファンドが原証券を処分することが制限される可能性がある。破産または清算となった場合、投資先ファンドは原証券について有する利益を実現できない可能性がある。最後に、売主がリバース・レボ契約に基づく証券の買戻義務を履行できなかった場合、投資先ファンドは、市場でポジションを清算せざるを得ない範囲で損失を被る可能性があり、原証券の売却による手取金は、デフォルトした売主と合意した買戻価格を下回る。

トータル・リターン・スワップを含むスワップに関するリスク

投資先ファンドの英文目論見書に明記されている場合、サブ・ファンドはSFTRに定義されているトータル・リターン・スワップを含むスワップ契約、すなわち参照債務の経済的パフォーマンスの総計がカウンターパーティから他のカウンターパーティに移転されるデリバティブ（差金決済取引を含む。）を締結することができる。スワップ契約は個別に交渉され、さまざまな種類の投資または市場要因に対するエクスポージャーを含むように組成できる。スワップ契約は、その構造によって、長期もしくは短期金利、通貨価値、企業の借入金利、または証券価格、株式バスケット、インフレ率等のその他の要因に対する投資先ファンドのエクスポージャーを増減することができる。スワップ契約にはさまざまな形態があり、さまざまな名称で知られている。投資先ファンドは、投資先ファンドの投資目的および投資手法と合致していれば、特定の形態のスワップ契約に制限されない。スワップ契約により、投資先ファンドは相当の損失リスクにさらされる可能性がある。

エクイティ・スワップ契約は、通常、一方の当事者のある特定の株価指数（例えばS&P 500インデックス）の想定価額に関する損失（もしあれば）に当該想定価額に対する指定金利（例えば、ロンドン銀行間取引金利）での利息と同一方法で算出された金額を上乗せした金額の支払義務を、他方当事者の当該指数の想定価額に関する利益（もしあれば）の支払義務と交換することをいう。

スワップ契約は、投資先ファンドの投資エクスポージャーをあるタイプの投資から別のタイプに転換させようとするものである。例えば、投資先ファンドがユーロでの支払いを米ドルでの支払いと交換することに合意した場合、スワップ契約は、投資先ファンドのユーロ金利へのエクスポージャーを減少させ、ユーロ以外の通貨および金利へのエクスポージャーを増加させる傾向がある。それらがどのように使われるかにより、スワップ契約は投資先ファンドのポートフォリオ全体のボラティリティを増加させることも減少させることもある。スワップ契約のパフォーマンスを左右する最も重大な要因は、特定の金利、通貨、個別銘柄の株価、または投資先ファンドへの支払額もしくは投資先ファンドからの支払額を決定するその他の要因の変動である。スワップ契約により投資先ファンドの支払いが要求された場合、投資先ファンドは、期日に当該支払いを実行するよう備えなければならない。さらに、カウンターパーティの信用力が低下した場合、当該カウンターパーティとのスワップ契約の価値が低下することが予想され、投資先ファンドが損失を被る可能性がある。

差金決済取引は、投資先ファンドがカウンターパーティとの間でそのリターン（または損失）を、それぞれの証券のパフォーマンスまたは2つの異なるグループもしくは証券「バスケット」の相対パフォーマンスに基づいて決定することに合意するスワップ契約である。バスケットの一方については、リターンが、当該バスケットを構成する証券（差金決済取引の想定金額に相当する額面総額）の理論的ロング・ポジションに基づいており、他方のバスケットについては、バスケットを構成する証券の理論的ショート・ポジションに基づいている。投資先ファンドはまた、差金決済取引と同一のエクスポージャーを達成するためにロング・ポジションおよびショート・ポジションを用いることができ、これにより当該取引の両者の支払債務はネットिंगされるため、両者の価格変動の総額ではなく、証券バスケットの相対価値の変動に基づくことになる。ただし、バスケットのロングおよびショートに含まれる証券の価格がともに上昇した場合であっても、バスケットのショートがバスケットのロングをアウトパフォームし、投資先ファンドが損失を被る可能性がある。

投資先ファンドは、ヘッジ、リスク管理、および投資レバレッジのためにスワップおよび差金決済取引を締結することができる。ヘッジ目的でスワップを利用する場合、その資産をヘッジするか、または負債をヘッジするかにより、投資先ファンドは、資産に基づくかまたは負債に基づくかのいずれかでスワップを締結することができる。また、投資先ファンドは、リスク管理またはレバレッジ目的で、理論的ロング・ポジションの想定金額が理論的ショート・ポジションの想定金額を上回る差金決済取引を締結することができる。投資先ファンドは、特定のカウンターパーティーとの間でのみ、スワップまたは差金決済取引を清算することができる。

さらに、投資先ファンドは、かかるカウンターパーティーの同意を得てポジションの移転のみを行うことができる。スワップ契約のカウンターパーティーによる債務不履行が生じた場合、投資先ファンドは、当該取引に関連する契約に基づく契約上の救済に限定される。スワップ契約のカウンターパーティーがスワップ契約に基づく債務を履行できるという保証、または不履行時でも、投資先ファンドのために投資先ファンド・アンブレラが契約上の救済手続きの追求に成功するという保証はない。各店頭デリバティブ取引の契約は特定のカウンターパーティーと個別に交渉されるため、投資先ファンドはカウンターパーティーが、契約条項（例えば、デフォルトの定義）につき投資先ファンドとは異なる解釈をしているかもしれないリスクにさらされている。投資先ファンドは、契約上の権利を行使するために必要な法的手続きの費用およびその予測が不可能なことを理由として、カウンターパーティーに対する請求を行わないと判断する可能性がある。したがって、投資先ファンドは、ポートフォリオへの投資に関する権利行使および投資先ファンドの投資運用会社が関連する契約に従い投資先ファンドに対して負担している支払いの獲得が遅延したり、または不可能になる可能性があり、よって、投資先ファンドは、ポジションの価値の下落を経験し、収益を失い、かつその権利の主張に関連する費用を負担する可能性があるというリスクを負っている。

スワップ取引のカウンターパーティーは、健全性についての監督対象となる機関であり、中央銀行による承認機関カテゴリーに属し、基金の資産に関する裁量権を持たない。カウンターパーティーの有する市場エクスポージャー純額がその資本に比べて小さい場合であっても、市場において平均以上のボラティリティが生じた場合、カウンター・パーティーの信用力が悪影響を受ける可能性がある。

さらに、投資先ファンドは、スワップのカウンターパーティーの信用リスクにさらされていることに加え、参照債務の発行体の信用リスクにもさらされている。スワップの締結に関連して発生する費用、ヘッジあり／ヘッジなし投資証券クラスに関連する通貨価値および費用の差異により、スワップの原資産の指数／参照価格の価値が、投資先ファンドの投資証券 1 口当たり純資産価格とは異なる可能性がある。

担保管理に係るリスク

投資先ファンドが店頭デリバティブ契約または証券金融取引を締結する場合、関連するカウンターパーティーまたはブローカーに担保を提供しなければならないことがある。投資先ファンドがカウンターパーティーまたはブローカーに提供する担保で、副保管銀行として当該カウンターパーティーが保有しないか、第三者の保管銀行により分離されていない場合、当該資産の顧客保護による「分離」の利益を享受できないことがある。したがって、カウンターパーティーまたはブローカーの支払不能の場合、投資先ファンドは、その担保の返還を受けられない可能性があるリスク、または担保が関連するカウンターパーティーもしくはブローカーの債権者に利用可能となった場合には、返還にしばらく時間を要する可能性があるリスクにさらされている。さらに投資先ファンドでは流動性が高い非現金担保のみ受入可能であることに関わらず、投資先ファンドは、カウンターパーティーの債務不履行を補うために提供された担保の現金化ができないリスクにさらされている。また、投資先ファンドは、内部の手続き、人員およびシステムの不備もしくは欠陥、または外部要因により生じる損失リスクにさらされている。

投資先ファンドが受領した現金担保を中央銀行の課す条件に従って再投資した場合、投資先ファンドは現金担保の投資先である関連する証券の発行体の懈怠または債務不履行のリスクにさらされる。

担保が担保所有権移転契約によりカウンターパーティーまたはブローカーに提供された場合、投資先ファンド・アンブレラは投資先ファンドに代わり同等の資産の返還を求める無担保の契約上の権利を有する。カウンターパーティーが支払不能に陥った場合、投資先ファンドは無担保の債権者と位置付けられ、同等の資産を受

領することができないか、または資産の全額は受領できない。投資者は、カウンターパーティーが支払不能に陥った場合、投資先ファンドに損失が生じ、これが重大になる可能性があることを予測すべきである。さらに、カウンターパーティーに再利用の権利が与えられた資産は、投資先ファンド・アンブレラまたはその代理人が認知または支配できない複雑に連続した取引の一部となる可能性がある。

担保の提供は標準契約を通じて実施されるため、投資先ファンドは契約が正確に当事者の意思を反映していないか、または契約が設立地の法域のカウンターパーティーに対して実行可能でない可能性がある等の法的リスクを負う。

評価リスク

投資先ファンド・アンブレラは、非上場の投資対象の評価、または規制ある市場に上場されているか、取引されているかもしくは取り扱われている証券で、その価格が入手できないかもしくは価格がつかない場合の評価につき、投資先ファンドの投資運用会社と相談することができる。投資先ファンドの投資対象の評価の決定に投資先ファンドの投資運用会社を関与させることと、投資先ファンドの投資運用会社のその他の責任（特に成功報酬が投資先ファンドの投資運用会社に支払われる可能性があるという事実を考慮すると）との間には、利益相反が内在している。

機関およびカウンターパーティー・リスク

仲介業者、銀行およびブローカー/ディーラー等の機関は、通常、投資先ファンドのポートフォリオ資産を保管し、当該資産を「仲介人名義」で保有することができる。当該機関の1つが破産するか、または不正行為があった場合、投資先ファンドの運営能力または資本ポジションを悪化させる可能性がある。投資先ファンドは、当該リスクを低減させるため、その投資取引先を十分な資本を有し安定した銀行および仲介業者に限定するよう努力するが、最近の事象は、このような安定した機関ですら当該リスクにさらされていることを示している。

上記にかかわらず、投資先ファンドの投資運用会社が取引（例えば、スワップ（差金決済取引を含む。）および特にトータル・リターン・スワップ）を行う市場は、「店頭」または「ディーラー間」市場を含み、規制されていない非公開市場も含む。当該市場の参加者は、通常、取引所を基準とした市場の会員と同一の信用評価レベルおよび規制監督の対象ではない。このことは、契約条項に関する論争（正当であるかどうかを問わず）または信用もしくは流動性の問題により、カウンターパーティーがその条項に従い取引を決済せず、投資先ファンドに損害を生じさせるリスクに投資先ファンドをさらすものである。当該カウンターパーティー・リスクは、事由の発生により決済できなくなる満期までの期間が長い契約か、または例えば投資先ファンドの投資運用会社が単独もしくは少数のカウンターパーティーとの取引に集中している場合に大きくなる。

投資先ファンドが国際スワップ・デリバティブ協会（以下「ISDA」という。）のマスター契約およびその他の取引マスター契約の条項に基づき、当初証拠金の提供または日々の時価評価のいずれかにより、取引相手方に対して担保を差し出す場合、カウンターパーティーが担保超過となるか、ならびに/または、投資先ファンドが、証券および現金を受領する権利に関して、カウンターパーティーに対する時価評価のエクスポージャーについて随時担保を受けていない状況が生じる可能性がある。いずれの状況においても、投資先ファンドは、当該カウンターパーティーの信用力に対するリスクを有しており、カウンターパーティーが支払不能に陥った場合、投資先ファンドはかかる担保超過分に相当する金額、および当該取引におけるカウンターパーティーに対する無担保のエクスポージャーに相当する金額について、無担保債権者として位置づけられる。このような状況では、投資先ファンドは債務の全額を回収できないか、全く回収できない可能性がある。

さらに、投資先ファンドに対する主要な機関投資家はその投資のすべてもしくは一部を引き揚げざるを得ないか、または投資先ファンドのカウンターパーティーもしくはブローカーが自身の財政難により投資先ファンドに対して従前認めていた信用貸金額を制限しなければならず、投資先ファンドのポートフォリオの相当額を強制的に現金化しなければならないというリスクもある。

様々な当事者に関する破産または同様の手続きに関わる最近の事象は、投資先ファンドのようなトレーダーが法令および規制上の保護に基づき保管されているだろうと信じた資産が様々なリスクにさらされる可能性があることを示している。

投資先ファンド・アンブレラの保管会社として行為するよう選任された銀行または仲介業者が、支払不能に陥る場合もあり、これにより投資先ファンドは、当該保管会社が保有する資金または証券のすべてまたは一部を失うことがある。

投資先ファンドの英文目論見書に記載される投資制限に従い、投資先ファンドの投資運用会社は、特定のカウンターパーティーとの取引、または一カウンターパーティーにあらゆるすべての取引を集中させることを制限されない。投資先ファンドの投資運用会社は、内部の信用機能を有していないが、そのカウンターパーティーの信用力を評価する。投資先ファンドの投資運用会社が一または複数のカウンターパーティーと事業を行う能力、当該カウンターパーティーの財務能力の有効なまたは独立した評価ができないこと、および決済を行う規制市場がないことは、投資先ファンドの損失の可能性を増大させる可能性がある。

先渡取引

先渡契約は取引所で取引されておらず、標準化されておらず、むしろ銀行およびディーラーは当該市場において自身が取引相手として行為し、個々の取引を個別に交渉する。先渡取引は実質的に規制されておらず、日々の価格変動に制限がなく、投機的なポジションの制限も適用されない。先渡市場で自己取引する者は、取

引する通貨または商品につきマーケットメイクを継続する必要はなく、当該市場は、流動性に欠ける期間があり、時に相当な期間に及ぶこともある。当該市場の特定の参加者が一部の通貨もしくは商品の価格の値付けを拒否するか、または購入予定価格と売却予定価格に著しく大きな乖離のある値付けがなされる期間もあった。非常に多くの取引の発生、政治介入またはその他の要因のために投資先ファンドが取引する市場で混乱が生じることがある。政府当局による規制が実施されることで、そうでなければ投資先ファンドの投資運用会社が推薦したであろうよりも少ない先渡取引に限定され、投資先ファンドに悪影響を生じる可能性がある。市場の流動性の欠如または混乱が投資先ファンドに重大な損失をもたらす可能性がある。

通貨の留意事項

投資先ファンドの資産は、ユーロ以外の通貨建ての証券に投資されることがよくあり、投資先ファンドが受領する収益または元本は、投資対象の現地通貨建てとなる。よって、為替レートの変動（ヘッジなしの場合）は、投資先ファンドのポートフォリオの価格および投資対象の未実現損益に影響することがある。通貨価値に影響を及ぼす可能性のある要因は、貿易収支、短期金利、異なる通貨建ての類似資産の相対的価値の相違、長期的な投資および元本上昇の機会ならびに政治的展開等である。

さらに投資先ファンドは様々な通貨間の換算に関連して費用を負担する可能性がある。為替ディーラーは、様々な通貨を売買する価格差に基づいて利益を実現する。したがって、ディーラーは通常、投資先ファンドに対して通貨をあるレートで売ることを申し出る一方で、投資先ファンドが当該通貨をディーラーに直ちに転売することを希望する場合には、より低いレートを申し出る。投資先ファンドは、為替市場での実勢為替レートによるスポット（すなわち現金）ベースでの取引か、または米ドル以外の通貨の売買を目的とした先渡契約もしくはオプション契約を締結することにより、為替取引を行う。投資先ファンドの為替取引の大半は、証券の購入時に行われ、投資先ファンドのために行う現地ブローカーまたは保管会社を通して実施される予定である。ユーロ以外の通貨建てであるヘッジ・クラス投資証券については、購入、買戻し、転換および分配に関する通貨転換費用は当該クラスが負担し、実勢為替レートで実施される。クラス通貨で表示された投資証券の価格は、ユーロに関わる為替リスクにさらされている。

投資先ファンドが為替先物予約（将来の日にある通貨を別の通貨に交換する契約）を締結する場合、投資先ファンドが為替レートの先行きを正確に予測できない場合、当該契約に損失が生じるリスクがある。さらに、先渡契約は、取引所や清算機関により保証されていない。よって、先渡契約のカウンターパーティーによる債務不履行は、契約の未実現利益額、または、もしあれば、現在の為替レートでの購入もしくは売却のコミットメントの価格と先物契約の為替レートでのコミットメントの価格の差額につき投資先ファンドの損失につながる可能性がある。

為替変動のヘッジに適した商品が、投資先ファンドの投資運用会社が利用を希望した時点で利用可能であるか、または投資先ファンドの投資運用会社が希望したときにこれを清算できる保証はない。さらに、投資先ファンドの投資運用会社は、為替リスクにさらされているポジションの一部またはすべてについて、ヘッジ取引を行わないことを選択できる。

ヘッジ取引

投資先ファンドは、（ i ）証券市場の変動および金利の変動から生じる投資先ファンドの投資ポートフォリオの市場価格に起こりうる変動から保護するため、（ ）投資先ファンドの投資ポートフォリオ価格の投資先ファンドの未実現利益を保護するため、（ ）当該投資対象の売却を促進するため、（ ）投資先ファンドのポートフォリオに対する投資に関するリターン、スプレッドまたは収益を拡大または維持するため、（ v ）投資先ファンドの負債または資産の金利または為替レートをヘッジするため、（ ）投資先ファンドが後日購入を予定している証券の価格の上昇に対する防御のため、または（ ）投資先ファンドの投資運用会社が適切とみなすその他の理由により、様々な金融商品を投資目的およびリスク管理目的のために利用することができる。

投資先ファンドのヘッジ戦略が成功するかどうかは、ヘッジ戦略に用いられる商品のパフォーマンスとヘッジされるポートフォリオ投資のパフォーマンスとの間の相関性の度合いを正確に評価することに一部依存している。市場の変動または時間の経過により多くの証券の特性は変化するため、投資先ファンドのヘッジ戦略が成功するかどうかは、効率的かつ適時に継続してヘッジを再計算、再調整、および実行する投資先ファンドの投資運用会社の能力にも左右される。投資先ファンドは、リスクを軽減するためにヘッジ取引を行うことができるが、当該取引は、かかるヘッジ取引を行わなかった場合に比べて、投資先ファンド全体のパフォーマンスが悪化する結果となる可能性がある。様々な理由から、利用するヘッジ商品とヘッジされているポートフォリオの保有銘柄間で完全な相関性を有することを求めることはできない。このように不完全な相関性により、投資先ファンドが意図したヘッジを達成することができず、投資先ファンドに損失のリスクが生じる可能性がある。特定のリスクは、ヘッジの費用を正当化するのに十分なほどリスクが発生する可能性が高くないと判断されるか、またはリスクの発生が予測されない場合には、ヘッジされない可能性がある。ヘッジ取引とリスク管理取引をうまく活用するには、投資先ファンドのポートフォリオ保有銘柄選択に必要な技能を補完する技術が必要である。

ボラティリティの高い商品

オプションを含むデリバティブ商品の価格は非常に変動が激しい。投資先ファンドの資産が投資される先渡契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、とりわけ、金利、需給関係の変動、政府の貿易、財政、金融および為替管理のプログラムおよび方針、ならびに国内および国際的な政治および経済事象および方針に影響を受ける。さらに、政府は、直接または規則により、特定の市場、特に通貨および金融商品オプション市場に随時介入する。かかる介入は、多くの場合、価格に直接影響を与えることが意図されており、その他の要因と併せて、かかる市場全体を、特に金利を変動させることで一方向へと急速に動かす可能性がある。また、投資先ファンドは、保有するポジションが取引されている取引所またはその清算機関のいずれかが破綻するリスクにもさらされている。

ボラティリティの高い市場

投資先ファンドが投資する可能性のある金融商品の価格は、非常に変動が大きい可能性がある。投資先ファンドの資産が投資される先渡契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、とりわけ、金利、需給関係の変動、政府の貿易、財政、金融および為替管理のプログラムおよび方針、ならびに国内および国際的な政治および経済事象および方針に影響を受ける。投資先ファンドは、保有するポジションが取引されている取引所またはその清算機関のいずれかが破綻するリスクにもさらされている。

オプション

投資先ファンドは、コール・オプションおよびプット・オプションの両方を購入または販売（売却）することができ、オプションを売る場合には、別紙Dに詳述されている中央銀行のUCITS規則および本規則のカバー要件（以下「カバー要件」という。）に従って「カバーされた状態」で行わなければならない。コール・オプションは、売り手がコール・オプションが適用される証券と同じ種類および金額の証券を所有している場合、またはカバー要件に従ってカバーされている場合、「カバーされた状態」であるとされる。プット・オプションは、売り手が関連する種類および金額の証券の未決済のショート・ポジションをもっている場合、カバーされた状態となる。投資先ファンドのオプション取引は、ヘッジ戦略の一部（すなわち、別の投資ポジションに含まれるリスクを相殺すること）の場合もあれば、少額の資本で多くの証券の価格変動から利益を得る権利を有するレバレッジの形態を取ることもある。こうした活動には、状況に応じて重大なリスクが伴う。

投資先ファンドがオプションを購入する場合、コールにあっては原証券の価格の下落（または十分に上昇しない）、プットにあっては原証券の価格の上昇（または十分に下落しない）により、投資先ファンドのオプション投資に最終的に損失（手数料を含む。）がもたらされる可能性がある。投資先ファンドは、コール・オプションを保有している証券のプット・オプションを購入するか、またはプット・オプションを原資産とする

証券のロング・ポジション（例えば、証券を購入するか、または当該証券のコールを購入するか）によって、かかる損失を軽減することができる。

カバード・コール・オプションの売却では、投資先ファンドが証券またはその他の投資対象を現在の市場価格を下回る価格で売却しなければならないため、オプションが行使された場合、投資先ファンドのポートフォリオ投資に対する利益を制限する可能性がある。投資先ファンドがカバード・オプションを売却する場合、投資先ファンドは、当該証券の市場価格が行使価格を上回った場合には、原証券の利益獲得の機会を見送ることになる。原証券の価格が行使価格を下回った場合、（取引費用控除後）オプションの受取プレミアムは、当該証券を所有することにより投資先ファンドが被る可能性のある損失を低減または相殺する利益を提供する。

投資先ファンドのリスク管理プロセスは、かかる「カバーされた」取引の継続的なモニタリングと、カバー要件に従い常時適切に確実なカバーを行うための適切なリスクおよび担保管理を実施するよう規定している。

コンビネーション取引

投資先ファンドは、関連する取引所で取引されるかまたは店頭オプションおよび先物契約の売買を含むスプレッドまたはその他の組み合わせによるオプション取引を行うことができる。当該取引は、希望する価格で2つ以上の売りまたは買いの注文を同時に執行することが困難または不可能なリスク、複数のオプション取引の両サイドに損失が発生する可能性、および、買いポジションが残っている間にスプレッドの売りポジションに対する権利行使が行われた結果、大部分のスプレッド・ポジションに内在する損失に対するヘッジが失われることから生じるリスク・エクスポージャーが著しく増大する可能性を内包する。さらに、コンビネーション・オプション取引の取引コストは、組み合わせたそれぞれの要素に個々の費用が発生するため、特に大きくなる可能性がある。

先物取引

投資先ファンドは先物契約およびそのオプションを利用することができる。先物の価格は非常に変動が激しく、需給関係、政府による貿易、財政、金融および為替管理政策、政治的および経済的事象、ならびに市場センチメント等の多くの要因により価格が変動する影響を受ける。先物市場は包括的な法令、規制、および証拠金規制の対象となる。また先物取引は高レバレッジである。さらに、先物取引は、日々価格変動制限があるため、流動性が低いことがある。最後に、投資先ファンドの先物取引は投機的ポジション制限によって悪影響を受ける可能性もある。

投資先ファンドは、先物契約が適用するものと同一種類かつ同一金額の証券を保有している場合、またはサブ・ファンドがカバー要件に従って別途カバーされている場合に先物契約を売ることができる。ただし、投資先ファンドのリスク管理プロセスが、当該取引が確実に常時適切にカバーされるよう、当該取引の継続的なモニタリングならびに適切なリスクおよび担保管理の実施を提供する場合に限られる。

転換証券リスク

投資先ファンドは、株式に転換可能な証券を購入することもできる。多くの転換証券には確定利付部分があるため、金利下降局面で市場価格が上昇し、金利上昇局面で価格が下落する傾向がある。転換証券の価格は、原資産である普通株式の市場価格にも影響され、原資産である株式の市場価格が上昇するにつれて上昇する一方、原資産である株式の市場価格が下落するにつれて下落する傾向がある。したがって、転換商品への投資は、原証券への直接投資と同じリスクを負う傾向がある。

ワラントおよび権利

ワラントおよび権利の利用に伴うリスクは、通常、オプションの利用に伴うリスクと類似している。ただし、多くのオプションとは異なり、ワラントおよび権利は特定の金額で発行され、通常、ワラントはオプションよりも満期が長い。ワラントおよび権利は、承認された清算機関により担保された上場オプションほど流動性が高くない傾向にある。さらに、ワラントまたは権利の条項により、投資先ファンドがそうでなければ希望するであろう時点または数量により、投資先ファンドによるワラントまたは権利の行使が制限される可能性がある。

スプレッド取引リスク

投資先ファンドの取引オペレーションの1つに、2つ以上のポジション間のスプレッドが含まれる。当該ポジション間の価格関係性が一定である場合、当該ポジションに損益は発生しない。ただし、当該ポジションは、価格差が望ましくない方向に変動し、スプレッド・ポジションに損失をもたらすという相当なリスクを伴う。さらに、イールドカーブまたはクレジットカーブの形状の変化は、ヘッジまたはスプレッドの運用による収益性に大きな変動をもたらす可能性がある。イールドカーブまたはクレジットカーブが逆転した場合、異なる満期を有する投資対象間の金利差や信用力の差が反転することにより、従前収益が見込まれたヘッジ手法の収益が見込めなくなる可能性がある。

証券貸付リスク

かかる投資リスクを完全に排除することはできない。投資先ファンドの投資運用会社は、多くの情報源からの調査を注意深く分析すること、および、企業を経営して、また、投資先ファンドの投資に影響を与える可能性のある変更に責任を有する人物と話すことにより、当該リスクを低減することを目指している。投資先ファンドの投資運用会社は、調査および分析を利用して当該事項に関する最善の見解をまとめ、投資先ファンドへの悪影響を軽減するため、投資先ファンドの投資構成を再調整する。投資先ファンドの投資運用会社は、すべての投資リスクを予測することはできないが、分散投資によりリスクの影響を可能な限り軽減するよう努める。

欧州市場インフラ規制

投資先ファンドは店頭デリバティブ契約を締結することができる。EMIRは、強制的な清算義務、二者間のリスク管理要件および報告要件を含む店頭デリバティブ契約についての一定の要件を定めた。投資者は、EMIRの一定の規定が店頭デリバティブ契約の取引に関連して投資先ファンドに義務を課していることを認識すべきである。

投資先ファンドについてのEMIRの記載には、以下のものが含まれるが、これに限定されない。

- (a) 清算義務：一部の標準化された店頭デリバティブ取引は、中央清算機関（CCP）を通じて強制的に清算される。CCPを通じたデリバティブの清算は、追加費用を生じる可能性があり、当該デリバティブが中央清算を要求されない場合の事例よりも、望ましくない条件となる可能性がある。
- (b) リスク軽減手法：中央清算を要しない店頭デリバティブの場合、投資先ファンドは、すべての店頭デリバティブの有担保化を含むリスク軽減要件を整備しなければならない。かかるリスク軽減要件は、投資先ファンドが投資戦略を遂行（または投資戦略から生じるリスクをヘッジ）するための費用を増加させる可能性がある。
- (c) 投資先ファンドの店頭デリバティブ取引は、それぞれ、取引情報蓄積機関または欧州証券市場監督局に報告しなければならない。かかる報告義務は、投資先ファンドが店頭デリバティブを利用する費用を増加させる可能性がある。

VaRによる市場リスクおよびレバレッジの計測

投資先ファンドは、「バリュー・アット・リスク（VaR）」と呼ばれる洗練されたリスク計測手法を使用することにより、デリバティブの使用によって生み出される市場リスクおよびレバレッジを制限する予定である。

VaRは統計的手法であり、過去のデータを用いて、投資先ファンドが被り得る可能性の高い最大損失額を、特定の信頼水準（例えば99パーセント）で計算し、予測しようとするものである。したがって、デリバティブの利用によって生み出される市場リスクおよびレバレッジが、投資先ファンドに適用される限度額を超えるVaRを生じる場合、投資先ファンドは、市場リスクおよびレバレッジを低減するための措置を講じ、投資先ファンドが当該限度額に適合するようにしなければならない。投資先ファンドは、VaRの測定が投資先ファンドの純資産価額と比べる場合の「絶対」VaRモデルを用いることもあれば、VaRの測定がデリバティブを組み込まない比較可能なベンチマークまたは同等のポートフォリオと比べる場合の相対VaRモデルを用いることもある。VaRモデルには固有の限界があり、投資先ファンドが被る損失の規模または頻度がどの程度にとどまるかの予測または保証のためには、依拠できない。VaRモデルは過去の市場データを重要なインプットの1つとして依拠しているため、現在の市況が過去の観測期間と異なる場合には、投資先ファンドのVaRを予測する際のVaRモデルの有効性が著しく損なわれる可能性がある。VaRモデルに含まれるその他の仮定または構成要素が不十分であるか、誤っていたりしたことが判明した場合には、同様にVaRモデルの有効性が損なわれる可能性がある。このような限界があるため、投資先ファンドの投資主は、異常な市況または過去の観測期間中とは異なる状況において、深刻な財務上の結果を生じる可能性がある。

個別投資リスク

銀行預金

投資先ファンドの投資証券は、銀行預金ではなく、銀行預金者を保護する政府機関またはその他のいかなる保証制度による保険または保証もない。投資先ファンドの保有額は、銀行預金よりも変動が大きいことが予想される。

非上場証券への投資

投資先ファンドは非上場証券に投資することができる。かかる投資対象には取引市場が存在しないために、一般に取引されている証券の場合に比べて、現金化により時間がかかる場合、または現金化することができない場合がある。当該証券は、相対で交渉される取引で再売却される可能性もあるが、かかる売却により実現される価格は、投資先ファンドが当初支払った価格よりも少ない可能性がある。さらに、証券が一般に取引されていない企業は、通常、一般開示および一般に取引されている証券に対して適用されるその他の投資家保護要件の対象とはならない。

その他の集団投資スキームへの投資

投資先ファンドは、投資先ファンドの投資運用会社またはその関連会社が管理するスキームを含む、一または複数の集団投資スキームに投資することができる。投資先ファンドは、オープン・エンド型およびクローズド・エンド型の集団投資スキーム（マネー・マーケット・ファンドおよび上場投資信託（以下「ETF」という。）を含む。）の両方の投資証券に投資することができる。別の集団投資スキームへの投資は、投資先ファンドを当該集団投資スキームのすべてのリスクにさらすことになる。

ETFは、通常、特定の指数の価格および配当パフォーマンスを追跡することを意図した普通株のポートフォリオを保有する。ETFは、受益証券を発行するETFから、または流通市場で購入することができる。ETF証券の市場価格は、ETFの純資産価格を上回る場合も下回る場合もある。発行体から購入したETF証券の購入価格および買戻価格は、発行体の純資産価額に基づいて決定される。

その他の集団投資スキームの投資主として、投資先ファンドは他の投資主とともに、管理報酬および/またはその他報酬を含むその他の集団投資スキームの費用を比例配分して負担する。当該報酬は、投資先ファンドが自身の運用に直接関連して負担する管理報酬およびその他の費用に上乗せされる。

投資先ファンドは、本規則に基づき譲渡性のある証券として分類されるクローズド・エンド型の集団投資スキームに投資することができ、その中には先物、先渡し、オプション、スワップまたはその他の商品等、デリバティブを保有する可能性のあるものもある。

過小評価されている証券への投資

投資先ファンドは過小評価されている証券へ投資を行うよう努めることがある。過小評価されている証券への投資機会を見出すことは困難な仕事であり、そのような機会をうまく認識または取得するという保証はない。過小評価されている証券への投資は平均以上の元本上昇の機会を提供する一方で、かかる投資には高度の金融リスクが伴い、相当の損失をもたらす可能性がある。投資先ファンドの投資対象から生じるリターンは、負担する事業および財務リスクに十分見合うものでない可能性がある。さらに、投資先ファンドは、当該証券を、予想する価格が実現するまで相当期間にわたり保有しなければならない可能性がある。当該期間中、投資先ファンドの資本の一部は購入した証券に使われてしまうため、その結果、投資先ファンドがその他の機会に投資することができない可能性がある。さらに、投資先ファンドは、当該購入を借入資金で賄う可能性があり、その場合、かかる待機期間中に当該資金に対する利息を支払わなければならない。

確定利付証券

投資先ファンドは、コマーシャル・ペーパーおよび「高利回り」（投資不適格を含む。）（したがって、かつより高いリスクを有する）債務証券を含むがこれらに限定されない債券またはその他の確定利付証券に投資することができる。よって、投資先ファンドは、信用リスク、流動性リスク、および金利リスクにさらされる。高利回り債務証券は、通常、無担保であり、発行体の資産の実質的にすべてに担保が設定されている場合、発行体のその他の発行済証券および負債に劣後することがある。高利回りセクターにおいては、債務の格付が下がると、発行体の財務状況もしくは経済情勢全般の悪化、またはその両方により発行体の元本および利息の支払能力が損われる可能性が高くなることを示している。投資不適格の債務証券は、財務制限条項や追加債務負担制限より保護されていない可能性がある。さらに、債務証券の信用リスク評価には、世界中の格付機関が異なる基準を有しており、不確実性が伴うため、様々な国の比較は困難である。また、投資不適格またはより高利回りの証券向けの市場は非効率的で流動性が低いことが多く、金融商品の評価のためのディスカウント・スプレッドを計算することは難しい。大規模な景気後退が生じると当該証券の市場は著しく混乱する可能性があり、かかる証券の価格に悪影響を与える可能性が高い。さらに、このような景気後退は、当該証券の発行体が元本を返済し、利息を支払う能力に悪影響を及ぼし、かつ当該証券の債務不履行の発生を増加させる可能性が高い。

株式投資

投資先ファンドの株式投資には、相当なリスクを伴う可能性、および市場価格の大幅かつ急激な変動にさらされる可能性があり、その結果、損益が変動する可能性がある。投資先ファンドが投資できる企業の規模または業績に関して絶対的な制限はない（また、比較的小規模な企業では、経営層が薄かったり、成長に必要な資金を社内で生み出すか、社外から獲得することができない可能性があり、新商品または新たなサービスを有する企業も予定していた市場が形成されない場合、多額の損失を被る可能性もある。）。株価は、市況全般に加えて、発行体に固有の事象に直接影響される。さらに、多くの国では、普通株式への投資は、債務またはその他の金融商品への投資に比べて、規制上および自主規制上、厳格に監視されている。

小型株企業および中型株企業の証券への投資

投資先ファンドの投資戦略の遂行により、投資先ファンドの資産の一部が小型株および中型株の発行体の証券に投資されることがある。投資先ファンドの投資運用会社の判断によれば、中小型株発行体の証券は大型株発行体の証券への投資より元本成長の可能性が大きい一方で、中小型株の発行体の証券は、より大きなリスクを伴う。例えば、中小型株発行体の中には、生産ライン、市場または資金源が限られているものがある。それらは、収益、費用および利益において高いボラティリティにさらされることがあり、運用に関して一または数名の主要人員に依存することがあり、損失および破産のリスクに影響されやすい可能性がある。これらの証券の取引量は少なく（このため、現在の市場価格より安い価格で売却されるか、長期にわたって、少量単位で売却を余儀なくされることがある。）、分析を行う投資リサーチ・アナリストの数が限られ、より大幅な価格変動にさらされることがあり、このため、大型株発行体の証券に投資する場合より損失の可能性が大きくなる可能性がある。さらに、中小型株発行体は、一般投資家によく知られておらず、機関投資家による所有に限られている場合がある。中小型株発行体の証券の市場価格は、通常、大型株発行体の市場価格より、収益見通し、企業動向および市場の流言による影響を受けやすい。中小型株発行体の取引費用は、大型株発行体の取引費用より高いことがある。

偶発転換証券

偶発転換証券（以下「CoCo債」という。）は、経済および規制の点で資金調達の有効な方法として主に金融機関によって発行されるものである。これらは、偶発ハイブリッド証券の形態をとり、通常、劣後し、損失吸収特性があり、一定の場合において株式に転換することができる。

CoCo債の特徴は、自己の資金でより高い自己資本比率（銀行のリスク加重平均総資産に対するコア・エクイティ資本の割合）を達成するため金融機関に課せられる特定の規制要件を充足し、その資本構成において実質

破綻時より前に継続的に損失吸収特性を内包するよう設計されてきた。金融機関は、CoCo債の発行により、一定の事由が発生した場合、株式などエクイティ資本への強制転換によるか、CoCo債の元本の強制的削減により、普通株式資本率を引き上げることが可能なため、新株に代わりCoCo債のような債務証券を発行することがある。CoCo債は、主に金融機関により発行されるが、これらは様々なタイプの企業によって発行されることがある。

一定のCoCo債は「強制転換」特性を有し、これはCoCo債が自動的に株式に転換される債務証券または優先証券から構成されることを意味する。強制転換証券は、元本成長の潜在力を限定し、場合によっては投資元本を完全に喪失する可能性がある。トリガー事由が発生する場合、各CoCo債は普通株式に転換される。CoCo債の所有者に転換権はなく、代わりに転換は、トリガー事由発生時にのみ生じる。さらに、一定のCoCo債は「元本減額」特性とともに発行される。これは、CoCo債の元本が特定のトリガー事由発生後に減額されることを意味する。トリガー事由が、CoCo債の条件に応じて発生し継続する場合、関連するCoCo債すべての元本は、自動的にかつ少なくとも一時的に、当初元本額の特定の割合（例えば25パーセント）に減額されるか、永久に全額削減される。したがって、弁済請求額はこれに伴い減額される。CoCo債の株式への転換またはCoCo債の元本額の減額は、発行体固有の必要性とは無関係な特定された事由によって発生する。これらのトリガー事由は、機械的な規則（例えば、発行体の「コア・Tier 1比率」が特定の割合を下回るなど）または、規制当局による裁量（例えば、関連する規制当局が金融機関が存続不可能であると判断するなど）に基づく。

一定のCoCo債は、定められた償還期限および確定金利クーポンで発行される一方、永久債として発行されるものもあり、これらは関連する管轄当局の承認によるか、または発行体の単一かつ絶対的裁量による選択によってのみ、事前に決定される価格で償還可能である。このため、永久CoCo債が償還日に償還されると想定することはできない。当該CoCo債は、永久元本の形態を取り、償還日またはいずれかの日に予定される場合であっても、元本の返還を受けられない場合がある。CoCo債は、さらに完全裁量によるクーポンで発行されることがあり、配当が投資者に支払われ続けても、これらのクーポンは国内規制当局または発行体のいずれかによって取り消される可能性がある。当該クーポンの取消しは、不履行事由とはならないことがあり、かかる取り消された支払額は、累積せず、代わりに償却される。

CoCo債は、多くの場合において、転換前に適切な規制上の元本取扱いを提供するため、劣後債務証券の形態で発行される。したがって、転換前に発行体の清算、解散または整理解散が生じた場合、CoCo債の条件に関してまたはかかる条件に基づき生じるCoCo債の保有者（投資先ファンド等）の当該発行体に対する権利および債権は、一般に、当該発行体の非劣後債務の全保有者の債権に劣後するものとされる。さらに、転換事由後にCoCo債が発行体の裏付けとなる株式に転換された場合、債務証券の保有者から株式の保有者へと転換されることにより各保有者は劣後することになる。当該事由において、有価証券は、あらかじめ決定された市場トリガーに基づく元本の永久減額を想定する条件を有している場合を除き、通常、発行体の資本構成により、発行体の他の株式と同等に位置するか、またはこれに劣後する。

優先株式

優先株式は、発行体が解散する場合、債権者に対する支払い後の配当もしくは残余財産の受領またはこれら両方において普通株式に優先する。優先株式は、債券および普通株式の特性を併せ持つ。これらはより高い債券利回りを提供し、普通株式より優先されるが、債券に対しては優先されず、また、普通株式とは異なり発行体の成長への参加は限定される。さらに、（優先される）株主の請求権は、当該企業のあらゆる形態の債務に「劣後」する。優先株式の配当は固定年利で設定されるが、場合によっては、発行体によって変更または除外されることがある。優先株式の所有者は、通常、総会において取締役またはその他の事項について投票権を持たない。

株式連動証券

転換債または他社株転換債のような株式連動証券も、「ハイブリッド」証券である。転換債は、所有者に、その債券を合意された価格で発行会社の株式または同等の価額の現金に転換することを許可する債券である。

他社株転換債は、債券を発行体以外の企業の株式に交換することができる債券である。債券同様、株式連動証券は、一般に固定利息を支払い、元本は将来における特定の日に返済される。しかしながら、投資家は、転換証券を発行企業の普通株式の特定株式数と交換することができる。これに伴い、転換証券の価額は、裏付けとなる普通株式の価格に連動して上昇（または下落）する。購入された証券の株式への転換オプションは、株式の市場価格が転換価格を上回った場合、追加リターンの計上を可能にする。株式連動証券は、一般に、発行体の普通株式の配当利回りより高いが、発行体の債務証券の利回りより低い収益利回りを支払う。さらに、転換証券が発行される時点において、転換価格は裏付けとなる株式の市場価格を上回る。このように、転換証券は、裏付けとなる株式の価格変化により、非転換固定金利証券または株式より低いリターンを提供することがある。しかしながら、転換証券は、所有者に比較的低い当初投資額喪失リスクで、裏付けとなる株式の上昇可能性の一部を実現することを可能にするものである。満期前に固定、変動またはゼロ金利を支払う株式連動証券もあり、これらは、現金または現金および株式の組み合わせにより（所有者の選択により、または強制的に）転換可能であり、元本成長の可能性を制限する仕組みを有する場合がある。

金利エクスポージャー

投資先ファンドは、いくつかの局面で金利リスクにさらされる。投資先ファンドの投資資産の多くは、金利が変化する場合、価格変動にさらされる。投資先ファンドの取得対象となる多くの信用機関については、金利上昇に伴い当該証券の不履行の可能性が増大するというさらなる懸念（当該証券の発行体が、しばしば危機的財務状況にあるため）が存在する。

投資リスクの格付

各格付機関の格付が、投資先ファンドの英文目論見書に記載される基準に基づき計算および公表され続けること、またはそれらが大幅に変更されないという保証はない。投資資産の格付における格付機関の過去の実績は、必ずしも将来の実績の指針とはならない。

投資不適格債務証券リスク

投資先ファンドは、投資不適格証券に投資することがある。投資不適格証券への投資は、利息支払いおよび元本返済の点で、投資適格の証券より高いリスク・エクスポージャーを有すると考えられる。このため投資主は、投資先ファンドへの投資に関連するリスクを精査すべきである。低格付債務証券は、通常、高格付銘柄より高い利回りを提供する。しかしながら、低格付証券は、高いリスクを伴い、経済状況一般および発行体が従事する業種の悪化、ならびに発行体の財務状況の変化および金利の変化による影響をより受けやすい。さらに、低格付債務証券の市場の取引は、高格付証券の市場と比較して、不活発であり、投資先ファンドが経済または金融市場の変化に呼応して保有証券を清算する能力は、悪評および投資家心理などの要因によりさらに限定される。低格付または無格付の社債の価格も、投資家心理に影響される。経済状況が悪化していると考えられる際、信用度を巡る投資家の懸念の増大および投資家心理により、低格付または無格付社債の市場価格は下落する。債務証券の発行体の信用度について確実性はない。不安定な市況は、発行体の不履行発生を増大させることがある。これはさらに、投資先ファンドの純資産価額に影響する。

不動産投資信託および不動産証券への投資リスク

投資先ファンドは、不動産投資信託（以下「REIT」という。）としての資格を有する組織によって発行される証券ならびに不動産の開発および運営など不動産活動に主に従事する非REIT発行体の証券に投資する。その結果、投資先ファンドの投資資産の一部は、REITおよび不動産活動一般に従事する企業への投資に付随するリスクにさらされる。かかるリスクは以下を含む。（i）潜在的環境賠償責任、付保されていない損失のリスク、不動産の安全性、利便性および魅力に対する将来のテナントの判断、所有者が適切な運営、維持および保険を提供する能力、定期的な改修、修繕およびスペースの再賃貸の費用、ならびにテナントに転嫁されない増大する運営コスト（住宅ローンの支払い、不動産税、保険、維持費および債務を含む。）、（ ）REITまたは

不動産活動に従事する企業に、単独の意思決定権限を行使することを不可能にさせ、また、当該REITまたはその他の企業を、ジョイント・ベンチャーまたはパートナーシップが、その最善の利益に反する方法で行為するリスクにさらす、ジョイント・ベンチャーまたはパートナーシップを通じて財産を所有するリスク、（ ）現地の経済状況およびその他の状況によるキャッシュ・フローおよび価格に対する影響、現在のリース終了後の再賃貸の必要性、主力テナントへの依存およびテナントによる不履行の可能性、不動産が債務返済およびその他の運営費用の充実に十分な利益を創出する能力、定期的で過度な不動産開発、ならびに不動産投資の非流動性（これらすべては、REITまたはその他の企業がその株主に予定された配当金を支払う能力に影響することがある。）など、一般的不動産投資の検討事項、（ ）不動産持分証券およびその他の持分クラスを購入しようとする者に、より高い年利回りを要求させる可能性があり、当該証券の市場価格に悪影響を及ぼすであろう金利上昇の可能性、（ ）借入リスク、（ ）REITまたは非REIT発行体が現地経済またはその他の状況の変化に呼応して速やかに保有資産の変更を行う能力を限定する傾向がある不動産投資の相対的非流動性、ならびに（ ）第三者によって所有される不動産のREITによる運用に関連するリスク（運用契約（通常、通知なく取消可能である。）が、不動産を支配する組織によって、または当該不動産の売却に関連して終了するリスク、契約が終了時に更新されないか、現在の条件と整合する条件で更新されないリスク、および、運用報酬の基盤となる賃貸収入が不動産市況全般または特定市場要因の結果、下落するリスクを含む。）

REITへの投資は、（ ）REITの買収可能性、またはREITの支配者の変更を阻むことがある所有権に関する制限、（ ）多くのREITは、大企業の証券の価格より変動が大きくなる可能性がある中小規模の時価総額を有し、当該証券への投資は流動性が低い可能性があること、ならびに（ ）REITがREITとしての資格を有さなくなるか、REITを、通常、法人税の対象とさせる税制の変更リスクを含む税務リスク、および不動産の売却が経済的に有利な時期にREITが不動産を売却する能力を制限し、そのためREITの株主に対するリターンに悪影響を及ぼすリスクを含むがこれらに限定されない特定のリスクにさらされる。

新興市場リスク

投資先ファンドは、新興市場の発行体の証券に投資することがある。当該証券は、高レベルのリスクを伴うことがあり、投機的とみなされることがある。リスクは、（ ）収用、没収、税金、国有化、ならびに社会的、政治的および経済的不安定性に関する比較的大きなリスク、（ ）新興市場発行体の有価証券の市場が比較的小規模で、取引量が少ないため流動性が不足し、価格変動が大きくなること、（ ）関連する国益に影響されるとみなされる発行体または産業への投資および外国投資の換金または本国送金に対する制限を含む、投資先ファンドについて利用可能な投資機会を制限する国策、（ ）為替の不安定性およびハイパーインフレ、ならびに（ ）民間投資または外国投資および私的財産を管理する成熟した法体系の欠如を含む。

投資先ファンドが投資する国の会計、監査および財務報告基準は、特に新興市場においては、アイルランド、イギリスまたは米国の企業に適用される基準より範囲が限られる可能性が高い。

中・東欧の一部市場においては、有価証券の決済・保管に関して固有のリスクがある。これらのリスクは、一部の国（ロシア等）には現物有価証券が存在しないことがあり、その結果、有価証券の所有権は発行体の株主名簿に基づいてのみ証明されるという事実によるものである。各発行体は、自己の登録名義機関の任命について責任を有する。この結果、ロシアの場合、数千の登録機関がロシア全土に広く分散している。ロシアの連邦証券・資本市場委員会（以下「委員会」という。）は、何が所有権の証明および譲渡手続きとなるかを含む、登録機関の業務活動に関する責任を規定している。しかしながら、委員会の規則は適切に実施されておらず、有価証券の失効・瑕疵につながる可能性は依然残っており、また、登録機関が適用法令を遵守する保証もない。登録が行われた場合、登録機関は当該特定時点における株主名簿の抄本を提示する。しかし、有価証券の所有権は登録機関の記録により証明されるものであって、受益者名簿の抄本の保有によるものではない。抄本は、登録が行われたことの唯一の証拠である。抄本は、譲渡不可能であり、本質的価値はない。さらに通常、登録機関は、抄本を株式所有権の証拠として受け入れることはなく、また、保管受託銀行あるいはそのロシアにおける現地代理人に対し、株主名簿の変更登録を行うか否かおよびその時期を通知する義務も有していない。この結果、ロシア証券は、保管受託銀行または保管受託銀行のロシアにおける現地代理人に現物証券の

預託がなされていない。このため、保管受託銀行および保管受託銀行のロシアにおける現地代理人は、従来の意味における現物による現物保管または保管業務を遂行していないものとみなされる可能性がある。登録機関は、保管受託銀行またはロシアにおけるその現地代理人ではなく、それらに対し責任を負っていない。2013年4月1日をもって、投資先ファンドのような投資家による多くのロシア証券の保有は、発行体の株主名簿への直接記載により証明されなくなった。これに代わり、これらロシア証券の所有およびロシア証券の取引の決済は、中央証券決済機関であるナショナル・セトルメント・デポジタリー（以下「NSD」という。）に移管された。保管受託銀行またはそのロシアにおける現地代理人は、NSDの参加者である。NSDは、これを受けて、関連する発行体の株主名簿に有価証券のノミニー保有者として記載される。このため、これは、ロシア証券の所有権およびロシア証券の取引の決済を記録する一元化された規制あるシステムを提供することを意図している一方で、上記に記載された登記機関制度に関連するリスクのすべてを排除するものではない。ロシアに上場またはロシアで取引される証券への投資は、モスクワ証券取引所のレベル1またはレベル2に上場または取引される株式および/または債券においてのみ行われる。登録機関の清算、破産、または過失もしくは故意による不履行による損失が生じた場合、投資先ファンドは、発行体および/またはその任命された登録機関に対し直接、権利を追及しなければならないことがある。ロシアにおける有価証券の保管に関する上記のリスクは、投資先ファンドが投資することがある他の中・東欧諸国にも同様に存在する可能性がある。

上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な列挙または説明を意図していない。サブ・ファンドが投資目的を達成し、または相当額の損失を回避するとの保証はない。サブ・ファンドは、その資産の大部分を投資先ファンドに投資する。よって、受益者は、投資先ファンドへの投資に伴うリスクに間接的にさらされることとなる。投資先ファンドが投資目的を達成し、または相当額の損失を回避するとの保証はない。投資予定者は、サブ・ファンドへの投資を行うか否かを決定する前に、本書をすべて慎重に検討すべきである。

投資先ファンド・アンブレラおよび投資先ファンドに関連するさらなる情報について、投資予定者は、管理会社から請求に応じて入手できる投資先ファンドの英文目論見書を確認するべきである。投資先ファンドの英文目論見書と本書との間に齟齬がある場合、投資先ファンドの英文目論見書が優先する。

（２）リスクに対する管理体制

リスク管理、投資運用の査定および法務管理

管理会社は、定期的にサブ・ファンドのポートフォリオのリスク要因を討論し、サブ・ファンドが過度なリスクにさらされていないかを検討するためにポートフォリオを検討する委員会を開催する。サブ・ファンドの投資哲学および投資方針に関する事項は、サブ・ファンドの投資運用に関する目論見書の他の一切の関連する事項とともに、管理会社およびサブ・ファンドの管理事務代行会社であるシティバンクN.A.香港支店によって常に監視され、かつ統制されている。

リスクの管理体制

サブ・ファンドに固有のリスクは、管理会社の取締役会によって管理される。

規制および投資制限の遵守はまた、管理事務代行契約に基づきサブ・ファンドに対して一般的な管理事務（会計および評価サービスならびに年次報告書および半期報告書の作成を含む。）を提供する管理事務代行会社の協力を得て、管理会社の取締役会によって監督される。

マネー・ロンダリング防止

citifirst.im@citi.comのアドレスで管理会社に対して連絡することにより、投資者は、現在のサブ・ファンドに関するマネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含む。）を入手することができる。

(3) リスクに関する参考情報

サブ・ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

豪ドル受益証券



ユーロ受益証券



円受益証券



米ドル受益証券



※分配金再投資1口当たり純資産価格は、分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格が記載されており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。

※2017年5月～2022年4月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです(ただし、サブ・ファンドは2021年1月29日に運用開始したため、2021年1月28日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格および2021年12月以前の年間騰落率は算出されません)。

※サブ・ファンドは設定以来、本書の日付現在時点まで分配を行っていないため、本項でいう「分配金再投資1口当たり純資産価格」の値は「受益証券1口当たり純資産価格」の値と同じとなります。

※サブ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※サブ・ファンドの年間騰落率は、サブ・ファンドの受益証券の各クラスの基準通貨である豪ドル、ユーロ、円および米ドルで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。また、各指数には外貨建てのものが含まれるため、これらを円貨換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

○ 各資産クラスの指数

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・FTSE先進国株価インデックス(除く日本、円ベース)

新興国株・・・S&P 新興国総合指数

日本国債・・・FTSE日本国債インデックス

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・米ドルベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(ヘッジなし・米ドルベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値及びTOPIXに係る商標又は登録商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は登録商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤用から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

グラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

豪ドル受益証券

(2017年5月～2022年4月まで)



ユーロ受益証券

(2017年5月～2022年4月まで)



円受益証券

(2017年5月～2022年4月まで)



米ドル受益証券

(2017年5月～2022年4月まで)



出所:Bloomberg L.P.のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

※全ての資産クラスがサブ・ファンドの投資対象とは限りません。

※2017年5月から2022年4月の5年間(ただし、サブ・ファンドについては2021年1月から2022年4月)の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をサブ・ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

該当事項なし。

日本国内における申込手数料

申込手数料は2.75パーセント（税抜き2.50パーセント）を上限とする。

購入（申込み）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価である。申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

該当事項なし。

日本国内における買戻し手数料

該当事項なし。

海外におけるスイッチング手数料

該当事項なし。

日本国内におけるスイッチング手数料

該当事項なし。

（３）【管理報酬等】

受託会社の報酬

受託会社は、サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、計上し、年間15,000米ドルの最低報酬の対象となり、四半期毎に後払いで支払われる、純資産価額に対する年率0.01パーセントの受託報酬を受領する権利を有する。

受託会社の報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われる。

管理会社の報酬

管理会社は、サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、計上し、毎月後払いで支払われる、純資産価額に対する年率0.12パーセントの料率による管理会社報酬を受領する権利を有する。

管理会社の報酬は、ファンド資産の運用管理、受益証券の発行、買戻し業務の対価として管理会社に支払われる。

管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、計上し、毎月後払いで支払われる、純資産価額に対して年率0.06パーセントの管理事務代行に係る報酬を受領する権利を有する。

管理事務代行会社の報酬は、ファンド資産の管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われる。

代行協会の報酬

代行協会は、サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、計上し、毎月後払いで支払われる、純資産価額に対する年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。

代行協会の報酬は、目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表、運用報告書等の文書の販売会社への送付等の業務の対価として代行協会に支払われる。

販売会社の報酬

各販売会社は、サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、計上し、毎月後払いで支払われる、販売会社が登録受益者となっている各受益証券に関する受益証券1口当たり純資産価格に対する年率0.80パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。

販売会社の報酬は、日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われる。

投資先ファンドの報酬

以下は、投資先ファンドへの投資に関連する報酬の概要である。

投資先ファンドへの投資を通じて、サブ・ファンドは、以下のとおり、投資先ファンドに対するサービス提供者に関連する報酬およびその他の費用も間接的に負担する。

一般

投資先ファンドは、投資先ファンド・アンブレラおよびアイルランド中央銀行が承認した子会社、信託または集合投資スキームの設立および維持費用ならびにファンドおよび投資証券を政府当局、規制当局または規制市場に登録する費用、運用、管理、支払代理、受託、保管および関連するサービスの費用、目論見書、販売用資料、投資主、アイルランド中央銀行および政府機関への報告書の作成、印刷および送付費用、税金、手数料および仲介手数料、取引プラットフォームおよび取引ファイルの作成および伝達、監査、税務および法務報酬、あらゆる法域における投資証券についての特定の税務上の取扱いを申し込み、これを維持する費用およびこれに関する投資主への報告の費用、保険料、訴訟、補償および通常の業務によらない臨時の費用ならびにその他の営業費用を含む自らのすべての費用および自らに割り当てられる適切な割合の費用を支払うものとする。

通貨ヘッジ取引に関連して生じるすべての費用および損失は、投資先ファンドの関連する投資証券クラスが負担し、通貨ヘッジ取引に関連して生じるすべての利益は、投資先ファンドの関連する投資証券クラスに帰属する。

投資先ファンド・アンブレラの取締役は、取締役が随時決定する料率で、自己の業務に対する報酬として、投資先ファンド・アンブレラの資産から報酬の支払いを受ける権利を有するものとする。ただし、1年間の取締役の報酬の総額は、75,000ユーロに付加価値税を加えたものまたは取締役が決定し、事前に投資主に通知され、投資先ファンドの英文目論見書もしくは投資先ファンド・アンブレラの年次報告書において開示されるその他の上限額を超えないものとする。投資先ファンド・アンブレラの実務は、負担したすべての合理的な支出および立替費用について、投資先ファンド・アンブレラから払戻しを受ける権利を有する。

投資先ファンド・アンブレラの設立費用、当局（アイルランド中央銀行を含むが、これに限らない。）からの認可取得費用、提出手数料、投資先ファンドの英文目論見書の作成および印刷費用、マーケティング費用ならびに投資先ファンド・アンブレラおよび各サブ・ファンド（投資先ファンドを含む。）の設立および当初募集に関連する法律顧問およびその他の専門家の報酬は、投資先ファンド・アンブレラが負担し、投資先ファンド・アンブレラの運用の最初の5年間で償却され、投資先ファンド・アンブレラの実務がその裁量で決定する条件および方法で各サブ・ファンド（投資先ファンドを含む。）に請求される。これらの設立費用は200,000ユーロを超えない予定である。

投資先ファンド運用報酬

投資先ファンドの管理会社（投資先ファンド・アンブレラの管理会社として任命された後）および投資先ファンドの投資運用会社は、投資先ファンドに関して、投資先ファンド投資証券の純資産価額の年率0.50パーセントに相当する投資運用全体報酬（以下「投資先ファンド運用報酬」という。）を投資先ファンド・アンブレラから受領する権利を有するものとする。

投資先ファンド運用報酬は、毎日計算され、計上するものとし、その日の投資先ファンド運用報酬および計上済みの投資先ファンド成功報酬（以下に定義される。）を控除する前の投資先ファンド投資証券の純資産価額を参照して計算される。

さらに、投資先ファンドの管理会社（投資先ファンド・アンブレラの管理会社として任命された後）および投資先ファンドの投資運用会社は、各自、投資先ファンド・アンブレラおよび投資先ファンドに関して負担した合理的に証明された立替費用の払戻しを受ける権利を有するものとする。投資先ファンドは、投資先ファンド・アンブレラ全体に関する立替費用を案分負担するものとする。

投資先ファンド成功報酬

投資先ファンド投資証券のクラスに関する成功報酬（以下「投資先ファンド成功報酬」という。）は、投資先ファンド運用期間（以下に定義される。）の終了時における投資先ファンド投資証券の関連するクラスの投資証券1口当たり純資産価格（投資先ファンド運用報酬ならびに他のすべての支払いおよび費用の控除後、ただし計上済みの投資先ファンド成功報酬の控除前）が基準最高値（以下に定義される。）を超過した額の10パーセントに相当する。

「基準最高値」および「投資先ファンド運用期間」は、次のように計算される。

「基準最高値」とは、投資先ファンド成功報酬が支払われた先行する投資先ファンド運用期間の期末における投資先ファンド投資証券のクラスの投資証券1口当たり純資産価格（投資先ファンド成功報酬の計上前）の最高値および投資先ファンド投資証券の関連するクラスの当初申込価格のそれぞれのいずれかの最高値をいうものとする。

「投資先ファンド運用期間」とは、毎年12月31日に終了する暦年をいうが、最初の投資先ファンド運用期間は、投資先ファンド投資証券の最初の発行から翌年末までである。

投資先ファンド成功報酬（もしあれば）は、毎日計上される。毎日計上される金額は、その日が現在の投資先ファンド運用期間の最終日であると仮定すれば支払われるべき投資先ファンド成功報酬を計算して算定される。

投資先ファンド成功報酬（もしあれば）は、正味実現損益および未実現損益を含め、各投資先ファンド運用期間の終了時における投資先ファンド投資証券の関連するクラスの投資証券1口当たり純資産価格（投資先ファンド運用報酬ならびに他のすべての支払いおよび費用の控除後、ただし計上済みの投資先ファンド成功報酬の控除前）に基づいて計算される。その結果、投資先ファンド成功報酬は、その後に実現されないことがある未実現利益に基づいて支払われる場合がある。投資先ファンド投資証券の関連するクラスの投資証券1口当たり純資産価格がその後に基準最高値を下回った場合、投資者が買戻しを行っても、すでに支払った投資先ファンド成功報酬の払戻しはない。

投資先ファンド運用期間の終了時以外に買い戻された投資先ファンド投資証券は、買戻しの日が投資先ファンド運用期間の終了時であると仮定して取り扱われ、上記の規定が適用されるものとする。疑義を避けるために付言すると、これは新たな基準最高値を創出するものではない。

投資先ファンド投資証券に関する投資先ファンド成功報酬を計算する際に用いられる方法は、投資先ファンド成功報酬の支払いに関する投資者間の不均衡を生じさせ（一定の状況では、ある投資者が不均等に高い投資先ファンド成功報酬を支払う。）、また、ある投資者が他の投資者よりも、いずれかの時点においてよりリスクを伴う元本を有することとなる場合がある（投資先ファンド成功報酬の計算に関して、平準化方式は採用されていない。）。このような不均衡が生じた場合には、最終的には受益者が負担することになる。

保管受託銀行報酬

投資先ファンドの保管受託銀行は、投資先ファンド・アンブレラの段階（管理事務業務および保管受託業務を含む。）での最低年間報酬を600,000ユーロとし、投資先ファンドの純資産価額の年率0.01パーセントで、毎日計上し、計算され、毎月後払いで支払われる報酬を投資先ファンドの資産から受領する権利を有するものとする。

また、保管受託銀行は、取引手数料を受領する権利を有するものとし、すべての副保管会社手数料は、関連する副保管会社が負担した際投資先ファンドの資産から保管受託銀行が投資先ファンド・アンブレラから回収する。すべての当該手数料は、通常の商業料率で課されるものとする。また、保管受託銀行は、その合理的に証明された立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

管理事務代行会社報酬

投資先ファンドの管理事務代行会社は、投資先ファンド・アンブレラの段階（管理事務業務および保管受託業務を含む。）での最低年間報酬を600,000ユーロとし、投資先ファンドの純資産価額の最初の2億ユーロについては年率0.035パーセント、投資先ファンドの純資産価額の2億ユーロから5億ユーロについては年率0.03パーセント、投資先ファンドの純資産価額の5億ユーロ超については年率0.02パーセントを上限として、毎日計上し、計算され、毎月後払いで支払われる報酬を投資先ファンドの資産から受領する権利を有するものとする。さらに、投資先ファンド・アンブレラは、投資先ファンドの資産から、（ ）年次財務書類作成手数料として、（投資先ファンド・アンブレラの段階で）年額5,000ユーロおよび（1サブ・ファンド当たり）年額1,000ユーロを、ならびに（ ）中間財務書類作成手数料として、（投資先ファンド・アンブレラの段階で）年額3,000ユーロおよび（1サブ・ファンド当たり）年額750ユーロを、管理事務代行会社にそれぞれ支払うものとする。さらに、管理事務代行会社は、合理的に証明された立替費用、取引および口座手数料の払戻しを受ける権利を有するものとする。

（４）【その他の手数料等】

設立費用

サブ・ファンドの設立および豪ドル受益証券、ユーロ受益証券、円受益証券および米ドル受益証券の募集に関する経費および費用は、約25万2,000米ドルに相当する。これは管理会社とその単独の裁量において決定する時期において費用計上され、および／または管理会社とその単独の裁量において決定する期間を通じて償却されるが、当該期間は払込日から5年を超えてはならないものとする。

マネー・ロンダリング防止遵守および報告責任者報酬

マネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者のそれぞれは、サブ・ファンドの信託財産から、マネー・ロンダリング防止遵守および報告ならびにその他の類似および付随義務に関連する報酬を受領する権利を有する。

その他の費用

受託会社は、関連するサブ・ファンドの信託財産からのみ、受託会社、管理会社またはその他により負担される、以下のいずれか（またはすべて）を含む（ただし、これらに限られない。）当該サブ・ファンドの設立、運用、管理および維持に関するすべての費用を支払い、またはその支払いを確保することができる。（a）当該サブ・ファンドの設立、登録または存続に関して受託会社または管理会社が正当に負担するすべての経費および費用、（b）すべての合理的な法律、監査、会計および税務費用ならびに当該サブ・ファンドに関して提供されたサービスに関するすべてのその他の専門家およびその他の手数料、（c）受託会社および／または管理会社と当該サブ・ファンドの受益者との関係より発生するすべての経費および費用（当該サブ・ファンドの受益証券の名義書換ならびに当該サブ・ファンドの受益者に対する通達および通知を含むがこれに限定されない。）ならびに受託会社および／または管理会社と第三者との関係より発生するすべての経費および費用、（d）当該サブ・ファンドに関する年次報告書および半期の未監査報告書ならびにそれに添付される報告書または文書ならびに受託会社または管理会社が当該サブ・ファンドの受益者に対して行

うその他の通信の作成、印刷および郵送またはその他発送において正当に発生したこれに付帯するすべての合理的な費用、（e）英文目論見書または当該サブ・ファンドの受益証券の公募に関する英文目論見書の関連する補遺または当該サブ・ファンドに関する情報を投資予定者に提供する内容説明書または類似文書の作成および印刷において発生する経費、（f）当該サブ・ファンドの純資産価額の計算および詳細の提供に関する費用、（g）受益者集会の招集および開催において発生するすべての費用、（h）トラストもしくは当該サブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象に対する権原証書の安全な保管に関する追補信託証書、契約書またはその他の文書に関して、またはこれらの作成において発生するすべての費用、（i）当該サブ・ファンドに関する預金または貸付におけるもしくはこれに付帯するあらゆる性質のすべての合理的な費用、（j）当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の取得または換金に関して支払うべき印紙およびその他の課徴金、税金、政府の課税、仲介手数料、譲渡手数料、登録料ならびにその他の手数料、（k）当該サブ・ファンドまたはその代理人によるすべての借入に係る利息ならびに当該借入の手配に関するまたこれより発生する手数料および費用、（l）当該サブ・ファンドがいずれかの法域の政府もしくはその他の当局またはその機関に対して支払うべきすべての税金および法人手数料、（m）宣伝または広告費用（もしあれば）、（n）郵便、電話およびファックスに係る経費ならびにその他のすべての運営費用、（o）当該サブ・ファンドの運営、管理または宣伝に関して選任されたサービス提供者（管理事務代行会社、保管会社または販売会社を含むがこれらに限られない。）に対して受託会社または管理会社のいずれかが支払義務を負うすべてのもしくはいずれかの報酬、経費または費用、（p）当該サブ・ファンドの投資対象の取得、保有および／または処分に関して発生する債務、経費および費用（手数料、謝礼、運用コンサルタントの報酬または類似の支払いを含むがこれらに限られない。）、（q）当該サブ・ファンドの通常業務および／または運用一般に関して発生する債務、経費および費用、（r）関連する信託財産の清算においてもしくはこれに関してまたはその他当該サブ・ファンドの終了において発生する債務、経費および費用、（s）受託会社または管理会社が信託証書に基づくそれぞれの義務に関してトラストに関して正当に負担するいずれかの支出または立替費用。特定のサブ・ファンドのみに帰属するものではないと管理会社が判断するいずれかの上記の費用は、通常、各サブ・ファンドの当該時の純資産価額に基づきまたは管理会社が随時特定の場合に決定するその他の基準においてサブ・ファンドの信託財産間で配分される。

現金払戻しおよびソフト・コミッション

管理会社は、サブ・ファンドの計算において行われる取引に関して証券取引業者からいかなる現金手数料またはその他のリベートを受けない。ただし、管理会社および／またはその関連会社は、管理会社および／またはその関連会社が、当事者が管理会社および／またはその関連会社に対して、物品、サービスまたはその他の便益（調査および助言サービス、専門的ソフトウェアまたは調査サービスが付随するコンピュータ・ハードウェアならびにパフォーマンス測定など）を随時提供しまたは調達する取決めに締結している他者である代理人によるかまたは代理人を通じて、取引を実行する権利を留保している。当該取決めの性質として、これら物品、サービスまたはその他の便益の提供がサブ・ファンドに全体として利益をもたらすことが合理的に予想でき、かつ、サブ・ファンドに関するサービス提供においてサブ・ファンドまたは管理会社および／もしくはその関連会社のパフォーマンスを高めることに寄与することがある。また、かかる取決めにに関して、直接支払いが生じることはないものの、その代わりに管理会社および／またはその関連会社は、かかる当事者に対して業務を委託することを約束する。当該当事者を通じて実行される取引は、最良執行基準に合致し、適用ある法律を遵守していなければならない。また、仲介手数料率は、通常の機関投資家を対象とした包括的委託取引業務サービスの手数料率を超えてはならない。疑義を避けるために付言すると、当該物品およびサービスには、旅行、宿泊設備、娯楽、一般事務用品もしくはサービス、一般的オフィス設備もしくは物件、会費、従業員給与または直接的金銭支払いは含まれない。

（5）【課税上の取扱い】

投資者は、適用ある法域の関連の法律に基づく受益証券の取得、保有、買戻しの請求、譲渡または売却が当該投資者に与える効果（税務上および規制上の効果ならびに為替管理規制を含む。）に関して、各自の専門家

の顧問と相談すべきである。投資者に対する当該効果（適用可能性を含む。）および税金控除の金額は、投資者の国籍、住所、本籍または設立を有する国の法律および慣行ならびに各自の個人的な状況によって異なる。課税に関する以下の記載は、ケイマン諸島および香港、サブ・ファンドの一定の課税上の考慮に関しては、米国連邦所得税法について、各場合において他の記載がない限り本書の日付の時点において、有効な法律および慣行に関して管理会社が受けた一般的な助言に基づくものであり、投資者の特定の状況について特に言及する意図はなく、言及するものではない。サブ・ファンドはその資産の大半を投資先ファンドに投資することから、投資者は、投資先ファンドの課税上の取扱いについても考慮するべきである。

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

Ⅰ ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法等別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年１月１日以後は15%の税率となる。）。)
- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。
- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなる。
- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府はトラスト、サブ・ファンドまたは受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。またトラストに関する支払に対して適用あるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付の時点において、ケイマン諸島には為替管理が存在しない。

トラストは、信託法第81条に従って、ケイマン諸島総督より保証書を受領している。かかる保証書には、トラストの設定の日付から向こう50年間にケイマン諸島でその後制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律は、トラストを構成する資産もしくはトラストに帰因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連して受益会社または受益者には適用されないことが明記される。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに印紙税は課されない。

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印した（以下、米国との間の協定を「US IGA」という。）。また、ケイマン諸島は、100か国を

超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行されている（以下「AEOI規則」と総称する。）。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録要件、デュー・ディリジェンス要件および報告要件を遵守する義務を負う。ただし、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関」（関連するAEOI規則において定義される。）となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合においては、登録要件のみがCRSに基づき適用される。

AEOIの目的において、サブ・ファンドは、トラストの一部である。トラストは、非報告金融機関の免除のいずれにも依拠することを企図しておらず、それゆえAEOI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関としてのトラストは、とりわけ、（ ）（US IGAに服する場合のみ）GIIN / グローバル仲介人識別番号を取得するためにIRS / 米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）トラストがCRSに基づく自らの義務に対処する方法を記載する書面による方針および手続を採用および実施すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らに開設されている口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、（ ）当該報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することおよび（ ）CRSコンプライアンス・フォームをケイマン諸島税務情報局に提出することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（例として、米国の報告対象口座の場合はIRS）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島の金融機関は、アメリカ合衆国の外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってFATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、および非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島の報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのFATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となることがある。FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、トラスト / サブ・ファンドに対する支払いに対して課されないが、トラスト / サブ・ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（US IGAに定義される。）とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島の金融機関は、FATCAその他による口座保有者による支払いまたは口座保有者に対する支払いに対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

サブ・ファンドに対する投資および / またはサブ・ファンドに対する投資の継続により、投資者は、トラストに対する追加情報の提供が必要となることがあること、トラストによるAEOI規則への遵守の結果、投資者情報の開示に至ることがあること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換されることがあることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しおよび / または投資者の口座の閉鎖を含む（ただし、これらに限られない。）対応措置を講じ、および / またはすべての救済措置を求める権利を留保することを義務付けられる場合があり、および / または留保している。ケイマン諸島税務情報局が発出した指針に従い、サブ・ファンドは、投資者の口座開設から90日以内に身元証明確認書類を受領しない場合、同人の口座を閉鎖する必要がある。

（C）香港

現在の法律および慣行において、

- (a) サブ・ファンドは、自らによって、または香港で自らの代理で決定（投資決定および／または売却決定を含むが、これらに限られない。）を行う一般的権限を有し、習慣的に行使している、香港で自らの代理で行為する他の者（例えば、投資運用会社）を通じて香港で取引、専門的職業または事業を行っているものとみなされる場合、その投資活動に関して香港の課税対象となる場合がある。

「事業を行っている」という用語は、法律で定義されておらず、大部分は事実の問題である。例えば、サブ・ファンドが、香港で自らの代理で投資決定および／または売却決定を行う一般的権限を有し、習慣的に行使する他の者（例えば、管理会社）を香港で任命した場合、サブ・ファンドは、香港で事業を行っているものとみなされる。このように、香港外の外国で設立されているにもかかわらず、香港税務局によってサブ・ファンドが香港の事業所得税の課税対象とはみなされないと保証することはできない。サブ・ファンドの業務は、香港の事業所得税に対する潜在的な責任を最小限にすることを追求する方法で実施および管理される予定である。

サブ・ファンドが香港で取引、専門的職業または事業を行っているものとみなされる場合、香港の事業所得税は、当該取引、専門的職業または事業からの関連収益が香港を源泉とする場合に発生する。固定資産売却益は香港では課税されない。ただし、投資対象の売買による売買益の創出を目的とする投資ファンドには、キャピタルゲイン請求権は適用されない。

非法人事業（サブ・ファンドを含む。）の現在の標準事業所得税率は15%である。2018年3月29日に2段階の事業所得税条例が施行された。2018年4月1日以降に開始する賦課年度に適用される。2段階税率において、グループ内の指名された個人の課税所得のうち最初の200万香港ドルは、一定の条件の下で、標準所得税率の50%（すなわち、7.5%）の軽減税率が適用され、残りの所得は15%の標準税率が適用される。

配当と利子に対する香港の源泉徴収税はない。さらに、香港では一般取引税、売上税または付加価値税は課されない。

上記の原則にかかわらず、2019年4月1日に2019年香港税務局（ファンドの事業所得税の免除）（修正）条例（以下「**ファンド免税条例**」という。）が施行され、一定の要件を満たすことを条件として、構造および規模にかかわらず、香港で運営される私募国内ファンドおよび国外ファンドの香港の事業所得税の免除が統一された。サブ・ファンドがファンド免税条例に定義される「ファンド」とみなされる場合、サブ・ファンドの適格取引および付随取引（5%の閾値を条件とする。）からの香港源泉所得は、以下の条件が満たされる場合、香港事業所得税が免除される。

- 1) サブ・ファンドの適格取引は、特定の者によりまたは特定の者を通じて香港で行われるか、または特定の者により香港で手配される。特定の者とは、証券先物条例第5部に基いて同条例附則5第1部に定義する規制された活動において事業を行う免許を受けた法人、または当該事業を行うために同条例第5部に基いて登録された認可された金融機関を意味する。

サブ・ファンドは適格投資ファンドであり、

- 2) 適格取引の実行に付随する取引から生じる所得はサブ・ファンドの売買収益合計の5%を超えない。

サブ・ファンドが非公開会社に投資する場合、サブ・ファンドが香港事業所得税の免除を利用するために満たすべき一定の要件がある。

- (i) 不動産テスト - サブ・ファンドは、香港の不動産（インフラを除く。）に資産の10%以下を（直接または間接的に）保有する。

- () 保有期間テスト - サブ・ファンドは少なくとも2年間、非公開会社を保有している。

保有期間テストを通過しない場合3つめのテストが適用される。

- () 短期資産テスト - サブ・ファンドは、非公開会社の支配持分を保有すべきではない、またはサブ・ファンドが非公開会社の支配持分を保有する場合、非公開会社は、短期資産（処分日まで3年未満の資産）に資産価値の50%超を保有しない。

サブ・ファンドは、香港源泉の利益および非適格取引からの収益に関してのみ課税される。適格取引から生じる利益については、引き続き香港事業所得税が免除される。

ファンド免除条例には、サブ・ファンド自体がファンド免除条例に基づいて免除されているにも

かかわらず、またサブ・ファンドによる分配が行われていないにもかかわらず、特定の香港居住者がサブ・ファンドから課税対象所得を得たとみなす一定の回避防止条項および「循環取引」条項が盛り込まれている。これらのみなし規定は、特に、香港居住者が単独で、またはその関連会社と共にサブ・ファンドの受益権の30%以上を保有する場合、または当該香港居住者がサブ・ファンドの関連会社である場合に適用される。サブ・ファンドが善意で広く保有されているとみなされる場合、みなし規定は適用されない。受益者は、この問題に関して自らの独立した香港の税務アドバイスを求めるべきである。

(b) 受益証券の売却、換金またはその他の処分から生じるキャピタル・ゲインに関して、香港の受益者は、いかなる事業所得税も支払わない。受益者は、この問題に関して自らの独立した香港の税務アドバイスを求めるべきである。

(D) 米国

「配当等価物」に対する米国源泉徴収税

米国内国歳入法典の第871条(m)および同条に基づく米国財務省規則(以下、総称して、「第871条(m)」)という。)は、米国の株式(または米国の株式を含む指数)に連動する一定のデリバティブ取引および他の金融商品に関して、非米国人に対して支払われるものとして取り扱われる「配当等価物」に対して、30パーセントの源泉徴収税を課す。適用ある規則に定める審査に基づき、関連する商品の発行時に決定されるところにより、一般的に、一または複数の米国の株式の経済的パフォーマンスを実質的に複製する金融商品に対して、第871条(m)の適用がある。第871条(m)は、かかる源泉徴収の制度の一定の例外を規定しており、とりわけ一定の広範囲の指数に連動する商品または当該指数を追跡する有価証券に係るものがある。

第871条(m)の源泉徴収税の制度は、2017年以後に発行される金融商品に関して効力を有しているが、米国内国歳入庁は、2023年より前の年度において、限定された種類の金融商品に対してその適用がある旨公表している。

サブ・ファンドは、米国の株式に関連を有するオプション、スワップおよび/またはデリバティブ取引を取得することがある。これらの金融商品に対して、第871条(m)の適用がある場合、原則として、サブ・ファンドは、商品の期間を通じて、対象となる米国の株式について支払われる配当の30パーセントを上限とする税額の米国の税金について、納税義務を負い、これは、源泉徴収によって、そこから通常徴収される。第871条(m)は、複雑であり、またその適用が不明確なことがあることから、米国内国歳入庁は、第871条(m)に基づくサブ・ファンドによるある商品の取扱いに対して、異議を申し立てることに成功することがあり、また潜在的には制裁を課すことがある。いずれの場合においても、その結果による債務は、サブ・ファンドに対する投資からのリターンに悪影響を及ぼす。

サブ・ファンドが投資する有価証券に係る税金

サブ・ファンドの計算において受託会社により実現される配当、利子およびその他の所得、ならびに有価証券またはサブ・ファンドのポートフォリオの他の資産の売却により実現されるキャピタル・ゲインは、当該所得の源泉となる法域または他の関連する地域により課税される源泉徴収税およびその他の税金の対象となる場合がある。受託会社がサブ・ファンドの計算において支払う税金の率を予測することは不可能であり、税金を軽減するサブ・ファンドの能力(もしあれば)は明らかではない。

受益証券の購入を検討する投資者は、サブ・ファンドに関する税金の勘案事項について自身の税務顧問に相談するべきである。

5【運用状況】

サブ・ファンドは、2021年1月29日から運用を開始した。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2022年4月末日現在)

資産の種類	発行地	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資法人	アイルランド	48,254,618.44	99.02
現金・その他の資産(負債控除後)		479,610.76	0.98
合計 (純資産価額)		48,734,229.20 (約6,280百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2022年4月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	数量	簿価		時価		投資 比率 (%)
					通貨	合計	通貨	合計	
1	アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドクラスI米ドル投資証券	アイルランド	投資法人	222,401.88	米ドル	35,538,787.13	米ドル	34,559,027.82	70.91
2	アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドクラスI円投資証券	アイルランド	投資法人	8,740,111.40	円	1,107,550,428.00	円	1,059,301,501.68	16.94
3	アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドクラスIユーロ投資証券	アイルランド	投資法人	14,898.99	ユーロ	2,835,130.84	ユーロ	2,702,676.79	5.83
4	アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドクラスI豪ドル投資証券	アイルランド	投資法人	37,452.56	豪ドル	3,925,306.22	豪ドル	3,656,118.91	5.33

【投資不動産物件】

該当事項なし(2022年4月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2022年4月末日現在)。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2022年４月末日前１年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

豪ドル受益証券

	純資産価額		１口当たり純資産価格	
	（豪ドル）	（千円）	（豪ドル）	（円）
第１会計年度末 （2021年12月末日）	12,987,382.48	1,190,943	10.125	928
2021年５月末日	9,279,717.22	850,950	10.179	933
６月末日	9,696,637.43	889,182	10.228	938
７月末日	10,699,102.95	981,108	10.207	936
８月末日	10,396,589.68	953,367	10.240	939
９月末日	13,369,723.78	1,226,004	10.207	936
10月末日	13,204,838.17	1,210,884	10.164	932
11月末日	12,989,366.50	1,191,125	10.067	923
12月末日	12,987,382.48	1,190,943	10.125	928
2022年１月末日	12,865,826.71	1,179,796	10.036	920
２月末日	5,456,754.69	500,384	9.756	895
３月末日	4,615,039.67	423,199	9.728	892
４月末日	3,694,260.24	338,764	9.556	876

（注）各会計年度末、2021年６月末日および2021年12月末日の純資産価額および１口当たり純資産価格の財務書類（ファンドの経理状況）記載の数値との差異は、一定の調整の結果生じている。以下同じ。

ユーロ受益証券

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(円)
第1会計年度末 (2021年12月末日)	2,969,393.61	403,333	10.097	1,371
2021年5月末日	2,672,825.23	363,050	10.167	1,381
6月末日	2,738,635.30	371,989	10.213	1,387
7月末日	2,777,386.95	377,252	10.205	1,386
8月末日	2,848,620.24	386,928	10.234	1,390
9月末日	3,161,860.31	429,475	10.175	1,382
10月末日	3,180,456.75	432,001	10.149	1,379
11月末日	2,952,118.54	400,986	10.035	1,363
12月末日	2,969,393.61	403,333	10.097	1,371
2022年1月末日	2,942,628.18	399,697	10.007	1,359
2月末日	2,805,197.94	381,030	9.709	1,319
3月末日	2,806,588.80	381,219	9.686	1,316
4月末日	2,730,592.29	370,896	9.504	1,291

円受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり純資産価格（円）
第1会計年度末 （2021年12月末日）	1,443,693,109	1,015
2021年5月末日	1,490,214,473	1,019
6月末日	1,431,337,824	1,024
7月末日	1,437,506,017	1,024
8月末日	1,463,029,851	1,027
9月末日	1,459,199,207	1,021
10月末日	1,452,755,509	1,019
11月末日	1,435,653,761	1,008
12月末日	1,443,693,109	1,015
2022年1月末日	1,378,362,705	1,007
2月末日	1,159,504,015	977
3月末日	1,070,552,413	977
4月末日	1,069,254,216	959

米ドル受益証券

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2021年12月末日)	45,887,505.25	5,913,064	10.146	1,307
2021年5月末日	49,532,459.30	6,382,753	10.191	1,313
6月末日	52,230,615.95	6,730,437	10.227	1,318
7月末日	55,086,217.26	7,098,410	10.226	1,318
8月末日	53,552,238.19	6,900,741	10.262	1,322
9月末日	51,671,293.52	6,658,363	10.207	1,315
10月末日	50,648,051.45	6,526,508	10.190	1,313
11月末日	49,133,972.80	6,331,404	10.065	1,297
12月末日	45,887,505.25	5,913,064	10.146	1,307
2022年1月末日	44,289,574.23	5,707,155	10.064	1,297
2月末日	40,403,740.19	5,206,426	9.768	1,259
3月末日	36,897,202.85	4,754,574	9.762	1,258
4月末日	34,904,614.70	4,497,809	9.580	1,234

< 参考情報 >

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

豪ドル受益証券

(2021年1月29日(運用開始日)～2022年4月末日)



ユーロ受益証券

(2021年1月29日(運用開始日)～2022年4月末日)



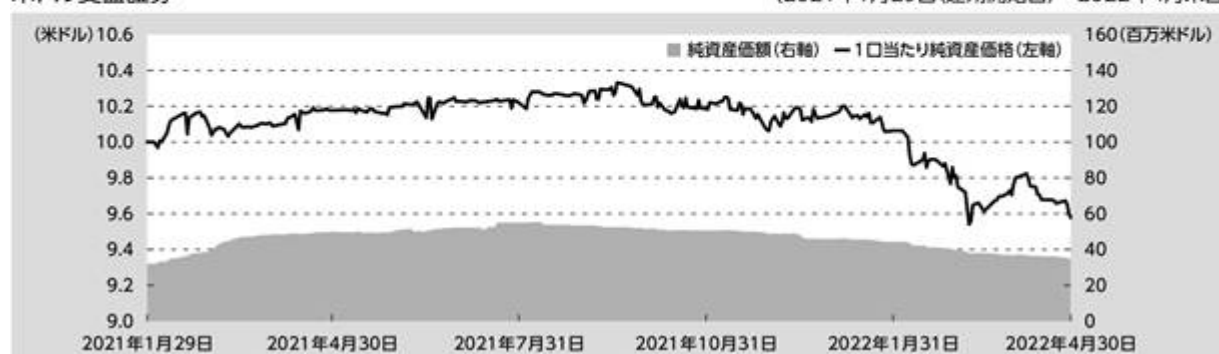
円受益証券

(2021年1月29日(運用開始日)～2022年4月末日)



米ドル受益証券

(2021年1月29日(運用開始日)～2022年4月末日)



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

豪ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
第 1 会計年度 （2021年 1 月29日（運用開始日）～2021年12月末日）	1.25

ユーロ受益証券

期間	収益率（％）（注）
第 1 会計年度 （2021年 1 月29日（運用開始日）～2021年12月末日）	0.97

円受益証券

期間	収益率（％）（注）
第 1 会計年度 （2021年 1 月29日（運用開始日）～2021年12月末日）	1.50

米ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
第 1 会計年度 （2021年 1 月29日（運用開始日）～2021年12月末日）	1.46

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 各会計年度末の 1 口当たり純資産価格（当該期間の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の 1 口当たり純資産価格（分配落の額）

（第 1 会計年度の場合、1 口当たり当初発行価格（豪ドル受益証券：10豪ドル、ユーロ受益証券：10ユーロ、円受益証券：1,000円、米ドル受益証券：10米ドル））

< 参考情報 >

収益率の推移

豪ドル受益証券



ユーロ受益証券



円受益証券



米ドル受益証券



(注) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a = 会計年度末(または上記期間末)の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末(または当該期間の直前の営業日)の1口当たり純資産価格(分配額の額)

(第1会計年度および設定来の場合、1口当たり当初発行価格(豪ドル受益証券:10豪ドル、ユーロ受益証券:10ユーロ、円受益証券:1,000円、米ドル受益証券:10米ドル))

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

豪ドル受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度 （2021年１月29日 （運用開始日）～ 2021年12月末日）	1,721,573 （1,721,573）	438,746 （438,746）	1,282,827 （1,282,827）

ユーロ受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度 （2021年１月29日 （運用開始日）～ 2021年12月末日）	319,270 （319,270）	25,204 （25,204）	294,066 （294,066）

円受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度 （2021年１月29日 （運用開始日）～ 2021年12月末日）	1,627,108 （1,627,108）	204,931 （204,931）	1,422,177 （1,422,177）

米ドル受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度 （2021年１月29日 （運用開始日）～ 2021年12月末日）	6,020,628 （6,020,628）	1,497,981 （1,497,981）	4,522,647 （4,522,647）

（注１）（ ）の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。

（注２）第１会計年度の販売口数は、当初申込期間（2021年１月４日から2021年１月27日まで）中の販売口数を含む。

（注３）本「（４）販売及び買戻しの実績」の数値は、財務書類と基準時点や端数処理方法が異なるため、財務書類の数値とは一致していない（「第３ ファンドの経理状況、１ 財務諸表」の財務諸表に対する注記10参照。）。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

サブ・ファンドは、欧州経済領域（「EEA」）または連合王国（「英国」）における一般投資者に対して、募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされることはない。かかる規定の目的における用語の意義は、以下のとおりである。

- （a）「一般投資者」との用語は、（1）（EEAの目的のため）次に掲げる（ ）から（ ）のいずれかである者（またはこれらの複수에該当する者）ならびに（2）（英国の目的のために）2018年欧州連合離脱法に基づく英国国内法の一部を形成する、規則（EU）1286 / 2014（その後の改正を含む。）をいう。
 - （ ）指令2014 / 65 / EU（その後の改正を含み、以下「第二次金融商品市場指令」という。）第4（1）条第11号において定義される一般顧客。
 - （ ）指令（EU）2016 / 97（その後の改正を含み、以下「保険販売業務指令」という。）の意味における顧客（かかる顧客が第二次金融商品市場指令第4（1）条第10号において定義される専門投資家の資格を有していない場合に限る。）。
 - （ ）規則（EU）2017 / 1129（その後の改正を含み、以下「目論見書規則」という。）において定義される適格投資者でない者。
- （b）「募集」との用語は、投資者をして、受益証券を買い付け、または取得することを決定することを可能とさせるような募集の要項および募集される受益証券に係る一切の形式および一切の方法による十分な情報の通信を含む。

英文目論見書および関連する補遺の交付および受益証券の募集または購入は日本の居住者に限定される。「日本の居住者」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号において定義され、日本に住所または居所を有する自然人および日本に主たる事務所を有する法人をいい、非居住者の日本の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなされる。

英文目論見書および関連する補遺は、募集もしくは勧誘が非合法である法域または募集もしくは勧誘を行う者が資格がないまたは募集もしくは勧誘を行うことが非合法である者に対して行われる、募集または勧誘を構成しない。情報を取得し関連する法域における適用ある法令を確認することは、英文目論見書および関連する補遺を保有する者および英文目論見書および関連する補遺に従って受益証券の申込みを希望する者の責任である。

制裁

受託会社は、適用ある制裁制度の対象である団体、個人、組織および／または投資との間で受託会社が取引を行うことを制限する法律の対象となっている。

したがって、受託会社は、申込者に対して、同者が次に掲げる（ ）から（ ）に掲げるものに該当せず、および、同者が知り得、または信じ得る限りにおいて、同者の実質的な所有者、支配者または権限保持者（以下「関連当事者」という。）（もしあれば）が次に掲げる（ ）から（ ）に掲げるものに該当しない旨を継続的に表明および保証することを要求する場合がある。（ ）国際連合、米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」という。）、日本国財務省によって整備され、もしくは欧州連合（以下「EU」という。）および／または連合王国（以下「英国」という。）の規則（後者については、行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによる）、および／またはケイマン諸島の立法に基づく規制対象団体もしくは制裁対象個人の名簿に列挙されるもの、（ ）その国もしくは領域に関連して、国際連合、OFAC、日本国財務省、EU、英国（後者については、行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによる）、および／またはケイマン諸島によって発動された制裁の適用がある国もしくは領域において、業務上の拠点を有しており、もしくは住所を有しているもの、または（ ）その他の国際連合、OFAC、日本国財務省、EU、英国（後者については、行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによる）、および／またはケイマン諸島によって発動された制裁の対象であるもの（以下、総称して「制裁対象者」という。）。

申込者または関連当事者が制裁対象者であり、または制裁対象者となった場合、受託会社は、直ちに、および申込者に対して通知することなく、申込者または関連当事者が制裁対象者ではなくなるまで、または適用法に基づき当該取引を継続するための許可が取得されるまで、申込者および／または申込者のサブ・ファンドに対する持分と追加の取引を行うことを中止することが必要となることがある（以下「制裁対象者事由」という。）。制裁対象者事由の結果申込者が被る一切の債務、経費、費用、損害および／または損失（直接損失、非直接損失または間接損失、利益の損失、収入の損失、外部評価の損失ならびにすべての利息、違約金および弁護士費用ならびに他の専門家の経費および費用を含むが、これらに限られない。）に関して、受託会社、その取締役、管理事務代行会社および管理会社は、いかなる性質の債務も負わないものとする。

申込可能な受益証券の最大合計額は、50億米ドル相当額である。

米国の課税

受益証券を買い付けることにより、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人ではないことおよび各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しないことを表明する。

継続申込み

豪ドル受益証券、ユーロ受益証券、円受益証券および米ドル受益証券は、以下に記載される場合を除いて、各取得日における適用ある申込価格にて申し込むことができる。

クラスの受益証券1口当たりの申込価格は、当該取得日にあたる評価日における当該受益証券のクラスに適用ある受益証券1口当たり純資産価格である。申込みが受領された際の価格の詳細については関連する受益者が名義書換代理人から入手できる。

手続き

受益証券の申込者および当該クラスの更なる受益証券の申込みを希望する受益者は、記入済みの申込書または名義書換代理人が随時決定するその他の様式（ならびに必要に応じて申込者の身元および申込金の資金源の証明に必要な書類）を、適用ある取得日についての取引期限までに名義書換代理人に受領されるように送付しなければならない。そして、管理会社が別途合意しない限り、当該受益証券についての支払いは、当該取得日から3営業日目までにされるものとする。ただし、管理会社はこの決済期限を特定の場合において必要とみなす当該他の日または時間まで延長することに合意する場合がある。

支払いが全額および決済資金にて上記の適用ある決済期限までに受領されない場合、管理会社は（期限までに支払いを行えない申込者についての請求を害することなく）対価なく関連する受益証券を強制的に買い戻す（以下「解約」という。）場合がある。当該解約にあたり、当該受益証券の申込者は、管理会社および受託会社に対して何ら請求する権利を有さず、当該受益証券の解約の結果としてそれ以前の純資産価額の計算は再開または無効とはならないものとする。管理会社および受託会社は、管理会社の決定により、申込者が関連する決済期限までに支払いを行わなかったことに関連する管理会社、受託会社および／または他の受益者が被った損失を、申込者から回復する（および受益証券の関連するクラスの利益保有者のために留保する）権利を有するものとする。

すべての申込金は、申込者名義で保有される口座から払い出されなければならない。第三者方払いは認められない。

管理会社が特定の場合について別途決定する場合を除き、受益証券は適用あるクラス基準通貨で支払われなければならない。

受益証券の申込みは、同様に適用あるクラス基準通貨を参照して表示されなければならない。受益証券は、受益証券の1,000分の1口単位までの端数により発行されることができる（それより下の桁数は、慣習に従い四捨五入される。）。上記にかかわらず、管理会社と受益者が合意した場合には、申込みは受益証券の数を参照して表示することもできる。

受託会社、名義書換代理人または管理会社は、それぞれの絶対的な裁量において、何らかの理由によりまたは理由なしに申込みを拒絶することができ、かつ当該理由を開示する義務を負わない。

記入済の申込書は、一旦名義書換代理人により受領された場合、撤回不能となる。名義書換代理人は、記入済の申込書の原本（ならびに必要なに応じて申込者の身元および申込金の資金源の証明に必要なすべての書類）の受領後に、申込手続きが完了した申込者に対して、所有確認書面を発行する。所有確認書面の発行がされる前に、名義書換代理人が申込者からの追加情報を要求するべきであると決定した場合、名義書換代理人は、申込者に対して書面による通知を行い、必要な情報を請求する。

疑義を避けるために付言すると、必要に応じて申込者の身元および申込金の資金源を証明するために必要なすべての情報および書類が受領されるまで、受益証券の申込みは処理できず、受益証券は発行できない。名義書換代理人が払込日または関連する取得日から1か月以内に当該情報および書類を受領しない場合、申込みは、管理会社の裁量により、無効とみなされて解約されることがあり、受領された申込金は、利息を付さずに、当該申込金の払出口座に返金される。当該場合において、受託会社および管理会社は、管理会社、受託会社および/または申込者による無効かつ解約された申込みに関係すると管理会社が決定するその他の受益者が被った損失を申込者から回収（および受益証券の関連するクラスの保有者の利益のために保持）する権利を有する。

受益証券の申込みが受け付けられた場合、払込日または関連する取得日（場合に応じる）より後までかかる受益証券の申込者が受益者名簿に記載されない場合であっても、受益証券は、払込日または関連する取得日（場合に応じる）を効力発生日として、発行されたものとして取扱われる。

非適格申込者

申込書は、各申込予定者が、とりわけ、各自が適格投資家であり、かつ適用ある法律に違反することなく受益証券の取得および保有を行うことができる旨を表明し、保証することを要求する。

受益証券は、管理会社の意見において、サブ・ファンドが本来負担することのない納税義務を負い、または本来被ることのないその他の金銭的な不利益を被る可能性がある状況においては、いかなる者に対しても募集され、または発行されることができない。

受益証券の申込者は、とりわけ、サブ・ファンドに対する投資のリスクを評価するための金融に関する知識、専門能力および経験を有し、サブ・ファンドが投資する資産への投資に伴うリスクならびに当該資産の保有および/または取引の方法を認識し、またサブ・ファンドに対するそのすべての投資の損失を負うことができる旨を申込書において表明し、保証しなければならない。

受益証券の様式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益者の権原は、受益証券の券面ではなく、受益者名簿への記載により証明される。

最低当初申込みおよび端数

受益証券の申込みに関する一投資者当たり最低申込金額は、豪ドル受益証券の場合は3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位、ユーロ受益証券の場合は3,000ユーロ以上0.01ユーロ単位、円受益証券の場合は50万円以上1円単位、米ドル受益証券の場合は3,000米ドル以上0.01米ドル単位、または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の金額とする。

受益証券の申込みに関して、発行される受益証券の口数は、受益証券1口の1000分の1口単位まで計算される。

最低追加申込みおよび端数

受益証券の追加申込みに係る一投資者当たり最低追加申込金額は、豪ドル受益証券の場合には100豪ドル以上0.01豪ドル単位、ユーロ受益証券の場合には100ユーロ以上0.01ユーロ単位、円受益証券の場合には1万円以上1円単位および米ドル受益証券の場合には100米ドル以上0.01米ドル単位、または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の金額とする。

受益証券の申込みに関して、発行される受益証券の口数は、受益証券1口の1000分の1口単位で計算される。

一時停止

受託会社は（管理会社と協議の上）、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の発行および／または買戻しを停止することができる。いずれの受益証券も、当該停止期間中に発行され、および／または買い戻されることはない（該当する方）。

（2）日本における販売

日本においては、前記「第一部 証券情報、（7）申込期間」に記載される申込期間中の日本における営業日に、同「第一部 証券情報」に従い、受益証券の申込みが行われる。その場合、販売会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

継続申込期間中の申込みについては、投資者は、適用ある取得日の3営業日後まで適用あるクラス基準通貨にて申込金額および申込手数料（ただし、日本における販売会社が日本における投資者との間で別途取り決める場合を除く。）を販売会社に支払うものとする。なお、販売会社では、申込の日に適用あるクラス基準通貨にて申込金額等の引き落としを行うことがある。

ファンドの申込単位については、関連する日本における販売会社に照会のこと。

日本の受益者は、関連する取得日に関する申込日の午後3時（日本時間）までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の購入を請求することができる。

申込手数料は2.75パーセント（税抜き2.50パーセント）を上限とする。

申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

投資者は、受益証券の保管を販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売会社から受領する。申込金額の支払いは、豪ドル受益証券については豪ドル、ユーロ受益証券についてはユーロ、円受益証券については円、および米ドル受益証券については米ドルで支払うものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

販売会社は、申込者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

下記に定めるところに従い、受益証券は、各買戻日において受益者の任意により買い戻されることができる。受益証券のあるクラスの受益証券の買戻しにより、（a）当該買戻しがされる受益証券は受益証券の当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格の計算から除外され、また（b）発行済受益証券の当該クラスの受益証券の数は既に買戻しがなされた受益証券の数が減少する。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済の買戻通知または名義書換代理人が随時決定することがあるその他の通知を、適用ある買戻日に関する取引期限までに名義書換代理人によって受領されるように送付しなければならない。

いずれの受益者も、管理会社または名義書換代理人が別途合意しない限り、一旦提出した買戻通知を撤回することはできない。ただし、以上にかかわらず、受益者は、純資産価額もしくは受益証券１口当たり純資産価格の決定ならびに／または受益証券の発行および買戻しのいずれかの停止期間中においては、買戻通知を取り消すことができる。

受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、１口以上1,000分の１口単位である。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が１口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができる。

受託会社、管理会社または名義書換代理人は、その者がある受益者に対する買戻代金の支払いによって、関連する法域においていずれかの者がマネー・ロンダリング防止に関する法律に抵触もしくは違反する結果となる疑いがあると判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、または当該支払いの拒絶が、受託会社、管理会社もしくは名義書換代理人による関連する法域のマネー・ロンダリング防止に関する法律の遵守を確保するのに必要である場合、その絶対的な裁量において、当該受益者に対する買戻しの支払いを拒絶することができる。

買戻通知が受け付けられた場合、当該買戻しを行う受益者が受益者名簿から削除されたか否かにかかわらず、または買戻価格が算定され、もしくは支払われたか否かにかかわらず、関連する買戻日を効力発生日として、受益証券は、買い戻されたものとして取り扱われる。したがって、関連する買戻日以後、当該資格における受益者は、買い戻される受益証券に関して、（いずれも買い戻される受益証券に関して）買戻価格および関連する買戻日より前に宣言されたが、未払いである分配金を受領する権利を除くほか、信託証書または追補信託証書に基づき発生する一切の権利（サブ・ファンドについて通知を受ける権利、サブ・ファンドの集会に出席する権利またはサブ・ファンドの集会において投票する権利を含む。）を有さず、またはかかる権利を行使することができない。当該買戻しを行う受益者は、買戻価格に関して、サブ・ファンドの債権者となる。倒産による清算において、買戻しを行う受益者は、一般の債権者に対して劣後するが、受益者に対して優先する。適用される買戻価格の詳細は関連する買戻しを行う受益者が名義書換代理人から入手できる。

買戻価格

買戻しが行われる受益証券のクラスの受益証券１口当たりの買戻価格は、関連する買戻日にあたる評価日における受益証券の当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格（以下「受益証券１口当たり買戻価格」という。）とする。

決済

名義書換代理人は、通常、受益者の指図に従って、関連する買戻日から５営業日目に、買戻代金（送金費用の控除後）を関連する受益証券の通貨により電信送金する。受託会社または管理会社のいずれも、かかる手続きに従った結果として発生する損失につき責任を負わない。買戻代金には、関連する買戻日から実際の支払いまでの期間に関して利息が付されない。

買戻しの繰延べ

ある関連する買戻日における買戻請求の総額が発行済受益証券の10パーセントを上回った場合、管理会社は、当該買戻日に買い戻すことのできる受益証券の総口数を当該買戻日における発行済受益証券の10パーセントに制限することを選択することができる。同様に、投資先ファンドが買戻しの一時停止を宣言するか、また

は類似の措置を講じ、サブ・ファンドがある買戻日に関して受領したすべての買戻通知を完全に充足するのに必要な十分な投資対象を買い戻すことができない場合、管理会社は、受託会社に対し、当該買戻日に買い戻すことのできる受益証券の口数を管理会社が決定する口数に制限するよう要求することができる。いずれの場合も、買戻請求は按分によって減らされ、残余の部分は、翌買戻日において、当該買戻日に受領された買戻請求に優先して買い戻される（この権限に従い当該買戻日の買戻しが制限された場合、常にさらなる繰延べの対象となる。）。

一時停止

受託会社は、（管理会社と協議の上、）後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の発行および／または買戻しを停止することができる。受益証券の関連するクラスのいずれの受益証券も、かかる停止期間中に発行され、および／または買い戻されることはない（該当する方）。

強制買戻し

いずれかのクラスの投資先ファンド投資証券の一部またはすべてが投資先ファンド・アンブレラにより何らかの理由で買い戻された場合、受託会社は、影響を受ける受益者に書面による通知を行い、管理会社はその裁量において決定する受益証券のクラスの口数の受益証券について、関連する買戻日における適用ある買戻価格（買戻代金の送金に係る費用を差し引く。）で買い戻すことがある。

強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格（送金費用の控除後）により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- （a）受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
 - （i）いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
 - （ ）関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
 - （ ）受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- （b）受益証券が、受益者に対して、後記「第二部 ファンド情報、第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

（2）日本における買戻し

「買戻日」とは、各営業日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、関連する買戻日現在の受益証券の関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口以上1,000分の1口単位である。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができる。

日本の受益者は、関連する買戻日から2営業日前の日の午後3時（東京時間）または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の時刻までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は当該申込日の取引期限までに名義書換代理人に申込まなければならない。

販売会社が買戻しの注文を確認した日を日本における約定日といい、通常、買戻日の日本における翌営業日である。

日本の投資者に対する買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、原則として、買戻日の後 5 営業日目（すなわち、買戻日に関連する申込日の原則 7 営業日目）の海外受渡日のさらに日本における 2 営業日目以降の日（または海外受渡日の日本における 2 営業日目以降の日に決済を行うことができない場合、直後の決済可能な日本における営業日）（「日本における受渡日」）に、販売会社を通じて、適用あるクラス基準通貨で支払われるものとする。したがって、関連する買戻日から 9 営業日目以降を目途として受益者の口座へ入金される予定である。ただし、以上の取扱いに関しては、日本における販売会社が日本における投資者との間で別途取り決める場合を除く。

（３）海外におけるスイッチング

一時停止の期間を除き、またサブ・ファンドに適用される制約または条件に従い、受益者は（適用される取得日でもある）買戻日において、その受益証券の全部または一部について、受益証券のあるクラス（以下「スイッチング元クラス」という。）から受益証券の別のクラス（以下「スイッチング先クラス」という。）へのスイッチングを申し込むことができる。スイッチング請求書は、関連する申込日に関する取引期限または名義書換代理人が販売会社と協議の上で決定したその他の時間までに名義書換代理人により受領されなければならない。スイッチング先クラスへのスイッチングを申し込む受益者は、最低当初申込金額要件の充足を含むがこれに限らない、スイッチング先クラスの受益証券を保有する資格がなければならない。管理会社は、サブ・ファンドの受益証券のあるクラスから受益証券の別のクラスへの受益証券のスイッチングを、その単独の裁量にて、拒絶することができる。いかなる受益者も、管理会社が別段の決定をしない限り、一度提出されたスイッチング請求書を撤回することができない。

スイッチング請求書に従って買い戻されるスイッチング元クラスの受益証券は、（i）1 口以上 1,000 分の 1 口単位または（ii）受益者が保有するすべての受益証券のスイッチングを請求した場合には 1,000 分の 1 口以上 1,000 分の 1 口単位で買い戻すことができる。スイッチング先クラスの受益証券は、1,000 分の 1 口単位の端数にて発行することができる。受益証券のスイッチングを実行するために、スイッチング元クラスの受益証券は、（適用される取得日でもある）適用される買戻日にて、当該買戻日におけるスイッチング元クラスの受益証券 1 口当たり買戻価格にて買い戻され、スイッチング先クラスの受益証券は、適用される取得日において利用可能なスイッチング先クラスの適用される受益証券一口当たり買取価格にて受益者に発行される。

スイッチング請求書に従って発行されるスイッチング先クラスの受益証券の口数は、以下の公式に従って決定されるものとする。

$$A = (B \times C) / D$$

A： スイッチング請求書に従って発行されるスイッチング先クラスの受益証券の口数

B： スイッチング請求書に従って買い戻されるスイッチング元クラスの受益証券の口数

C： スイッチング請求書に従ってスイッチング元クラスの受益証券の買戻しが効力を生ずる買戻日におけるスイッチング元クラスの受益証券 1 口当たり買戻価格

D： スイッチング請求書に従ってスイッチング先クラスの発行が効力を生ずる取得日におけるスイッチング先クラスの受益証券 1 口当たり買取価格

他のファンドとのサブ・ファンドの受益証券のスイッチングは認められない。

（４）日本におけるスイッチング

受益者は、その受益証券のあるクラス（以下「スイッチング元クラス」という。）から別のクラス（以下「スイッチング先クラス」という。）（すなわち、豪ドルクラス、ユーロクラス、円クラスおよび米ドルクラス）にスイッチングすることを申し込むことができる。

日本では、スイッチング請求は、スイッチング元クラスの受益証券の買戻しの買戻代金の支払日の後に、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求とスイッチング先クラスの受益証券の申込から構成される個別の取引として販売会社により処理される。

受益者は、その受益証券のスイッチングをオンラインで申し込むことはできない。

販売会社は、スイッチングの処理を停止することができる。

スイッチング請求に従って発行されるスイッチング先クラスの受益証券の口数は、以下の公式に従って決定される。

$$A = (B \times C \times D) / E$$

A： スwitching請求に従って発行されるスイッチング先クラスの受益証券の口数

B： スwitching請求に従って買い戻されるスイッチング元クラスの受益証券の口数

C： スwitching請求に従ってスイッチング元クラスの受益証券の買戻しが効力を生ずる買戻日におけるスイッチング元クラスの受益証券1口当たり買戻価格

D： スwitching元クラスの受益証券にかかる日本における受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）

E： スwitching請求に従ってスイッチング先クラスの受益証券の発行が効力を生ずる取得日におけるスイッチング先クラスの受益証券1口当たり買取価格

（注）当該受益証券について特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税相当額を控除した価格とする。

他のファンドとのサブ・ファンドの受益証券のスイッチングは認められない。

受益証券のスイッチングの取扱いについては、販売会社によって異なるので、詳しくは販売会社に問い合わせのこと。

一部の販売会社は、スイッチングの取扱いを行わないことがある。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

（イ）純資産価額の算定

管理事務代行会社は、受益証券の各クラスの払込日および各評価日に、純資産価額を機能通貨建てで、および受益証券の各クラスの受益証券１口当たり純資産価格を適用あるクラス基準通貨建てで算定し、これを公表する。

受益証券１口当たり純資産価格は、受益証券の関連するクラスに帰属すべき純資産価額を必要な為替換算後に、受益証券の当該クラスの発行済受益証券の口数で除すことにより算定される。受益証券の各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、円受益証券については（通常の四捨五入の方法に従い）１円単位まで四捨五入し、他の受益証券のすべてのクラスについては（0.0005を切り上げる通常の四捨五入の方法に従い）関連するクラス基準通貨の最小単位の小数第３位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位まで切り上げられる。

純資産価額および受益証券１口当たり純資産価格の算定において、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続きに従う。

- （a）下記（b）および（c）の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、相場付けされ、取引され、または取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、管理事務代行会社により、当該計算が行われる日、または評価日が当該投資対象の主要な取引所の営業日でない場合は、評価日に先立つ当該取引所の直近の営業日の当該取引所の営業終了時点における、当該取引所におけるその現地の規則および慣行に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われる。特定の投資対象について証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の価額は、当該投資対象のマーケット・メイクを行う者、会社または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が受託会社と協議の上指定する特定のマーケット・メーカー）により相場付けされた当該投資対象の最新の入手可能な価格を参照して計算される。ただし、常に、管理会社が受託会社と協議の上その裁量において、他の取引所における価格またはブルームバークもしくはインタラクティブ・データ・コーポレイションを含む独立したデータ提供事業者により提供された価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供するものと判断した場合、管理会社は、当該価格の採用を指示することができる。
- （b）上記（a）の規定に従い最終取引価格、公式終値およびその他の価格相場を入手することができない場合には、関連する投資対象の価額は、管理会社が（受託会社と協議の上）決定する方法で随時算定される。
- （c）上記（a）または（b）に従い投資対象の上場価格、相場価格、取引価格または市場取引価格を確認する目的において、管理事務代行会社は、機械化および／または電子化された価格配信システムにより提供された価格データおよび／または情報を利用し、それらに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記（a）または（b）の目的上、最終取引価格、公式終値または最新の入手可能な価格とみなされる。
- （d）短期金融市場の投資対象および銀行預金は、取得価額に経過利息を加えた額で評価される。
- （e）機能通貨以外の通貨建ての投資対象の価額（有価証券の価額であるか現金の価額であるかを問わない。）は、管理事務代行会社が関係するプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で当該状況において適切とみなすレート（公式のものであるかその他のものであるかにかかわらず。）で機能通貨に換算されるものとする。
- （f）スワップ取引およびその他の店頭デリバティブ取引／商品は、予想キャッシュ・フローの正味現在価値に基づき評価される。当該スワップ取引または他の店頭デリバティブ取引／商品の計算代理人が取引相手方も務める場合、当該兼任に起因して生じる利益相反を回避するため、管理会社またはその受

任者は、純資産価額の算定と同じかそれ以上の頻度で、当該評価に関する許容度チェックを実施する義務を負う。

（g）上記にかかわらず、管理会社は、他の評価方法の方が関連する投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、当該他の評価方法の利用を許可することができる。

上記の純資産価額の算定に係る規定にかかわらず、サブ・ファンドの計算における投資先ファンドへの投資の価値は、投資先ファンドの管理事務代行会社により算定された直近で利用可能な投資先ファンドの純資産価額に基づき計算される。

受託会社または管理事務代行会社による純資産価額（受益証券1口当たり純資産価格を含む。）の算定は、すべて、悪意または明白な過誤がない限り、最終的、確定的かつ拘束力を有する。悪意および明白な過誤がない限り、受託会社および管理事務代行会社は、第三者が提供した評価に依拠して行った純資産価額（受益証券1口当たり純資産価格を含む。）の算定における誤りについて何ら責任を負わない。受託会社および管理事務代行会社は、認められた価格情報源、評価代理人またはその他の第三者が受託会社または管理事務代行会社（場合に応じる。）に提供した評価に依拠することができ、悪意または明白な誤りがない限り、かかる依拠について何ら責任を負わない。

（ロ）純資産価額の算定の一時停止

受託会社は（管理会社と協議の上）、以下に掲げる状況において、いずれかのサブ・ファンドの純資産価額または受益証券1口当たり純資産価格の決定、ならびに／またはいずれかのサブ・ファンドの受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止することができる。

- （a）当該サブ・ファンドの信託財産中の投資対象の相当部分が当該時に相場付けされ、上場され、取引されもしくは取扱いされている主要な市場または取引所であるいずれかの市場または取引所が閉鎖している期間（通常の休日を除く。）または取引が相当程度に制限されもしくは停止している期間
- （b）緊急事態により受託会社によるまたは受託会社のための当該サブ・ファンドの信託財産内の投資対象の現実的な処分が妨げられている期間
- （c）当該サブ・ファンドについて指定されるいずれかのシリーズ会社の純資産価額の計算または当該シリーズ会社の投資対象を買い戻す権利もしくは買い戻させる権利が停止している期間
- （d）当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の価格またはいずれかの市場もしくは取引所の現行価格を算定するのに通常使用している通信手段が故障している期間
- （e）当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換金または支払いに伴うまたはその可能性のある金銭の送金を行うことができない期間
- （f）管理会社に対して当該サブ・ファンドの信託財産を構成する資産の相当な割合を清算させまたは当該サブ・ファンドを終了させる事由の発生
- （g）管轄を有するいずれかの司法当局または監督当局により命令された場合

受託会社は、上記の停止が発生した場合、当該停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員が書面により通知を受けることを確保し、また停止が解除された場合、その旨を当該サブ・ファンドの受益者全員に通知するものとする。

さらに、受託会社は（管理会社と協議の上）、以下に掲げるいずれかの場合において、ある期間の全部または一部に関して、純資産価額および受益証券の関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに／または受益証券の関連するクラスの受益証券の発行および／もしくは買戻しの一時停止を宣言することができる。

- （a）投資先ファンドが投資先ファンドの投資証券の発行もしくは買戻しまたは投資先ファンドの純資産価額の計算の一時停止を宣言した場合
- （b）サブ・ファンドが投資する市場および／またはサブ・ファンドが投資する投資対象の一部または全部が非常に激しく変動し、またはその流動性が著しく低下したため、合理的な期間にわたって、サブ・

ファンドの投資対象の大部分を処分することが合理的に実行可能ではないと管理会社がその単独の裁量において判断した場合

- (c) 純資産価額および／もしくは受益証券1口当たり純資産価格を決定するのに通常使用している通信システムおよび／もしくは通信手段が故障している場合、またはその他の理由により、純資産価額および／もしくは受益証券1口当たり純資産価格が迅速もしくは正確な方法で確認することができない場合
- (d) サブ・ファンドの投資対象の換金もしくは支払い、または受益証券の発行もしくは買戻しに伴うまたはその可能性のある資金の送金または本国送金が、遅延しているか、または管理会社の意見によれば、通常の為替レートで迅速に実行することが不可能である場合
- (e) 管理会社、受託会社、管理事務代行会社またはそれらの各委託先の業務が、疫病、戦争行為、テロ行為、反乱、革命、市民騒擾、暴動、ストライキもしくは天変地異の結果として、またはこれらに起因して、実質的に中断または終了した場合
- (f) 受益証券の発行、買戻しもしくは譲渡により適用ある法律に違反することとなるか、または管理会社の意見によれば、一時停止もしくは延長が適用ある法律もしくは適用ある法的手続により要求された場合
- (g) 管理会社の意見によれば、結果として、サブ・ファンドの投資対象の評価もしくは換金が合理的に実行可能ではないか、または受益者の利益を著しく害することなくかかる評価もしくは換金を行うことが不可能な状況が存在する場合
- (h) サブ・ファンドが保有する投資先ファンドへの投資対象の一部または全部を換金することが合理的に実行可能ではないと受託会社がその単独の裁量により判断した場合
- (i) 管理会社において、そのようにすることがサブ・ファンドまたは受益者の利益に適うと考える場合

(2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の投資者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 【信託期間】

後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5) その他、(イ) トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い、または本書に記載するその他の状況において早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは、(i) いずれかの評価日において純資産価額が2,000万米ドルを下回り、当該日またはそれ以降に管理会社がサブ・ファンドを償還することを決定する場合、または() 管理会社がその単独の裁量において、受益者に3か月を下回らない事前通知を行うことでサブ・ファンドを終了すると決定した日および() 償還日のうち、最も早く到来する日に終了する。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。

また、管理会社が(i) ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または() サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実現不可能であり、もしくは実現不可能となる見込みであるとして、管理会社がその単独の裁量により決定する場合(投資先ファンドへのエクスポージャーの獲得が不可能となったと管理会社が決定する状況を含む(ただし、これらに限られない。))、管理会社は、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができる。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の12月31日に終了する。

(5) 【その他】

（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了

サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了する。

- （a）当該サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、当該サブ・ファンドを継続させることが実行不能であり、経済的ではなく、得策ではなくもしくは当該サブ・ファンドの受益者の利益に反する場合
- （b）上記「（3）信託期間」の項に規定される日付または条件に該当する場合
- （c）任意または強制的買戻しのいずれかを問わず当該サブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合
- （d）当該サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合
- （e）信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合

サブ・ファンドが終了した場合、受託会社は、当該サブ・ファンドの受益者全員に対して、速やかに当該終了の通知を行う。

漸次の終了

管理会社は、受託会社と協議の上、サブ・ファンドの投資戦略がもはや実現可能ではないと決定した場合、サブ・ファンドは、通常の方法により資産の換金の目的で運用され、本書の記載に従い、受益者の最善の利益にかなう方法であると決定された当該方法で処分金額を受益者に分配することを決定する場合がある。このプロセスはサブ・ファンドの業務にとって不可欠であり、受益者の請求によらずに実行される。

（ロ）信託証書の変更

信託証書に定める条項に従って、受託会社および管理会社は、関連するサブ・ファンドの受益者に対して書面による通知（かかる通知はサブ・ファンド決議によって免除されることができる。）をした上で、追補信託証書により、当該サブ・ファンドに関連する信託証書の規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社および受託会社が、（ ）受託会社がかかる修正、変更、削除、追加によっても関連するサブ・ファンドの既存の受益者の利益を重要な点において損なうことがなく、また当該サブ・ファンドの受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないか、または（ ）かかる修正、変更、削除、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求（法律による強制を伴うものがどうかは問わない。）により必要であると判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、削除、追加を行うには当該サブ・ファンドのサブ・ファンド決議による修正、変更、削除、追加にかかる承認を得ることを要するものとする。上記（ ）または（ ）の項に基づき行われる信託証書の変更は、変更が行われた後可能な限り速やかに関連する受益者に対して通知される。信託証書の修正、変更、削除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務を課すものであってはならない。

（ハ）関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約に定めるところにより、投資運用契約の各当事者は、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において投資運用契約を終了させることができる。

投資運用契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

名義書換代理人契約

名義書換代理人契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

名義書換代理人契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより、または同契約に記載されるその他一定の状況において、終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券の口数に応じて請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

（ ）残余財産分配請求権

サブ・ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド（場合による。）の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

（ a ）信託証書の規定により要求される場合

（ b ）管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

（ c ）（全受益者集会の場合）当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

（ d ）（いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合）当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日）の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日（集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前）とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授権された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、トラストまたはサブ・ファンド（場合による。）の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議（場合による。）の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- () 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

辯護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a．ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は、豪ドル、ユーロ、日本円または米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について、2022年4月28日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝91.70円、1ユーロ＝135.83円、1米ドル＝128.86円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d．ファンドの年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、ファンドの受託会社および管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

（１）【貸借対照表】

財政状態計算書
2021年12月31日現在
（表示：米ドル）

	注	2021年	
		米ドル	千円
資産			
現金および現金同等物	3,11	814,662	104,977
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4	70,555,607	9,091,796
その他の未収金		32,973	4,249
受益証券販売未収金	5	300	39
資産合計		71,403,542	9,201,060
負債			
未払費用およびその他債務	11,12	167,990	21,647
受益証券買戻未払金	6	234,903	30,270
負債合計（受益者に帰属する純資産を除く）		402,893	51,917
受益者に帰属する純資産	10	71,000,649	9,149,144
発行済み受益証券口数			
豪ドル受益証券	10(a)	1,282,827 □	
ユーロ受益証券	10(a)	294,066 □	
円受益証券	10(a)	1,422,177 □	
米ドル受益証券	10(a)	4,522,647 □	
現地通貨での受益証券 1 口当たり純資産価格			
豪ドル受益証券	10(a)	10.094 豪ドル	926 円
ユーロ受益証券	10(a)	10.068 ユーロ	1,368 円
円受益証券	10(a)	1,021 円	-
米ドル受益証券	10(a)	10.116 米ドル	1,304 円

118/297

（２）【損益計算書】

包括利益計算書

2021年１月29日（運用開始日）から2021年12月31日までの期間

（表示：米ドル）

	注	2021年１月29日（運用開始日）から 2021年12月31日までの期間	
		米ドル	千円
受取利息	7,11	36	5
純損益を通じて公正価値で測定する金融 資産に係る純損失	8	(83,190)	(10,720)
正味為替差損		(32,316)	(4,164)
損失合計		(115,470)	(14,879)
管理会社報酬	11	(79,309)	(10,220)
受託会社報酬	11	(13,788)	(1,777)
管理事務代行会社報酬	11	(60,538)	(7,801)
販売会社報酬	12	(528,728)	(68,132)
代行協会員報酬	11	(6,609)	(852)
弁護士費用		(23,746)	(3,060)
監査報酬		(32,680)	(4,211)
財務書類作成費用	11	(8,000)	(1,031)
専門家報酬	11	(4,098)	(528)
設立費用	10(b)	(270,000)	(34,792)
銀行手数料	11	(1,407)	(181)
支払利息		(237)	(31)
その他の費用		(26,751)	(3,447)
営業費用合計		(1,055,891)	(136,062)
運用による受益者に帰属する純資産の変動 および当期包括利益合計		(1,171,361)	(150,942)

13ページから35ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

受益者に帰属する純資産変動計算書

2021年 1 月29日（運用開始日）から2021年12月31日までの期間

（表示：米ドル）

	2021年 1 月29日（運用開始日）から 2021年12月31日までの期間	
	米ドル	千円
期首現在残高	-	-
受益者との取引		
受益証券の取得申込		
豪ドル受益証券	13,119,953	1,690,637
ユーロ受益証券	3,883,772	500,463
円受益証券	15,390,208	1,983,182
米ドル受益証券	60,579,837	7,806,318
	92,973,770	11,980,600
受益証券の買戻し		
豪ドル受益証券	(3,326,434)	(428,644)
ユーロ受益証券	(296,554)	(38,214)
円受益証券	(1,893,490)	(243,995)
米ドル受益証券	(15,285,282)	(1,969,661)
	(20,801,760)	(2,680,515)
受益者との取引合計	72,172,010	9,300,085
運用による受益者に帰属する純資産の変動 および当期包括利益合計	(1,171,361)	(150,942)
期末現在残高	71,000,649	9,149,144

13ページから35ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュ・フロー計算書

2021年 1 月29日（運用開始日）から2021年12月31日までの期間

（表示：米ドル）

注	2021年 1 月29日（運用開始日）から 2021年12月31日までの期間	
	米ドル	千円
営業活動		
運用による受益者に帰属する純資産の変動 および当期包括利益合計	(1,171,361)	(150,942)
調整：		
受取利息	(36)	(5)
利息費用	237	31
運転資本変動前営業損失	(1,171,160)	(150,916)
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産の増加	(70,555,607)	(9,091,796)
その他の未収金の増加	(32,973)	(4,249)
未払費用およびその他債務の増加	167,990	21,647
受取利息	36	5
支払利息	(237)	(31)
営業活動に使用された正味現金	(71,591,951)	(9,225,339)
財務活動		
受益証券の販売による手取金	92,973,470	11,980,561
受益証券の買戻しに係る支払額	(20,566,857)	(2,650,245)
財務活動から生じた正味現金	72,406,613	9,330,316
現金および現金同等物の純増加	814,662	104,977
期首現在の現金および現金同等物	-	-
期末現在の現金および現金同等物	814,662	104,977

13ページから35ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

1 概要

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)は、管理会社としてのシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」という。)と受託会社としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(以下「受託会社」という。)(以下あわせて「経営陣」という。)の間で2008年10月21日に締結され、2015年3月10日に修正および改訂された信託証書によりケイマン諸島の信託法に基づいて免除信託として設立されたアンブレラ型ユニット・トラストである。トラストは、2008年10月27日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)は2020年11月13日に設立された。サブ・ファンドの最初の取引日は2021年1月29日であった。

サブ・ファンドの投資目的は、下記の注記9(a)に記載されている投資戦略を採用することにより、長期的な資産の成長を目指すことである。

2021年12月31日現在、トラストおよびサブ・ファンドには従業員はいなかった。サブ・ファンドの投資活動は、管理会社によって管理されている。サブ・ファンドの管理事務代行および保管機能は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店(以下「管理事務代行会社」および「保管会社」という。)に委託されている。株式会社S M B C 信託銀行は、サブ・ファンドの販売会社(以下「販売会社」という。)である。受益証券は、日本の金融商品取引法第2条第3項第1号に基づく公募として日本で募集された。

2 重要な会計方針

(a)法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「H K F R S」という。)に準拠して作成されている。H K F R Sとは、香港公認会計士協会(以下「H K I C P A」という。)が公表したすべての適用可能な個別のH K F R S、香港会計基準(以下「H K A S」という。)および解釈指針、ならびに香港で一般に公正妥当と認められている会計原則を含む総称である。サブ・ファンドが適用した重要な会計方針の要約は、以下に記載されている。

本財務書類は、サブ・ファンドの最初の会計期間である、2021年1月29日（運用開始日）から2021年12月31日までの約11か月間について作成されている。

H K I C P Aは、サブ・ファンドの当会計期間に早期適用が可能となる特定の新規および改訂されたH K F R Sを公表している。注記2（d）は早期適用が可能な基準または解釈に関する情報を提供する。

(b)作成の基礎

サブ・ファンドの受益証券は米ドル建てで発行および買戻しが行われ、サブ・ファンドのパフォーマンスは米ドル建てで測定されるという事実を反映して、本財務書類の機能通貨および表示通貨は、ケイマン諸島の現地通貨ではなく、米ドルである（1米ドル単位に四捨五入される。）。

本財務書類の作成に使用される測定基準は、取得原価主義である。ただし、一部の金融商品は、下記の注記2(e)の会計方針において説明されているように、その公正価値で計上される。その他の金融資産および金融負債は、償却原価で計上される。

H K F R Sに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期と将来の期間の両方に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

本財務書類に重要な影響を及ぼすH K F R Sの適用に際して経営陣が行った判断および見積りの不確実性の主な原因については、注記13に記載されている。

(c)外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日における為替レートで米ドルに換算されている。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間末現在の為替レートで米ドルに換算されている。換算により生じる外貨換算差額は、正味為替差損益として損益に認識される。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じるものを除く。これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益の構成要素として認識される。

(d)新たな会計の進展

H K I C P Aは、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、多くのH K F R Sの修正を公表した。このうち、サブ・ファンドの経営成績および財政状態に関連する変更はない。

サブ・ファンドは、当会計期間において未発効の新基準または解釈指針を適用していない(注記14参照)。

(e)金融商品

()当初認識

サブ・ファンドは、下記()に記載されるように、設立時にその金融商品を様々なカテゴリーに分類している。金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る取引費用は、直ちに費用計上される。

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の通常の売買は、取引日基準で認識される。当該取引日より、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動から発生する損益が発生時に計上される。

()区分

当初認識時に、サブ・ファンドは償却原価または純損益を通じた公正価値(以下「F V T P L」という。)で測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「S P P I」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

サブ・ファンドのその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

事業モデル評価

サブ・ファンドは、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、経営陣に報告されているか
- 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- 経営陣にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)

- 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

認識の中止の要件を満たさない取引における金融資産の第三者への譲渡は、サブ・ファンドが資産を継続的に認識していることと整合しており、この目的のための売却とはみなされない。

サブ・ファンドは、2つの事業モデルがあると判断した。

- 回収のために保有する事業モデル：これには、現金および現金同等物、受益証券販売未収金ならびにその他の未収金が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- その他の事業モデル：これには、オープン・エンド型投資ファンドが含まれる。当該金融資産は、管理とその業績評価が公正価値ベースで行われ、頻繁に売却が発生している。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、サブ・ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。サブ・ファンドは、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- レバレッジ要素
- 期限前償還要素と期限延長要素
- サブ・ファンドの請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

サブ・ファンドは、事業モデルと契約上のキャッシュ・フローの評価に基づいて投資を分類している。したがって、サブ・ファンドは、オープン・エンド型投資ファンドへのすべての投資を、FVTPLで測定する金融資産の区分に分類する。償却原価で測定する金融資産には、現金および現金同等物、受益証券販売未収金ならびにその他の未収金が含まれている。

分類変更

金融資産は、サブ・ファンドが金融資産の管理に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後に再分類されない。この場合、影響を受けるすべての金融資産は、事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日に分類変更される。

() 公正価値測定基準

公正価値とは、主要な市場、あるいは主要な市場がない場合には、測定日においてサブ・ファンドがアクセスを有する最も有利な市場での、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。負債の公正価値は、不履行リスクを反映している。

入手可能な場合には、サブ・ファンドは、活発な市場における相場価格を用いて金融商品の公正価値を測定する。資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている場合に、市場が活発であるとみなされる。サブ・ファンドは活発な市場で取引されている商品を売買気配内の価格により測定する。なぜなら、この価格は、換金価格の合理的な近似値を提供するからである。

公認証券取引所の取引相場価格や取引所で取引されない金融商品に関するブローカー／ディーラーによる価格がない場合、もしくは市場が活発でない場合、当該商品の公正価値は、実際の市場取引において入手し得る価格に関する確実な見積りを提供する評価技法を用いて見積られる。

当初認識時における金融商品の公正価値についての最善の証拠は通常、取引価格 - すなわち、与えた、または受領した対価の公正価値である。サブ・ファンドが、当初認識時における公正価値が取引価格と異なっており、公正価値が、同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格によって証明されていない、もしくは観察可能な市場からのデータのみを使用した評価技法に基づいていないと判断する場合、金融商品は、当初認識時における公正価値と取引価格の間の差異を繰り延べるために調整された公正価値で当初測定される。その後、この差異は、当該商品の存続期間にわたって適切な基準により損益に認識される。ただし、評価が観察可能な市場データにより全面的に裏付けられている期間、または取引が完了するまでの期間に限られている。

割引キャッシュ・フロー法が利用される場合、見積将来キャッシュ・フローは、経営陣の最善の見積りに基づいており、使用される割引率は条件が類似する商品に適用される報告期間末現在の市場レートである。他の価格決定モデルが利用される場合、インプットは報告期間末現在の市場データに基づいている。

サブ・ファンドは、振替が生じる報告期間の期末時点で公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を認識する。

() 減損

サブ・ファンドは、償却原価で測定する金融資産について、予想信用損失(以下「ECL」という。)に対する損失評価引当金を認識している。

サブ・ファンドは、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

サブ・ファンドは、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判断する際、またECLを見積もる際に、関連性があり、過大なコストや労力を掛けずに、入手可能である合理的で裏付け可能な情報について考慮する。これには、サブ・ファンドの過去の経験および情報に基づく信用評価による、また将来予測的な情報を含む、定量的および定性的情報と分析の両方が含まれる。

サブ・ファンドは、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

サブ・ファンドは、以下の場合に、金融資産が債務不履行に陥っているとみなす。

- サブ・ファンドが有価証券の現金化(保有されている場合)といった行動に遡及権を有していない場合で、借手がサブ・ファンドに対する信用義務を全額支払う可能性が低い場合
- 金融資産の期限経過が90日超である場合

サブ・ファンドは、相手方の信用格付けが「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融資産の信用リスクは低いとみなしている。サブ・ファンドは、これをムーディーズのBaa3以上またはスタンダード&プアーズのBBB-以上とみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、サブ・ファンドが信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、企業が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、サブ・ファンドが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

サブ・ファンドは、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 発行者または債務者の重大な財政的困難
- 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

サブ・ファンドがある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

()認識の中止

金融資産は、その契約上のキャッシュ・フローを受ける権利が消滅した場合または金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転される場合に、金融資産の認識を中止する。

金融負債は、その契約上の義務が免除、取消または消滅した場合に、認識を中止する。

()相殺

金融資産および金融負債は、サブ・ファンドが該当金額を相殺する法的権利を有しており、純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかを意図を有している場合にのみ、相殺して財政状態計算書に純額で表示される。

()仕組型の事業体

仕組型の事業体とは、誰が当該事業体を支配しているのかを決定する際に、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された事業体である（あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、実質的意義のある活動は契約上の取決めによって指図される場合など）。

仕組型の事業体は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- 制限された活動
- 限られた範囲の十分に明確化された目的（例えば、仕組型の事業体の資産に関連するリスクとリターンを投資家に移転することによる投資家への投資機会の提供など）
- 仕組型の事業体が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本
- 信用リスクまたはその他のリスクの集中を生み出す、投資家に対する契約上関連した複数の金融商品の形での資金調達（トランシェ）

経営陣は、サブ・ファンドのアルジェブリスUCITSファンズplcのサブ・ファンドであるアルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンド（以下「投資先ファンド」という。）への投資（注記9(a)参照）が非連結の仕組型の事業体への投資であり、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（注記4参照）として分類され则认为している。投資先ファンドの投資目的は、高水準の金利収入を提供し、安定した

キャピタル・ゲインを生み出すことである。投資先ファンドは、資本関係のない資産運用会社により運用されており、その投資目的を達成するために様々な投資戦略を適用している。

投資先ファンドは、主に、固定および変動金利証券（例えば、ムーディーズ、スタンダード＆プアーズ、フィッチまたはその他の格付機関が格付した投資適格、投資不適格または無格付の社債）、偶発転換社債（以下「CoCo債」という。）、ハイブリッド証券（債券および株式の性質の両方を併せ持つ証券）、Tier 1ならびにUpperおよびLower Tier 2証券（銀行資本の形態）、トラスト型優先証券（一種のハイブリッド証券）、優先株式、転換証券（例えば、転換社債または転換優先株式）、以下に詳述されるその他の劣後債、ならびに上場投資証券（以下「ETN」という。）、投資先ファンドの運用会社が投資を希望する特定の資産クラスにエクスポージャーを提供する上場投資信託（以下「ETF」という。）および預金に投資する。投資先ファンドは、公認証券取引所に上場および登録されている。サブ・ファンドは、投資先ファンドの買戻可能な投資証券を保有するものの、投資先ファンドを支援してはいない。2021年12月31日現在、サブ・ファンドは、投資先ファンドの買戻可能な投資証券価額合計の0.68%を保有していた。

投資先ファンドに対するサブ・ファンドの保有は、各募集要項の条件に従い、投資先ファンドの将来価値の不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受ける。経営陣は、投資先ファンドの戦略および投資先ファンドの投資運用会社の全体的な品質の検討を含む、投資先ファンドに関する広範囲にわたるデュー・ディリジェンスの後に投資判断を行う。

投資先ファンドの公正価値の変動は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益または損失」に含まれている。

(f)現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行に対する預金を含む。現金同等物とは、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得時点で満期まで3ヶ月以内である流動性の高い短期投資である。

(g)受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、取得日または発生日に算定される商品の当初の実効金利を用いて、発生時に損益に認識される。受取利息には、割引またはプレミアムの償却費、取引費用あるいは利付商品の当初の帳簿価額と実効金利ベースで算定される満期時の金額とその他の差額が含まれている。

本国で課税された源泉徴収税の総額が計上され、かかる税金がある場合には、個別に損益に認識される。

(h)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益には、すべての実現および未実現の公正価値の変動と為替換算差額が含まれているが、受取利息および支払利息は含まれていない。

(i)設立費用

サブ・ファンドの設立費用は、発生基準で損益に計上される。

(j)費用

サブ・ファンドのその他の費用はすべて、発生基準で損益に認識される。

(k)法人税

ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の課税制度に基づいて、サブ・ファンドは、収益、利益またはキャピタル・ゲインに係る税金の支払いを免除されている。トラストは、ケイマン諸島の総督から、トラストの設立日から50年間、税金が免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類において計上されていない。

香港

サブ・ファンドには、その投資活動のいずれに関しても香港の税金が課されないことが予想される。

(l)受益証券保有者による受益証券の買戻し

受益証券保有者は、香港、ロンドン、ダブリン、ニューヨークおよび東京の各地において商業銀行が営業している日、および/または管理会社により適宜書面で指定される他の日(以下「買戻日」という。)に、受益証券を買戻すことができる。受益証券は、関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格で買戻される予定で

ある。受益証券1口当たり純資産価格は、該当する買戻日現在のサブ・ファンドの純資産価額を参照して算定される。

(m)発行済受益証券

サブ・ファンドは、金融商品の契約内容に応じて、発行済金融商品を金融負債または持分商品に分類している。

発行体が現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務を含んでいるプッタブル金融商品は、以下の条件をすべて満たす場合に資本として分類される。

- () サブ・ファンドの清算の場合に、保有者にサブ・ファンドの純資産の比例持分に応じた権利を与える。
- () その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある。
- () その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある金融商品がすべて同じ特性を有する。
- () サブ・ファンドが現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務以外に、当該商品に負債としての分類が必要となる他の特性が含まれていない。
- () その契約期間にわたって当該商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計は、実質的に、当該商品の契約期間にわたるサブ・ファンドの純損益、認識される純資産の変動、または認識・未認識純資産の公正価値の変動に基づいている。

サブ・ファンドは、豪ドル受益証券、ユーロ受益証券、円受益証券および米ドル受益証券の、4クラスの買戻可能受益証券を有している。これらのクラスは、全ての重要な点において同順位であり、募集手数料の条件と異なる通貨を除き、同一の条件を有している。買戻可能受益証券は、受益証券保有者に、各買戻日およびサブ・ファンドの清算時に、サブ・ファンドの純資産における受益証券保有者の持分に比例した価値で現金による買戻しを要求する権利を提供する。

サブ・ファンドの換金可能な受益証券は金融負債に分類され、買戻金額の現在価値で測定される。

(n)関連当事者

(a) 以下に該当する人物または当該人物の近親者は、サブ・ファンドに関連している。

- () サブ・ファンドに対して支配権または共同支配権を有している。
- () サブ・ファンドに重要な影響力を行使することができる。あるいは
- () サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社の経営幹部の一員である。

(b) 以下の条件のいずれかが該当する事業体は、サブ・ファンドに関連している。

- () 当該事業体とサブ・ファンドが同じグループの一員である(すなわち、サブ・ファンドの親会社、子会社および兄弟会社が互いに関連している。)。
- () 一方の事業体が、もう一方の事業体の関連会社または合併事業(あるいはもう一方の事業体が属しているサブ・ファンドの別の事業体の関連会社または合併事業)である。

- () 両方の事業体がいずれも同じ第三者の合併事業である。
- () 一方の事業体が第三者の事業体の合併事業であり、もう一方の事業体はその第三者の事業体の関連会社である。
- () 当該事業体がサブ・ファンドまたはサブ・ファンドに関連する事業体のいずれかの従業員給付のための退職後給付制度である。
- () 当該当事者が(a)で特定した人物の支配下または共同支配下にある。
- () (a)()で特定した人物が当該事業体に重要な影響力を行使することができる、あるいは当該事業体(または当該事業体の親会社)の経営幹部の一員である。
- () 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社に経営幹部サービスを提供する。

ある人物の近親者とは、サブ・ファンドとの取引において、当該人物に影響を及ぼす、または影響を受けることが予想される親族のことである。

3 現金および現金同等物

	2021年 米ドル
銀行に対する当座預金	814,662

サブ・ファンドが保有する現金は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店に預けられている。

4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2021年 米ドル
デリバティブ以外の金融資産：	
- オープン・エンド型合同運用ファンド - アルジェブリス・ファイナンシャル・ク レジット・ファンド クラスI 豪ドル 投資証券 / ユーロ投資証券 / 円投資証 券 / 米ドル投資証券	70,555,607

5 受益証券販売未収金

当該残高は販売された受益証券に関する受益証券保有者に対する債権（ただし、報告日時点でまだ決済されていないもの）の金額を示している。当該残高は1か月以内に決済される見込みである。

6 受益証券買戻未払金

当該残高は買戻された受益証券に関する受益証券保有者に対する債務の金額を示しており、1か月以内に決済される見込みである。

7 実効金利法を用いて計算された金利収益

2021年1月29日（運用開始日）か
ら2021年12月31日
米ドル

銀行残高に係る受取利息

36

8 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損失

2021年1月29日（運用開始日）か
ら2021年12月31日
米ドル

デリバティブ以外の金融資産：

- オープン・エンド型合同運用ファンド -
アルジェブリス・ファイナンシャル・ク
レジット・ファンド クラスI 豪ドル
投資証券 / ユーロ投資証券 / 円投資証
券 / 米ドル投資証券

(83,190)

9 金融商品および関連リスク

サブ・ファンドは、投資戦略に従って、投資を行う金融商品および市場に関連する様々なタイプの金融リスクにさらされている。サブ・ファンドがさらされているリスクは、ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよび投資先ファンドのリスクである。市場リスクには、金利リスク、為替リスクおよび価格リスクが含まれる。

報告期間末現在で保有している金融商品の性質と範囲および関連する金融リスク、ならびにサブ・ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下のとおりである。

(a) 投資戦略

サブ・ファンドは、投資適格または投資不適格の格付けの優先株式およびハイブリッド資本商品を含む、世界中の金融セクターの非劣後債務証券または劣後債務証券に間接的に投資することで、緩やかな資本の成長を提供することを投資目的とする。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのほぼすべての資産を投資先ファンドの以下の対応する投資証券に投資することにより、その投資目的の達成を目指す。

サブ・ファンドの受益証券	投資先ファンドの対応投資証券
豪ドル受益証券	クラスI豪ドル投資証券
ユーロ受益証券	クラスIユーロ投資証券
円受益証券	クラスI円投資証券
米ドル受益証券	クラスI米ドル投資証券

疑義を避けるため付言すると、サブ・ファンドの英文目論見書では投資先ファンドを「マスター・ファンド」と称し、したがって、本財務書類および英文目論見書では「投資先ファンド」および「マスター・ファンド」の定義が同じ意味で使用される場合がある。

投資先ファンドは、投資先ファンド・アンブレラの別個の資産ポートフォリオであり、投資先ファンドの英文目論見書に記載されている投資目的および方針にしたがって投資され、投資先ファンド・アンブレラのすべての負債、収入および費用は、投資先ファンドに帰属するか、または投資先ファンドに割り当てられたものが

適用され、課されることとなる。投資先ファンド・アンブレラは、登録番号509801のアイルランドの変動資本オープン・エンド型アンブレラ投資法人であり、2011年欧州共同体（譲渡可能証券への集団投資事業）規則（改正済み）にしたがって、分別された責任を有するアンブレラファンドとして設立された。

サブ・ファンドの資産の一部は、サブ・ファンドの日々の現金の必要性が生じた際に備え、現金として留保される。

(b) ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク

サブ・ファンドは、受益証券の発行による収入の実質的にすべてを投資先ファンドに投資しており、ファンド・オブ・ファンズ構造で運用している。

ファンド・オブ・ファンズ構造により、複数の当事者が投資先ファンドとサブ・ファンドに投資するという特有のリスクが生じる。その受益証券は同順位でない場合があり、投資収益の低下につながる可能性がある。仮に大口投資家が投資先ファンドから撤退した場合、残りの投資家は、より高い営業費用を比例按分して負担することがある。さらに、投資家が短期間に元本の多額の換金を行う場合、投資先ファンドに経済的に最も有利ではない時期および方法で有価証券のポジションを一度に清算する必要がある可能性があり、これにより投資先ファンドの資産の価値に悪影響を与える可能性がある。

サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資を通じてその投資目的を達成する。投資目的が達成されるかどうかは、投資先ファンドの金融商品のパフォーマンスと投資先ファンドの継続的な利用可用性、ならびに投資先ファンドの投資運用会社の事業の継続性に依存する。

サブ・ファンドは、投資先ファンドのみに投資するファンド・オブ・ファンズであるため、サブ・ファンドのリターンは投資先ファンドのリターンと高い相関関係がある。ただし、サブ・ファンドの営業費用により、サブ・ファンドのパフォーマンスが、投資先ファンドのパフォーマンスとは異なることがある。

(c)投資先ファンドのリスク

ファンド・オブ・ファンズ構造において、サブ・ファンドには投資先ファンドのリスクに対する間接的なエクスポージャーがあり、投資先ファンドが被った損失はサブ・ファンドの財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。投資先ファンドはサブ・ファンドの原ファンドであり、投資先ファンドの投資運用会社により監視される以下の重要なリスクにさらされている。サブ・ファンドは、それらのリスクに間接的にさらされている。

(i)投資先ファンドの信用リスク

投資先ファンドの次の資産(デリバティブ金融資産、現金および現金同等物ならびにその他の債権)は、信用リスクにさらされていた。

投資先ファンドから報告されているとおり、投資活動に付随する信用リスクは、投資先ファンドの投資運用会社により、全体的な投資プロセスの一環として管理される。投資先ファンドの取引相手方の信用エクスポージャーを軽減するため、証券取引は主に承認された取引所において、引渡支払同時履行方式（DVP）で行われている。また、投資先ファンドの投資運用会社は、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチによって報告された取引相手方の信用格付を月次で監視している。さらに、投資先ファンドの投資運用会社は、四半期ごとに決算発表を確認することで、取引相手方の財政状態を監視している。これらの取引相手方の信用度または財政状態が著しく悪化した場合、投資先ファンドの投資運用会社は、投資先ファンドの取締役会に対し、保有する現金および投資保有を他の銀行に移動するよう勧告を行う。

()投資先ファンドの為替リスク

為替リスクは、投資先ファンドの機能通貨と金融商品の表示通貨間の為替レートの変動の影響により生じる。

投資先ファンドから報告されているとおり、投資先ファンドは、機能通貨以外の他の通貨建ての資産および負債の価値が為替相場の変動により変動することがあるため、為替リスクの影響を受けることがある。投資先ファンドから報告されているとおり、2021年12月31日現在、投資先ファンドの純資産の0.15%が英ポンド建てであることから、サブ・ファンドは、ポンド建てのエクスポージャーを有しており、英ポンド建て以外の投資先ファンドの資産は、実質的に米ドル建てである。

()投資先ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、投資先ファンドからの買戻手取金を適時に受け取ることができないため、投資先ファンドが支払時期に債務を決済するのに十分な現金を生成することができない場合に生じる。

投資先ファンドの投資には集団投資スキームが含まれており、サブ・ファンドの買戻しにおいては、投資先ファンドに課されるよりも大きな制限が課される場合がある。これには、サブ・ファンドの買戻日について投資先ファンドがその受益証券保有者に提供する頻度よりも申し出ることのできる頻度が少ないことが含まれる。

一般的に、投資先ファンドに対するサブ・ファンドの投資は、いずれの営業日に買い戻すことができる。投資先ファンドの純資産価額の10%を超える買戻請求については、投資先ファンドの投資運用会社は10%を超える買戻金額を翌営業日に繰り延べることができ、当該繰り延べられた買戻通知は翌営業日に買戻通知を提出した他の投資主と比例配分で処理される。

投資先ファンドの投資運用会社はまた、純資産価額の評価および買戻しの一時的な停止を行うことがある。このような停止の契機となるのは、投資先ファンドの投資活動にとって重要な市場の閉鎖、投資先ファンドの資産の相当部分を占める投資の処分または評価が現実的に不可能な時期または投資先ファンドの投資家に著しく不利な条件でのみ可能である場合があるが、これらに限られるものではない。

()投資先ファンドの金利リスク

金利リスクは、投資先ファンドの金融商品の公正価値および将来キャッシュ・フローが基礎としている実勢市場金利の変動の影響により生じる。投資先ファンドが取得する可能性のある多くのクレジット商品の場合、金利が上昇するにつれてその商品の債務不履行の蓋然性が高まる。投資先ファンドが報告したように、他のすべての変数を一定とした上で、金利が50ベースポイント上昇/下落すると仮定した場合、投資先ファンドの買戻可能な投資証券の保有者に帰属する純資産の純変動は0.41%下落/上昇することになる。

()投資先ファンドのデリバティブ・リスク

デリバティブ・リスクは、投資先ファンドがヘッジおよび投資目的で締結するデリバティブ契約から生じる。デリバティブ契約は高レバレッジの投資であり、評価額は原資産の変動により決定される。デリバティブ契約は、投資先ファンドの流動性リスク、信用リスクおよび取引相手方リスクを増加させる。

投資先ファンドへの投資に対するサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、投資先ファンドへの投資の公正価値に相当する。

(d)サブ・ファンドの市場リスク

サブ・ファンド保有の投資はすべて、純損益を通じて公正価値で測定されるものであり、市況のあらゆる変動が損益に直接影響を及ぼす。市場リスクとは、金利、為替レートまたは価格の変動の結果、投資の価値が変動するリスクである。

()金利リスク

金利リスクは、金利の変動が将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼすことにより、サブ・ファンドに潜在的な損益がもたらされる可能性から生じる。サブ・ファンドの金利リスクは、管理会社により継続的に管理されている。銀行預金を除いて、サブ・ファンドのすべての金融資産および金融負債は無利息である。

()為替リスク

為替リスクは、サブ・ファンドの機能通貨と金融商品の表示通貨間の為替レートの変動の影響により生じる。サブ・ファンドには重要な外貨ポジションがない。管理会社は関連する重要なリスクがないと考えている。

()価格リスク

価格リスクとは、個別の投資銘柄または発行体に固有の要素によるか、あるいは市場で売買されるすべての金融商品に影響を及ぼす要素によるかにかかわらず、市場価格の変動の結果、金融商品の価値が変動するリスクである。

価格の感応度

サブ・ファンドの資産は、実質的に投資先ファンドに投資されるため、投資先ファンドの価格リスクの影響を受ける。投資先ファンドの報告によると、2021年12月31日時点の株式価格が5%上昇/下落すると仮定した場合、投資先ファンドの買戻可能な投資証券の保有者に帰属する純資産の変化は、それぞれ0.01%上昇/下落することになる。投資先ファンドの相場価格が5%下落した結果、受益者に帰属する純資産および年間の包括利益の合計が約3,527,780米ドル減少すると見積もられる。逆方向に等しく変化した場合には、受益者に帰属する純資産が同額分増加する結果になる。

(e)サブ・ファンドの信用リスク

信用リスクとは、金融商品取引の取引相手方が、サブ・ファンドと締結した義務または契約を遂行できないリスクである。サブ・ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、管理会社により継続的に監視される。

サブ・ファンドは、保管会社に関して、サブ・ファンドの現金および現金同等物残高の信用リスクの影響を受ける。

サブ・ファンドが保有するすべての現金は、シティ・バンク・エヌ・エイの香港支店(管理事務代行会社および保管会社でもある。)に預けられている。管理会社は、当該銀行の信用リスクは低いと考えている。

保管会社であるシティ・バンク・エヌ・エイの香港支店は、スタンダード&プアーズから、A+の信用格付けを得ている。信用リスクは重大ではないと考えている。

(f) サブ・ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、管理会社が、適時に、現金化のニーズを満たすように投資を買戻すことができない可能性があるリスクから生じる。受益証券保有者はいずれの買戻日でも受益証券を買戻すことができるため、サブ・ファンドは、受益証券保有者の買戻しに応じるための流動性リスクの影響を受ける。受益証券の買戻しに関して受益証券保有者に支払われる金額は、該当する投資の売却収入を受取ることを条件として、通常、関連する買戻日（2 (I) に定義）後、ファンドの3営業日以内に支払われるものとする。

サブ・ファンドはオープン・エンド型合同運用ファンドに対する投資を保有しているが、これは受益証券買戻制限の対象となる場合がある。投資先ファンドの流動性リスクについては、注記9 (c) () を参照。

負債の期日までの残存期間別内訳

以下の表は、2021年12月31日現在のサブ・ファンドの負債の、契約上の期日までの残存期間の詳細を示している。

	2021年				合計 米ドル
	要求払い 米ドル	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	
非トレーディング負債					
未払費用およびその他債務	-	131,693	3,617	32,680	167,990
受益証券買戻未払金	-	234,903	-	-	234,903
受益者に帰属する純資産*	71,000,649	-	-	-	71,000,649
合計	71,000,649	366,596	3,617	32,680	71,403,542

*サブ・ファンドおよび投資先ファンドの流動性の条件に従う。

(g) 公正価値

(i) 公正価値で計上される金融商品

継続的に報告期間末現在で測定されるサブ・ファンドの金融商品の公正価値について、HKFRS第13号「公正価値測定」に定義された3つのレベルの公正価値ヒエラルキーの内訳は、以下の表のとおりである。公正価値測定が分類されるレベルは、評価技法に用いられるインプットの観察可能性および重要性を参照して決定されており、以下のとおりである。

- レベル1の評価：レベル1のインプット、すなわち測定日現在の同一の金融資産または金融負債に関する活発な市場における無調整の相場価格のみを用いて測定される公正価値。
- レベル2の評価：レベル2のインプット、すなわちレベル1の基準を満たさない観察可能なインプットを用いるが、重要で観察不能なインプットは用いずに測定される公正価値。観察不能なインプットとは、市場データを入手できないインプットである。
- レベル3の評価：重要で観察不能なインプットを用いて測定される公正価値。

2021年

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融資産				
- オープン・エンド型合同運用 ファンド - アルジェブリス・ ファイナンシャル・クレジッ ト・ファンド クラスI 豪ド ル投資証券 / ユーロ投資証券 / 円投資証券 / 米ドル投資証券	-	70,555,607	-	70,555,607

2021年12月31日に終了した会計期間において、レベル1、レベル2およびレベル3の金融商品の中で振替はなかった。金融商品は、活発に取引されている投資信託ではないため、レベル2に分類されている。

() 公正価値以外で計上される金融商品

F V T P Lで測定されない金融商品には、以下が含まれている。

i. 現金および現金同等物、その他の未収金、受益証券販売未収金、受益証券買戻未払金、ならびに未払費用およびその他債務。これらは、短期的な性質と相手方の高い信用の質により、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融資産および金融負債である。

ii. 受益証券保有者に帰属する純資産。サブ・ファンドは、本財務書類で使用されているものと一致する基準で計算された、買戻時のサブ・ファンドの純資産の比例持分に等しい金額で買戻可能受益証券を定期的に買戻しおよび発行する。したがって、受益証券保有者に帰属する純資産の帳簿価額は、公正価値に近似している。受益証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

10 受益証券保有者に帰属する純資産

(a)発行済および買戻受益証券

	受益証券口数			
	豪ドル受益証券	ユーロ受益証券	円受益証券	米ドル受益証券
2021年1月29日（運用開始日）現在	-	-	-	-
受益証券の期中販売	1,721,573	319,270	1,627,108	6,020,628
受益証券の期中買戻し	(438,746)	(25,204)	(204,931)	(1,497,981)
2021年12月31日現在	1,282,827	294,066	1,422,177	4,522,647

2021年12月31日現在、サブ・ファンドが発行したすべての受益証券は資本に分類されていた。

豪ドル受益証券の当初申込は、1口当たり10豪ドル、ユーロ受益証券の当初申込は、1口当たり10ユーロ、円受益証券の当初申込は、1口当たり1,000円、米ドル受益証券の当初申込は、1口当たり10米ドルで行われた。受益証券は、買戻日またはサブ・ファンドの清算時に、買戻費用なしで、該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻される。

サブ・ファンドに関する議案決議についての受益証券保有者の総会において、受益証券保有者は、本人出席、委任状出席または代理出席により、本人が保有する受益証券1口につき1議決権を有している。

トラストおよびサブ・ファンドは外部から資本要件を課されていない。2021年12月31日現在、サブ・ファンドの受益者に帰属する純資産は71,000,649米ドルであった。サブ・ファンドは、受益証券保有者が受益証券の買戻しを請求する場合の資金需要を満たす十分な流動性を維持すると同時に、サブ・ファンドの投資目的に沿った投資に受益証券の発行から受領した資金を投資するよう努めている。

サブ・ファンドの受益証券保有者は、保有受益証券をトラストの他のサブ・ファンドの受益証券と交換できない。

サブ・ファンドは、配当金またはその他分配金を支払うことを意図していない。

(b)純資産の調整

設立費用は、英文目論見書に従って、設立から5年間にわたり償却される。ただし、HKFRSに基づく財務報告目的上、すべての費用は発生時に損益に認識されなければならない。

評価目的で算定された額とHKFRSに従い算定された額との間の純資産に関する調整は以下のとおりである。

2021年 米ドル			
豪ドル受益証券	ユーロ受益証券	円受益証券	米ドル受益証券

評価目的上の受益証券保有者に帰属する純資産	9,420,111	3,364,538	12,536,671	45,885,668
期間差異の調整	641	229	852	3,120
設立費用の調整	(27,938)	(9,978)	(37,180)	(136,085)
財務書類において報告された受益証券保有者に帰属する純資産	9,392,814	3,354,789	12,500,343	45,752,703

評価目的上の受益証券数とH K F R Sに従い報告された受益証券数との間の受益証券数に関する調整は以下のとおりである。

	2021年 米ドル			
	豪ドル受益証券	ユーロ受益証券	円受益証券	米ドル受益証券
評価目的上の発行済受益証券	1,282,827	294,066	1,422,177	4,522,647
期間差異の調整	-	-	-	-
財務書類において報告された発行済受益証券	1,282,827	294,066	1,422,177	4,522,647

11 関連当事者

サブ・ファンドに提供されたサービスに関して関連当事者から生じる報酬および費用は以下のとおりである。

管理会社報酬： 管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.12%の管理報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

受託会社報酬： 受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を請求する。最低の受託会社報酬は、年間15,000米ドルである。この報酬は日々発生し毎四半期後払いされる。

管理事務代行会社報酬： 管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.06%を上限とする報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

代行協会員報酬： 代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%を上限とする報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

財務書類作成費用： 管理事務代行会社は、年間8,000米ドルの財務書類作成費用を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎年支払われる。

専門家報酬： 受託会社は、年間4,500米ドルのAML報酬を請求する。

サブ・ファンドの重要な関連当事者取引は以下のとおり要約される。

	2021年1月29日（運用開始日）から 2021年12月31日までの期間 米ドル	
	費用計上額	未払金
管理会社報酬	79,309	7,419
受託会社報酬	13,788	3,617
管理事務代行会社報酬	60,538	7,595
代行協会員報酬	6,609	618
財務書類作成費用	8,000	4,000
専門家報酬	4,098	1,085

サブ・ファンドは、銀行業および有価証券保管業に関する管理事務代行会社の通常の営業過程における銀行サービスを利用している。現金および現金同等物ならびに投資残高に関する情報はそれぞれ注記3および注記4において開示されている。2021年12月31日に終了した会計年度において、管理事務代行会社において保全されていた銀行残高から稼得した受取利息および銀行手数料はそれぞれ、36米ドルおよび1,407米ドルであった。

12 販売会社報酬

株式会社S M B C信託銀行は、サブ・ファンドの受益証券の販売会社を務め、サブ・ファンドの純資産価額に対する年率0.80%の販売会社報酬を受領する。2021年12月31日に終了した会計年度において、サブ・ファンドは528,728米ドルの販売会社報酬を認識し、そのうち49,463米ドルは期末時点で未払いとなっている。

東海東京証券株式会社は、販売契約を締結し、2021年12月7日からサブ・ファンドの新規・追加販売会社である。2021年12月31日に終了した会計年度において、この追加販売会社による販売活動はなかった。

13 見積りの不確実性に関する主要な情報

公正価値の見積り

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値は、注記2(e)()に記載の通り、現在の市場パラメータを用いる評価モデルから得られる。公正価値の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、指定された時点で実施される。これらの見積りは主観的な性質を有し、不確実性および重要な判断事項を含むため、正確に算定することができない。それでも、公正価値は合理的な見積りの範囲内で信頼性をもって算定可能である。

14 2021年1月29日（運用開始日）から2021年12月31日までの期間において公表されているが未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、H K I C P Aは、2021年1月29日（運用開始日）から2021年12月31日までの期間において未発効で本財務書類に適用されていない、多くの改訂および新基準を公表した。これらにはサブ・ファンドに関連する可能性のある以下のものが含まれている。

以下の日以降に開始する
会計期間に適用

H K F R S s 基準の年次改善2018-2020年サイクル

2022年1月1日

H K A S 第1号の修正「負債の流動または非流動への分類」

2023年1月1日

サブ・ファンドは、これらの修正、新基準および解釈指針が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。サブ・ファンドは、これまでのところ、これらの適用がサブ・ファンドの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性は低いと結論づけている。

15 重大な事象

コロナウイルス（C O V I D - 19）の影響

C O V I D - 19感染拡大の影響を受けて、管理会社は、管理会社の過半数の職員の在宅勤務、すべての海外出張の一時停止、職員に対する公共交通機関の利用回避要請および関連する政府のガイダンスに従った他のソーシャル・ディスタンスの措置の導入を含む事業継続手続を、テストおよび適用した。また管理会社は、主要なサービス・プロバイダーの事業継続計画の有効性も監視している。パンデミックは引き続き重大な

金融不安と社会的混乱をもたらしており、将来のサブ・ファンドに最終的にどの程度の影響を与えるかは不透明である。

その他の情報（未監査）

パフォーマンス表
（表示：米ドル）

2021年1月29日（運用開始日）
から
2021年12月31日までの期間
米ドル

純資産価額合計(英文目論見書に準拠して計算されている。)

71,206,988

受益証券1口当たり純資産価格(英文目論見書に準拠して計算されている。)

豪ドル受益証券	10.124豪ドル
ユーロ受益証券	10.097ユーロ
円受益証券	1,015円
米ドル受益証券	10,146米ドル

計上金額(英文目論見書に準拠して計算されている。)

- 期中の受益証券1口当たり純資産価格最高額

豪ドル受益証券	10.310豪ドル
ユーロ受益証券	10.298ユーロ
円受益証券	1,033円
米ドル受益証券	10.332米ドル

- 期中の受益証券1口当たり純資産価格最低額

豪ドル受益証券	9.784豪ドル
ユーロ受益証券	9.999ユーロ
円受益証券	1,000円
米ドル受益証券	9.968米ドル

期中の投資純利益

豪ドル受益証券	1.24%
ユーロ受益証券	0.97%
円受益証券	1.50%
米ドル受益証券	1.46%

当期の投資純利益は、百分率によるリターンを得るために、期末日と運用開始日のサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（英文目論見書に準拠して計算されている。）の差額を運用開始日の価格で除した金額を参照して算定された。

[次へ](#)

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

Statement of financial position as at 31 December 2021

(Expressed in United States dollars)

	Note	2021
Assets		
Cash and cash equivalents	3, 11	\$ 814,662
Financial assets at fair value through profit or loss	4	70,555,607
Other receivable		32,973
Subscription receivable	5	300
Total assets		<u>\$ 71,403,542</u>
Liabilities		
Accruals and other payables	11,12	\$ 167,990
Redemption payable	6	234,903
Total liabilities (excluding net assets attributable to the unitholders)		<u>\$ 402,893</u>
Net assets attributable to unitholders	10	<u>\$ 71,000,649</u>

Algebra Financial Hybrid Securities Fund
 - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
 Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
 31 December 2021

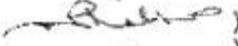
Statement of financial position as at 31 December 2021

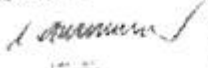
(continued)

(Expressed in United States dollars)

	Note	2021
Total number of units in issue		
AUD unit	10 (a)	1,282,827
EUR unit	10 (a)	294,066
JPY unit	10 (a)	1,422,177
USD unit	10 (a)	<u>4,522,647</u>
Net asset value per unit in local currency		
AUD unit	10 (a)	10.094
EUR unit	10 (a)	10.068
JPY unit	10 (a)	1,012
USD unit	10 (a)	<u>10.116</u>

Approved and authorised for issue by the Trustee and the Manager on 22 June 2022


 HAYLYN PHILLIPS
 Authorised Signatory
) For and on behalf of
) FirstCaribbean International Bank
) and Trust Company (Cayman) Limited ("Trustee")


 HAYLYN PHILLIPS
 Authorised Signatory
)


) For and on behalf of
) Citigroup First Investment
) Management Limited ("Manager")

The notes on pages 13 to 35 form part of these financial statements.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

Statement of comprehensive income
for the period from 29 January 2021 (date of
commencement of operations) to 31 December 2021
(Expressed in United States dollars)

	<i>Note</i>	<i>Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to 31 December 2021</i>
Interest income	7, 11	\$ 36
Net loss on financial assets at fair value through profit or loss	8	(83,190)
Net foreign exchange loss		(32,316)
Total loss		\$ (115,470)
Management fee	11	\$ (79,309)
Trustee fee	11	(13,788)
Administrator fees	11	(60,538)
Distributor fee	12	(528,728)
Agent company fee	11	(6,809)
Legal expenses		(23,746)
Audit fee		(32,680)
Financial statements preparation fee	11	(8,000)
Professional fee	11	(4,098)
Preliminary expense	10 (b)	(270,000)
Bank charges	11	(1,407)
Interest expenses		(237)
Miscellaneous expenses		(26,751)
Total operating expenses		\$ (1,055,891)
Change in net assets attributable to unitholders from operations and total comprehensive income for the period		\$ (1,171,361)

The notes on pages 13 to 35 form part of these financial statements.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

**Statement of changes in net assets attributable to
unitholders for the period from 29 January 2021 (date of
commencement of operations) to 31 December 2021**
(Expressed in United States dollars)

	<i>Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to 31 December 2021</i>
Balance at the beginning of the period	\$ -
Transactions with unitholders	
Subscription of units	
- AUD unit	\$ 13,119,953
- EUR unit	3,883,772
- JPY unit	15,390,208
- USD unit	60,579,837
	<u>\$ 92,973,770</u>
Redemption of units	
- AUD unit	(3,326,434)
- EUR unit	(296,554)
- JPY unit	(1,893,490)
- USD unit	(15,285,282)
	<u>(20,801,760)</u>
Total transactions with unitholders	<u>\$ 72,172,010</u>
Change in net assets attributable to unitholders from operations and total comprehensive income for the period	<u>\$ (1,171,361)</u>
Balance at the end of the period	<u>\$ 71,000,649</u>

The notes on pages 13 to 35 form part of these financial statements.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

Statement of cash flows
for the period from 29 January 2021 (date of
commencement of operations) to 31 December 2021
(Expressed in United States dollars)

	<i>Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to 31 December 2021</i>
Operating activities	
Change in net assets attributable to unitholders from operations and total comprehensive income for the period	\$ (1,171,361)
Adjustments for:	
Interest income	(36)
Interest expense	237
Operating loss before changes in working capital	\$ (1,171,160)
Increase in financial assets at fair value through profit or loss	(70,555,607)
Increase in other receivable	(32,973)
Increase in accruals and other payables	167,990
Interest received	36
Interest paid	(237)
Net cash used in operating activities	\$ (71,591,951)
Financing activities	
Proceeds from unit subscriptions	\$ 92,973,470
Payments on unit redemptions	(20,566,857)
Net cash generated from financing activities	\$ 72,406,613
Net increase in cash and cash equivalents	\$ 814,662
Cash and cash equivalents at the beginning of the period	-
Cash and cash equivalents at the end of the period	\$ 814,662

The notes on pages 13 to 35 form part of these financial statements.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

Notes to the financial statements

(Expressed in United States dollars unless otherwise indicated)

1 General

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust (the "Trust") is an umbrella unit trust established as an exempted trust under the Trust Act of the Cayman Islands by a Trust Deed dated 21 October 2008, as amended and restated on 10 March 2015, between Citigroup First Investment Management Limited as manager (the "Manager") and FirstCaribbean International Bank and Trust Company as trustee (the "Trustee") (jointly the "Management"). The Trust was registered under the Mutual Funds Act of the Cayman Islands on 27 October 2008. Algebris Financial Hybrid Securities Fund (the "Series Trust") was established on 13 November 2020. The Series Trust's first dealing day was 29 January 2021.

The investment objective of the Series Trust is to seek long-term growth by adopting investment strategy set out in note 9(a).

As at 31 December 2021, the Trust and the Series Trust had no employees. The investment activities of the Series Trust are managed by the Manager. The administration and custodian functions of the Series Trust are delegated to Citibank N.A. Hong Kong Branch (the "Administrator" and the "Custodian"). SMBC Trust Bank Ltd. is the distributor (the "Distributor") of the Series Trust. Units are offered in Japan as a public offer under Article 2, Paragraph 3, Item 1 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan.

2 Significant accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), which collective term includes all applicable individual HKFRSs, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA") and accounting principles generally accepted in Hong Kong. A summary of the significant accounting policies adopted by the Series Trust is set out below.

The financial statements are prepared in respect of approximately 11 months for the period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to 31 December 2021 which is the first financial period of the Series Trust.

The HKICPA has issued certain new and revised HKFRSs that are available for early adoption for the current accounting period of the Series Trust. Note 2(d) provides information on any standard or interpretation that may be early adopted.

(b) Basis of preparation

The functional and presentation currency of the financial statements is the United States dollar ("USD") (rounded to the nearest USD) and not the local currency of the Cayman Islands, reflecting the fact that the units of the Series Trust are issued and redeemed in USD and the Series Trust's performance is measured in USD terms.

Algebra Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

2 Significant accounting policies (continued)

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis except that certain financial instruments are stated at their fair value as explained in the accounting policies, note 2(e) below. Other financial assets and financial liabilities are stated at amortised cost.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires Management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making judgments about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Judgments made by Management in the application of HKFRSs that have significant effect on the financial statements and major sources of estimation uncertainty are discussed in note 13.

(c) Foreign currency translation

Foreign currency transactions during the year are translated into USD at the exchange rate at the dates of the transactions. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD at the foreign exchange rate ruling at the end of the reporting period. Foreign currency differences arising on translation are recognised in profit or loss as net foreign exchange gain or loss, except for those arising from financial assets at fair value through profit or loss, which are recognised as a component of the net gain or loss on financial assets at fair value through profit or loss.

(d) New accounting development

The HKICPA has issued a number of amendments to HKFRSs that are first effective for the current accounting period of the Series Trust. None of these developments are relevant to the Series Trust's result and financial position.

The Series Trust has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (see note 14).

(e) Financial instruments

(i) Initial recognition

The Series Trust classifies its financial instruments into different categories at inception as mentioned in (ii) below. Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price. Transaction costs on financial assets at fair value through profit or loss are expensed immediately.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
 - a series trust of Red Arc Global Investments (Ceyman) Trust
 Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
 31 December 2021

2 Significant accounting policies (continued)

The Series Trust recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets at fair value through profit or loss is recognised using trade date accounting. From these dates, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets at fair value through profit or loss are recorded as they occur.

(ii) Categorisation

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortised cost or fair value through profit or loss ("FVTPL").

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI").

All other financial assets of the Series Trust are measured at FVTPL.

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Series Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to Management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how Management is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Series Trust's continuing recognition of the assets.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

2 Significant accounting policies (continued)

The Series Trust has determined that it has two business models.

- Held-to-collect business model: this includes cash and cash equivalents, subscription receivable and other receivable. These financial assets are held to collect contractual cash flow.
- Other business model: this includes an open-ended investment fund. This financial asset is managed and its performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place.

Assessment whether contractual cash flows are SPPI

For the purposes of this assessment, 'principal' is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. 'Interest' is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Series Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Series Trust considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Series Trust's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration for of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

The Series Trust classifies its investments based on the business model and contractual cash flows assessment. Accordingly, the Series Trust classifies all its investment in an open-ended investment fund into financial assets at FVTPL category. Financial assets measured at amortised cost include cash and cash equivalents, subscription receivable and other receivable.

Reclassifications

- Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition unless the Series Trust were to change its business model for managing financial assets, in which case all affected financial assets would be reclassified on the first day of the first reporting period following the change in the business model.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

2 Significant accounting policies (continued)

(iii) Fair value measurement principles

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence, the most advantageous market to which the Series Trust has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk.

When available, the Series Trust measures the fair value of a financial instrument using the quoted price in an active market for that instrument. A market is regarded as active if transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis. The Series Trust measures instruments quoted in an active market at a price within bid-ask spread, because this price provided a reasonable approximation of the exit price.

If there is no quoted market price on a recognised stock exchange or a price from a broker/dealer for non-exchange-traded financial instruments, or if the market for it is not active, the fair value of the instrument is estimated using valuation techniques that provide a reliable estimate of prices which could be obtained in actual market transactions.

The best evidence of the fair value of a financial instrument at initial recognition is normally the transaction price - i.e. the fair value of the consideration given or received. If the Series Trust determines that the fair value at initial recognition differs from the transaction price and the fair value is evidenced neither by a quoted price in an active market for an identical asset or liability nor based on a valuation technique that used only data from observable markets, the financial instrument is initially measured at fair value, adjusted to defer the difference between the fair value at initial recognition and the transaction price. Subsequently, that difference is recognised in profit or loss on an appropriate basis over the life of the instrument but no later than when the valuation is supported wholly by observable market data or the transaction is closed out.

Where discounted cash flow techniques are used, estimated future cash flows are based on Management's best estimates and the discount rate used is a market rate at the end of the reporting period applicable for an instrument with similar terms and conditions. Where other pricing models are used, inputs are based on market data at the end of the reporting period.

The Series Trust recognises transfers between levels of the fair value hierarchy as at the end of the reporting period in which they occur.

(iv) Impairment

The Series Trust recognises loss allowances for expected credit loss ("ECL") on financial assets measured at amortised cost.

The Series Trust measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
 - a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
 Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
 31 December 2021

2 Significant accounting policies (continued)

When determining whether the credit risk of a financial asset has increased significantly since initial recognition and when estimating ECLs, the Series Trust considers reasonable and supportable information that is relevant and available without undue cost or effort. This includes both quantitative and qualitative information and analysis, based on the Series Trust's historical experience and informed credit assessment and including forward-looking information.

The Series Trust assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

The Series Trust considers a financial asset to be in default when:

- the borrower is unlikely to pay its credit obligations to the Series Trust in full, without recourse by the Series Trust to actions such as realising security (if any is held); or
- the financial asset is more than 90 days past due.

The Series Trust considers a financial asset to have low credit risk when the credit rating of the counterparty is equivalent to the globally understood definition of 'investment grade'. The Series Trust considers this to be Baa3 or higher per Moody's or BBB- or higher per Standard & Poor's.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months).

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Series Trust is exposed to credit risk.

Measurement of ECLs

ECLs are a probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Series Trust expects to receive). ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Series Trust assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

2 Significant accounting policies (continued)

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation.

Presentation of allowance for ECLs in the statement of financial position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Series Trust has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

(v) Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual rights to receive the cash flows from the financial asset expire, or where the financial asset together with substantially all the risks and rewards of ownership have been transferred.

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expired.

(vi) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the statement of financial position when, and only when, the Series Trust has a legal right to offset the amounts and it intends to either settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

(vii) Structured entities

A structured entity is an entity that has been designed so that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, such as when any voting rights relate to administrative tasks only and the relevant activities are directed by means of contractual arrangements.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

2 Significant accounting policies (continued)

A structured entity often has some or all of the following features or attributes:

- Restricted activities;
- A narrow and well-defined objective, such as to provide investment opportunities for investors by passing on risks and rewards associated with the assets of the structured entity to investors;
- Insufficient equity to permit the structured entity to finance its activities without subordinated financial support; and
- Financing in the form of multiple contractually linked instruments to investors that create concentrations of credit or other risks (tranches).

Management has determined that the Series Trust's investment in Algebris Financial Credit Fund (the "Investment Fund") (see note 9(a)), a sub-fund of Algebris UCITS Funds Plc, an investment in an unconsolidated structured entity, is classified as financial assets at fair value through profit or loss (see note 4). The Investment Fund's investment objective is to provide a high level of income and generate modest capital appreciation. The Investment Fund is managed by an unrelated asset manager and applies various investment strategies to accomplish its investment objectives.

The Investment Fund invests primarily in fixed and variable interest securities (e.g. corporate bonds, which may be investment grade or below investment grade as rated by Moody's, Standard & Poor's, Fitch or other rating agencies, or unrated), contingent convertible instruments ("CoCo-Bonds"), hybrid securities (a security which combines both debt and equity characteristics), Tier 1 and upper and lower Tier 2 securities (which are forms of bank capital), trust preferred securities (a type of hybrid security), preference shares, convertible securities (e.g. convertible bonds or convertible preferred stock), other subordinated debt, as further described below, as well as exchange traded notes ("ETNs"), exchange traded funds ("ETFs"), which provide exposure to the particular asset classes in which the Investment Fund's manager wishes to invest, and deposits. The Investment Fund is listed and registered on approved or recognised stock exchange. The Series Trust holds redeemable shares in the Investment Fund and is not sponsoring the Investment Fund. As at 31 December 2021, the Series Trust held 0.68% of the total redeemable share value of the Investment Fund.

The Series Trust's holdings in the Investment Fund are subject to the terms and condition of the respective offering documentation and are susceptible to market price risk arising from uncertainties about future values of the Investment Fund. Management makes investment decision after extensive due diligence of the Investment Fund including consideration of its strategy and the overall quality of the Investment Fund's manager.

The change in fair value of the Investment Fund is included in the statement of comprehensive income as net gain or loss on financial assets at fair value through profit or loss.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

2 Significant accounting policies (continued)

(f) *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents comprise deposits with banks. Cash equivalents are short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(g) *Interest income and interest expense*

Interest income and interest expense is recognised in profit or loss as it accrues using the original effective interest rate of the instruments calculated at the acquisition or origination date. Interest income includes the amortisation of any discount or premium, transaction costs or other differences between the initial carrying amount of an interest-bearing instrument and its amount at maturity calculated on an effective interest rate basis.

It is recorded gross of withholding tax imposed in the country of origin and such tax is separately recognised in profit or loss, if any.

(h) *Net gain or loss from financial assets at fair value through profit or loss*

Net gain or loss on financial assets at fair value through profit or loss includes all realised and unrealised fair value changes and foreign exchange differences, but excludes interest income and interest expense.

(i) *Preliminary expenses*

Preliminary expenses of the Series Trust are charged to profit or loss as incurred.

(j) *Expenses*

All other expenses of the Series Trust are recognised in profit or loss on an accrual basis.

(k) *Income tax*

Cayman Islands

Under the current taxation regime in the Cayman Islands, the Series Trust is exempt from paying taxes on income, profits or capital gains. The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from tax for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

Hong Kong

The Series Trust is not expected to be subject to Hong Kong tax in respect of any of its investment activities.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

2 Significant accounting policies (continued)

(l) *Redemption of units by unitholders*

Unitholders may redeem units on any day on which commercial banks are open for business in each of Hong Kong, London, Dublin, New York, and Tokyo, and/or any other day or days designated in writing by the Manager from time to time (the "Repurchase Day"). Units will be redeemed at the net asset value per unit on the relevant Repurchase Day, a price which is calculated by reference to the net asset value of the Series Trust as at the applicable Repurchase Day.

(m) *Units in issue*

The Series Trust classifies financial instruments issued as financial liabilities or equity instruments in accordance with the substance of the contractual terms of the instruments.

A puttable financial instrument that includes a contractual obligation for the issuer to repurchase or redeem that instrument for cash or another financial asset is classified as equity if it meets all of the following conditions:

- (i) it entitles the holder to a pro rata share of the Series Trust's net assets in the event of the Series Trust's liquidation;
- (ii) it is in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments;
- (iii) all financial instruments in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments have identical features;
- (iv) apart from the contractual obligation for the Series Trust to repurchase or redeem the instrument for cash or another financial asset, the instrument does not include any other features that would require classification as a liability; and
- (v) the total expected cash flows attributable to the instrument over its life are based substantially on the profit or loss, the change in the recognised net assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised net assets of the Series Trust over the life of the instrument.

The Series Trust has four classes of redeemable units in issue: AUD unit, EUR unit, JPY unit and USD unit that rank *pari passu* in all material respects and have identical terms and conditions except for offering fee terms and different currencies. The redeemable units provide unitholders with the right to require redemption for cash at a value proportionate to the unitholder's share in the net assets of the Series Trust at each Repurchase Day, and also in the event of the Series Trust's liquidation.

The Series Trust's realisable units are classified as financial liabilities and are measured at the present value of the redemption amounts.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

2 Significant accounting policies (continued)

(n) Related parties

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Series Trust if that person:
- (i) has control or joint control over the Series Trust;
 - (ii) has significant influence over the Series Trust; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Series Trust or the Series Trust's parent.
- (b) An entity is related to the Series Trust if any of the following conditions applies:
- (i) The entity and the Series Trust are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a Series Trust of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Series Trust or an entity related to the Series Trust.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
 - (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Series Trust or to the Series Trust's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the Series Trust.

3 Cash and cash equivalents

	2021 USD
Current deposits with a bank	\$ 814,662

Cash held by the Series Trust is deposited with Citibank N.A. Hong Kong Branch.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

4 Financial assets at fair value through profit or loss

2021
USD

Non-derivative financial assets:

- Open-ended mutual fund

- Algebris Financial Credit Fund Class I

USD / AUD / EUR / JPY - Accumulating

\$ 70,555,607

5 Subscription receivable

The balances represent amounts receivable from unitholders for subscribed units but not yet settled as at the reporting date. These balances are expected to be settled within one month.

6 Redemption payable

The balances represent the amounts payable to unitholders for redeemed units and are expected to be settled within one month.

7 Interest income calculated using the effective interest method

Period from
29 January 2021
(date of
commencement
of operations) to
31 December
2021
USD

Interest income on bank balances

\$ 36

8 Net loss on financial assets at fair value through profit or loss

Period from
29 January 2021
(date of
commencement
of operations) to
31 December
2021
USD

Non-derivative financial assets:

- Open-ended mutual fund

- Algebris Financial Credit Fund Class I

USD / AUD / EUR / JPY - Accumulating

\$ (83,190)

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

9 Financial instruments and associated risks

The Series Trust's investing activities expose it to various types of financial risks that are associated with the financial instruments and markets in which it invests according to the investment strategy. The risks that the Series Trust is exposed to are risks of the fund-of-fund structure, market risk, credit risk and liquidity risk and the risks of the underlying fund. Market risk includes interest rate risk, currency risk and price risk.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of the reporting period and their associated financial risks, as well as the risk management policies employed by the Series Trust are discussed below.

(a) *Investment strategy*

The investment objective of the Series Trust is to provide modest capital appreciation, by investing indirectly in senior and subordinated debt securities of the financial credit sector globally, including preference shares and hybrid capital instruments, which may be rated investment grade or below investment grade. The Series Trust will seek to achieve its investment objective by investing substantially all of the assets of the Series Trust into the following corresponding shares of the Investment Fund.

<i>Units of Series Trust</i>	<i>Corresponding shares of the Investment Fund</i>
AUD Units	Class I AUD shares
EUR Units	Class I EUR shares
JPY Units	Class I JPY shares
USD Units	Class I USD shares

For avoidance of doubt, the Series Trust's offering memorandum refers to the Investment Fund as the "Master Fund", accordingly, the defined terms of "Investment Fund" and "Master Fund" may be used inter-changeably through these financial statements and also the offering memorandum.

The Master Fund is a separate portfolio of assets of the Master Fund Umbrella which is invested in accordance with the investment objective and policies as set out in the Master Fund Prospectus and to which all liabilities, income and expenditure of the Master Fund Umbrella attributable or allocated to the Master Fund will be applied and charged. The Master Fund Umbrella is an investment company with variable capital incorporated with limited liability in Ireland with registered number 509801 and established as an umbrella fund with segregated liability between funds pursuant to the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations, 2011, as amended.

A certain portion of the Series Trust's assets is retained as cash, taking into consideration the day-to-day cash needs of the Series Trust as they arise.

Algebra's Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

9 Financial instruments and associated risks (continued)

(b) *Risks of the fund-of-fund structure*

The Series Trust invests substantially all of its proceeds from the issuance of units into the Investment Fund and operates on a fund-of-fund structure.

The fund-of-fund structure gives rise to a unique risk that multiple parties invest in the Investment Fund alongside the Series Trust, whose units may not rank *pari passu*, lowering the investment returns. Should a major investor withdraw itself from the Investment Fund, the investors that remain may take up a greater proportion of the operating expenses. Furthermore, a substantial withdrawal of capital by the investors within a short time period could necessitate the liquidation of security positions at a time and in a manner which does not provide the most economic advantage to the Investment Fund, and which can adversely affect the value of the Investment Fund's assets.

The Series Trust achieves its investment objective through its investment in the Investment Fund. Whether the investment objective can be achieved depends on the performance of the Investment Fund's financial instruments and the continuing availability of the Investment Fund, as well as the business continuity of the Investment Fund's manager.

The Series Trust is a fund-of-fund that only invests in the Investment Fund, therefore the returns of the Series Trust are highly correlated to that of the Investment Fund. The performance of the Series Trust, however, can differ from that of the Investment Fund due to Series Trust's operating expenses.

(c) *Risks of the Investment Fund*

Under the fund-of-fund structure, the Series Trust has an indirect exposure to the risks of the Investment Fund and loss incurred by the Investment Fund can adversely affect the Series Trust's financial position. The Investment Fund is the underlying fund of the Series Trust and is exposed to the following key risks which are monitored by the Investment Fund's manager. The Series Trust is indirectly exposed to them.

(i) Credit risk of the Investment Fund

The following assets of the Investment Fund were exposed to credit risk: derivative financial assets, cash and cash equivalents and other receivables.

As reported by the Investment Fund, credit risk associated with investing activities is managed by the Investment Fund Manager as part of the overall investment process. To reduce the Investment Fund's counterparty credit exposures, securities trading is primarily conducted on authorised exchanges and on a delivery-versus-payment basis. The Investment Fund's manager also monitors the credit rating of the counterparties on a month basis, as reported by Standard and Poor's and Moody's and Fitch. Additionally, the Investment Fund's manager monitors the financial position of the counterparties on a quarterly basis by reviewing earning releases. If the credit quality or the financial position of these counterparties deteriorates significantly the Investment Fund's manager will recommend to the Board of Directors of the Investment Fund that the cash and investment holdings be moved to another bank.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

9 Financial instruments and associated risks (continued)

(ii) Currency risk of the Investment Fund

Currency risk arises from the effects of exchange rate fluctuations between the Investment Fund's functional currency and currency in which its financial instruments are denominated.

As reported by the Investment Fund, the Investment Fund may be exposed to currency risk as the value of the assets and liabilities denominated in other currencies other than the function currency may fluctuate as a result of movements in the exchange rates. As reported by the Investment Fund, at 31 December 2021, the Series Trust has exposure to Pound Sterling, as 0.15% of the Investment Fund's net assets are denominated in Pound Sterling; other than Pound Sterling, the Investment Fund's assets are materially USD denominated.

(iii) Liquidity risk of the Investment Fund

Liquidity risk arises when the Investment Fund is not able to generate sufficient cash to settle its obligations as they fall due, due to its inability to receive cash redemptions proceeds from the Investment Fund in timely manner.

The investments of the Investment Fund include collective investment schemes, which may impose greater restrictions on redemptions than those imposed by the Investment Fund. This may include offering less frequent redemption dates than are offered by the Investment Fund to its unitholders.

In general, the Series Trust's investment in the Investment Fund can be redeemed on any business day. For redemption requests that exceeds 10% of the net asset value of the Investment Fund, the Investment Fund's manager may defer the amount of redemption in excess of 10% to the subsequent business day, such deferred redemption would be processed on a pro-rata basis with other shareholders who had submitted a redemption notice on the subsequent business day.

The Investment Fund's manager may also impose temporary suspension of valuation of net asset value and also redemptions. Triggers for such suspension may be, but not limited to, close of a market that is significant to the Investment Fund's investment activities, periods where disposal, or valuation of investments which constitute a substantial portion of the assets of the Investment Fund is not practically feasible or is only possible on terms that would be materially disadvantageous to the Investment Fund's investors.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

9 Financial instruments and associated risks (continued)

(iv) Interest rate risk of the Investment Fund

Interest rate risk arises from the effects of fluctuations in prevailing market interest rates on which the fair value of Investment Fund's financial instruments and future cash flows are based. In the case of many credit instruments that may be acquired by the Investment Fund, the likelihood of default on the instruments increases as interest rates rise. As reported by the Investment Fund, if interest rates had been 50 basis points higher / lower with all other variables held constant, the associated net change in net assets attributable to holders of redeemable shares of the Investment Fund would have been 0.41% lower / higher.

(v) Derivative risk of the Investment Fund

Derivative risk arises from derivative contracts undertaken by the Investment Fund for hedging and investment purposes. Derivative contracts are high leverage investments and their value is determined by fluctuation in the underlying assets. Derivative contracts add to the liquidity, credit and counterparty risk of the Investment Fund.

The Series Trust's maximum exposure to its investment in the Investment Fund is the fair value of its investment in the Investment Fund.

(d) *Market risk of the Series Trust*

All investments held by the Series Trust are measured at fair value through profit or loss, and all changes in market conditions directly affect profit or loss. Market risk is the risk that the value of the investments will fluctuate as a result of changes in interest rates, exchange rates or prices.

(i) Interest rate risk

Interest rate risk arises from the possibility that changes in interest rates will affect the future cash flows or the fair value of financial instruments and therefore result in a potential gain or loss to the Series Trust. The Series Trust's interest rate risk is managed on an on-going basis by the Manager. Except for bank deposits, all the financial assets and liabilities of the Series Trust are non-interest bearing.

(ii) Currency risk

Currency risk arises from the effects of exchange rate fluctuations between the Series Trust's functional currency and currency in which its financial instruments are denominated. The Series Trust does not have any significant foreign currency positions. Management does not consider there to be any significant risk associated with it.

(ii) Price risk

Price risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in market prices, whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or all factors affecting all instruments traded in the market.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

9 Financial instruments and associated risks (continued)

(iii) Price risk

Price sensitivity

The assets of the Series Trust are substantially invested in the Investment Fund and therefore are exposed to the price risk of the Investment Fund. As reported by the Investment Fund, a 5% increase / decrease in equity prices as at 31 December 2021, the associated change to the net assets attributable to holders of redeemable shares of the Investment Fund would have been 0.01% higher / lower, respectively. It is estimated that a 5% decrease in the quoted price of the Investment Fund would result in a decrease in the net assets attributable to unitholders and the total comprehensive income for the year by approximately \$3,527,780; an equal change in the opposite direction would result in an increase in the net assets attributable to unitholders by an equal amount.

(e) *Credit risk of the Series Trust*

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or a commitment that it has entered into with the Series Trust. The Series Trust's exposure to credit risk is monitored by the Manager on an ongoing basis.

The Series Trust is exposed to credit risk with respect to the Custodian with respect to the Series Trust's cash and cash equivalents balances.

All the cash held by the Series Trust is deposited with Citibank N.A. Hong Kong Branch which is also the Administrator and the Custodian. The Manager considers the credit risk of the bank to be low.

The credit rating of Citibank N.A., Hong Kong Branch, the Custodian, was "A+" as rated by Standard & Poor's. The credit risk is considered insignificant.

(f) *Liquidity risk of the Series Trust*

Liquidity risk arises from the risk that the Manager may not be able to convert investments into cash to meet liquidity needs in a timely manner. As unitholders may redeem units on any Repurchase Day, the Series Trust is exposed to liquidity risk of meeting unitholder redemptions. Any amount payable to unitholders in respect of the redemption of units shall normally be paid within three fund business days following the relevant Repurchase Day as defined in 2(l), subject to the receipt of the applicable sale proceeds of the investment.

The Series Trust holds investments in an open-ended mutual fund, which may be subject to redemption restrictions. Refer to note 9(c)(iii) for discussion of the liquidity risk associated with the Investment Fund.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

9 Financial instruments and associated risks (continued)

(f) Liquidity risk of the Series Trust

Analysis of liabilities by remaining maturity

The following table details the remaining contractual maturities of the Series Trust's liabilities as at 31 December 2021:

	2021				Total
	Repayable on demand	Within 1 month	Over 1 month to 3 months	Over 3 months to 1 year	
Non-trading liabilities					
Accruals and other payables	\$ -	\$ 131,693	\$ 3,617	\$ 32,680	\$ 167,990
Redemption payable	-	234,903	-	-	234,903
Net assets attributable to unitholders*	71,000,649	-	-	-	71,000,649
Total	\$ 71,000,649	\$ 366,596	\$ 3,617	\$ 32,680	\$ 71,403,542

* Subject to the liquidity terms of the Series Trust and the Investment Fund.

(g) Fair values

(i) Financial instruments carried at fair value

The following table presents the fair value of the Series Trust's financial instruments measured at the end of the reporting period on a recurring basis, categorised into the three-level fair value hierarchy as defined in HKFRS 13, *Fair value measurement*. The level into which a fair value measurement is classified is determined with reference to the observability and significance of the inputs used in the valuation technique as follows:

- Level 1 valuations: Fair value measured using only Level 1 inputs i.e. unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities at the measurement date.
- Level 2 valuations: Fair value measured using Level 2 inputs i.e. observable inputs which fail to meet Level 1, and not using significant unobservable inputs. Unobservable inputs are inputs for which market data are not available.
- Level 3 valuations: Fair value measured using significant unobservable inputs.

	2021			Total
	Level 1	Level 2	Level 3	
Financial assets at fair value through profit or loss				
Non-derivative financial assets:				
- Open-ended mutual fund - Algebris Financial Credit Fund Class I USD / AUD / EUR / JPY - Accumulating	\$ -	\$ 70,555,607	\$ -	\$ 70,555,607

During the period ended 31 December 2021, there were no transfers among instruments in Level 1, Level 2 and Level 3. The financial instrument is classified at level 2 as it is not an actively traded mutual fund.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

9 Financial instruments and associated risks (continued)

(ii) Financial instruments carried at other than fair value

The financial instruments not measured at FVTPL include:

i. cash and cash equivalents, other receivables, subscription receivable, redemption payable, and accruals and other payables. These are short-term financial assets and financial liabilities whose carrying amounts approximate fair value, because of their short-term nature and the high credit quality of counterparties; and

ii. net assets attributable to unitholders. The Series Trust routinely redeems and issues the redeemable units at the amount equal to the proportionate share of net assets of the Series Trust at the time of redemption, calculated on a basis consistent with that used in these financial statements. Accordingly, the carrying amount of net assets attributable to unitholders approximates their fair value. The units are categorised into Level 2 of the fair value hierarchy.

10 Net assets attributable to unitholders

(a) Units issued and redeemed

	<i>Number of units</i>			
	<i>AUD Unit</i>	<i>EUR Unit</i>	<i>JPY Unit</i>	<i>USD Unit</i>
At 29 January 2021 (date of commencement of operations)	-	-	-	-
Subscription of units during the period	1,721,573	319,270	1,627,108	6,020,628
Redemption of units during the period	(438,746)	(25,204)	(204,931)	(1,497,981)
At 31 December 2021	1,282,827	294,066	1,422,177	4,522,647

As at 31 December 2021, all units issued by the Series Trust were classified as financial liabilities.

The initial offering of the AUD Unit were at a price of AUD 10 per unit, EUR Unit at EUR 10 per unit, JPY Unit at JPY 1,000 per unit, and USD Unit were at USD 10 per unit. Units may be redeemed on the redemption date and also in the event of the Series Trust's liquidation at the net asset value per unit of the applicable class of units on the relevant redemption date with no redemption charge.

In meetings of unitholders for any resolution to be proposed in respect of the Series Trust, individual unitholder present in person, by proxy or by representative, has one vote for every unit of which it is the holder.

The Trust and the Series Trust do not have any externally imposed capital requirements. As at 31 December 2021, the Series Trust had net assets attributable to unitholders of \$71,000,649. The Series Trust strives to invest the funds received from the issue of units in investments that meet the Series Trust's investment objectives while maintaining sufficient liquidity to meet the funding needs when unitholders redeem their units.

Unitholders of the Series Trust cannot switch their units into units of any other series trust of the Trust.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

10 Net assets attributable to unitholders (continued)

The Series Trust does not intend to pay dividends or other distributions.

(b) Reconciliation of net assets

Preliminary expenses are amortised over a period of five years from date of closing in accordance with the offering memorandum. However, for financial reporting purposes under HKFRSs, all expenses should be recognised in profit or loss when they are incurred.

A reconciliation of the net assets between the amounts computed for valuation purposes and the amounts computed in accordance with HKFRSs as reported is as follows:

	2021			
	<i>AUD unit</i>	<i>EUR unit</i>	<i>JPY unit</i>	<i>USD unit</i>
Net assets attributable to unitholders for valuation purposes	\$ 9,420,111	\$ 3,364,538	\$ 12,536,671	\$ 45,885,668
Adjustment for timing difference	641	229	852	3,120
Adjustment on preliminary expenses	(27,938)	(9,978)	(37,180)	(136,085)
Net assets attributable to unitholders as reported in the financial statements	<u>\$ 9,392,814</u>	<u>\$ 3,354,789</u>	<u>\$ 12,500,343</u>	<u>\$ 45,752,703</u>

A reconciliation of the number of units between the numbers used for valuation purposes and the numbers recorded in accordance with HKFRSs as reported is as follows:

	2021			
	<i>AUD unit</i>	<i>EUR unit</i>	<i>JPY unit</i>	<i>USD unit</i>
Units issued for valuation purpose	1,282,827	294,066	1,422,177	4,522,647
Adjustment for timing difference	-	-	-	-
Units issued as reported in the financial statements	<u>1,282,827</u>	<u>294,066</u>	<u>1,422,177</u>	<u>4,522,647</u>

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

11 Related parties

Charges and expenses from related parties in respect of services provided to the Series Trust are as follows:

Management fee:	The Manager is entitled to a management fee of 0.12% per annum of the net asset value of the Series Trust. The fee is accrued daily and payable monthly in arrears.
Trustee fee:	The Trustee charges a fee of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust. The minimum trustee fee is \$15,000 per annum. The fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.
Administrator fees:	The Administrator is entitled to a fee of up to 0.06% per annum of the net asset value of the Series Trust. The fee is accrued daily and payable monthly in arrears.
Agent company fee:	The agent company charges a fee up to 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust. The fee is accrued daily and payable monthly in arrears.
Financial statements preparation fee:	The Administrator is entitled to a financial statements preparation fee of \$8,000 per annum. The fee is accrued daily and payable yearly in arrears.
Professional fee:	The Trustee charges an AML fee of \$4,500 per annum.

The following summarises the significant related party transactions of the Series Trust:

	<i>For the period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to 31 December 2021</i>	
	<i>Expenses</i>	<i>Payables</i>
Management fee	\$ 79,309	\$ 7,419
Trustee fee	13,788	3,617
Administrator fees	60,538	7,595
Agent company fee	6,609	618
Financial statements preparation fee	8,000	4,000
Professional fee	4,098	1,085

The Series Trust utilises the banking services of the Administrator in the ordinary course of their banking and securities custodian business. Information relating to the cash and cash equivalents and investment balance are disclosed in note 3 and note 4 respectively. During the period ended 31 December 2021, the interest income earned from the bank balances maintained with the Administrator and the bank charges amounted to \$36 and \$1,407 respectively.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

12 Distributor fee

SMBC Trust Bank, Ltd., functions as the distributor of the Series Trust's units, receives a distribution fee of 0.80% per annum of the net asset value of the Series Trust. For the period ended 31 December 2021, the Series Trust recognized distributor fee of \$528,728, of which \$49,463 remains outstanding at year-end.

Tokai Tokyo Securities Co., Ltd., is a new and additional distributor for the Series Trust with distribution agreement entered into from 7 December 2021. There was no distribution activity during the financial year to 31 December 2021 with this additional distributor.

13 Key sources of estimation uncertainty

Estimation of fair values

The fair values of financial instruments designated at fair value through profit or loss are derived by valuation models using current market parameters as described in note 2(e)(iii). Fair value estimates are made at a specified point in time, based on market conditions and information about the financial instruments. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgement and therefore cannot be determined with precision. Nevertheless, fair values can be reliably determined within a reasonable range of estimates.

14 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to 31 December 2021

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments and new standards which are not yet effective for the period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to 31 December 2021 and which have not been adopted in these financial statements. These include the following which may be relevant to the Series Trust:

	<i>Effective for accounting periods beginning on or after</i>
Annual Improvements to HKFRSs 2018-2020 Cycle	1 January 2022
Amendments to HKAS 1, <i>Classification of Liabilities as Current or Non-current</i>	1 January 2023

The Series Trust is in the process of making an assessment of what the impact of these amendments, new standard and interpretations is expected to be in the period of initial application. So far the Series Trust has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the Series Trust's results of operations and financial position.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

15 Significant events

Coronavirus (COVID-19) impact

In response to the impact of the COVID-19 outbreak, the Manager has tested and implemented business continuity procedures that have included the majority of the Manager's staff working from home, pausing all international travel, asking staff to avoid public transport and introducing other social distancing measures in accordance with relevant government guidance. The Manager is also monitoring the business continuity planning effectiveness of key service providers. The pandemic continues to have significant financial market and social dislocation and the ultimate extent of the effect of this on the Series Trust in the future is uncertain.

Algebris Financial Hybrid Securities Fund
- a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to
31 December 2021

Supplementary information (unaudited)

Performance table

(Expressed in United States dollars)

	<i>Period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to 31 December 2021 USD</i>	
Total net asset value (calculated in accordance with the Offering Memorandum)	71,206,988	
Net asset value per unit (calculated in accordance with the Offering Memorandum)		
- AUD unit	AUD	10.124
- EUR unit	EUR	10.097
- JPY unit	JPY	1,015
- USD unit	USD	10.146
Price record (calculated in accordance with the Offering Memorandum)		
- Highest net asset value per unit during the period		
- AUD unit	AUD	10.310
- EUR unit	EUR	10.298
- JPY unit	JPY	1,033
- USD unit	USD	10.332
- Lowest net asset value per unit during the period		
- AUD unit	AUD	9.784
- EUR unit	EUR	9.999
- JPY unit	JPY	1,000
- USD unit	USD	9.968
Net investment return during the period		
- AUD unit		1.24%
- EUR unit		0.97%
- JPY unit		1.50%
- USD unit		1.46%

The net investment returns for the period were calculated by reference to the difference between the net asset value per unit (calculated in accordance with the Offering Memorandum) of the Series Trust at the period end date and its date of commencement of operations price divided by the date of commencement of operations price to obtain the return in percentage.

（３）【投資有価証券明細表等】

「（１）貸借対照表」の財政状態計算書および注記４、８、９(g)(i)の項目を参照のこと。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2022年4月末日現在)

		米ドル (. および . を除く)	円 (. を除く)
. 資産総額		49,578,358.68	6,388,667,300
. 負債総額		844,129.48	108,774,525
. 純資産総額 (. - .)		48,734,229.20	6,279,892,775
. 発行済口数	豪ドル受益証券	386,561.206口	
	ユーロ受益証券	287,298.063口	
	円受益証券	1,115,182.723口	
	米ドル受益証券	3,643,527.726口	
. 1口当たり純資産価格	豪ドル受益証券	9.556豪ドル	876
	ユーロ受益証券	9.504ユーロ	1,291
	円受益証券	959円	-
	米ドル受益証券	9.580米ドル	1,234

第4〔外国投資信託受益証券事務の概要〕

（イ）受益証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 シティコープ・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド

取扱場所 香港九龍觀塘 ホイ・バン・ロード83 ワン・ベイ・イースト シティータワー

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド（場合による。）の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

（a）信託証書の規定により要求される場合

（b）管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

（c）（全受益者集会の場合）当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

（d）（いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合）当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日）の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日（集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前）とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授権された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、時点におけるトラストまたはサブ・ファンド（場合による。）の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議（場合による。）の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができ

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

いかなる特典も、受益者に対して、付与されない。

受益証券の譲渡

以下に記載される規定および管理会社が決定するその他の条件に基づき、受益者は、管理会社および受託会社の承諾を得た上、自らが保有する受益証券を管理会社が随時承認するいかなる書式の書面証書によっても譲渡することができる。すべての譲渡証書は、譲渡人またはその代理人および譲受人またはその代理人の署名が付されなければならない。

いずれかの譲渡に関して、管理会社または受託会社は、それぞれの絶対的な裁量により、譲受人に対して、管理会社または受託会社が必要もしくは望ましいと判断するいかなる様式によるいかなる情報（関連する法域または適用ある法域における制定法の規定、政府その他の要件もしくは規則または当該時に有効な管理会社もしくは受託会社の方針の遵守を容易にするために管理会社または受託会社が要求する情報または文書を含む。）も提供することを要求することができる。

受託会社および管理会社は、信託証書の規定に反するいかなる譲渡の確認、合意、名義書換または名義書換の取次ぎも行わず、また受託会社または管理会社が譲受人の氏名を受益者名簿に記入するか、または受益者名簿への記入を取次ぐまでは、譲渡の対象である受益証券に対するあらゆる権利に関して引き続き譲渡人を受益者として扱う。

受託会社または管理会社のいずれも、関連する譲渡契約または申込契約における表明に依拠してその承諾を行うことにつき責任を有することはなく、またそれぞれ完全に保護される。

上記の規定に違反して譲渡されるいずれの受益証券も、下記「強制買戻しおよび譲渡」の項に記載される方法による強制的な買戻しまたは譲渡の対象となる。

強制買戻しおよび譲渡

受託会社はいつでも、影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格(送金費用の控除後)により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

(a) 受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。

(i) いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者

() 関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者

() 受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者

(b) 受益証券が、受益者に対して、本「(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

強制買戻し

いずれかのクラスの投資先ファンド投資証券の一部またはすべてが投資先ファンド・アンブレラにより何らかの理由で買い戻された場合、受託会社は、影響を受ける受益者に書面による通知を行い、管理会社がその裁量において決定する受益証券のクラスの口数の受益証券について、関連する買戻日における適用ある買戻価格(買戻代金の送金に係る費用を差し引く。)で買い戻すことがある。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本の額

管理会社の資本金は、200万200香港ドル（約3,284万円）で、2022年4月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約1,642円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2022年4月末日現在、290,818,687香港ドル（約48億円）であった。

過去5年間、管理会社の資本金の増減はない。

（2）会社の機構

管理会社が総会で異なる決定を下さない限り、取締役の人数は一名以上とし、最大人数はないものとする。

取締役の資格として管理会社の株式を保有する必要はない。管理会社の株主でない取締役は総会またはいずれかの種類株式の保有者総会に出席して、発言する権利を有するものとする。

管理会社の事業は取締役会が管理するものとする。取締役会は管理会社の設立および登録に関するすべての費用を支払うものとする。取締役会は香港会社（解散および雑則）法（第32章）および香港会社法（第622章）ならびにこれと一体をなすその他一切の法令（以下「香港会社法」という。）または通常定款に従って管理会社によって総会で行使されるべき管理会社のすべての権限を、通常定款に定める規則、香港会社法に定める規定および管理会社が総会で定めた上記の規則および規定と矛盾しない規則に従って、行使することができる。ただし、管理会社が総会で定めた規則は、かかる規則が定められていなければ有効な以前の実行取締役会の行為を無効化しないものとする。

香港会社法に定める関係規定に従って、取締役会は香港等において管理会社の業務を管理する委員会、地方委員会または機関を設置し、事業を行うために適当と判断する規則を定め、変更し、いずれかの者を上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に選任し、報酬を定めるほか、取締役会に帰属する権限または裁量権を、上記の委員会、地方委員会または機関に委託し、上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に欠員を補充し、または欠員を補充することなく職務を務めることを認めることができる。上記の選任または委託は取締役会が適当と判断する条件に基づくものとする。また取締役会は上記の要領で選任された者を解任し、または委託を撤回し、もしくは変更することができるが、誠実に取引を行い、かつかかる撤回または変更を通知されていない者は上記の規定による影響を受けないものとする。

取締役会は随時管理会社の社印を押した委任状により、いずれかの者を、取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える目的のために、取締役会が適当と考える権限および裁量権（再委託の権限を含む。）を授与した上で、管理会社の代理人または委託先に選任することができる。上記の選任は、（取締役会が適当と判断する場合）取締役または上記の委員会もしくは地方委員会の構成員またはいずれかの企業もしくは会社の取締役、名義人もしくは経営者または取締役会が直接もしくは間接的に指名した人もしくは団体を受益者とし、また上記の委任状には上記の代理人と取引を行う者を保護し、かつ便宜を図るために取締役会が適当と考える規定を織り込むことができる。

取締役会は、随時取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える報酬により、一名以上の取締役を管理会社の業務執行取締役または共同業務執行取締役に選任し、または管理会社の事業の管理、運営に携わる役職に就任させることができる。また取締役会は、随時（取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）上記の実行取締役を解任し、他の取締役を後任に選任することができる。

業務執行取締役または共同業務執行取締役に（業務執行取締役または共同業務執行取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）管理会社のその他の取締役の辞任および解任に関する規定と同じ規定が適用されるものとし、取締役ではなくなった場合、直ちに業務執行取締役または共同業務執行取締役ではなくなるものとする。

取締役会は業務執行取締役、共同業務執行取締役または管理会社の事業の管理、運営に携わるその他の役職を務める取締役に、取締役会が適当と考える条件および制限に従い、定款に基づき行使され得る取締役会が適当と考える権限を、取締役会自身の権限と併存し、または取締役会自身の権限を排除して授与し、委託するとともに、随時かかる権限の一部または全部を撤回し、取消し、または変更することができる。

- (i) 取締役会は、随時管理会社の支配人を選任して、報酬、手数料を支払い、または管理会社の利益への参加権を授与し、またはそれらの混合による報酬を定め、管理会社の事業により支配人が雇用した支配人の職員の費用を支払うことができる。
- () 支配人の選任は取締役会が決定した期間として、取締役会は適当と考える権限の一部または全部を支配人に授与することができる。
- () (i) 号および() 号に関連して、取締役会は、その独自の裁量により、適当と判断する条件（管理会社の事業を行うために副支配人またはその他の従業員を選任する支配人の権限を含む。）に基づき支配人と契約を締結することができる。

2【事業の内容及び営業の概況】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を（関連するサブ・ファンドの費用で）委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- (a) 管理会社は、各委託先が信託証書の規定（適用ある範囲において）を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- (b) 適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト（いずれかのサブ・ファンドを含む。）が被った損失について一切責任を負わない。
- (c) 当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償権を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- (a) 管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- (b) 管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が任命されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および／または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を任命している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担または被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担または被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。SF0第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて27年を超える投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよびその後香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティ・グループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

管理会社は、2022年4月末日現在、45本のファンドを運用しており、以下のとおり、分類される。

分類		内訳	
A 分類	通貨建別運用金額	米ドル建	1,919,815,321米ドル
		円建	395,300,898,768円
		英ポンド建	37,222英ポンド
B 分類	ファンドの種類 （基本的性格）	ケイマン籍 / 契約型 / オープン・エンド型	25本
		ケイマン籍 / 会社型 / オープン・エンド型	1 本
		日本籍 / 証券投資信託 / オープン・エンド型	19本
		（委託会社に対する副運用会社として）	

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、香港ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2022年4月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝16.42円）で換算された円換算額が併記されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d．管理会社の年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

(1) 【貸借対照表】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2021年12月31日に終了した事業年度の財務書類

純損益およびその他の包括利益計算書
2021年12月31日に終了した事業年度
(表示：香港ドル)

	注記	2021年 香港ドル	2021年 円	2020年 香港ドル	2020年 円
収益	2	81,829,082	1,343,633,526	40,012,764	657,009,585
受取利息		3,473	57,027	839,852	13,790,370
為替差損		(161,332)	(2,649,071)	(126,878)	(2,083,337)
		81,671,223	1,341,041,482	40,725,738	668,716,618
その他の営業費用		(61,875,944)	(1,016,003,000)	(24,019,968)	(394,407,875)
税引前利益	3	19,795,279	325,038,481	16,705,770	274,308,743
法人税	4 (a)	(3,286,113)	(53,957,975)	(2,621,364)	(43,042,797)
当期利益および当期包括利益合計		16,509,166	271,080,506	14,084,406	231,265,947

11ページから30ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2021年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財政状態計算書

2021年12月31日現在

(表示：香港ドル)

	注記	2021年 香港ドル	2021年 円	2020年 香港ドル	2020年 円
非流動資産					
繰延税金資産	4 (c)	15,021	246,645	17,202	282,457
流動資産					
売掛金およびその他の資産	7	6,373,203	104,647,993	6,375,325	104,682,837
未収税金	4 (c)	-	-	623,061	10,230,662
現金および現金同等物	6	309,193,039	5,076,949,700	281,524,689	4,622,635,393
		315,566,242	5,181,597,694	288,523,075	4,737,548,892
流動負債					
買掛金および未払費用	8	28,471,600	467,503,672	18,587,209	305,201,972
当期税金	4 (c)	647,429	10,630,784	-	-
		29,119,029	478,134,456	18,587,209	305,201,972
純流動資産		286,447,213	4,703,463,237	269,935,866	4,432,346,920
純資産		286,462,234	4,703,709,882	269,953,068	4,432,629,377
資本および剰余金					
株式資本	9 (a)	2,000,200	32,843,284	2,000,200	32,843,284
剰余金		284,462,034	4,670,866,598	267,952,868	4,399,786,093
資本合計		286,462,234	4,703,709,882	269,953,068	4,432,629,377

2022年4月27日に取締役会によって発行を承認、認可された。

)
 [署名])
) 取締役
 [署名])
)

11ページから30ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2021年12月31日に終了した事業年度の財務書類

資本変動計算書

2021年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	株式資本 香港ドル	剰余金 香港ドル	合計 香港ドル
2020年 1 月 1 日現在残高	2,000,200	253,868,462	255,868,662
当期包括利益合計	-	14,084,406	14,084,406
2020年12月31日現在残高	2,000,200	267,952,868	269,953,068
2021年 1 月 1 日現在残高	2,000,200	267,952,868	269,953,068
当期包括利益合計	-	16,509,166	16,509,166
2021年12月31日現在残高	2,000,200	284,462,034	286,462,234
	株式資本 円	剰余金 円	合計 円
2020年 1 月 1 日現在残高	32,843,284	4,168,520,146	4,201,363,430
当期包括利益合計	-	231,265,947	231,265,947
2020年12月31日現在残高	32,843,284	4,399,786,093	4,432,629,377
2021年 1 月 1 日現在残高	32,843,284	4,399,786,093	4,432,629,377
当期包括利益合計	-	271,080,506	271,080,506
2021年12月31日現在残高	32,843,284	4,670,866,598	4,703,709,882

11ページから30ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2021年12月31日に終了した事業年度の財務書類

キャッシュ・フロー計算書

2021年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	注記	2021年 香港ドル	2021年 円	2020年 香港ドル	2020年 円
営業活動					
税引前利益		19,795,279	325,038,481	16,705,770	274,308,743
調整：					
受取利息		(3,473)	(57,027)	(839,852)	(13,790,370)
運転資本変動前営業活動による キャッシュ・フロー		19,791,806	324,981,455	15,865,918	260,518,374
売掛金およびその他の資産の減少		2,122	34,843	3,573,875	58,683,028
買掛金および未払費用の増加		9,884,391	162,301,700	10,666,028	175,136,180
営業活動から生じた現金		29,678,319	487,317,998	30,105,821	494,337,581
香港利得税支払額		(2,013,442)	(33,060,718)	(6,904,322)	(113,368,967)
営業活動から生じた正味現金		27,664,877	454,257,280	23,201,499	380,968,614
投資活動					
利息受取額		3,473	57,027	839,852	13,790,370
投資活動から生じた正味現金		3,473	57,027	839,852	13,790,370
現金および現金同等物の純増加		27,668,350	454,314,307	24,041,351	394,758,983
1月1日現在の現金および現金同 等物		281,524,689	4,622,635,393	257,483,338	4,227,876,410
12月31日現在の現金および現金同 等物	6	309,193,039	5,076,949,700	281,524,689	4,622,635,393

11ページから30ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2021年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財務書類に対する注記

(表示：香港ドル)

1 重要な会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表した該当するすべての個々の香港財務報告基準、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、香港で一般に公正妥当と認められる会計原則ならびに香港会社法の適用要件を含む総称である。当社が適用した重要な会計方針は、以下に開示されている。

HKICPAは、当社の当会計期間に初度適用される、または早期適用が可能である、特定のHKFRSの修正を公表している。注記1(c)には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更に関する情報が、本財務書類に反映される当会計期間および過年度の会計期間において当社に関連する範囲で記載されている。

(b) 財務書類作成の基礎

本財務書類の作成に用いている測定基準は、取得原価主義である。

当社は、当社に関連する原資産および状況の経済的実質を反映する機能通貨として香港ドルを選択している。別段の指示がない限り、すべての価額について香港ドル未満の位は四捨五入されている。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期間および将来の期間に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

(c) 会計方針の変更

多くの新しい基準が2021年1月1日から適用されるが、これらは当社の財務書類に重要な影響を与えるものではない。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、銀行およびその他の金融機関に対する要求払預金、ならびに取得時点から満期までの期間が3ヶ月以内であり、確定金額に容易に換金が可能で、かつ価格の変動リスクが小さい、短期で流動性の高い投資から構成される。

(e) 収益およびその他の収益

収益は、当社の通常の事業の過程において、トレーディング活動、サービスの提供から生じる収益として当社によって分類される。

収益は、サービスに対する支配が顧客に移転される場合、第三者のために回収された金額を除き、当社が権利を有すると予想される約束された対価の金額で認識される。

契約に12ヶ月を超える期間にわたり顧客に重大な金融の便益を提供する金融要素がある場合、収益は、債権額の現在価値で測定され、顧客との個別の金融取引に反映される割引率を用いて割り引かれ、受取利息は実効金利法に基づき個別に計上される。契約が当社に重大な金融の便益を提供する金融要素を含んでいる場合、当該契約に基づいて認識される収益には、実効金利法に基づいて契約負債に計上される利息費用が含まれる。当社は、HKFRS第15号の第63項の実務上の便法を利用しており、資金調達期間が12ヶ月以内である場合には、重大な金融要素の影響に対する対価を調整することはない。

当社の収益およびその他の収益の認識基準の詳細は以下のとおりである。

- 受取投資運用報酬は、該当するサービスが提供された時点で認識される。
- 受取利息は、実効金利法を用いて発生した時点で認識される。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社に過去の事象の結果として発生した法的債務または推定債務があり、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性の高い見積りが可能な場合に認識される。貨幣の時間的価値が重要な場合、引当金は当該債務を決済するために予想される費用の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低い、または信頼性をもって金額を見積ることができない場合、当該債務は偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。発生可能性のある債務で、その存在が将来の1つまたは複数の事象が発生する、あるいは発生しないことによってのみ確認される場合もまた、偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。

(g) 売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権は公正価値で当初認識され、その後、予想損失引当金(注記1(k)()参照)控除後の実効金利法を用いた償却原価で計上される。ただし、債権が定められた返済条件のない関連当事者に対する無金利融資である場合、または割引の影響に重要性がない場合には、債権は不良債権の減損引当金控除後の請求額で計上される。

不良債権に関する減損損失は、減損の客観的な証拠が存在する場合に認識され、当該金融資産の帳簿価額と、割引の影響が重要である場合は当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額として測定される。

減損の客観的な証拠には、借手の著しい財政的困難といった資産の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす事象について、当社が認識する観察可能なデータが含まれている。

(h) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日現在の外国為替レートで香港ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間の期末時点の為替レートで香港ドルに換算される。為替差損益は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。

(i) 法人税

当期法人税は、当期税金費用および繰延税金資産の変動で構成される。当期税金費用および繰延税金資産の変動は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される項目に関連する場合には、法人税のうちの該当する金額がそれぞれ、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される。

当期税金費用は、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用した、当期の課税所得に係る予想未払税額および過年度の未払税金に対する調整額である。

繰延税金資産は、資産および負債の財務報告上の帳簿価額と課税基準の差額である、減算一時差異から発生する。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも発生する。資産および負債の当初認識時から発生する差額を除き、すべての繰延税金資産は、当該資産が利用できる将来の課税所得の実現可能性が高い場合に限り、認識される。

繰延税金の認識額は、当該資産および負債の帳簿価額の実現または決済において予想される方法に基づき、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用して測定される。繰延税金資産は割り引かれない。

当期税金残高および繰延税金残高ならびにその変動は、それぞれ個別に表示され、相殺されない。当社が当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的強制力のある権利を有する場合に限り、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。相殺の原則は通常、同一の税務当局が同一の課税企業に課す法人税に対して適用される。

(j) 関連当事者

(a) 個人または当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には、当社と関連がある。

- () 当社に対する支配または共同支配を有している。
- () 当社に対する重要な影響力を有している。あるいは
- () 当社または当社の親会社の経営幹部の一員である。

(b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当社と関連がある。

- () 当該企業および当社が同一のグループの一員である(これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している)。
- () 一方の企業が、他方の企業の関連会社または共同支配企業(あるいは他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業)である。
- () 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
- () 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
- () 当該企業が当社または当社と関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
- () 当該企業が(a)に示した個人に支配または共同支配されている。
- () (a)()に示した個人が当該企業に重要な影響力を有しているか、あるいは当該企業(または当該企業の親会社)の経営幹部の一員である。
- () 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、当社または当社の親会社に経営幹部サービスを提供する。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるか、または影響されると予想される親族の一員のことである。

(k) 金融商品

() 当初認識

金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債以外の金融資産または金融負債の場合、当該金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用が公正価値に加えられる。

当社は、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。金融資産の通常の売買は、取引日基準を用いて認識される。当該取引日から、金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が計上される。

(ii) 分類と事後測定

(A) 金融資産の分類

当初認識時に、当社は償却原価またはF V T P Lで測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること

- その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「S P P I」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

当社のその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

事業モデル評価

当社は、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、当社の経営陣に報告されているか
- 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- 当該事業の管理者にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

売買目的で保有されている金融資産または公正価値に基づいて管理と業績評価が行われている金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているのではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方のために保有されているのでもないため、F V T P Lで測定される。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかを評価する際に、当社は当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。当社は、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- レバレッジ要素
- 期限前償還要素と期限延長要素
- 当社の請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

分類変更

金融資産は、当社が金融資産の管理に関する事業モデルを変更した後の期間を除き、当初認識後に再分類されない。

(B) 金融資産の分類

貸付金および債権

貸付金および債権には、兄弟会社に対する債権、売掛金およびその他の資産ならびに現金および現金同等物が含まれている。これらの資産は実効金利法による償却原価で測定される。

その他の金融負債

金融負債には、兄弟会社に対する債務、買掛金および未払費用が含まれている。これらの負債は実効金利法による償却原価で測定される。

() 認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産とともに所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値が譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、解消あるいは消滅した場合に、認識が中止される。

当社は、認識の中止に際して純損益およびその他の包括利益計算書に認識される実現損益の決定に加重平均法を利用している。

() 相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースでの決済、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産と金融負債は相殺され、その純額が財政状態計算書に計上される。

() 減損

当社は、償却原価で測定する金融資産について、ECLに対する損失評価引当金を認識している。

当社は、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

当社は、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

当社は、信用リスク格付が「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融商品の信用リスクは低いとみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、当社が信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、当社が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、当社が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。

ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

当社は、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 発行者または債務者の重大な財政的困難
- 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

当社がある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

2 収益

当社の主たる事業は、投資運用サービスの提供である。

	2021年 香港ドル	2010年 香港ドル
H K F R S 第15号の範囲に含まれる顧客との契約から生じる収益		
受取投資運用報酬	81,829,082	40,012,764

3 税引前利益

税引前利益は、以下の借方計上後の金額で計上されている。

	2021年 香港ドル	2020年 香港ドル
支払管理報酬	25,849,811	6,456,764
支払サブ・マネージャー報酬	23,385,076	8,107,596
弁護士および専門家報酬	10,511,444	7,988,111
監査報酬	475,086	468,286
保管費用	697,584	332,108
印刷費	-	190,903
その他	956,943	476,200

4 法人税

(a) 純損益およびその他の包括利益計算書に係る法人税は以下の通りである。

	2021年 香港ドル	2020年 香港ドル
当期税金費用 - 香港利得税		
過年度に係る超過引当金	(6,155)	(20,001)
当期の香港利得税に対する引当金	3,290,087	2,638,814
	<u>3,283,932</u>	<u>2,618,813</u>
繰延税金		
一時差異の発生および解消	2,181	2,551
	<u>3,286,113</u>	<u>2,621,364</u>

2021年の香港利得税に対する引当金は、当期の見積課税所得の16.5%(2020年：16.5%)で計算されている。

(b) 純損益に計上された法人税と適用税率に基づく会計上の利益の調整：

	2021年 香港ドル	2020年 香港ドル
税引前利益	<u>19,795,279</u>	<u>16,705,770</u>
税率16.5%(2020年：16.5%)での税引前利益に係る想定税額	3,266,221	2,756,452
非課税所得および損金不算入損失の税効果	26,047	(115,087)
過年度に係る超過引当金	<u>(6,155)</u>	<u>(20,001)</u>
実際の税金費用	<u>3,286,113</u>	<u>2,621,364</u>

(c) 財政状態計算書に係る当期の未払税金/(未収税金)は以下の通りである。

	注記	2021年 香港ドル	2020年 香港ドル
当期の繰越税金		(623,061)	3,662,448
利得税支払額		(2,013,442)	(6,904,322)
過年度に係る利得税に対する引当金残高		(6,155)	(20,001)
当期の香港利得税に対する引当金	4 (a)	<u>3,290,087</u>	<u>2,638,814</u>
		<u>647,429</u>	<u>(623,061)</u>

繰延税金資産認識額：

財政状態計算書において認識される繰延税金資産の内訳および当事業年度における変動は、以下の通りである。

	減価償却限度超過額 香港ドル	合計 香港ドル
2020年1月1日現在	19,753	19,753
純損益およびその他の包括利益計算書への 借方計上額	(2,551)	(2,551)
2020年12月31日現在	17,202	17,202
2021年1月1日現在	17,202	17,202
純損益およびその他の包括利益計算書への 借方計上額	(2,181)	(2,181)
2021年12月31日現在	15,021	15,021

2021年12月31日現在、認識されていない、または引当計上されていない重要な繰延税金資産または負債はなかった(2020年：ゼロ)。

5 取締役の報酬

香港会社法の第383条(1)および社内規定のパート2(取締役の給付に関する情報の開示)に準拠して開示される取締役の報酬は以下の通りである。

	2021年 香港ドル	2020年 香港ドル
取締役の報酬	-	-
給与、手当および現物給付	7,778,000	7,478,000
変動賞与	9,857,857	9,277,210
株式報酬	2,431,474	2,227,319
退職制度への拠出額	808,200	750,500
	20,875,531	19,733,029

6 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、以下から構成される。

	2021年 香港ドル	2020年 香港ドル
当座預金	309,193,039	281,524,689

7 売掛金およびその他の資産

	2021年 香港ドル	2020年 香港ドル
未収投資運用報酬	5,018,058	6,008,164
未収弁護士および専門家報酬	1,239,606	236,399
その他	115,539	130,762
	6,373,203	6,375,325

上記の未収報酬はすべて、当社が運用するファンドから支払われる。すべての未収報酬は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

8 買掛金および未払費用

	2021年 香港ドル	2020年 香港ドル
未払弁護士および専門家報酬	2,719,835	4,884,580
その他の未払金	25,283,479	13,241,981
監査報酬	468,286	460,648
	28,471,600	18,587,209

すべての買掛金および未払費用は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

9 株式資本

(a) 発行済株式資本

	2021年		2020年	
	株数	金額 香港ドル	株数	金額 香港ドル
発行済、全額払込済普通株式：				
1月1日および12月31日現在	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

香港会社法の第135条に準拠して、当社の普通株式は無額面株式である。

普通株式の株主には、折々に宣言される配当を受け取る権利があり、当社の株主総会において1株につき1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残存資産に関して同等に位置づけられている。

(b) 資本管理

資本管理における当社の主たる目的は、継続企業として存続する当社の能力を保護することである。当社は、ある大規模なグループの一部であるため、当社の追加資本の源泉および余剰資金の分配に関する方針は、当該グループの資本管理目的の影響も受けることがある。

当社は、資本のすべての構成要素を含めて「資本」として定義している。この基準において、2021年12月31日現在の資本金額は286,462,234香港ドル(2020年：269,953,068香港ドル)であった。

当社の資本構造は、当社が所属するグループの資本管理の方策に配慮して定期的に見直され、管理されている。当社の資本構造の調整は、当社またはグループに影響を及ぼす経済環境の変化を考慮し、当社に対する取締役会の忠実義務または香港会社法の要件と矛盾しない範囲で行われる。

取締役会による当社の資本構造の見直しの結果は、配当が宣言される場合に、配当水準を決定するための基準として使用される。

香港証券先物法に基づき登録された認可企業として、当社は香港証券先物(金融資源)規則(以下「FRR」という。)の資本規制の対象にもなっている。流動資本の最低必要額は、100,000香港ドルとFRRで定められた必要流動資本のいずれか高い方である。当社は、FRRの要件を遵守していることを日次ベースでモニターしている。当事業年度中、当社は常にFRRの要件を遵守していた。

10 重要な関連当事者取引

本財務書類において別途開示されている取引の他、当社は、通常の営業過程において関連当事者と以下の取引を行った。

(a) 受取報酬および支払報酬

	注記	2021年 香港ドル	2020年 香港ドル
受取報酬			
受取投資運用報酬	()	81,829,082	40,012,764
支払報酬			
支払サブ・マネージャー報酬	()	(23,385,076)	(6,967,624)

() 当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・マネージャーである。

- アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ18」という。)(2021年6月15日に償還)
- メキシコ・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ19」という。)
- テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ20」という。)
- グローバル・バランス・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ25」という。)
- 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ27」という。)

- トレジャリー・プレミアム・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ28」という。)
- フィクスト・インカム・ファンド(以下「ファンド・シリーズ30」という。)(2021年12月23日に償還)
- トレジャリー・プレミアム・プラス ファンド(以下「ファンド・シリーズ31」という。)
- 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1703(以下「ファンド・シリーズ32」という。)
- 高配当日本株リスクコントロール型(以下「ファンド・シリーズ33」という。)
- 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1710(以下「ファンド・シリーズ34」という。)
- J G Bアセット・スワップ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ36」という。)
- 日経225連動イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ37」という。)
- 償還時目標設定型ファンド1802(以下「ファンド・シリーズ38」という。)
- チャイナ・ホンコン・エクイティ・オポチュニティーズ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ39」という。)
- 償還時目標設定型ファンド1809(以下「ファンド・シリーズ40」という。)
- マルチ・アセット・システムティック・ストラテジーズ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ41」という。)
- 償還時目標設定型ファンド1903(以下「ファンド・シリーズ42」という。)
- フレキシベータ・ファンド(V T 5 ディフェンシブおよびV T 10アクティブ)(以下「ファンド・シリーズ43」という。)
- 米ドル建てシティグループ・ノート・リターン・リファリング・ザ・ハイ・ウォーターマーク・オブ・グローバル・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド・シリーズ44」という。)
- グローバル・マルチ・セマティック・エクイティ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ45」という。)
- 米国エクイティ・イントラデイ・モメンタム・ファンド(以下「ファンド・シリーズ46」という。)
- アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド(以下「ファンド・シリーズ47」という。)(2021年1月29日に設定)
- 日経225ベア・イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ49」という。)(2021年3月16日に設定)
- 米国大型株イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ50」という。)(2021年8月30日に設定)
- シティグループ社債 償還時目標設定型ファンド(以下「ファンド・シリーズ54」という。)(2021年9月30日に設定)
- C G M Y L インデックス・ターゲット・ボラティリティ・ファンド2012(S P)(以下「C G M Y L」という。)
- トルコ債券オープン(毎月決算型)為替アクティブヘッジ(以下「K A M」という。)

() 当社は、当社の管理下にある以下のファンドから、報酬を受け取る権利を有している。

受取投資運用/助言報酬

ファンド・シリーズ18、19、20、25、26、27、28、30、31、32、33、34、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、49、50、54、C G M Y L およびK A Mの受取投資運用報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.01%から1.8%で計算される。

() 当社とシリーズ18、19、39および45のサブ・マネージャーとの間で締結されたサブ・マネジメント契約に従い、支払サブ・マネージャー報酬が、受取管理報酬総額のそれぞれ72%、50%、55%および55%で算定され、サブ・マネージャーに支払われる。2021年12月31日現在においてシリーズ19、39および45のサブ・マネージャーに支払われた支払サブ・マネージャー報酬総額は、23,385,076香港ドル(2020年:6,967,624香港ドル)であった。

(b) 支払管理報酬

当社は、当社に付帯的な販売サポート・サービスを提供している兄弟会社に管理報酬を支払った。2021年12月31日に終了した報告期間における支払管理報酬は、25,849,811香港ドル(2020年：6,456,764香港ドル)であった。

(c) 経営幹部の報酬

注記5に開示されている取締役の報酬以外に、他の経営幹部の報酬はない。

	2021年 香港ドル	2020年 香港ドル
経営幹部の報酬	20,875,531	19,733,029

特定の経営幹部に対する報酬の開示金額が、シティグループ内の兄弟会社(以下「グループ会社」という。)によって支払われた。当社は、経営幹部の役務の提供についてグループ会社を直接補償しなかった。

11 金融商品

信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクならびに為替リスクに対するエクスポージャーは、当社の通常の営業過程において生じる。これらのリスクは、下記の当社の財務管理方針および施策によって管理されている。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主に兄弟会社の銀行に保有されている現金および現金同等物、当社の投資運用活動により生じる未収報酬に起因する。経営陣は、信用方針を整備しており、信用リスクのエクスポージャーを継続的にモニターしている。

未収運用報酬は定期的に見直され、定期的なスケジュールで決済される。兄弟会社に対する債権については、経営陣は、グループ会社に預け入れている金融資産の不履行リスクは僅少であると考えている。

信用リスクの最大エクスポージャーは、報告期間の期末時点の当該金融資産の帳簿価額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社の流動性リスク管理プロセスは、シティグループおよびシティグループ・ネットワーク全体のブローカー・ディーラーの流動性および資金調達プロセスならびに流動性監視フレームワークに統合されている。シティグループの方針では、シティグループおよびシティグループ・ネットワーク全体のブローカー・ディーラーは、強固な流動性ポジションを維持し、予想および予想外の現在および将来のキャッシュ・フローと担保のニーズの両方を満たすのに十分なキャッシュ・フローを確保する必要がある。

2021年および2020年12月31日現在、すべての金融負債は1年以内に満期が到来するか、または、要求に応じて返済される。金融負債の最も早い契約上の決済日の詳細は、注記8に開示されている。

(c) 金利リスク

当社は、2021年に定期預金を保有しておらず、現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲での金利リスクに対するエクスポージャーは重要ではない。当社は、2021年および2020年に当社が現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲でのみ、金利リスクにさらされていた。

(d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動が金融商品の価値に影響を与える可能性によって生じる。

為替リスクのエクスポージャーを最小化するため、経営陣は、相殺が必要な外貨を直物レートで売買することにより正味エクスポージャーが許容水準に保たれることを確認している。

（ ） 為替リスクに対するエクスポージャー

当社の機能通貨以外の通貨建である資産および負債の認識額から生じた為替リスクに対する、当社の報告期間の期末時点のエクスポージャーの詳細は以下の表の通りである。

	2021年			2020年		
	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当
現金および現金同等物	3,419	952,524	8,172,619	3,609	727,218	7,932,630
売掛金およびその他の資産	-	2,617,546	3,768,281	-	4,356,006	2,008,536
買掛金および未払費用	-	(1,473,267)	(25,290,774)	-	(5,970,427)	(9,507,160)
正味エクスポージャー	3,419	2,096,803	(13,349,874)	3,609	(887,203)	434,006

香港ドルは米ドルに対するペッグ制が施行されているため、当社は米ドルと香港ドルの為替レート変動のリスクは重要ではないと考えている。

（ ） 感応度分析

以下の表は、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合に、報告期間の期末時点で当社が多額のエクスポージャーを有している為替レートが同日に変更された場合に生じると考えられる当社の税引前利益の瞬時的な変動を表している。

	2021年		2020年	
	為替レートの上昇／(下落)	税引前利益の増加／(減少) 香港ドル	為替レートの上昇／(下落)	税引前利益の増加／(減少) 香港ドル
豪ドル	1.87%	64	5.13%	185
	(1.01)%	(35)	-	-
日本円	0.14%	2,936	5.26%	(46,627)
	(0.85)%	(17,823)	-	-

感応度分析では、為替レートの変動が、報告期間の期末時点で為替リスクのある当社保有の金融商品の再測定に適用されたと仮定し、機能通貨以外の通貨建である内部取引による債権債務を含めている。感応度分析は、2020年と同じ基準で実施されている。

(e) 金融資産および負債の公正価値

金融資産および負債の公正価値は、2021年12月31日および2020年12月31日現在の財政状態計算書の帳簿価額と大きな相違はないと考えられる。

12 直接および最終的な持株会社

2021年12月31日現在、取締役会は、当社の直接の親会社は、香港で設立されたシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドであるとみなしている。同社は財務書類を作成しているが、公衆の閲覧に供されていない。2021年12月31日現在の当社の最終的な持株会社は、米国で設立されたシティグループ・インクであるとみなされる。シティグループ・インクは米国で一般に認められる会計原則に基づき連結財務書類を作成しており、公衆の閲覧に供されている。

13 公表されているが2021年12月31日に終了した事業年度において未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HKICPAは2021年12月31日に終了した事業年度において未発効で、本財務書類に適用されていない、多くの修正および新基準、HKFRS第17号「保険契約」を公表した。本変更には、当社に関連する可能性がある以下が含まれている。

以下の日付以降に開始する

会計期間より適用

HKFRS第3号の修正「概念フレームワークへの参照」	2022年1月1日
HKAS第16号の修正「有形固定資産：意図された使用の前に発生する利益」	2022年1月1日
HKAS第37号の修正「不利な契約 - 契約の履行のコスト」	2022年1月1日
HKFRSの年次改善2018年 - 2020年サイクル	2022年1月1日
HKAS第1号の修正「負債の流動または非流動への分類」	2023年1月1日
HKAS第1号およびHKFRS実務記述書第2号の修正「会計方針の開示」	2023年1月1日
HKAS第8号の修正「会計上の見積りの定義」	2023年1月1日
HKAS第12号の修正「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」	2023年1月1日

当社は、これらの修正が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。これまでのところ、これらの修正の適用が本財務書類に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えている。

[次へ](#)

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2021

Statement of profit or loss and other comprehensive income for the year ended 31 December 2021

(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2021 \$	2020 \$
Revenue	2	81,829,082	40,012,764
Interest income		3,473	839,852
Foreign exchange loss		(161,332)	(126,878)
		<u>81,671,223</u>	<u>40,725,738</u>
Other operating expenses		(61,875,944)	(24,019,968)
Profit before taxation	3	19,795,279	16,705,770
Income tax	4(a)	(3,286,113)	(2,621,364)
Profit and total comprehensive income for the year		<u>16,509,166</u>	<u>14,084,406</u>

The notes on pages 11 to 30 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2021

Statement of financial position as at 31 December 2021

(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2021 \$	2020 \$
Non-current assets			
Deferred tax assets	4(c)	15,021	17,202
Current assets			
Accounts receivable and other assets	7	6,373,203	6,375,325
Tax receivable	4(c)	-	623,061
Cash and cash equivalents	6	309,193,039	281,524,689
		<u>315,566,242</u>	<u>288,523,075</u>
Current liabilities			
Accounts payable and accrued expenses	8	28,471,600	18,587,209
Current taxation	4(c)	647,429	-
		<u>29,119,029</u>	<u>18,587,209</u>
Net current assets		<u>286,447,213</u>	<u>269,935,866</u>
NET ASSETS		<u>286,462,234</u>	<u>269,953,068</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Share capital	9(a)	2,000,200	2,000,200
Reserves		<u>284,462,034</u>	<u>267,952,868</u>
TOTAL EQUITY		<u>286,462,234</u>	<u>269,953,068</u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on **27 APR 2022**


 Avrille Troublaitenka


 Song Li

Directors

The notes on pages 11 to 30 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2021

Statement of changes in equity for the year ended 31 December 2021

(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Share capital \$</i>	<i>Retained profits \$</i>	<i>Total \$</i>
Balance at 1 January 2020	2,000,200	253,868,462	255,868,662
Total comprehensive income for the year	-	14,084,406	14,084,406
Balance at 31 December 2020	2,000,200	267,952,868	269,953,068
Balance at 1 January 2021	2,000,200	267,952,868	269,953,068
Total comprehensive income for the year	-	16,509,166	16,509,166
Balance at 31 December 2021	2,000,200	284,462,034	286,462,234

The notes on pages 11 to 30 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2021

Statement of cash flows
for the year ended 31 December 2021
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2021 \$	2020 \$
Operating activities			
Profit before taxation		19,795,279	16,705,770
Adjustment for: Interest income		<u>(3,473)</u>	<u>(839,852)</u>
Operating cashflow before changes in working capital		19,791,806	15,865,918
Decrease in accounts receivable and other assets		2,122	3,573,875
Increase in accounts payable and accrued expenses		<u>9,884,391</u>	<u>10,666,028</u>
Cash generated from operating activities		29,678,319	30,105,821
Hong Kong Profits Tax paid		<u>(2,013,442)</u>	<u>(6,904,322)</u>
Net cash generated from operating activities		<u>27,664,877</u>	<u>23,201,499</u>
Investing activities			
Interest received		<u>3,473</u>	<u>839,852</u>
Net cash generated from investing activities		<u>3,473</u>	<u>839,852</u>
Net increase in cash and cash equivalents		27,668,350	24,041,351
Cash and cash equivalents at 1 January		<u>281,524,689</u>	<u>257,483,338</u>
Cash and cash equivalents at 31 December	6	<u>309,193,039</u>	<u>281,524,689</u>

The notes on pages 11 to 30 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2021

Notes to the financial statements

(Expressed in Hong Kong dollars)

1 Significant accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), which collective term includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. Significant accounting policies adopted by the Company are disclosed below.

The HKICPA has issued certain amendments to HKFRSs that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Company. Note 1(c) provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Company for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

(b) Basis of preparation of the financial statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The Company has chosen Hong Kong dollars as its functional currency which reflects the economic substance of the underlying assets and circumstances relevant to the Company. All values are rounded to the nearest Hong Kong dollar, unless otherwise indicated.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

1 Significant accounting policies (continued)

(c) *Changes in accounting policies*

A number of new standards are effective from 1 January 2021 but they do not have a material effect on the Company's financial statements.

(d) *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand, demand deposits with banks and other financial institutions, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) *Revenue and other income*

Income is classified by the Company as revenue when it arises from the trading activities, the provision of services in the ordinary course of the Company's business.

Revenue is recognised when control over service is transferred to the customer, at the amount of promised consideration to which the Company is expected to be entitled, excluding those amounts collected on behalf of third parties.

Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the customer for more than 12 months, revenue is measured at the present value of the amount receivable, discounted using the discount rate that would be reflected in a separate financing transaction with the customer, and interest income is accrued separately under the effective interest method. Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the Company, revenue recognised under that contract includes the interest expense accreted on the contract liability under the effective interest method. The Company takes advantage of the practical expedient in paragraph 63 of HKFRS 15 and does not adjust the consideration for any effects of a significant financing component if the period of financing is 12 months or less.

Further details of the Company's revenue and other income recognition policies are as follows:

- Investment management fee income is recognised when the relevant services have been rendered.
- Interest income is recognised as it accrues using the effective interest method.

1 Significant accounting policies (continued)

(f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events, are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) Accounts and other receivables

Accounts and other receivables are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost using the effective interest method, less allowance for credit losses (see note 1(k)(v)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at invoice amounts less allowance for impairment of doubtful debts.

Impairment losses for bad and doubtful debts are recognised when there is objective evidence of impairment and are measured as the difference between the carrying amount of the financial asset and the estimated future cash flows, discounted at the asset's original effective interest rate where the effect of discounting is material.

Objective evidence of impairment includes observable data that comes to the attention of the Company about events that have an impact on the asset's estimated future cash flows such as significant financial difficulty of the debtor.

(h) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into Hong Kong dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the end of reporting period. Exchange gains and losses are recognised in statement of profit or loss and other comprehensive income.

1 Significant accounting policies (continued)

(i) Income tax

Income tax for the year comprises current tax and movements in deferred tax assets. Current tax and movements in deferred tax assets are recognised in the statement of profit or loss except to the extent that they relate to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case the relevant amounts of tax are recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of the reporting period, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax assets arise from deductible temporary differences, being the differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the tax bases. Deferred tax assets also arise from unused tax losses and unused tax credits. Apart from differences which arise on initial recognition of assets and liabilities, all deferred tax assets to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the asset can be utilised, are recognised.

The amount of deferred tax recognised is measured based on the expected manner of realisation or settlement of the carrying amount of the assets and liabilities, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of reporting period. Deferred tax assets are not discounted.

Current tax balances and deferred tax balances, and movements therein, are presented separately from each other and are not offset. Current tax assets are offset against current tax liabilities, and deferred tax assets against deferred tax liabilities if, and only if, the Company has the legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities. The principle of offsetting usually applies to income tax levied by the same tax authority on the same taxable entity.

(j) Related parties

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.

1 Significant accounting policies (continued)

(b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:

- (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
- (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
- (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
- (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
- (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
- (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
- (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
- (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the Company's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(k) Financial instruments**(i) Initial recognition**

Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price, plus, in case of a financial asset or financial liability not held at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

The Company recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded.

1 Significant accounting policies (continued)

(ii) Classification and subsequent measurement

(A) Classification of financial assets

On initial recognition, the Company classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL.

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI")

All other financial assets of the Company are measured at FVTPL.

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Company considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Company's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the managers of the business are compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity

Financial assets that are held for trading or managed and whose performance is evaluated on a fair value basis are measured at FVTPL because they are neither held to collect contractual cash flows nor held both to collect contractual cash flows and to sell financial assets.

1 Significant accounting policies (continued)*Assessment whether contractual cash flows are SPPI*

For the purposes of this assessment, 'principal' is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. 'Interest' is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Company considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Company considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Company's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates)

Reclassifications

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition, except in the period after the Company changes its business model for managing financial assets.

(B) Classification of financial assets*Loans and receivables*

Loans and receivables include amounts due from fellow subsidiaries, accounts receivable and other assets and cash and cash equivalents. These assets are measured at amortised cost using the effective interest method.

Other financial liabilities

Financial liabilities includes amount due to fellow subsidiaries and accounts payable and accrued expenses. These liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method.

(iii) Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual rights to receive the cash flows from the financial asset expire, or where the financial asset together with substantially all the risks and rewards of ownership, have been transferred.

1 Significant accounting policies (continued)

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

The Company uses the weighted average method to determine realised gains and losses to be recognised in the statement of profit or loss and other comprehensive income on derecognition.

(iv) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the statement of financial position where there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

(v) Impairment

The Company recognises loss allowances for ECLs on financial assets measured at amortised cost.

The Company measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition

The Company assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

The Company considers a financial instrument to have low credit risk when its credit risk rating is equivalent to the globally understood definition of 'investment grade'.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months).

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Company is exposed to credit risk.

Measurement of ECLs

ECLs are the probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Company expects to receive).

ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2021

1 Significant accounting policies (continued)

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Company assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation

Presentation of allowance for ECLs in the statement of financial position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Company has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

2 Revenue

The principal activity of the Company is the provision of investment management services.

	2021 \$	2020 \$
Revenue from contracts with customers within the scope of HKFRS 15		
Investment management fee income	<u>81,829,082</u>	<u>40,012,764</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2021

3 Profit before taxation

Profit before taxation is arrived at after charging:

	2021 \$	2020 \$
Management fee expenses	25,849,811	6,456,764
Sub-manager fee expenses	23,385,076	8,107,596
Legal and professional fee	10,511,444	7,988,111
Auditors' remuneration	475,086	468,286
Custody expenses	697,584	332,108
Printing expenses	-	190,903
Others	956,943	476,200
	<u>956,943</u>	<u>476,200</u>

4 Income tax

(a) *Income tax in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:*

	2021 \$	2020 \$
Current tax - Hong Kong Profits Tax		
Over-provision in respect of the prior years	(6,155)	(20,001)
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	3,290,087	2,638,814
	<u>3,283,932</u>	<u>2,618,813</u>
Deferred tax		
Origination and reversal of temporary differences	2,181	2,551
	<u>3,286,113</u>	<u>2,621,364</u>

The provision for Hong Kong Profits Tax for 2021 is calculated at 16.5% (2020: 16.5%) of the estimated assessable profits for the year.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2021

4 Income tax (continued)

(b) *Reconciliation between income tax charged to profit or loss and accounting profit at applicable tax rates:*

	2021 \$	2020 \$
Profit before taxation	19,795,279	16,705,770
Notional tax on profit before taxation at 16.5% (2020: 16.5%)	3,266,221	2,756,452
Tax effect of non-taxable income and non-deductible loss	26,047	(115,087)
Over-provision in respect of prior years	(6,155)	(20,001)
Actual tax expense	3,286,113	2,621,364

(c) *Current tax payable/(receivable) in the statement of financial position represents:*

	Note	2021 \$	2020 \$
Current taxation bought forward		(623,061)	3,662,448
Profits Tax Paid		(2,013,442)	(6,904,322)
Balance of Profits Tax provision relating to prior years		(6,155)	(20,001)
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	4(a)	3,290,087	2,638,814
		647,429	(623,061)

Citygroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2021

4 Income tax (continued)

Deferred tax assets recognised:

The components of deferred tax assets recognised in the statement of financial position and the movements during the year are as follows:

	<i>Depreciation in excess of the related depreciation allowances</i>	<i>Total</i>
	\$	\$
At 1 January 2020	19,753	19,753
Charged to statement of profit or loss and other comprehensive income	<u>(2,551)</u>	<u>(2,551)</u>
At 31 December 2020	<u>17,202</u>	<u>17,202</u>
At 1 January 2021	17,202	17,202
Charged to statement of profit or loss and other comprehensive income	<u>(2,181)</u>	<u>(2,181)</u>
At 31 December 2021	<u>15,021</u>	<u>15,021</u>

As at 31 December 2021, there is no significant deferred tax asset or liability not recognised or provided for (2020: \$Nil).

5 Directors' emoluments

Directors' emoluments disclosed pursuant to section 383(1) of the Hong Kong Companies Ordinance and Part 2 of the Companies (Disclosure of Information about Benefits of Directors) Regulations are as follows:

	2021	2020
	\$	\$
Directors' fees	-	-
Salaries, allowances and benefits in kind	7,778,000	7,478,000
Discretionary bonuses	9,857,857	9,277,210
Share based payments	2,431,474	2,227,319
Retirement scheme contributions	808,200	750,500
	<u>20,875,531</u>	<u>19,733,029</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2021

6 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise:

	2021 \$	2020 \$
Cash at bank	<u>309,193,039</u>	<u>281,524,689</u>

7 Accounts receivable and other assets

	2021 \$	2020 \$
Investment management fee receivable	5,018,058	6,008,164
Legal and professional fee receivable	1,239,606	236,399
Others	<u>115,539</u>	<u>130,762</u>
	<u>6,373,203</u>	<u>6,375,325</u>

All of the above fee receivables are due from funds managed by the Company. All the fee receivables are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

8 Accounts payable and accrued expenses

	2021 \$	2020 \$
Legal and professional fee payable	2,719,835	4,884,580
Other payable	25,283,479	13,241,981
Audit fee	<u>468,286</u>	<u>460,648</u>
	<u>28,471,600</u>	<u>18,587,209</u>

All accounts payable and accrued charges are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2021

9 Share capital

(a) Issued share capital

	2021		2020	
	No. of shares	Amount \$	No. of shares	Amount \$
Ordinary shares, issued and fully paid:				
At 1 January and 31 December	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

In accordance with section 135 of the Hong Kong Companies Ordinance, the ordinary shares of the Company do not have a par value.

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objective when managing capital is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives.

The Company defines "capital" as including all components of equity. On this basis the amount of capital employed at 31 December 2021 was \$286,462,234 (2020: \$269,953,068).

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company or the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance.

The results of the directors' review of the Company's capital structure are used as a basis for the determination of the level of dividends, if any, that are declared.

As a licensed corporation registered under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance, the Company is also subject to the capital requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Financial Resources) Rules ("FRR"). The minimum liquid capital requirement is the higher of \$100,000 and the variable required liquid capital as defined in the FRR. The Company monitors its compliance with the requirements of the FRR on a daily basis. The Company complied with the requirements of the FRR at all times during the year.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2021

10 Material related party transactions

In addition to those disclosed elsewhere in the financial statements, the Company had transactions in the normal course of business with related parties as follows:

(a) Fee income and expenses

	Note	2021 \$	2020 \$
Fee income			
Investment management fee income	(ii)	81,829,082	40,012,764
Fee expenses			
Sub-manager fee expenses	(iii)	<u>(23,385,076)</u>	<u>(6,967,624)</u>

(i) The Company is the fund manager of the following funds during the year:

- Asia High Yield Bond Fund ("Fund Series 18") (Terminated on 15 Jun 2021)
- Mexico Bond Fund ("Fund Series 19")
- Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series ("Fund Series 20")
- Global Balance Plus Fund ("Fund Series 25")
- US Focused Growth Equity Foreign Currency Series ("Fund Series 27")
- Treasury Premium Plus Fund ("Fund Series 28")
- Fixed Income Fund ("Fund Series 30") (Terminated on 23 Dec 2021)
- Treasury Premium Plus II Fund ("Fund Series 31")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703 ("Fund Series 32")
- JPN High Dividend Equity with Short Index Allocation ("Fund Series 33")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1710 ("Fund Series 34")
- JGB Asset Swap Fund ("Fund Series 36")
- Nikkei 225 Intraday Fund ("Fund Series 37")
- Target Setting at Maturity Fund 1802 ("Fund Series 38")
- China Hong Kong Equity Opportunities Fund ("Fund Series 39")
- Target Setting at Maturity Fund 1809 ("Fund Series 40")

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2021

10 Material related party transactions (continued)

- Multi Asset Systematic Strategies Fund ("Fund Series 41")
- Target Setting At Maturity Fund 1903 ("Fund Series 42")
- Flexibeta Fund (VT5 Defensive and VT10 Active) ("Fund Series 43")
- USD Denominated Citigroup Note, Return Referring the High Watermark of Global Multi Asset Strategy Fund ("Fund Series 44")
- Global Multi-Thematic Equity Fund ("Fund Series 45")
- US Equity Intraday Momentum Fund ("Fund Series 46")
- Algebris Financial Hybrid Securities Fund ("Fund Series 47") (Launched on 29 Jan 2021)
- Nikkei 225 Bear Intraday Fund ("Fund Series 49") (Launched on 16 Mar 2021)
- US Large Cap Equity Intraday Fund ("Fund Series 50") (Launched on 30 Aug 2021)
- Citigroup Note Target Setting at Maturity Fund ("Fund Series 54") (Launched on 30 Sept 2021)
- CGMYL Index Target Volatility Fund 2012 (SP) ("CGMYL")
- Kokusai Turkish Bond Open (1M) Active Currency Hedge ("KAM")

(ii) The Company is entitled to fee income from the following funds under its management:

Investment management/advisory fee income

For Fund Series 18, 19, 20, 25, 26, 27, 28, 30, 31, 32, 33, 34, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 49, 50, 54, CGMYL and KAM, fees are calculated at 0.01% to 0.62% per annum of the net asset value of the funds.

(iii) Pursuant to the sub-management agreement signed between the Company and the sub-managers for Series 18, 19, 39 and 45, the sub-managers' fee expenses are payable to the sub-managers calculated at 72%, 50%, 55% and 55% respectively of the gross management fee income received. The total sub-managers' fee expenses paid to the sub-managers for Series 19, 39 and 45 as at 31 December 2021 amounted to \$23,385,076 (2020: \$6,967,624).

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2021

10 Material related party transactions (continued)

(b) Management fee expenses

The Company paid management fee expenses to fellow subsidiaries, which provided ancillary sale support services to the Company. The management fee expense for the year ended 31 December 2021 amounted to \$25,849,811 (2020: \$6,456,764).

(c) Key management personnel emoluments

Besides the directors' emoluments disclosed in note 5, there were no other key management personnel emoluments.

	2021 \$	2020 \$
Amounts disclosed include emoluments totalling	20,875,531	19,733,029

Amounts disclosed emoluments to certain key management personnel were paid by fellow subsidiaries within Citigroup ("group companies"). The Company did not directly reimburse the group companies for the service provided.

11 Financial instruments

Exposure to credit, liquidity and interest rate risks and foreign currency risk arise in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to cash and cash equivalents held at a fellow subsidiary bank and outstanding fees receivable arising from the Company's investment management activities. Management has a credit policy in place and exposure to credit risks is monitored on an ongoing basis.

Management fee receivables are regularly reviewed and settled on a regular schedule. For the balance due from fellow subsidiaries, management considers the default risk of the financial assets placed with the group companies to be remote.

The maximum exposure to credit risk is equal to the carrying amount of these financial assets as of the end of the reporting period.

11 Financial instruments (continued)**(b) Liquidity risk**

The Company's liquidity risk management process is integrated into the liquidity and funding process and liquidity monitoring framework of Citigroup and broker dealers across the Citigroup network. Citigroup policy requires Citigroup and broker dealers across the Citigroup network to maintain a strong liquidity position and ensure sufficient cash flows to meet both expected and unexpected current and future cash flow and collateral needs.

At 31 December 2021 and 2020, all financial liabilities mature within one year or are repayable on demand. Details of the earliest contractual settlement dates of the financial liabilities are disclosed in notes 8.

(c) Interest rate risk

The Company does not have any fixed deposits in 2021 which the exposure to interest rate risk to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents is insignificant. The Company was exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents in 2021 and 2020.

(d) Currency risk

Currency risk arises from the possibility that changes in foreign exchange rate will impact the value of financial instruments.

To minimise the exposures to foreign currency risk, management ensures that the net exposure is kept at an acceptable level by buying or selling foreign currencies at spot rates where necessary to cover the foreign currencies.

(i) Exposure to currency risk

The following table details the Company's exposure at the end of the reporting period to currency risk arising from recognised assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company to which they relate.

	2021			2020		
	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent
Cash and cash equivalents	3,419	952,524	8,172,619	3,609	727,218	7,932,630
Accounts receivable and other assets	-	2,617,546	3,768,281	-	4,356,006	2,008,536
Accounts payable and accrued expenses	-	(1,473,267)	(25,280,774)	-	(5,970,427)	(9,507,160)
Overall net exposure	3,419	2,096,803	(13,349,874)	3,609	(887,203)	434,006

Hong Kong dollar ("HKD") is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company therefore consider the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2021

11 Financial instruments (continued)

(ii) Sensitivity analysis

The following table indicates the instantaneous change on the Company's profit before tax that would arise if foreign exchange rate to which the Company has significant exposure at the end of reporting period had changed at that date, assuming all other risk variables remained constant.

	2021		2020	
	<i>Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %</i>	<i>Increase/ (decrease) on profit before tax \$</i>	<i>Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %</i>	<i>Increase/ (decrease) on profit before tax \$</i>
Australian dollars	1.87 (1.01)	64 (35)	5.13 -	185 -
Japanese Yen	0.14 (0.85)	2,936 (17,823)	5.26 -	(46,627) -

The sensitivity analysis assumes that the change in foreign exchange rates had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to foreign currency risk at the end of the reporting period, including intercompany payables and receivables that are denominated in currencies other than the functional currency. The analysis is performed on the same basis for 2020.

(e) Fair values of financial assets and liabilities

The fair values of financial assets and liabilities are considered not to be materially different from the carrying values in the statement of financial position as at 31 December 2021 and 31 December 2020.

12 Immediate and ultimate holding company

At 31 December 2021, the directors consider the Company's immediate holding company to be Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited, which was incorporated in Hong Kong. This entity produces financial statements but not available for public use. Its ultimate holding company at 31 December 2021 is considered to be Citigroup Inc., which was incorporated in the United States of America. Citigroup Inc. produces consolidated financial statements under generally accepted accounting principles in the United States of America, which are available for public use.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2021**13 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2021**

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments and a new standard, HKFRS 17, *Insurance contracts*, which are not yet effective for the year ended 31 December 2021 and which have not been adopted in these financial statements. These developments include the following which may be relevant to the Company.

	<i>Effective for accounting periods beginning on or after</i>
Amendments to HKFRS 3, <i>Reference to the Conceptual Framework</i>	1 January 2022
Amendments to HKAS 16, <i>Property, Plant and Equipment: Proceeds before Intended Use</i>	1 January 2022
Amendments to HKAS 37, <i>Onerous Contracts - Cost of Fulfilling a Contract</i>	1 January 2022
Annual Improvements to HKFRSs 2018-2020 Cycle	1 January 2022
Amendments to HKAS 1, <i>Classification of Liabilities as Current or Non-current</i>	1 January 2023
Amendments to HKAS 1 and HKFRS Practice Statement 2, <i>Disclosure of accounting policies</i>	1 January 2023
Amendments to HKAS 8, <i>Definition of accounting estimates</i>	1 January 2023
Amendments to HKAS 12, <i>Deferred tax related to assets and liabilities arising from a single transaction</i>	1 January 2023

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these developments is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the financial statements.

（２）【損益計算書】

管理会社の損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の純損益およびその他の包括利益計算書を御参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

利益相反

受託会社および管理会社の業務は、トラストに対するものに限られず、受託会社および管理会社は、その他の者に対して、受託会社および管理会社が取り決める条件により類似のまたはその他のサービスを自由に提供し、またこれにより支払われる報酬またはその他の金銭を、自らの利用および利益のために保持することができる。管理会社は、管理会社がその他の者に類似のサービスを提供する過程において、またはその他の資格におけるもしくは信託証書に基づくその義務を履行する過程におけるもの以外の何らかの方法によるその業務の過程において、管理会社またはその従業員もしくは代理人の知るところとなった事実または事項に関する通知により影響を受け、または受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うことになるとはみなされない。

適用ある法律および規制に定めるところに従い、信託証書のいかなる記載も、管理会社(または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者)が以下に掲げることを行うことを妨げるものではない。

(a) 受益証券の保有者となり、また管理会社が信託証書の当事者でなかった場合に有するものと同一の権利をもって受益証券の保有、処分またはその他取引を行うこと。

(b) 自らの計算において信託財産を構成するいずれかの投資対象と同一または類似の投資対象を買付け、保有しおよび取引すること。ただし、受託会社が、管理会社(または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者)から資産を買付けまたは管理会社(または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者)に対して信託財産を構成する資産を売付ける場合、関連するサブ・ファンドは、公開市場で、同一の規模および同一の性質の取引が信頼性のある相手方との間に行われる際に関連する市場において利用可能な最良の条件をもって取引を実行した場合より劣位の条件には置かれないものとする。

(c) (前項(b)項に定めるところに従い) 受託会社との間に金融取引、銀行取引もしくはその他の取引またはいずれかの受益者または信託財産を構成する証券を有するいずれかの者との間に当該取引を契約しもしくは締結すること、またはかかる契約もしくは取引に関与すること。管理会社(または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者)は、いかなる場合も受益者および受託会社に対する管理会社の義務に基づき、関連する当事者間の関係のみを理由としてかかる契約または取引に関して説明することを要求されないものとする。

(d) 管理会社のいずれかの取締役もしくはパートナーまたは当該取締役の関係者のいずれかの取締役もしくはパートナーが利害関係を有すると管理会社が認識する信託財産に関して、受託会社との間に、または受託会社のために取引を行うこと。ただし、当該利害関係の性質が最初に受託会社に対して開示されることを条件とする。

5【その他】

(1) 定款の変更

総会の特別決議により、管理会社の通常定款は変更することができる。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当なし。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

（イ）資本金の額

2022年4月末日現在、2,592万米ドル（約33億円）

（ロ）事業の内容

ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、また存続する会社である。受託会社は、世界有数の規模の銀行の一つであるカナダ帝国商業銀行が91.67パーセントの株式を保有している子会社であるCIBCファースト・カリビアン・インターナショナル銀行の間接完全子会社である。1965年に設立された受託会社は、ケイマン諸島における有数の完全に統合された銀行および信託会社の一つであり、銀行業、信託業および投資業のすべての分野の業務を提供している。受託会社は、適式に設立され、有効に存続しており、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）の規定に基づく業務を引受けることについて認可を得ている。同社は、ミューチュアル・ファンド法の規定に基づくミューチュアル・ファンド管理者の免許も受けている。

（2）香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイ（「保管会社」および「管理事務代行会社」）

（イ）資本金の額

2021年12月末日現在、普通株式750,691,060米ドル（約967億円）および優先株式1米ドル（約129円）

（ロ）事業の内容

シティバンク・エヌ・エイおよびその子会社（以下、総称して「シティバンク・エヌ・エイ」という。）は、1814年にアメリカ合衆国において設立されて以来、国内外の顧客に対する保管および決済業務の提供者である。1962年から1990年にかけて、シティバンク・エヌ・エイは、シティバンクの支店、子会社およびコルレス銀行によって組織される国際的な保管ネットワークを設立した。今日、シティバンク・エヌ・エイの国際的な保管ネットワークは、すべての先進市場および新興市場を網羅している。

シティバンク・エヌ・エイは、香港において1970年代のころから証券業務の提供を開始し、1980年代のころには完全に運営される保管業務を開始した。今日、香港におけるシティバンク・エヌ・エイの証券業務は、一流の銀行、ファンド・マネージャー、証券業者、保険会社および政府団体による国際的な顧客基盤を有している。

（3）シティコープ・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッド（「名義書換代理人」）

（イ）資本金の額

2022年4月末日現在、915,026,450香港ドル（約150億円）

（ロ）事業の概要

シティコープ・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッドは、香港九龍觀塘ホイ・バン・ロード83ワン・ベイ・イースト、シティタワー9/Fに登録事務所を有する香港のプライベート・リミテッド・カンパニーであり、シティグループの完全子会社である。名義書換代理人の主な業務は、顧客に対する電磁的コミュニケーションおよび情報サービスに関連する取引文書処理および支払業務の提供である。

（4）シティグループ証券株式会社（「代行協会員」）

（イ）資本金の額

2022年4月末日現在、963億700万円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づく登録を受け、日本において金融商品取引業を行っている。同社の主たる業務は、投資銀行業務、セールス・アンド・トレーディング業務、リサーチ業務である。同社はまた、外国投資信託の日本における販売の取扱いを行っている。

（５）株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（「販売会社」）

（イ）資本金の額

2022年４月末日現在、875億5,000万円

（ロ）事業の内容

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行は、銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務および併営業務を営んでいる。

（６）東海東京証券株式会社（「販売会社」）

（イ）資本金の額

2022年４月末日現在、60億円

（ロ）事業の内容

東海東京証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有している。

２【関係業務の概要】

（１）ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド

ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、トラストの受託会社である。受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、以下に掲げる事項を条件として、法律または信託証書に基づき付与された権利、特典、機能、職務、信託および裁量の全部または一部をいずれかの人、機関、団体または法人（管理会社を含むがこれに限られない。）に対して委託する機能を有する。

（ａ）受託会社は、管理会社に対して、当該委託が生ずる前または当該委託の発生後合理的期間内に当該委託について通知するものとする。

（ｂ）受託会社は、各当該委託先が（適用ある限り）信託証書の規定を遵守することを確保するためその合理的な努力のすべてを用いるものとする。

（ｃ）かかる者との間の書面による契約においては、同契約に基づく求償権が関連するサブ・ファンドの信託財産のみに制限され受託会社の自己勘定の資産に及ばないように制限する旨の条項が含まれているものとする。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、いかなる時においても、いかなる原因によるものであっても、あるサブ・ファンドの信託財産もしくはその一部もしくはその収益について発生し、またはこれらが被った損失、損害、請求、経費または費用に関して責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が受託会社自身の現実の詐欺または故意の不履行によって生じた場合はこの限りではない。

受託会社は、トラストに関する潜在的な債権者との間のいかなる取引においても、支払義務が生じ、かつ当該債権者に対して支払われるべき負債、債務または責任を履行するために当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみに対して求償権を有することを確保する。

受託会社は、受託会社に対して、当該サブ・ファンドの受託会社として提示され、発生または被ったいかなる訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用（一切の訴訟費用、専門家費用およびその他類似の費用を含む。）のすべてまたはこれらのいずれかに対して、関連するサブ・ファンドの信託財産から補償を受ける。上記にかかわらず、

（a）受託会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、その他のサブ・ファンドに関連して発生した責任について補償を受ける権利を有さない。

（b）ケイマン諸島の裁判所によって受託会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行の結果生じたものであると認定された受託会社が被った訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用または要求に関しては、受託会社が補償を受けることはできない。

受託会社は、管理会社および全受益者に90日以上前の事前の通知を行うことにより退任することができる。かかる退任は、後任の受託会社の選任後にのみ効力を生ずる。受益者は、受益者決議による承認を得た上で、いつでも受託会社を解任し、後任の受託会社を指定することができる。

（2）香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイ

管理事務代行会社

受託会社は、香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイをサブ・ファンドの管理事務代行会社として選任した。管理事務代行契約の条項に基づき、管理事務代行会社は、サブ・ファンドの一切の財務および会計の記録ならびに財務書類を維持することならびに純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を集計、計算および公表すること、サブ・ファンドの財務および会計の記録および財務書類を管理会社と調整することならびに監査手続をサポートすることを含むが、これらに限られないサブ・ファンドの運営に必要とされる管理事務業務を提供する。提供される管理事務業務の詳細は、管理事務代行契約に規定される。

管理事務代行契約に定めるところにより、受託会社または管理事務代行会社のいずれも、他方当事者に対して90日前までに書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において、管理事務代行契約を終了させることができる。

受託会社および管理会社は、合理的な弁護士費用および支出を含むがこれに限らない管理事務代行契約に基づく義務の履行から直接または間接に発生した一切の要求、請求、訴訟または訴訟の原因、評価、損失、損害、経費、責任、費用および税金に関して、管理事務代行会社に対してサブ・ファンドの資産からのみ補償し、かつ管理事務代行会社を保護することに合意した。ただし、管理事務代行会社は、管理事務代行会社またはその代理人の過失、故意の不履行、故意の不正行為または詐欺によって発生した債務に関しては、補償または保護を与えられないものとする。

保管会社

受託会社は、香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイを預託されるサブ・ファンドの資産の保管会社として行為するよう選任した。

保管会社は、保管契約の条項に基づき、預託されるサブ・ファンドの資産の安全な保管業務を提供することに同意した。

受託会社または保管会社のいずれも、他方当事者に対して90日前までに書面による通知を行うことにより、保管契約を終了させることができる。

受託会社は、保管契約に関して保管会社が被った一切の損失、経費、損害および費用（合理的な弁護士費用を含む。）ならびにあらゆる請求、要求または訴訟についての債務（以下、それぞれを「損失」という。）に関して、保管会社に対してサブ・ファンドの資産からのみ補償し、かつ保管会社を保護することに同意した。ただし、保管会社の過失、故意の不正行為もしくは詐欺、またはその名義人、支店もしくは子会社の過失、故意の不正行為もしくは詐欺の結果による損失を除く。かかる過失または故意の不正行為の場合、損失または損害に関連する保管会社の債務は、（i）有価証券の代替物または受託会社が当該過失または故意の不正行為を合理的に認識すべきであった時点における当該損失または損害に関連する有価証券の市場価格のうち少ない

方、および（ ）「現金」（保管契約に定義される。）の代替物に、（ ）現金勘定の基準となる通貨に適用されるレートでの当該時点までの補償利息を加えた額を超えない。保管会社は、いかなる状況においても、結果的な損失または損害について、受託会社に対し責任を負わず、これは当該損失または損害の可能性を知らされていた場合においても同様である。

（３）シティコープ・ファイナンシャル・サービス・リミテッド

名義書換代理人

シティコープ・ファイナンシャル・サービス・リミテッドがサブ・ファンドの登録事務および名義書換代理人として選任された。

名義書換代理人は、名義書換代理人契約の条項に基づき、受益証券の発行、譲渡および買戻しに関連する登録事務および名義書換代理人業務（買付申込みおよび買戻請求の回収および処理（適用されるマネー・ロンダリング防止規定の遵守を確保するための申込金および受益者の確認の実施を含む。）、申込金の回収および買戻金の支払いならびに受益者名簿の維持または維持の監督を含むが、これらに限られない。）を提供することに同意した。

名義書換代理人は、名義書換代理人の業務を行うために第三者の業務を行う権限を有する。名義書換代理人は、名義書換代理人契約に基づく自身の業務をかかるいずれかの第三者に委託することができる。名義書換代理人は、かかる第三者を選任および任命する際、合理的な技能、注意および注意義務を履行しなければならないが、かかる第三者の選定に関する過失のみについて責任を負うものとし、名義書換代理人契約に基づきかかる第三者に委託された業務のかかる第三者による遂行に関しては責任を負わないものとする。ただし、名義書換代理人は、登録事務および名義書換代理人業務（（i）受益証券の割当て、発行、譲渡、転換、買戻しおよび／または買付け（受益証券の申込手続きを含む。）の手配、（ ）受益証券の申込みおよび買戻しに関する受益者からの金銭の受取りおよび受益者に対する金銭の支払い、（ ）サブ・ファンドの受益者名簿の維持、（ ）申込金に対する契約書の発行および（v）その他の管理事務代行業務（サブ・ファンドの買戻金、報酬、手数料およびその他の費用のサブ・ファンドからの支払い等）を含む。）を行っている第三者の業務の遂行に関しては責任を負うものとする。

名義書換代理人契約に定めるところにより、名義書換代理人契約の各当事者は、他方当事者に対して90日前までに書面による通知を行うことにより、およびその他の一定の状況において、名義書換代理人契約を終了させることができる。

受託会社および管理会社は、名義書換代理人契約に基づく名義書換代理人の業務の遂行に直接的もしくは間接的に起因する一切の要求、請求、訴訟または訴因、賦課、損失、損害、経費、債務、費用および税金（合理的な弁護士費用および支払金を含むが、これらに限られない。）に関して、名義書換代理人に対してサブ・ファンドの資産からのみ共同で補償し、かつ名義書換代理人を保護することに合意した。ただし、名義書換代理人は、名義書換代理人またはその代理人の過失、故意の不履行、故意の不正行為または詐欺によって発生した債務に関しては、補償または保護を与えられないものとする。

上記にかかわらず、受託会社および管理会社は、その原因を問わないあらゆる損失、請求、訴訟、民事上の紛争、不履行または損害（訴訟の形式または法的理論にかかわらず。）に関する受託会社および管理会社に対する名義書換代理人の累積的債務が損害に関する訴訟の原因が発生した日の直前の12か月間の名義書換代理人の報酬を超えないことに合意した。

名義書換代理人は、香港九龍觀塘ホイ・パン・ロード83、ワン・ベイ・イースト、シティータワーに登記上の住所を置く香港において設立された非公開有限責任会社であり、シティグループ・インクの完全所有子会社である。名義書換代理人の主たる業務は、顧客に対する取引書類の処理および支払業務、関連する電子的通信および情報サービスの提供である。

（４）シティグループ証券株式会社

日本における代行協会員業務を行う。

（５）株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行は、日本において受益証券または受益証券にかかる受益権の販売会社として行為するために選任された。管理会社は、将来日本その他の場所における受益証券またはその受益権の更なる販売会社を選任することができる。

（６）東海東京証券株式会社

東海東京証券株式会社は、日本において受益証券（米ドル受益証券に限る。）または受益証券（米ドル受益証券に限る。）にかかる受益権の販売会社として行為するために選任された。管理会社は、将来日本その他の場所における受益証券またはその受益権の更なる販売会社を選任することができる。

3【資本関係】

提出者、保管会社および管理事務代行会社、名義書換代理人ならびに代行協会員は、シティグループ・インクの子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2021年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,451（3,145のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- (a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合
- (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合
- ただし、以下を除く。
- (a) 銀行および信託会社法または保険法（改正済）に基づく免許を受けた者
- (b) 住宅金融組合法（改正済）または共済会法（改正済）に基づき登録された者、または
- (c) 非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、

投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィダー・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理

者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
- () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
- (A) 会社法（改正済）（以下「会社法」という。）の第17編A
 - (B) 有限責任会社法（改正済）の第12編
 - (C) 有限責任事業組合法（改正済）の第8編
- （以下、併せて「受益所有権法」という。）
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類（特に定款）は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。

- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - () 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託

者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法（改正済）により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（改正済）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、（免除会社と同様に）別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬／プラン・ピークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ピークルを含む。）がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア・オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。契約（第三者の権利）法（改正済）により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以

後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと

- () C I M Aの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、C I M Aに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () C I M Aから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をC I M Aに対し提出すること
 - (b) C I M Aの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) C I M Aの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M Aの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M Aがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M Aが第8.10項による措置を執った場合、C I M Aは、グランドコートに対して、C I M Aが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、管理者がC I M Aに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M Aに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、推奨をC I M Aに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとC I M Aが判断する場合、C I M Aは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M Aは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 8.18 C I M Aが第8.16項の措置をとった場合、C I M Aは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M Aが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M Aにも送付される。
- 9.3 C I M Aにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが实际的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと
- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

(a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請

(b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、以下の場合はこの限りでない。

(a) 例えば秘密情報公開法（改正済）、犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）または薬物濫用法（改正済）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

(b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合

(c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に依りて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関する場合

(d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合

(e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合

(f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

(g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合

(h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合

(i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

(j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依りて）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（改正済）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

（ ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

（ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

(a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（改正済）第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(l)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外

に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表第2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
- () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
 - () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。

- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）

- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について
使用開始日を記載することがある。
次の事項を記載することがある。
・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。
図案を採用することがある。
- (2) 交付目論見書の「投資リスク」において、次の事項を記載することがある。
・「サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」との趣旨を示す記載
・「受益証券のかかるクラスに帰属すべき運用または為替相場の変動等による損益は、すべて受益証券のかかるクラスの投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。
- (4) 交付目論見書の末尾の次に「投資信託 購入時手数料(お申込手数料)に関するご説明」および「目論見書補完書面(投資信託)」を記載することがある。
- (5) 受益証券の券面は発行されない。

[次へ](#)

別紙A 定義

文脈上別異に解すべき場合を除き、本書において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意義を有する。

管理事務代行契約	受託会社および管理事務代行会社の間で締結された2020年12月頃付管理事務代行契約(随時修正される。)をいう。
管理事務代行会社	香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイまたはトラストもしくはサブ・ファンドの管理事務代行会社として受託会社によって選任されるその他の者をいう。
代行協会員	受益証券の募集に関して管理会社の日本における代行協会員としてのシティグループ証券株式会社またはサブ・ファンドの代行協会員として管理会社により選任されるその他の者をいう。
代行協会員契約	管理会社および代行協会員の間で締結された2020年12月頃付代行協会員契約(随時修正される。)をいう。
申込日	いずれかの取得日または買戻日に関連して、かかる取得日または買戻日から2営業日前の日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
申込書	管理会社または名義書換代理人より入手可能な受益証券の申込みの様式をいう。
豪ドル	オーストラリア連邦の法定通貨をいう。
豪ドル受益証券	豪ドル建てで「豪ドル受益証券」として指定される受益証券をいう。
営業日	ロンドン、ダブリン、香港および東京の各地において商業銀行が営業を行っているそれぞれの日(土曜日、日曜日または祝日を除く。)ならびに／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
アイルランド中央銀行	投資先ファンド・アンブレラの認可および監督に責任を有するアイルランド中央銀行または後任の規制当局をいう。
アイルランド中央銀行UCITS規則	2013年中央銀行(監督および執行)法(第48条(1))(譲渡可能証券への集団投資事業)2015年規則(その後の随時の変更、補足または代替を含む。)およびアイルランド中央銀行により随時発行される関連指針をいう。
クラス基準通貨	(a)豪ドル受益証券について、豪ドルをいう。 (b)ユーロ受益証券について、ユーロをいう。 (c)円受益証券について、円をいう。 (d)米ドル受益証券について、米ドルをいう。
払込日	2021年1月29日または管理会社が受益証券のクラスについて決定するその他の日をいう。
CoCo債	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針」の項において定める意味を有する。
保管会社	香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイまたはサブ・ファンドの保管会社として受託会社によって選任されるその他の者をいう。

保管契約	受託会社および保管会社の間で締結された2020年12月頃付保管契約(随時修正される。)をいう。
取引期限	関連する申込日の東京時間18時、または管理会社が一般的もしくは特定の場合について決定する当該他の時間をいう。
販売会社	管理会社により随時選任される受益証券のもしくはその実質的権利の販売会社をいう。
EEA	欧州経済領域をいう。
適格投資家	(i)米国の居住者、米国において設立されもしくは存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づき設立されもしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の団体、()ケイマン諸島に所在または居住する者または団体(慈善信託もしくは慈善権限授与の対象者またはケイマン諸島の免除会社もしくは非居住会社を除く。)、()適用ある法律に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者、法人または団体、または()上記(i)から()に記載される者、法人もしくは団体の保管会社、名義人もしくは受託会社、のいずれにも該当しない者、法人または団体、または管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定し、受託会社に通知するその他の者、法人もしくは団体をいう。
適格非UCITS	以下のいずれかのオープン・エンド型集団投資スキームをいう。 (a) ガーンジーで設定され、クラスAスキームとして認可されたスキーム (b) 公認ファンドとしてジャージーで設定されたスキーム (c) 認可スキームとしてマン島で設定されたスキーム (d) EU、EEA、米国、ジャージー、ガーンジーまたはマン島において認可され、あらゆる重要な点において、アイルランド中央銀行が発行するアイルランド中央銀行UCITS規則の規定に従う非UCITSスキーム (e) 随時アイルランド中央銀行によって許可され、投資先ファンドの英文目論見書に規定されるその他のスキーム
EMIR	店頭デリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する2012年7月4日付欧州議会規則(EU)No. 648 / 2012をいう。
ETF	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針」の項において定める意味を有する。
ETN	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針」の項において定める意味を有する。
EU	欧州連合をいう。
ユーロ	1992年2月7日にマーストリヒトにて署名された欧州連合条約にしたがって採用された単一通貨である欧州連合加盟国の共通通貨をいう。
ユーロ受益証券	ユーロ建てで「ユーロ受益証券」として指定される受益証券をいう。
FDI	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針」の項において定める意味を有する。
金融商品取引法	日本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)をいう。
機能通貨	米ドルをいう。

ヘッジ投資先ファンド投資証券	投資先ファンドのクラスI豪ドル投資証券、クラスI円投資証券およびクラスI米ドル投資証券をいう。
投資対象	人、団体(法人格の有無を問わない。)、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関によって発行されたあらゆる種類の株、株式、パートナーシップ持分、債券、負債、優先株、ワラント、転換社債、貸株、投資信託の受益証券もしくは副受益証券、株式もしくはストック・オプションもしくは先物取引、通貨スワップ、金利スワップ、レボ取引、譲渡性預金証書、約束手形、為替手形、もしくはあらゆる種類の有価証券、もしくは上記の者に対してなされるローン(もしくはローン・パーティシペーション)、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加、および、全額もしくは一部払込済または未払いであるかを問わず、不動産または管理会社が随時書面により指定するその他の投資対象もしくはその派生商品をいう。
投資運用契約	受託会社および管理会社の間で締結された投資運用契約(随時修正または追補される。)をいい、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産の運用に関する投資運用サービスを管理会社に委託する。
投資運用サービス	投資運用契約に基づき管理会社に委託された各サブ・ファンドに関する業務ならびに／または管理会社および受託会社が書面にて随時合意するその他の業務をいう。
円受益証券	円建てで「円受益証券」として指定される受益証券をいう。
投資先ファンド	アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドをいい、詳細は前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資先ファンド」の項において規定される。
投資先ファンドの投資運用会社	投資先ファンドの投資運用会社であるアルジェブリス(UK)リミテッド、またはその後任の会社をいう。
投資先ファンドの管理会社	アルジェブリス・インベストメンツ(アイルランド)リミテッド、または投資先ファンド・アンブレラの管理会社として選任されるその他の者をいう。
投資先ファンドの英文目論見書	投資先ファンド・アンブレラに関する英文目論見書、および投資先ファンド・アンブレラがアイルランド中央銀行の要件に従い随時発行する投資先ファンドに関する英文目論見書補遺をいう。
投資先ファンド・アンブレラ	アルジェブリスUCITSファンズplcをいい、詳細は前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資先ファンド」の項において規定される。
投資先ファンド投資証券	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および方針」の項において定める意味を有する。
管理会社	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドをいう。
純資産価額	サブ・ファンドの純資産価額をいう。

受益証券1口当たり 純資産価格	受益証券のあるクラスの受益証券に関して、受益証券の当該クラスに帰属すべき純資産価額を計算時における受益証券の当該クラスの発行済受益証券口数で除し、クラス基準通貨で表示されるものをいう。受益証券1口当たり純資産価格は、円受益証券については(通常の四捨五入の方法に従い)1円単位まで四捨五入し、他の受益証券のすべてのクラスについては(0.0005を切り上げる通常の四捨五入の方法に従い)関連するクラス基準通貨の最小通貨単位の小数第3位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位未満を四捨五入して当該位まで算出する。
OTC	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針」の項において定める意味を有する。
英文目論見書	2015年5月付のトラストに関する英文目論見書(随時修正または補足される。)をいう。
規制ある市場	本書別紙Bに記載する証券取引所または市場をいう。
本規則	2016年欧州連合(譲渡可能証券への集団投資事業)(変更)規則(2016年S.I. No. 143)によって変更済みの2011年欧州共同体(譲渡可能証券への集団投資事業)規則(2011年S.I. No. 352)(その後の随時の変更、統合または置換えを含む。)および当該規則に従いアイルランド中央銀行が随時採用する規則をいう。
買戻日	各営業日および/または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
買戻通知	管理会社または名義書換代理人より入手可能な様式による、受益者がその保有する受益証券に関して提出する買戻通知をいう。
買戻価格	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの受益証券1口当たりの買戻価格をいい、信託証書に基づき、当該サブ・ファンドに関する関連する英文目論見書補遺に要約される方法で計算される。
SEC	米国証券取引委員会をいう。
サブ・ファンド	信託証書および追補信託証書に基づき設定および設立されたトラストのサブ・ファンドであるアルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンドをいう。
SFTR	証券金融取引および再利用の透明性に関する欧州議会および理事会規則EU 2015 / 2365ならびに変更規則(EU)No. 648 / 2012をいう。
取得日	各営業日、および/または管理会社が随時書面により指定する当該他の日をいう。
追補信託証書	受託会社および管理会社の間で締結され、2020年11月13日付追補信託証書(随時修正される。)をいう。
スイッチング請求書	管理会社または名義書換代理人から入手可能なスイッチング請求書をいう。
償還日	2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。
名義書換代理人契約	受託会社、管理会社および名義書換代理人の間でサブ・ファンドに関して締結された2020年12月頃に締結される名義書換代理人契約(随時修正される。)をいう。

名義書換代理人	シティコープ・フィナンシャル・サービス・リミテッドまたはサブ・ファンドの名義書換代理人として受託会社および管理会社に選任されるその他の者をいう。
トラスト	ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラストをいう。
信託証書	受託会社および管理会社の間で締結された2008年10月21日付トラストの設立に関する信託証書(2015年3月10日付修正・再録信託証書により修正および再録済。)(随時修正および追補される。)をいう。
受託会社	ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドをいう。
信託財産	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する100米ドルの当初資産および以下の金額の合計をいう。 (a)当該サブ・ファンドの受益証券の発行手取金 (b)信託証書に定められるとおり、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社またはその代理人が保有し、または保有しているとみなされる一切の現金およびその他の資産 また、かかる用語が一般的に用いられる場合、「信託財産」とは、すべてのサブ・ファンドに総じて適用する信託財産をいうものとする。
UCITS	本規則またはUCITSがアイルランド以外のEU加盟国で設立された場合はUCITS指令もしくはUCITS指令を実施する関連する国内の制定法に従い設立された、譲渡可能証券への集団投資事業をいう。
UCITS指令	2014年7月23日付指令2014 / 91 / EUによって変更済みの、譲渡可能証券への集団投資事業(UCITS)に関わる法律、規制および行政条項の協調に関する2009年7月13日欧州議会および理事会指令2009 / 65 / EC(その後の随時の変更、統合または置換えを含む。)をいう。
非ヘッジ投資先ファンド投資証券	投資先ファンドのクラスIユーロ投資証券をいう。
受益証券	サブ・ファンドの受益証券をいい、「受益証券」との用語は、受益証券のすべてのクラスを含むものとする。ただし、文脈により別意に解すべき場合はこの限りではない。
受益者	受益証券に関してある期間において登録された保有者をいい、受益証券の保有者として共同して登録されるすべての者を含む。
受益者決議	(a)すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議(当該決議により、各受益者は、すべてのサブ・ファンドの純資産価額の総額に対して当該受益者が保有するすべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の総額の比率に基づき比例按分して計算される議決権を受領するものとする。)、または(b)受益者集会において、当該集会に関する基準日に、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者により可決された決議をいう。
英国	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国をいう。
米国	アメリカ合衆国、その属領および領土をいう。
米ドル	米国の法定通貨である米ドルをいう。

米ドル受益証券	米ドル建てで「米ドル受益証券」として指定される受益証券をいう。
評価日	各営業日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
ボルカー・ルール	一定の適用除外に従い、特定の銀行事業体が自己勘定取引に従事することまたは特定のプライベート・ファンドの所有持分の取得もしくは保持を行うこと、もしくは特定のプライベート・ファンドのスポンサーとなることもしくは特定の関係を持つことを一般的に禁止する、「ボルカー・ルール」として一般に知られる2010年ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法の規定をいう。
円	日本の法定通貨である円をいう。

[次へ](#)

別紙B 投資対象が上場または取引される規制ある市場および投資先ファンドがエクスポージャーを得る可能性がある国および地域

規制ある市場

以下は、未上場の有価証券および店頭デリバティブ商品への許可された投資以外の、投資先ファンドの有価証券および金融デリバティブ商品への投資が上場または取引される規制ある証券取引所および市場の一覧である。かかる取引所および市場は、アイルランド中央銀行UCITS規則に定義される規制上の基準に従って列挙される。アイルランド中央銀行は、承認される証券取引所または市場の一覧を発行していない。

未上場の有価証券への許可された投資を除き、投資先ファンドの投資は、以下の証券取引所および市場に限られる。

- 欧州連合およびEEAの証券取引所ならびに関係する国の証券取引所に関する法律に定める意味の範囲内の証券取引所である、英国、米国、オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランドまたはスイスの証券取引所
- 金融行動監視機構（FCA）の発行物である「ホールセール・キャッシュおよび店頭デリバティブ市場に関する規制（Regulation of the Wholesale Cash and OTC Derivatives Market）：グレイ・ペーパー」（随時修正される。）に記載される、「上場金融市場機関（listed money market institutions）」により実施される市場
- ロンドン証券取引所により規制および運営される、英国のオルタナティブ投資市場であるAIM
- 国際プライマリマーケット協会（International Primary Market Association）が国際証券市場協会（International Securities Markets Association）と合併された後、2005年7月1日に設立された国際資本市場協会（International Capital Market Association）により組織化される市場
- 米国のNASDAQ、韓国のKOSDAQ、シンガポールのSESDAQ、台湾のTAISDAQ / グレタイ証券市場、ルーマニアのRASDAQ
- ニューヨーク連邦準備銀行および米国証券取引委員会による規制を受けるプライマリー・ディーラーにより実施される米国政府証券における市場
- 米国証券取引委員会および全米証券業協会（ならびに連邦通貨監督官、連邦準備制度または連邦預金保険公社により規制される金融機関）により規制され、プライマリー・ディーラーおよびセカンダリー・ディーラーにより実施される米国の店頭市場
- ティトレ・デウ・クレアンセ・ネゴシアブル（Titres de Créances Négotiables）（流通性債務証券の店頭市場）のフランス市場
- アイルランドの国家財務管理庁により公認されるプライマリー・ディーラーにより実施されるアイルランド政府証券における市場
- 日本証券業協会により規制される日本の店頭市場
- カナダ証券業協会（Investment Dealers Association of Canada）による規制を受けるカナダ政府債券における店頭市場
- 以下の証券取引所および市場

アルゼンチン： ブエノスアイレス証券取引所（Buenos Aires Stock Exchange）（MVBA）、コルドバ証券取引所（Cordoba Stock Exchange）、メンドサ証券取引所（Mendoza Stock Exchange）、ロサリオ証券取引所（Rosario Stock Exchange）、ラ・プラタ証券取引所（La Plata Stock Exchange）

バーレーン： バーレーン証券取引所（Bahrain Stock Exchange）

バングラデシュ：	チッタゴン証券取引所（Chittagong Stock Exchange）、ダッカ証券取引所（Dhaka Stock Exchange）
ボツワナ：	ボツワナ株式市場（Botswana Share Market）
ブラジル：	ブラジリア証券取引所（Bolsa de Valores de Brasilia）、バイーア、セルジペ、アラゴアス証券取引所（Bolsa de Valores de Bahia - Sergipe - Alagoas）、エクストレモ証券取引所（Bolsa de Valores de Extremo）、パラナ証券取引所（Bolsa de Valores de Parana）、レジオナル証券取引所（Bolsa de Valores de Regional）、サントス証券取引所（Bolsa de Valores de Santos）、ペルナンブコ・エ・パライバ証券取引所（Bolsa de Valores de Pernambuco e Paraiba）、リオデジャネイロ証券取引所（Rio de Janeiro Stock Exchange）、サンパウロ証券取引所（Sao Paulo Stock Exchange）
チリ：	サンティアゴ証券取引所（Santiago Stock Exchange）、バルパライソ証券取引所（Valparaiso Stock Exchange）
中国：	香港証券取引所（Hong Kong Stock Exchange）、深セン証券取引所（Shenzhen Stock Exchange）（SZSE）、上海証券取引所（Shanghai Stock Exchange）（SSE）
コロンビア：	ボゴタ証券取引所（Bogota Stock Exchange）、メデリン証券取引所（Medellin Stock Exchange）
クロアチア：	ザグレブ証券取引所（Zagreb Stock Exchange）
エジプト：	カイロ・アレクサンドリア証券取引所（Cairo and Alexandra Stock Exchange）
ガーナ：	ガーナ証券取引所（Ghana Stock Exchange）
インド：	アフマダーバード証券取引所（Ahmedabad Stock Exchange）、コーチン証券取引所（Cochin Stock Exchange）、マガダ証券取引所（Magadh Stock Exchange）、ムンバイ証券取引所（Mumbai Stock Exchange）、カルカッタ証券取引所（Calcutta Stock Exchange）、デリー証券取引所（Delhi Stock Exchange Association）、バンガロー証券取引所（Bangalore Stock Exchange）、ガウハティ証券取引所（Gauhati Stock Exchange）、ハイデラバード証券取引所（Hyderabad Stock Exchange）、ルディアナ証券取引所（Ludhiana Stock Exchange）、マドラス証券取引所（Madras Stock Exchange）、プーナ証券取引所（Pune Stock Exchange）、ウッタルプラデーシュ証券取引所（Uttar Pradesh Stock Exchange Association）、インド国立証券取引所（National Stock Exchange of India）
インドネシア：	ジャカルタ証券取引所（Jakarta Stock Exchange）、スラバヤ証券取引所（Surabaya Stock Exchange）
イスラエル：	テルアビブ証券取引所（Tel Aviv Stock Exchange）
ヨルダン：	アンマン証券取引所（Amman Stock Exchange）
カザフスタン：	カザフスタン証券取引所（Kazakhstan Stock Exchange）
ケニア：	ナイロビ証券取引所（Nairobi Stock Exchange）
クウェート：	クウェート証券取引所（Kuwait Stock Exchange）
レバノン：	ベイルート証券取引所（Beirut Stock Exchange）
マレーシア：	クアラルンプール証券取引所（Kuala Lumpur Stock Exchange）
モーリシャス：	モーリシャス証券取引所（Stock Exchange of Mauritius）
メキシコ：	メキシコ証券取引所（Bolsa Mexicana de Valores）
モロッコ：	モロッコ証券取引所（Morocco Stock Exchange）、カサブランカ証券取引所（Casablanca Stock Exchange）

ナイジェリア：	ラゴス証券取引所（Lagos Stock Exchange）、カドゥナ証券取引所（Kaduna Stock Exchange）、ポートハーコート証券取引所（Port Harcourt Stock Exchange）
オマーン：	マスカット証券市場（Muscat Securities Market）
パキスタン：	カラチ証券取引所（Karachi Stock Exchange）、ラホール証券取引所（Lahore Stock Exchange）
ペルー：	リマ証券取引所（Lima Stock Exchange）
フィリピン：	フィリピン証券取引所（Philippine Stock Exchange）、マカティ証券取引所（Makati Stock Exchange）
カタール：	ドーハ証券取引所（Doha Stock Exchange）
ロシア：	RTS証券取引所、モスクワ銀行間通貨取引所（MICEX）（関連する取引所のレベル1またはレベル2で取引されるエクイティ証券にのみ関係する。）
シンガポール：	シンガポール証券取引所（Singapore Stock Exchange）（SESDAQ）
南アフリカ：	ヨハネスブルグ証券取引所（Johannesburg Stock Exchange）
韓国：	韓国証券取引所（Korea Stock Exchange）（KOSDAQ）
スリランカ：	コロンボ証券取引所（Colombo Stock Exchange）
台湾：	台湾証券取引所（Taiwan Stock Exchange）
タイ：	タイ証券取引所（Stock Exchange of Thailand）
トルコ：	イスタンブール証券取引所（Istanbul Stock Exchange）
ザンビア：	ルサカ証券取引所（Lusaka Stock Exchange）

投資先ファンドは、上場金融デリバティブ商品または店頭金融デリバティブ商品および欧州経済領域および英国のデリバティブ市場において上場または取引される外国為替契約に投資することができ、金融デリバティブ商品（以下「FDI」という。）への投資に関しては、以下の取引所および市場で行うことができる。

- （Ａ）国際資本市場協会（International Capital Markets Association）により組織化される市場、米国証券取引委員会および全米証券業協会（ならびに連邦通貨監督官、連邦準備制度または連邦預金保険公社により規制される金融機関）により規制され、プライマリー・ディーラーおよびセカンダリー・ディーラーにより実施される米国の店頭市場、「ホールセール・キャッシュおよび店頭デリバティブ市場に関する規制（Regulation of the Wholesale Cash and OTC Derivatives Market）：グレイ・ペーパー」（随時修正または改訂される。）と題する金融行動監視機構（FCA）の発行物に記載される、「上場金融市場機関（listed money market institutions）」により実施される市場、日本証券業協会により規制される日本の店頭市場、ロンドン証券取引所により規制される、英国のオルタナティブ投資市場であるAIM、ティトレ・デゥ・クレアンセ・ネゴシابل（Titres de Créances Négotiables）（流通性債務証券の店頭市場）のフランス市場、カナダ証券業協会（Investment Dealers Association of Canada）による規制を受けるカナダ政府債券における店頭市場
- （Ｂ）アメリカン証券取引所、オーストラリア証券取引所、メキシコ証券取引所、イタリア証券取引所、シカゴ商品取引所、シカゴ・オプション取引所、シカゴ・マーカントイル取引所、コペンハーゲン証券取引所（FUTOPを含む。）、ドイツユーレックス、ユーロネクストアムステルダム、ヘルシンキ証券取引所、香港証券取引所、カンザスシティ商品取引所、金融先物・オプション取引所、ユーロネクストパリ、韓国取引所、MEFF Rent Fiji、MEFF Renta Variable、メキシコデリバティブ市場、モンテリオール証券取引所、ニューヨーク先物取引所、ニューヨーク・マーカントイル取引所、ニューヨーク証券取引所、ニュージーランド先物・オプション取引所、EDXロンドン、OMストックホルムAB、大阪証券取引所、パシフィック証券取引所、フィラデルフィア商品取引所、フィラデルフィア証券取引所、シンガポール証券取引所、南アフリカ先物取引所（SAFEX）、シドニー先物取引所、全米証券業協会店頭銘柄気配自動通報システム（NASDAQ）、東京証券取引所、トロント証券取引所

これらの取引所および市場は、承認される証券取引所および市場の一覧を発行していないアイルランド中央銀行の要件に従って列挙されている。

サブ・ファンドがエクスポージャーを得る可能性がある国および地域

サブ・ファンドは、以下の国々に対するエクスポージャーを得る可能性がある。アルバニア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、バハマ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、カンボジア、カメルーン、カナダ、チリ、中国、コートジボワール、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、韓国、クウェート、ラトビア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア、マダガスカル、マレーシア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、プエルトリコ、カタール、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア（スロバキア共和国）、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、タンザニア、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ベトナム、イエメンおよびザンビア

投資先ファンドは、適用ある制裁の結果として実施されている制限に従い、ある国の有価証券がユーロクリア、クリアストリームまたはデポジタリー・トラスト・アンド・クリアリング・コーポレーション（DTCC）で清算される場合、当該有価証券に対するエクスポージャーを全世界において取る可能性がある。

別紙C 投資先ファンドに適用ある投資制限

1	許可された投資対象
	UCITSの投資対象は、以下に限定される。
1.1	加盟国もしくは非加盟国における証券取引所への公式上場が認められている、または加盟国もしくは非加盟国における、規制されており、定期的に取り引が行われており、公認されており、かつ公開されている市場で取引されている、譲渡性のある証券および短期金融商品
1.2	1年以内に証券取引所またはその他の市場（上記に記載される。）への公式上場が認められる予定の最近発行された譲渡性のある証券
1.3	短期金融商品で、規制ある市場で取引されるものを除いた短期金融商品
1.4	UCITSの受益証券
1.5	AIFsの受益証券
1.6	金融機関の預金
1.7	金融デリバティブ商品
2	投資制限
2.1	UCITSは、上記第1項に記載されるものを除いた譲渡性のある証券および短期金融商品に対し、純資産の10%を超えて投資してはならない。
2.2	第2項に従い、責任者は、2011年UCITS規則のレギュレーション68（1）（d）が適用される種類の有価証券に対し、UCITSの資産の10%を超えて投資してはならない。 第1項は、責任者による「ルール144A証券」として知られる米国証券への投資については適用されない。ただし、以下の両方を満たすことを条件とする。 （a）当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会（SEC）に登録されるという条件で発行されていること、および （b）当該証券が、非流動性証券でないこと、すなわち、かかる証券がUCITSにより評価される価格またはおおよそその価格で当該UCITSにより7日以内に換金可能であること
2.3	UCITSは、同一発行体により発行された譲渡性のある証券または短期金融商品に対し、純資産の10%を超えて投資してはならない。ただし、当該UCITSが5%を超えて投資する各発行体において保有される譲渡性のある証券および短期金融商品の総額は、40%未満とする。
2.4	アイルランド中央銀行の承認を事前に得ることを条件として、（第2.3項の）10%制限は、加盟国に登録上の事務所を置き、かつ、法律により債券保有者の保護を目的とした特別な公的監督に服する金融機関が発行する債券の場合には、25%まで引き上げられる。UCITSがその純資産の5%を超えて同一発行体により発行されたこれらの債券に投資する場合、かかる投資対象の総額は、当該UCITSの純資産の80%を超えてはならない。
2.5	（第2.3項の）10%制限は、譲渡性のある証券または短期金融商品が、加盟国もしくはその地方機関により、または非加盟国もしくは一以上の加盟国が加盟している公的国際機関により発行または保証されている場合には、35%まで引き上げられる。
2.6	第2.4項および第2.5項に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、第2.3項に記載される40%制限を適用する目的において考慮に入れてはならない。
2.7	同一金融機関（アイルランド中央銀行UCITS規則の規則7に明記されている金融機関を除く。）において付随的流動資産として保管される預金は、（a）UCITSの純資産の10%、または（b）保管受託銀行における預金についてはUCITSの純資産の20%を超えてはならない。

2.8	店頭デリバティブの取引相手方に対するUCITSのリスク・エクスポージャーは、純資産の5%を超えてはならない。 かかる制限は、（i）EEAにおける認可金融機関、（ ）（EEA加盟国以外の）1988年7月の「バーゼル・キャピタル・コンバージェンス・アグリーメント」の署名国における認可金融機関、または（ ）ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドにおける認可金融機関の場合には、10%まで引き上げられる。
2.9	上記第2.3項、第2.7項および第2.8項にかかわらず、同一機関により発行され、同一機関における、または同一機関において引き受けられた以下のうち2つ以上の組み合わせは、純資産の20%を超えてはならない。 ・譲渡性のある証券もしくは短期金融商品への投資 ・預金、および/または ・店頭デリバティブ取引から生じるリスク・エクスポージャー
2.10	上記第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項に記載される制限は合算することはできず、よって、同一機関に対するエクスポージャーは純資産の35%を超えてはならない。
2.11	グループ会社は、第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項の目的上、同一発行体とみなされる。ただし、純資産の20%制限は、同一グループ内における譲渡性のある証券および短期金融商品への投資に適用されることがある。
2.12	UCITSは、加盟国、その地方機関、非加盟国、または一以上の加盟国が加盟している公的国際機関が発行または保証する異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に対しては、純資産の100%まで投資することができる。 個々の発行体は、以下のリストの中から選ぶことができる。 OECD政府（関連する銘柄が投資適格であることを条件とする。）、中華人民共和国政府、ブラジル政府（銘柄が投資適格であることを条件とする。）、インド政府（銘柄が投資適格であることを条件とする。）、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、欧州鉄道金融公社、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当公庫（ファニーメイ）、連邦住宅金融抵当公庫（フレディマック）、連邦政府抵当金庫（ジニーメイ）、学生ローンマーケティング協会（サリーメイ）、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社およびストレートA・ファンディング・エルエルシー UCITSは、6種類以上の異なる銘柄の有価証券を保有しなければならず、かつ、同一銘柄の有価証券は、純資産の30%を超えてはならない。
3	集団投資スキーム（以下「CIS」という。）への投資
3.1	UCITSは、いかなるCISにも純資産の20%を超えて投資してはならない。
3.2	AIFsへの投資は、合計で、その純資産の30%を超えてはならない。
3.3	CISは、純資産の10%を超えて他のオープン・エンド型CISに投資することが禁止されている。

3.4	UCITSが、UCITS管理会社により、または共通の管理もしくは支配によるか、直接的もしくは間接的な実質的所有によりUCITS管理会社と関係している他の会社により、直接または委任により運用されている他のCISの受益証券に投資する場合、当該UCITS管理会社または当該他の会社は、当該UCITSが当該他のCISの受益証券に投資していることを理由に、申込手数料、転換手数料または買戻手数料を請求してはならない。
3.5	責任者、投資運用会社または投資顧問会社が他の投資信託の受益証券への投資によりUCITSを代理して手数料（割戻手数料を含む。）を受領する場合、責任者は、かかる手数料が当該UCITSの資産に払い込まれることを確保するものとする。
4	指数連動型UCITS
4.1	UCITSは、アイルランド中央銀行UCITS規則に定める基準を満たすアイルランド中央銀行公認の指数を複製することをその投資方針としている場合、同一発行体により発行された株式および／または債務証券に対し、純資産の20%まで投資することができる。
4.2	第4.1項の制限は、例外的な市況により正当と認められる場合には、35%まで引き上げられ、同一発行体に適用されることがある。
5	一般規定
5.1	自らが管理するCISのすべてに関連して行為する投資会社、ICAVまたは管理会社は、自らが発行体の経営に重大な影響力を行使することのできる議決権が付された株式を取得してはならない。
5.2	UCITSは、以下の割合を超えて取得してはならない。 (i) 同一発行体の無議決権株式の10% () 同一発行体の債務証券の10% () 同一CISの受益証券の25% () 同一発行体の短期金融商品の10% 注：上記()、()および()に記載される制限は、取得時において当該債務証券もしくは当該短期金融商品の総額または発行済みの当該証券の純額が計算できない場合には、当該時点において無視することができる。
5.3	第5.1項および第5.2項は、以下については適用されないものとする。 (i) 加盟国またはその地方機関が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品 () 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品 () 一以上の加盟国が加盟している公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品 () UCITSが保有する株式（非加盟国において設立された、その資産を主に当該非加盟国に登記上の事務所を置く発行体の有価証券に投資する会社の資本の形で保有するもの）であって、かかる保有が、当該非加盟国の法律に基づきUCITSが当該非加盟国の発行体の有価証券に投資することのできる唯一の方法である場合。かかる免除が適用されるのは、当該非加盟国の当該会社が、その投資方針において、第2.3項ないし第2.11項、第3項（ i ）、第3.1項、第3.2項、第5.1項、第5.2項、第5.4項、第5.5項および第5.6項に記載される制限を遵守する場合に限られるが、これらの制限を超える場合には、下記第5.5項および第5.6項に従うものとする。 (v) 所在国において運用、助言または販売のみを事業内容とする子会社の資本の形で、投資会社（複数の場合を含む。）またはICAV（複数の場合を含む。）が投資主の請求に応じて投資主のためにのみ行われる投資口の買戻しに関して保有する投資口

5.4	UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する新株引受権を行使する際は、英文目論見書の投資制限に従う必要はない。
5.5	アイルランド中央銀行は、UCITSに対し、リスク分散の原則に従うことを条件として、その認可日から6か月間につき、第2.3項ないし第2.12項、第3.1項、第3.2項、第4.1項および第4.2項の規定の適用除外を認めることがある。
5.6	UCITSの支配の及ばない理由により、または新株引受権の行使の結果として、英文目論見書に記載される制限を超えた場合、該当するUCITSは、その売買取引上の優先目的として、受益者の利益を十分に考慮した上で、かかる状況の是正を講じなければならない。
5.7	ユニット・トラストもしくは共通契約型ファンドの管理会社のために行う投資会社、ICAVおよび管理会社または受託者のいずれも、以下について、買持ちを伴わない売却を行わない。 - 譲渡性のある証券 - 短期金融商品¹ - 投資信託の受益証券、または - 金融デリバティブ商品 ¹ UCITSによる短期金融商品の空売りは、禁じられている。
5.8	UCITSは、付随的流動資産を保有することができる。
6	金融デリバティブ商品（以下「FDI」という。）
6.1	FDIに関するUCITSのグローバル・エクスポージャーは、その純資産価額の総額を超えてはならない。
6.2	FDI（譲渡性のある証券または短期金融商品に組み込まれたFDIを含む。）の原資産に対するポジション・エクスポージャーは、（該当する場合に）直接投資によるポジションと合算した際、アイルランド中央銀行UCITS規則／ガイダンスに定める投資制限を超えてはならない。（かかる規定は、指数ベースのFDIの場合には、原指数がアイルランド中央銀行UCITS規則に定める基準を満たすものであることを条件として適用されない。）
6.3	UCITSは、店頭取引（OTC）されるFDIに投資することができる。ただし、店頭取引の取引相手方が、慎重な監督に服し、かつ、アイルランド中央銀行により承認されたカテゴリーに属する機関であることを条件とする。
6.4	FDIsへの投資は、アイルランド中央銀行が定める条件および制限に従う。

別紙D 金融デリバティブ商品および投資手法

許可された金融デリバティブ商品（以下「FDI」という。）

1. 投資先ファンドは、以下を条件として、FDIに投資することができる。
 - 1.1 FDIは、投資先ファンドが本来であれば負わなかったリスクに投資先ファンドをさらさない。
 - 1.2 FDIは、UCITSを投資先ファンドの英文目論見書補遺に開示される投資目的から逸脱させない。
 - 1.3 FDIは、規制ある市場で取り扱われるかまたはその代わりに第4条の条件を満たす。
 - 1.4 投資先ファンドがトータル・リターン・スワップを締結するまたは類似の特徴を有する他の金融デリバティブ商品に投資する場合、投資先ファンドが保有する資産は、本規則の規則70、71、72、73および74を遵守するものとする。
2. 第3条にかかわらず、投資先ファンドは、デリバティブ取引相手方が以下のうち少なくとも1つの分類に該当する場合にのみ、店頭デリバティブ（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資するものとする。
 - 2.1 アイルランド中央銀行UCITS規則の規則7の基準を満たす信用機関。
 - 2.2 金融商品市場指令に従って認可された投資会社。
 - 2.3 米国連邦準備制度理事会から銀行持株会社の免許を発行された事業体のグループ会社で、当該連邦準備制度理事会による銀行持株会社の連結監督の対象となるグループ会社。
 - 2.4 UCITS規則、CBI UCITS規則および/またはアイルランド中央銀行により随時許容されるその他のデリバティブ取引相手方。
3. 取引相手方が、
 - 3.1 ESMAにより登録および監督される機関による信用格付を受けた場合、当該格付は、信用評価過程において投資先ファンドによって考慮されるものとし、
 - 3.2 アイルランド中央銀行UCITS規則の規則8（4）（a）に言及される信用格付機関によりA - 2以下（または同等の格付）に格下げされた場合、投資先ファンドにより遅滞なく取引相手方に対して新たな信用評価が行われるものとする。
4. OTCデリバティブが更改の対象となる場合には、更改後の取引相手方は、以下に該当しなければならない：
 - （a）第2.1条から第2.4条に定めるテゴリーのいずれかに該当する事業体
 - （b）以下に該当する中心取引相手方
 - （ ）EMIRに基づき認可または承認されている
 - （ ）EMIR第25条に基づくESMAによる承認までの間、
 - （a）SECにより清算機関に分類される事業体、または
 - （b）米国商品先物取引委員会によりデリバティブ清算機構に分類される事業体。

5. (a) 取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、(b)に従って評価される本規則の規則70(1)
(c)に定める制限を超えてはならない。
- (b) 本規則の目的上、OTCデリバティブの取引相手方に対するリスク・エクスポージャーを評価する際、
- () 投資先ファンドは、当該取引相手方とのOTCデリバティブのプラスの時価を利用して取引相手方に対するエクスポージャーを計算するものとする。
 - () 投資先ファンドは、同一取引相手方とのデリバティブ・ポジションを相殺することができる。ただし、投資先ファンド・アンブレラが取引相手方とのネットティング契約を法律上執行することができることを条件とする。この目的上、ネットティングは、ファンドが同一の取引相手方と有する他のエクスポージャーとの関連ではなく、同一の取引相手方とのOTCデリバティブに関してのみ認められる。
 - () 投資先ファンドは、取引相手方に対するエクスポージャーを軽減するために、投資先ファンドが受領する担保を考慮に入れることができる。ただし、担保がアイルランド中央銀行UCITS規則に定める要件を満たすことを条件とする。
- (c) 投資先ファンドは、(a)取引相手方がOTCデリバティブを合理的な正確性をもって信頼できる基準で評価することおよび(b)OTCデリバティブは投資先ファンドの主導により、いつでも、公正価値での取引相殺により売却、清算または手仕舞いすることに満足する。
6. 受領する担保は、アイルランド中央銀行UCITS規則（下記第22条に定める。）の別紙3に定める要件を常に満たさなければならない。
7. コミットメント・アプローチを用いる投資先ファンドは、そのグローバル・エクスポージャーが純資産価額の総額を超えないことを確保しなければならない。したがって、投資先ファンドは純資産価額の100%を超えてレバレッジをかけることはできない。VaRアプローチを利用する投資先ファンドは、バックテストおよびストレステストを採用し、VaRの使用に関するその他の規制上の要件を遵守しなければならない。VaR法は、FDIの投資先ファンドのリスク管理手続きに詳述されており、以下の「リスク管理プロセスおよび報告」に記載される。投資先ファンドは、コミットメント・アプローチに従い、FDIの使用によって創出された内在するエクスポージャーに基づき、本規則の規則70に言及される発行体集中制限を計算しなければならない。
8. 投資先ファンドは、本規則の規則70(1)(c)で言及されるOTCデリバティブ取引相手方制限の範囲内で、ブローカーの支払不能から投資先ファンドを保護するための顧客資金規則またはその他の類似の取決めによって保護されない取引所取引デリバティブまたはOTCデリバティブに関してブローカーに供託する当初証拠金およびブローカーから受領すべき変動証拠金から生じるエクスポージャーを計算しなければならない。
9. 本規則の規則70で言及される発行体集中制限の計算においては、貸株またはレボ契約を通じて生み出された取引相手方に対する正味エクスポージャーを考慮しなければならない。正味エクスポージャーとは、投資先ファンドが受領すべき金額から投資先ファンドが提供する担保を控除した金額を指す。また、担保の再投資によって発生するエクスポージャーは、発行体集中の計算においても考慮されなければならない。
10. 本規則の規則70の目的のためにエクスポージャーを計算する場合、投資先ファンドは、そのエクスポージャーがOTC取引相手方、ブローカー、中央取引相手方または清算機関のいずれに対するものであるかを確定しなければならない。
11. 譲渡性のある証券、短期金融商品または投資信託における組込FDIを含むFDIの原資産に対するポジション・エクスポージャーは、該当する場合に直接投資から生じるポジションと合算した際に、本規則の規則70および73に規定される投資限度を超えてはならない。発行体集中リスクを計算する際には、FDI（組込FDIを含む。）

は、その結果として生じるポジション・エクスポージャーを決定する際にはルックスルーされなければならない。このポジション・エクスポージャーは、発行体集中度の計算において考慮されなければならない。発行体集中度は、コミットメント・アプローチを用いたファンドのポジション・エクスポージャーまたは発行体の債務不履行による潜在的な最大損失額のいずれか大きい方を用いて計算しなければならない。また、グローバル・エクスポージャーの目的でVaRを用いるか否かにかかわらず、すべてのファンドによって計算されなければならない。本規定は、裏付けとなる指数が本規則の規則71（１）に定める基準を満たすものである場合には、指数ベースFDIの場合には適用されない。

カバー要件

- 12．投資先ファンドは、いかなる時点においても、FDIを含む取引によって生じる支払義務および引渡義務をすべて履行することができなければならない。
- 13．FDI取引が適切にカバーされていることを確保するためのモニタリングは、投資先ファンドのリスク管理プロセスの一部を構成しなければならない。
- 14．投資先ファンドのために将来のコミットメントを発生させるまたは発生させる可能性のあるFDIの取引は、以下のとおりカバーされなければならない。
- （ ）自動的にまたは投資先ファンドの裁量により現金決済されるFDIの場合、投資先ファンドは常に、エクスポージャーをカバーするのに十分な流動資産を保有していなければならない。
 - （ ）また、原資産の現物引渡しを必要とするFDIの場合、その資産は投資先ファンドによって常に保有されなければならない。その代わりに、投資先ファンドは、以下の場合、十分な流動性資産によりエクスポージャーをカバーすることができる。
 - （Ａ）原資産が非常に流動性の高い固定利付証券から構成されている場合、および／または
 - （Ｂ）投資先ファンドが、原資産を保有する必要なくエクスポージャーを十分にカバーできると考えており、特定のFDIが以下に述べるリスク管理プロセスで取り扱われている場合。

リスク管理プロセスおよび報告

15．投資先ファンドは、提案されたFDI活動に対するリスク管理プロセスの詳細をアイルランド中央銀行に提供しなければならない。最初の届出には、以下の事項に関する情報を含めるよう要求される。

- 譲渡性のある証券および短期金融商品における組込デリバティブを含む許容される種類のFDI。
- 潜在的なリスクの詳細。
- 関連する量的制限ならびにその監視および実行の方法。
- リスクの予測方法。

当初の届出に対する重要な変更は、事前にアイルランド中央銀行に通知しなければならない。アイルランド中央銀行は、通知された変更に対抗することができ、アイルランド中央銀行が反対する変更および／または関連する活動は行うことができない。

16．投資先ファンド・アンブレラは、FDIポジションに関する報告書をアイルランド中央銀行に毎年提出しなければならない。報告書には、投資先ファンドが使用するFDIの種類、潜在的なリスク、定量ユニットおよびそれらのリスクを推定するために使用される方法についての真正かつ公平な見解を反映する情報が記載されなければならない。投資先ファンド・アンブレラの年次報告書と共に提出されなければならない。投資先ファンド・アンブレラは、アイルランド中央銀行の要請により、いつでも本報告書を提供しなければならない。

効率的なポートフォリオ管理を目的とする手法および商品

17．投資先ファンドは、本規則およびアイルランド中央銀行が課す条件に従う譲渡性を有する証券および短期金融商品に関連する手法および商品を用いることができる。これらの手法および商品の使用は、投資先ファンドの最善の利益に沿ったものでなければならない。

18．効率的なポートフォリオ管理のために使用される譲渡性を有する証券または短期金融商品に関する手法および商品は、以下の基準を満たす手法および商品を指すものとして理解されるものとする。

- () コスト効率の高い方法で実現されるという点で経済的に適切であること。
- () 以下のいずれかまたは複数の特定の目的のために実行されること。
 - (a) リスクの低減
 - (b) コストの削減
 - (c) ファンドのリスク特性に一致するリスク水準を有するファンドのための追加資本または収益の創出
- () リスクがファンドのリスク管理プロセスにより適切に把握されていること。
- () 投資先ファンドの宣言された投資目的の変更および販売文書に記載される一般的なリスク方針と比較して大幅な補足リスクの追加をもたらさないこと。

19．第21条に従い、効率的なポートフォリオ管理のために使用される金融デリバティブ商品は、中央銀行UCITS規則および指針「UCITS金融デリバティブ商品および効率的なポートフォリオ管理」の規定も遵守しなければならない。

- 20．レポ／リバース・レポ契約および証券貸付け（以下「効率的なポートフォリオ管理手法」という。）は、通常の市場慣行に従う場合にのみ実行することができる。
- 21．効率的なポートフォリオ管理手法との関連で投資先ファンドが受け取るすべての資産は、担保とみなされるべきであり、以下に定める基準に従うべきである。
- 22．担保は、常に以下の基準を満たさなければならない。
- （ ）流動性：現金以外で受領される担保は、売却前の評価額に近い価格で速やかに売却できるよう、高い流動性を有し、規制された市場または透明性のある価格設定を行う多角的取引機関で取引されていなければならない。また、受領される担保は、本規則の規則74の規定を遵守しなければならない。
 - （ ）評価：受領される担保は、少なくとも毎日評価されなければならない、高い価格ボラティリティを示す資産は、適切に保守的なヘアカットが設定されていない限り、担保として受け入れられてはならない。
 - （ ）発行体の信用度：受領される担保は、高い信用度を有していなければならない。投資先ファンド・アンブレラは、以下を確保するものとする。
 - （ ）発行体がESMAにより登録および監督された機関による信用格付を受けた場合、信用評価プロセスにおいて投資先ファンド・アンブレラにより当該格付が考慮されること。
 - （ ）（ ）に言及する信用格付機関により、発行体が2つの最高位の短期信用格付未滿に格下げされた場合には、投資先ファンド・アンブレラは、遅滞なく、発行体の新たな信用評価を実施すること。
 - （ ）相関関係：受領される担保は、取引相手方から独立している事業体により発行されなければならない、取引相手方の業績との間で高い相関関係を示すことは予定されない。
 - （ ）分散化（資産集中）：
 - （ ）（ ）に従うことを前提として、担保は、国、市場および発行体に関して十分に分散していなければならない、特定の発行体に対する最大エクスポージャーは投資先ファンドの純資産価額の20%とする。ファンドが異なる複数の取引相手方に対してエクスポージャーを有する場合、異なる複数の担保バスケットは、単一の発行体に対するエクスポージャーの20%制限の計算において合算されるものとする。
 - （ ）投資先ファンドは、EU加盟国、その一もしくは複数の現地当局、第三国または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証する様々な譲渡性のある証券および短期金融商品により完全に担保されることができる。投資先ファンドは、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受領しなければならないが、一銘柄の証券が投資先ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。EU加盟国によって発行または保証される証券により完全に担保されることを意図する投資先ファンドは、英文目論見書においてその事実を開示すべきとされる。投資先ファンドはまた、純資産価額の20%超の担保を受け入れることができるEU加盟国、現地当局、公的国際機関または保証証券を特定しなければならない。
 - （ ）即時の利用可能性：受領される担保は、取引相手方への照会または取引相手方の承認なしに、いつでも投資先ファンドにより完全に執行可能でなければならない。

- 23．オペレーショナル・リスクおよび法的リスク等、担保の管理に関連するリスクは、リスク管理プロセスによって特定、管理および軽減されるべきである。
- 24．権原移転ベースで受領する担保は、保管受託銀行が保有すべきである。他の種類の担保契約に関しては、担保提供者とは無関連および無関係で、健全性監督に服する第三者預託機関が担保を保有することができる。
- 25．現金以外の担保は、売却、担保提供または再投資することはできない。
- 26．現金担保は、以下のもの以外に投資することはできない。
- () アイルランド中央銀行UCITS規則の規則7で言及される信用機関への預金。
 - () 高格付国債。
 - () リバース・レポ契約。ただし、アイルランド中央銀行UCITS規則の規則7に言及される信用機関との取引であり、ファンドはいつでも発生ベースで現金全額を回収することができることを条件とする。
 - () 欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するESMAガイドライン（参照番号：CESR / 10 - 049）に定義される短期マネー・マーケット・ファンド。
- 27．アイルランド中央銀行UCITS規則に基づき、投資された現金担保は、非現金担保に適用される分散要件に従い、分散されなければならない。投資された現金担保は、取引相手方に対してまたは取引相手方と関係および関連する事業体に対して預け入れることはできない。
- 28．その資産の少なくとも30%の担保を受け取るファンドは、ファンドが担保に付随する流動性リスクを評価できるよう、通常のおよび例外的な流動性条件の下で定期的なストレステストが実施されることを確保するために、適切なストレステスト方針を策定しているべきである。流動性ストレステスト方針は、少なくとも以下を規定すべきである。
- a) キャリブレーション、証明および感応度分析を含むストレステストシナリオ分析の構築
 - b) 流動性リスク推定のバックテストを含む影響度評価への経験的アプローチ
 - c) 報告頻度および制限 / 損失受容限度
 - d) ヘアカット政策およびギャップリスク保護を含む損失を抑制するために講じるべき軽減策
- 29．ファンドは、担保として受領する各資産クラスに適応した明確なヘアカット方針を設定すべきである。ヘアカットの方針を策定する際には、ファンドは、信用状態または価格ボラティリティ等の資産の特性ならびにアイルランド中央銀行UCITS規則の規則21に従って実施されたストレステストの結果を考慮しなければならない。この方針は文書化され、特定の資産クラスに特定のヘアカットを適用するかまたは特定の資産クラスにヘアカットを適用することを差し控えるかのそれぞれの決定を正当化すべきとされる。
- 投資先ファンドが投資先ファンドのために締結したレポ契約または証券貸付契約の取引相手方は、
- (a) ESMAの登録および監督を受けた機関による信用格付を付与されたものであり、信用評価プロセスにおいて、当該格付が責任者によって考慮されなければならない、また、
 - (b) (a) に規定する信用格付機関により取引相手方がA - 2以下（または同等の格付）に格下げされた場合には、投資先ファンド・アンブレラが遅滞なく行う、取引相手方に対する新たな信用評価に服するものとする。
- 30．ファンドは、貸し出された証券をいつでも回収できることまたは締結した証券貸付契約をいつでも終了できることを確保すべきとされる。

- 31．リバース・レポ契約を締結するファンドは、発生ベースまたは時価ベースのいずれかで現金全額をいつでも回収できることまたはリバース・レポ契約を終了できることを保証しなければならない。現金が時価ベースでいつでも回収可能である場合、ファンドは、ファンドの純資産価額の計算において、リバース・レポ契約の時価評価額を使用するものとする。
- 32．レポ契約を締結するファンドは、レポ契約の対象となる証券をいつでも回収できることまたは締結したレポ契約をいつでも終了できることを確保しなければならない。
- 33．レポ取引／リバース・レポ契約または証券貸付けは、規則103および規則111それぞれの目的のための借入れまたは貸付けを構成するものではない。
- 34．ファンドは、ファンドに引き渡される収益から控除される効率的なポートフォリオ管理手法から生じる直接的および間接的な事業費／手数料に関する方針を英文目論見書において開示しなければならない。これらの費用および手数料には、隠れた収益は含めてはならない。ファンドは、直接および間接の費用および手数料が支払われる事業体の身元を開示し、それらが管理者または受託者の関連当事者であるかどうかを示すべきとされる。
- 35．効率的なポートフォリオ管理手法から生じるすべての収益は、直接的および間接的な事業費を控除した後、ファンドに返還されるべきとされる。

別紙E サブ・ファンド・プライバシー通知

はじめに

本通知の目的は、貴殿に対し、データ保護法（改正済）（以下「DPA」という。）に従った貴殿の個人データの使用に関する情報を提供することである。

本文書において、「当社」とは、受託会社ならびにその関連会社および／または委託先をいう。

投資者データ

サブ・ファンドへの投資、ならびにそれに関連して貴殿と当社との間でやりとり（（該当する場合）電子通信または電話の記録を含み、何らかの申込み（過去、現在または未来のものを問わない。）を含む。）を行うことにより、または貴殿が別途、投資者である貴殿と関係のある個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、クライアント、実質的所有者または代理人）に関する個人情報を当社に提供することにより、貴殿は、DPAに定める意味の範囲内における個人データに該当する一定の個人情報（以下「**投資者データ**」という。）を当社に提供することとなる。当社は、その他の公的な情報源からも投資者データを取得することができることとする。投資者データには、貴殿および／または投資者である貴殿と関係する個人に関連する以下の情報が含まれるが、これらに限られない。氏名、居住地住所、電子メールアドレス、連絡先詳細、会社連絡先情報、署名、国籍、出生地、生年月日、納税者番号、信用履歴、通信記録、パスポート番号、銀行口座詳細、資金源の詳細および貴殿の投資活動に関連する詳細。

当社が投資者データを使用する場合、受託会社は、DPAの目的上、「データ管理者」として特徴付けられる。受託会社の関連会社および委託先は、DPAの目的のために「データ処理者」として行為することができる。

影響を受ける対象

貴殿が自然人である場合、当該データの使用により貴殿が直接影響を受けることとなる。貴殿が、当社との投資に関連して理由の如何を問わず貴殿と関係する個人に関する投資者データを当社に対して提供する法人の投資者（これらの目的において、信託または免除リミテッド・パートナーシップ等の法律上の組織体を含む。）である場合、当該データの使用は当該個人に関連するものとなり、貴殿は、本文書を当該個人に送信するか、またはその他当該個人に対してその内容を助言すべきである。

貴殿の個人データの使用方法

データ管理者である受託会社は、特に、以下を含む適法な目的のために、投資者データを収集、保管および使用することができる。

- (i) 申込書ならびに／またはサブ・ファンドの設立文書および運用文書に基づく当社の権利および義務の履行のために必要である場合、
- (ii) サブ・ファンドが適用を受ける法律上および規制上の義務を遵守するために必要である場合（マネー・ロンダリング防止およびFATCA / CRSの要件の遵守等）、および／または
- (iii) 当社の正当な利益のために必要であり、貴殿の利益、基本的権利または自由が当該利益に優先されない場合。ただし、投資者データはダイレクト・マーケティングならびに他の類似の目的で使用されないものとする。

さらに、シティバンク・エヌ・エイ（以下「管理事務代行会社」という。）および／またはシティコープ・フィナンシャル・サービス・リミテッド（以下「名義書換代理人」という。）は、例えば、受託会社に自己のサービスを提供するため、または自己に直接適用される、若しくは受託会社が管理事務代行会社または名義書換代理人に依頼することに関して適用される法律上若しくは規制上の要件を履行するために投資者データを使用することができるが、管理事務代行会社または名義書換代理人によるかかる投資者データの使用は、少なくとも当社が投資者データを処理する上述の目的のいずれかと常に適合する。

投資者データを他の特定の目的（該当する場合、貴殿の同意を必要とする何らかの目的を含む。）に使用することを希望する場合、当社は、貴殿に連絡する。

貴殿の個人データの移転理由

一定の状況において、当社および／または当社の授權された関連会社もしくは委託先は、ケイマン諸島金融当局または税務情報庁等の関連規制当局と、投資者データおよびサブ・ファンドにおける貴殿の持分に関するその他の情報を共有することを法的に義務付けられる場合がある。また、これらの当局は、その後、税務当局を含む海外当局と本情報を交換することができる。

当社は、受託会社およびその各関連会社（ケイマン諸島外または欧州経済領域外に所在する一定の事業体を含む場合がある。）にサービスを提供する当事者に対して投資者データを開示することを予期している。かかる当事者には以下の者が含まれ、以下の者は、当社を代理して、または受託会社に提供するサービスに関連する自らの適法な目的のために、個人データを処理することができる。

- (i) 保管会社
- (ii) 管理事務代行会社
- (iii) 名義書換代理人
- (iv) 管理会社
- (v) 監査人、および
- (vi) 英文目論見書およびその補遺47に列挙される他のアドバイザーまたはサービス提供者

当社が講じるデータ保護措置

ケイマン諸島以外に所在する当社または当社の適式に授權された関連会社および／もしくは委託先による投資者データの移転は、DPAの要件に従うものとする。

当社ならびに当社の適式に授權された関連会社および／または委託先は、投資者データの不正なまたは違法な処理、および投資者データの偶発的な紛失もしくは破壊または損害に対する保護を意図された適切な技術的および組織的情報セキュリティ措置を適用するものとする。

当社は、貴殿または該当する投資者データに関連するデータ主体のいずれかの利益、基本的権利または自由に対するリスクをもたらす合理的な可能性のある何らかの投資者データ違反について、貴殿に通知するものとする。

お問い合わせ

不明点がある場合、またはデータ保護権について当社と協議されたい場合、管理会社（citifirst.im@citi.com）まで問い合わせられたい。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

監査意見

私どもは、8ページから35ページ（訳注：原文のページ）に記載されたレッド・アーケ・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラストのサブ・ファンドであるアルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)の財務書類、すなわち、2021年12月31日現在の財政状態計算書、2021年1月29日（運用開始日）から2021年12月31日までの期間の包括利益計算書、受益者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が発行した香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して、サブ・ファンドの2021年12月31日現在の財政状態、ならびに2021年1月29日（運用開始日）から2021年12月31日までの期間の経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HKICPAが発行した香港監査基準(以下「HKSA」という。)に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、ケイマン諸島における財務書類の監査に関連のある倫理上の要求とともにHKICPAの「職業会計士の倫理規定」（以下「当規定」という。）に基づきサブ・ファンドに対して独立性を保持しており、また、これらの要求および当規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

サブ・ファンドは、これらの財務書類および監査報告書を英語から日本語に翻訳することができる。私どもは、当該翻訳に関するいかなる手続も行っていない。財務書類および監査報告書の英語版と日本語版との間に矛盾がある場合は、英語版が優先するものとする。

財務書類および監査報告書以外の情報

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。

私どもの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対するサブ・ファンドの管理会社および受託会社の責任

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、HKICPAが発行したHKFRSに準拠して、当該財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するためにサブ・ファンドの管理会社および受託会社が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、サブ・ファンドの管理会社および受託会社がサブ・ファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。本報告書は、合意された契約条件に従い、機関としての受託会社に対してのみ作成されたものであり、他の目的では作成されていない。私どもは、本報告書の内容について、他の何人に対しても責任を負わない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HKSAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私どもは、HKSAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、または内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、サブ・ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ サブ・ファンドの管理会社および受託会社が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびにサブ・ファンドの管理会社および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ サブ・ファンドの管理会社および受託会社が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私どもの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、サブ・ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私どもは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、サブ・ファンドの管理会社および受託会社に対して報告を行っている。

ケーピーエムジー
ケイマン諸島

2022年6月22日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Algebris Financial Hybrid Securities Fund (the "Series Trust"), a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust, set out on pages 8 to 35, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2021, the statement of comprehensive income, the statement of changes in net assets attributable to unitholders and the statement of cash flows for the period is from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to 31 December 2021, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 31 December 2021, and its financial performance and its cash flows for the period from 29 January 2021 (date of commencement of operations) to 31 December 2021 in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing ("HKSA") issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the HKICPA's Code of Ethics for Professional Accountants ("the Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The Series Trust may translate these financial statements and our auditors' report from English to Japanese. We have not been engaged to perform any procedures over the translation. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors' report, the English version shall prevail.

Information other than the financial statements and auditors' report thereon

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Manager and the Trustee of the Series Trust for the financial statements

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and for such internal control as the Manager and the Trustee of the Series Trust determine is necessary to enable

the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Manager and the Trustee of the Series Trust either intend to liquidate the Series Trust or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSA's will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with HKSA's, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Manager and the Trustee of the Series Trust.
- Conclude on the appropriateness of the Manager's and Trustee's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Manager and the Trustee of the Series Trust regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

June 22, 2022

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

(訳文)

独立監査人の監査報告書

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

(香港で設立された有限責任会社)

の株主各位

財務書類監査に関する報告**監査意見**

私どもは、7ページから30ページ（訳注：原文のページ）に記載されたシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類、すなわち、2021年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した事業年度における純損益およびその他の包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が発行した香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して、2021年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローに対して真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HKICPAが発行した香港会計基準(以下「HKSA」という。)に準拠し、実務指針第820号（改訂）「登録会社および仲介業者の関連会社の監査」を参照して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、HKICPAの「職業的監査人の倫理規定」（以下「当規定」という。）に準拠して会社から独立しており、さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類およびそれに対する監査報告書以外の情報

取締役は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれるすべての情報から成るが、財務書類およびそれに対する監査報告書は含まれない。

財務書類に対する私どもの監査意見は、その他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務書類もしくは私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾していないか、またはそれ以外に重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

私どもは、実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、かかる事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

財務書類に対する取締役の責任

取締役は、H K I C P A が発行したH K F R S および香港会社法に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任がある。

財務書類の作成において、取締役は、会社の継続企業の前提の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役が会社を清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

さらに、取締役は、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足していることを確保する必要がある。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体として財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を発行することにある。当報告書は香港会社法の第405条に準拠し、集団としての株主に対してのみ作成され、前項に記載されたその他の記載内容について報告するものであり、その他の目的で使用してはならない。私どもは当報告書の内容に関して他のいかなる人物に対する責任も負わず、かつ責務も引き受けない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、H K S A に準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを確認するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。また私どもは、当該財務書類が香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているかどうかについての合理的な保証を得る必要がある。

H K S A に準拠した監査の一環として、私どもは、監査を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する他、以下を行う。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴うためである。

- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明することが目的ではない。
- 取締役が採用した会計方針の適切性、ならびに取締役によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- 取締役が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について結論付ける。また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不適切な場合は、財務書類に対する私どもの監査意見を修正する必要がある。私どもの結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、会社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）、ならびに、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかを評価する。

私どもは、取締役と、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して、協議する。

香港証券先物法の香港証券先物（記録の保存）規則および香港証券先物（会計および監査）規則に基づいた法定事項に関する報告

私どもは、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているものと認める。

ケーピーエムジー

公認会計士

香港、セントラル

チャターロード10

プリンスビル8階

2022年4月27日

[次へ](#)

Independent auditor's report to the member of
Citigroup First Investment Management Limited
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Citigroup First Investment Management Limited (" the Company ") set out on pages 7 to 30, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2021, the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2021 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (" HKFRSs ") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (" HKICPA ") and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (" HKSAs ") and with reference to Practice Note 820 (Revised), *The audit of licensed corporations and associated entities of intermediaries*, issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* (" the Code ") and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

In addition, the directors are required to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and to report to you on the other matters set out in the preceding paragraph, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. In addition, we are required to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules

As part of an audit in accordance with HKSA's, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

KPMG

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong
27 April 2022

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書代理人が別途保管している。